

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年9月12日

【計算期間】 第14期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

【ファンド名】 iシェアーズ 米国小型株ETF(ラッセル2000)

【発行者名】 ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ  
(BlackRock Fund Advisors)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター  
(Managing Director)  
ジャック・ジー  
(Jack Gee)

【本店の所在の場所】 米国、カリフォルニア州94105、サンフランシスコ、ハワード・ストリート  
400番  
(400 Howard Street, San Francisco, California 94105, the United  
States of America)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 濃 川 耕 平

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル  
西村あさひ法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 本 柳 祐 介  
弁護士 木 野 博 徳  
弁護士 三 本 俊 介

【連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル  
西村あさひ法律事務所

【電話番号】 03-5562-8500

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

注(1) 本書において、文脈により別異に解する必要がある場合を除き、下記の語は下記の意味を有するものとします。

本ファンド	iシェアーズ ラッセル 2000 ETF(iShares Russell 2000 ETF)
BFA	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ(BlackRock Fund Advisors)
本トラスト	iシェアーズ・トラスト(iShares Trust)
SEC	米国証券取引委員会(The U.S. Securities and Exchange Commission)
本対象指数	ラッセル2000指数

- (2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」は米国の法定通貨である米ドルを指すものとします。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1米ドル=102.85円の換算率(2014年7月31日に株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。
- (3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。

## 第一部【ファンド情報】

別段の記載がある場合を除き、以下の記述は、有価証券信託受益証券に関して信託される信託受益証券に関する情報です。

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### 本トラストおよび本ファンドの概要

本トラストは、現在、240超の投資シリーズまたはポートフォリオにより構成されており、本ファンドはこのうちの一つです。本トラストはデラウェア籍法定トラストとして1999年12月16日に設立され、複数のシリーズまたはポートフォリオを有することが認められています。本トラストはオープンエンド型運用投資会社であり、1940年投資会社法(その後の改正を含みます。以下「1940年法」といいます。)に基づきSECに登録されています。本トラストの受益証券の募集は1933年証券法(その後の改正を含みます。以下「1933年法」といいます。)に基づき登録されています。

本ファンドはブラックロック・インク(BlackRock, Inc.)の間接完全子会社であるBFAにより運用され、一般的に、本ファンドの特定のベンチマーク指数(本対象指数)の投資成果を追求することを目指します。

本ファンドは、受益証券を1口当たりの純資産価額(以下「NAV」といいます。)に基づき、特定数の受益証券のまとまり(以下「クリエーション・ユニット」といいます。)でのみ、通常、本対象指数に含まれる指定された証券ポートフォリオ(かかる証券の現金による代替部分を含みます。以下「預入証券」といいます。)および特定の現金支払による預入(以下「現金部分」といいます。)との引き換えで募集または発行します。本ファンドの受益証券は、国法証券取引所であるNYSEアーカ・インク(NYSE Arca, Inc.)(以下「NYSEアーカ」または「本上場取引所」といいます。)における取引のために上場されています。本ファンドの受益証券は流通市場およびその他の場所において、本ファンドのNAVと一致する、あるいは上回る、または下回る市場価格で取引されます。受益証券は、クリエーション・ユニットでのみ、そして通常、証券ポートフォリオおよび現金部分との引き換えによって償還されます。クリエーション・ユニットは一般的には特定数の受益証券から成り、通常5万口またはその整数倍によって設定されます。

本トラストは受益証券の設定および償還が現金によって完全または部分的に達成されることを許可または要求する権利を留保します。受益証券は、本トラストの預入現金を不足する預入証券の時価の少なくとも105%から115%(この比率はBFAにより随時変更されることがあります。)に維持することなど様々な条件が充足されることを条件として、預入証券の受領に先立って発行されることがあります。詳細は下記「クリエーション・ユニットの設定および償還」のセクションをご参照ください。現金分を含む設定または償還に関連する取引手数料およびその他の費用は、現物の設定または償還に関連する取引手数料およびその他の費用を上回る場合があります。全ての場合において、条件および手数料は、償還可能な証券を募集する管理投資会社に適用されるSECの規則および規定の要件に従って制限されます。

本ファンドの信託金に上限はありません。

### 本トラストに関する追加情報

**受益証券** 本トラストは、現在、240超の個別の投資シリーズまたはファンドと呼ばれるポートフォリオによって構成されています。本トラストは、本ファンドの受益権について無額面の受益証券を発行します。本トラストの受託者会(以下「本受託者会」といいます。)は追加のiシェアーズ・ファンド(1940年法に基づく米国籍iシェアーズを総称したものです。以下「iシェアーズ・ファンド」といいます。)を指定することができます。

ファンドが発行する各受益証券は、それぞれ当該ファンドの資産の持分を比例配分にて有します。受益証券は非先買、交換、購入または転換の権利を有し、自由に譲渡することができます。各受益証券は関連するファンドに関して本受託者会が決定した配当および分配、ならびに清算時にはかかるファンドの正味分配可能資産に関して参加する資格を平等に有します。

各受益証券は、受益者(以下本第一部において、本ファンドに関する受益証券の受益的持分の所有者を「受益者」といいます。)が議決の資格を有する事項に関して1個の議決権を有します。受益者の議決事項として提出されたいかなる議題についても、本ファンドは別々に議決を行うものとします。ただし、(1)1940年法により要請される場合、または(2)本トラストの受託者(以下「本受託者」といいます。)が2つ以上のファンドの利害に影響を及ぼすと判断した場合には、影響の及ぶ全てのファンドの受益者が一堂に会し投票を行います。

デラウェア州法上、本トラストは1940年法で要請されない限り年次受益者総会を開催する必要はありません。本トラストの方針では、1940年法で要請されない限り年次受益者総会は開催しないこととしています。(ファンドの種類にかかわらず)全ての受益証券は、本受託者会のメンバーの選任において非累積的議決権を有します。デラウェア州法上、本受託者は受益者の投票により解任されることがあります。

ファンドの受益証券の当初クリエーション・ユニット設定後およびファンドの受益証券の取引開始直前に、受益証券の保有者は1940年法で定義されるところのファンドの「支配関係人」となる場合があります。本ファンドは、1または複数の受益者が本ファンドの支配関係人である期間の長さについて予測することができません。

2009年9月17日付の本トラストの修正・再録契約および信託証書(以下「本信託証書」といいます。)に従い、本受託者会は、受益者の承認なく(かかる受益者の承認が1940年法を含む適用法で要請されている場合を除き)、2008年9月24日以降に運用が開始された1または複数のファンド(以下各々を「本新ファンド」といいます。)について、別の本新ファンドと共に、またはそれに対して合併、再編、統合し、全てまたは実質的に全ての資産の売却し、あるいはその他同様の活動を実施することができます。

受益者は、本トラストに対し書面により照会を行うことができます。宛先住所はブラックロック・インベストメント・エルエルシー(BlackRock Investments, LLC)方、ニュージャージー州 08540、プリンストン、ユニバーシティ・スクエア・ドライブ1(1 University Square Drive, Princeton, NJ 08540)です。

SECまたはそのスタッフによる適用可能な免除またはその他の軽減措置がない限り、ファンドの受益証券の5%を超える受益者は、1934年証券取引所法(その後の改正を含みます。以下「1934年法」といいます。)のセクション13およびこれに従いSECが定めた規則の報告条項に従わなくてはならない場合があります。さらに、SECまたはそのスタッフによる適用可能な免除またはその他の軽減措置がない限り、ファンドの役員および受託者ならびにファンドの受益証券の10%を保有する受益者(以下「内部者」といいます。)は、1934年法のセクション16およびこれに従いSECが定めた規則の内部者報告ならびに短期売買および空売り条項に従わなくてはならない場合があります。受益者および内部者は、1934年法のセクション13および16に基づく義務に関しては自身の顧問弁護士にご相談ください。

## (2)【ファンドの沿革】

日 付	沿 革
1999年12月16日	本トラストの設立
2000年5月22日	本ファンドの開始
2000年5月26日	本ファンドのアメリカン証券取引所(American Stock Exchange LLC)上場
2005年6月15日	本ファンドのメキシコ証券取引所(Bolsa Mexicana de Valores)上場
2006年10月20日	本ファンドのアメリカン証券取引所からNYSEアーカへの上場変更
2007年11月15日	本ファンドのオーストラリア証券取引所(Australian Securities Exchange)上場
2009年12月1日	投資顧問業者の名称についてバークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ(Barclays Global Fund Advisors)からブラックロック・ファンド・アドバイザーズに変更
2009年12月3日	本ファンドのサンティアゴ証券取引所(Bolsa de Comercio de Santiago)上場 本ファンドのチリ電子証券取引所(Bolsa Electrónica de Chile)上場
2012年4月1日	ディストリビューターについてSEIインベストメント・ディストリビューション・コ(SEI Investments Distribution Co.)からブラックロック・インベストメント・エルエルシーに変更



管理会社及びファンドの関係法人の名称及びファンドの運営上の役割並びに管理会社が関係法人と締結している契約等の概要

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	投資顧問業者 (管理会社)	<p>投資顧問契約。</p> <p>本トラスト/iシェアーズ・インク(iShares, Inc.)およびBFAの間の契約であり、BFAは、iシェアーズ・ファンドのために管理および投資顧問サービスを提供する事業に従事します。また、BFAの義務、BFAの報酬、情報および報告、費用、責任ならびにその他サービスに関する詳細も含まれています。</p> <p>*本トラストとBFAの間の契約が、本ファンドに関係します。</p>
ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(State Street Bank and Trust Company)	アドミニストレーター、カストディアンおよび名義書換代理人	<p>本トラスト/iシェアーズ・インクおよびステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(以下「ステート・ストリート」といいます。)との間のマスター・サービス契約(以下「マスター・サービス契約」といいます。)およびサービス付属契約(ファンド管理および会計サービス、カストディ・サービス、名義書換代理サービス)(以下「サービス付属契約」といいます。)</p> <p>ファンドに対する一定の投資管理、会計、カストディ、名義書換代理および関連するITサービスについてステート・ストリートが提供できる一般条件を定めています。これには以下のサービス付属契約が含まれています。すなわち、ファンド管理および会計サービス、カストディ・サービスならびに名義書換代理サービスです。各サービス付属契約は、提供されるサービス、当該サービスの条件、サービスに対する費用メカニズム、当該サービス特有のリソースの処分および移転に対処する規定ならびにその他関連条件を規定しています。</p>
ブラックロック・インベストメント・エルエルシー	ディストリビューター	<p>ディストリビューション契約。</p> <p>本トラスト/iシェアーズ・インクおよびブラックロック・インベストメント・エルエルシー(以下「ディストリビューター」または「BRIL」といいます。)との間の契約。ディストリビューターは、ファンドのクリエイション・ユニットのディストリビューターとして指名され、クリエイション・ユニットを販売し、指定参加者(下記「第2 管理及び運営 1 申込(販売)手続等 (2) 米国における設定手続 1 クリエーション・ユニットの設定および償還」に定義します。)と契約を締結する権利に従ってその他のサービスを提供します。また、ディストリビューターの表明、保証および誓約、ディストリビューターの報酬、費用および補償の詳細も含まれています。</p>

## 管理会社の概況

## (イ) 設立準拠法

カリフォルニア州法

## (ロ) 事業の目的

BFAは、債券、資金管理、株式、複合資産および指数戦略に重点を置いている上場投資信託(以下「ETF」といいます。)を含む米国登録投資会社を管理します。米国登録投資会社のためにサブ・アドバイザーとして行ないます。BFAは、合同投資商品およびモーリシャスの非公開有限責任会社も管理します。

## (ハ) 資本金の額

1,000米ドル(102,850円) (2014年7月31日現在)

## (ニ) 会社の沿革

日 付	沿 革
1984年9月20日	ウェルズ・ファーゴ・インベストメント・アドバイザーズ(Wells Fargo Investment Advisors)として設立
1996年1月1日	BZWパークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ(BZW Barclays Global Fund Advisors)に名称変更
1996年10月9日	パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズに名称変更
2009年12月1日	ブラックロック・インクとパークレイズ・グローバル・インベスターズ(Barclays Global Investors)との合併により、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズに名称変更

## (ホ) 大株主の状況

(2014年7月31日現在)

名 称	住 所	所有株式数	比 率(%)
ブラックロック・デラウェア・ホールディングス・インク(BlackRock Delaware Holdings Inc.)	カリフォルニア州94105、サンフランシスコ、ハワード・ストリート400番	1,000株	100

## (4)【ファンドに係る法制度の概要】

## デラウェア籍法定トラストとして設定されたミューチュアル・ファンドの設立、運営等に関する準拠法

デラウェア籍法定トラストは、デラウェア州法により設立され、その規制を受けます。ミューチュアル・ファンドとしての運営については1940年法および同法の下における諸規則の全面的な規制を受けており、さらに受益証券の販売に関して、1933年法、1934年法および各州のブルー・スカイ・ロー(米国の各州の証券法)ならびにこれらに係る諸規則の規制を受けます。さらに、デラウェア籍法定トラストおよびその受託者は、裁判例を通じて確立したコモン・ローの原則の適用を受けることがあります。

準拠法の主な内容は以下の通りです。

## デラウェア州法

## (イ) デラウェア籍法定トラスト法(デラウェア州法第12編第38章以下参照(デラウェア籍法定トラストの取扱い))

1988年1月1日以降、デラウェア州ではデラウェア籍法定トラストを明確に承認した法定トラスト法を採用しています。法定トラスト法の主要な目的は、コモン・ローの近代化、およびデラウェア州法の体系化により商業活動におけるトラストの利用に関して確実性をもたらすことです。

法定トラスト法は法定トラストの信託契約に対して、あらゆる適切な、受託者および受益者の権利義務の設定を許可しています。法定トラストに関連する文字どおり全ての事象に関して、受託者および受益者の議決権ならびに全ての該当クラスまたはシリーズは、拡大、制限または削減することができます。かかる融通性は、義務的条項に制限されることの多い、非主流的な商業組織およびコモン・ロー・トラストに対して有利となります。

法定トラスト法のもとでは、デラウェア籍法定トラストの受益者は、デラウェア州企業の株主と同様の個人的責任の限定を受けます。信託約款に別途の規定がない限り、法定トラストは、当該法定トラストの責務を負わない受託者に運営され、またはかかる受託者の指導下におかれます。法定トラスト法は、受益者の最低1名がデラウェア州に居住していることを規定しています。ただし、登録された投資会社であるかまたは将来的に登録された投資会社となるトラストについてはこの規定の適用は除外されます。受益者の義務は信託約款に規定されます。さらに信託約款は、かかる信託約款が規定する権利、権限および義務を有して当該法定トラストを運営する役員、従業員またはその他の人物の任命を規定することもできます。

法定トラストの運営に責任を有する受託者またはその他の者が、当該法定トラストまたは受益者に関連して有する義務(信用上の義務も含みます。)および責務に関しては、かかる者の責任は信託契約により拡大または縮小することができます。加えてかかる者は、その誠意のもと、信託契約の条項への責務は有しません。

## (ロ) デラウェア州コモン・ロー

コモン・ローは米国各州の裁判所の判例によって形成された不文法の体系です。デラウェア州裁判所によりなされた判断を通じて形成された一定の法理論は、デラウェア籍法定トラストおよびかかるトラストの受託者に適用されます。

## 連邦法

本トラストはオープンエンド型投資会社であり1940年法に基づきSECに登録されており、その一部は複数のシリーズまたは個別のポートフォリオ(以下「個別ファンド」といいます。)により構成されています。

個別ファンドはETFです。ETFはその他の公に取引されている証券と同様に取引されているファンドであり、その受益証券の募集は1933年法に基づき登録されています。

## (イ) 1940年法

本法は、主に投資、再投資および証券の取引を行い、その発行する証券が投資を行う公衆に対して提供されている、ミューチュアル・ファンドなどの会社組織を規制するものです。その規制は、複合的な運用で生ずる利益相反を最小化することを目的としています。同法では、これらの会社に対し、証券が最初に販売される際、そしてその後定期的に、財務状況および投資方針を投資家に開示することを求めています。同法では、投資を行う公衆に対しファンドについての情報やその投資目的に加え、投資会社の構造や運営について開示することに重点が置かれています。留意すべき重要な点は、同法は、SECがこれらの会社の投資にかかる意思決定や投資活動を直接監督することや、その投資の利点について評価することは認めていないことです。

## (ロ) 1933年法

「真の証券」法として言及されることも多い1933年法には、2つの基本的な目的があります。

すなわち、公に販売される証券に関する財務その他の重要情報を投資家が得られるよう求めること、ならびに証券の販売に際して詐欺、不実表示およびその他の不正行為を禁止することです。

## (ハ) 1934年法

本法に基づき、議会はSECを設立しました。同法では証券業界に関する全ての面についてSECに幅広い権限を与えています。当該権限には、証券会社、名義書換代理人、クリアリング機関および米国の証券自主規制機関(以下「SRO」といいます。)についての登録、規制および監督が含まれます。ニューヨーク証券取引所(New York Stock Exchange)(以下「NYSE」といいます。)などの様々な証券取引所はSROに該当します。NASDAQシステムを運営する金融取引業規制機構(Financial Industry Regulatory Authority, Inc.)(以下「FINRA」といいます。)もSROです。

また同法は、市場における一定の種類の行為を特定し禁止しており、SECに規制対象機関およびこれに関連する者に対する懲罰権限を与えています。

さらに同法は、SECが証券を公に取引されている証券の発行会社に対し定期的な情報の報告を求める権限を与えています。

## (二) 内国歳入法

同法は、投資会社の課税措置を定める規定があります。

投資信託は、内国歳入法セクション851に定める要件に合致すれば規制投資会社(以下「RIC」といいます。)として適格となります。ファンドが全ての純投資収益および純課税キャピタル・ゲイン(もしあれば)を毎年投資家に分配していれば、連邦所得税の対象から免除されます。投資信託が投資家に支払う利益からの配当金および短期純収益からの分配金は通常の収入として課税対象となります。また、投資家が受領する長期純収益金からの分配金は、保有期間にかかわらず長期のキャピタル・ゲインとして課税対象となります。

## (5) 【開示制度の概要】

米国における開示

## (イ) 登録届出書

米国iシェアーズ(本ファンドを含み、以下「サブファンド」と総称します。)はETFであり、1940年法に基づき登録されたオープンエンド型投資会社です。サブファンドは、受益証券を継続的に公衆に販売するために登録届出書をSECに提出することを求められています。各サブファンドの登録届出書には、サブファンドの最新版の英文目論見書および追加情報書類(以下「英文目論見書補完書面」といいます。)が含まれます。また、サブファンドはSECに英文目論見書の要約を提出することもできます。サブファンドの受益証券はサブファンドから直接取得されるわけではなく、取引所経由で流通市場を通じて購入されるため、サブファンドはETFとして、英文目論見書または英文目論見書の要約(以下「英文目論見書等」と総称します。)を受益者に送付する必要はありません。サブファンドは、受益者に対してサブファンドの受益証券の取得を円滑化させるブローカー・ディーラーが英文目論見書等を入手できるようにしており、したがって、ブローカー・ディーラーが英文目論見書の交付義務を充足しています。

各サブファンドは、特定のパフォーマンスや財務情報に加え必要とみなされるその他の変更について更新するため、登録届出書の最新版を毎年会計年度終了後に提出することを求められています。サブファンドは年度中に修正登録届出書(以下「補足書類」といいます。)を提出することができます。補足書類において報告された変更の性質および重要性によっては、当該補足書類は現在の受益者に交付するためにブローカー・ディーラーに提供される場合があります。

登録届出書の財務ハイライト、パフォーマンス・データ、報酬および費用に関する情報ならびにその他の財務情報は、適用される規則および規制に従い、サブファンドの会計士が作成します。サブファンドの独立した登録公認会計事務所は、登録届出書をSECに提出する前に、監査済みの財務書類との一貫性を保つため、財務ハイライトの精査を行います。

## (ロ) 年次および半期報告書の受益者向け報告

サブファンドは以下の規制上の報告書の作成が求められています。

## (a) 受益者向け年次および半期報告書

サブファンドは、監査済みの財務書類を含む年次報告書および未監査の財務書類を含む半期報告書を受益者に交付することを求められています。適用されるSECの規則の要請に従い、各サブファンドの受益者向け報告書にはサブファンドの取締役が投資顧問契約および副投資顧問契約を承認する際に検討した要因の詳細にかかる記述が含まれます。年次および半期報告書とあわせて、サブファンドの年次または半期報告書の受益者への交付後、フォームN-CSRをSECに提出しなくてはなりません。

## (b) フォームN-Q

各サブファンドは、各会計年度の第1および第3四半期末時点の保有ポートフォリオを反映した報告書をSECに提出しなくてはなりません。

## (c) フォームN-PX

各サブファンドは毎年6月30日を末日とする1年間の議決権行使記録を含むフォームN-PXをSECに提出することを求められています。

日本における開示

該当事項はありません。

## (6) 【監督官庁の概要】

SEC

SECの使命は、投資家を保護し、公平で秩序ある効率的な市場を維持し、資本の形成を促進することです。

SECは、証券取引所、証券会社およびディーラー、投資顧問ならびにミューチュアル・ファンドを含む主要な証券市場参加者を監督します。この点に関して、SECは市場関連の重要な情報の開示の促進、公正な取引の維持および不正行為からの保護を主たる関心事としています。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

本ファンドは、米国小型株から構成される指数の投資成果を追求することを目指します。

#### 主な投資戦略

本ファンドは、本対象指数の投資成果を追求することを目指します。本対象指数は、米国の株式市場の小型株セクターのパフォーマンスを測定するものです。本対象指数には、公に取引されている全ての米国株式の時価総額合計の約8%を表章する発行体が含まれています。

本対象指数は、ラッセル3000インデックスの下位約2,000の発行体が発行した株式の浮動株調整後時価総額加重平均型のインデックスです。2014年3月31日時点で、本対象指数は、ラッセル3000インデックスの合計時価総額のうち約8%を表章していました。合計時価総額には、発行済株式の全てが反映されています。一方、合計市場価値は、一般的な投資に利用可能な株式に基づく浮動株調整後の時価総額が反映されています。

構成銘柄は主に、金融、耐久生産財およびテクノロジー関連企業を含みます。本対象指数の構成銘柄およびこれらの構成銘柄が特定の産業を表章する度合いは、今後変更される可能性があります。

BFAIは、本ファンドの投資目的を達成するために「パッシブ」アプローチまたはインデクシング・アプローチをとります。多くの投資会社とは異なり、本ファンドは、追跡する指数を「上回る」ことは追求せず、また市場が下落した時または過大評価されていると思われる時に一時的に防御的なポジションを取ることを追求しません。

インデクシング・アプローチでは、本ファンドが本対象指数のパフォーマンスを著しく上回る機会がない一方、貧弱な銘柄選択等のアクティブ運用に伴うリスクの一部を軽減することができます。インデクシング・アプローチは、アクティブ運用型投資会社と比べポートフォリオ売買回転率を低く保つことにより、費用の減少およびより良い税引後パフォーマンスを達成することを追求します。

BFAIは、本ファンドの運営において、代表サンプリング指数戦略を採用します。「代表サンプリング」とは、総合すると本対象指数の投資プロフィールに類似する投資プロフィールを有する証券の代表的なサンプルに投資する指数戦略です。選択される証券は、総合的に、本対象指数に類似する投資特性(時価総額および産業割合等の要因に基づきます。)、基本特性(収益変動性および利回り等)および流動性評価を有することが予想されます。本ファンドは、本対象指数の証券の全てを保有する場合もあれば、保有しない場合もあります。

本ファンドは、通常、その資産の少なくとも90%以上を本対象指数の証券および本対象指数の証券を表章する預託証券に投資します。本ファンドは、それ以外の資産を一定の先物、オプションおよびスワップ契約、現金および現金等価物(BFAまたはBFAの関連会社により運用されているマネー・マーケット・ファンド持分を含みます。)のほか、本対象指数に含まれていない証券に投資する可能性もありますが、これは本ファンドによる本対象指数の追跡を補助するとBFAは考えています。本ファンドは、本ファンドの報酬および費用控除前において、本対象指数の投資成果を追求することを目指します。本ファンドは、本ファンドの総資産総額(受領した担保価値を含みます。)の3分の1までを上限として、証券の貸付を行う場合があります。

本対象指数は、本ファンドおよびBFAから独立した機関(以下「指数提供者」といいます。)により提供されています。指数提供者は、本対象指数の証券の構成および相対的な割合を決定し、本対象指数の市場価値に関する情報を公開します。本ファンドの指数提供者はフランク・ラッセル・カンパニー(Frank Russell Company)(以下「ラッセル」といいます。)です。

本ファンドは、ラッセルが、後援、推奨、販売、または販売促進するものではありません。ラッセルは、本ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、証券全般もしくは本ファンドへの投資に関する当否または一般的な株式市場のパフォーマンスを追跡している本対象指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。ラッセルと本トラストおよびBFAまたはその関連会社との関係は、特定の商標およびラッセルのトレードネームならびに本トラスト、BFA、その関連会社、または本ファンドに関わらず、ラッセルにより決定、構築、および計算されている本対象指数のライセンスのみです。ラッセルは、本対象指数の決定、構築、あるいは計算において、BFA、その関連会社、または本ファンドの受益者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。ラッセルは、本ファンドの価格および受益証券の数量または当該受益証券の発行もしくは売却時期の決定または本ファンドの受益証券を換金するための計算式の決定または計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。ラッセルは、本ファンドの受益証券の管理、マーケティングまたは取引に関連するいかなる義務または責任も負いません。ラッセルは、本対象指数またはそれに含まれるいかなるデータの正確性または完全性について保証するものではありません。また、ラッセルは、本対象指数に含まれるいかなる誤謬、脱漏または解釈について責任を負うものではありません。

ラッセルは、BFAまたはその関連会社、本ファンドの受益者その他の個人または法人が、本対象指数またはそれに含まれるデータを利用することにより得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行いません。ラッセルは、本対象指数またはそれに含まれるデータに関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行わず、かつ特定の目的または用途のための市場性または適切性について、一切の保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ本対象指数またはそれに含まれるデータの利用から発生する特別損害、懲罰的損害、直接的損害、間接的損害または派生的損害(逸失利益を含みます。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、ラッセルは、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

## (2)【投資対象】

上記「(1) 投資方針」をご参照ください。

## (3)【運用体制】

**投資顧問** BFAIは、本ファンドを代理する本トラストとBFAIとの間で締結された投資顧問契約に基づき、本ファンドの投資顧問としての役割を務めています。BFAIは、ブラックロック・インクに間接的に所有されているカリフォルニア州の会社であり、1940年投資顧問業者法(その後の改正を含みます。)における投資顧問として登録されています。投資顧問契約に基づき、BFAIは本受託者会の監督の下でかつ本ファンドの規定された投資方針に従って、本トラストおよび本ファンド資産の投資を運用および管理しています。BFAIは、売買注文を発注し、本ファンドの投資ポートフォリオを継続的に監視する責任を有しています。

投資顧問契約に基づき、BFAIは、随時その単独の裁量により、かつ適用ある法律によって許容される範囲において、本ファンドに関して投資顧問およびその他のサービスを行う1または複数のサブ・アドバイザー(BFAIの関連会社を含みますがこれらに限られません。)を選任することができます。また、BFAIは投資顧問契約に基づき、適用ある法律によって許容される範囲において、その1または複数の関連会社に一定の投資顧問機能を委託することができます。BFAIは、その単独の裁量により、適用ある法律によって許容される範囲において、いつでも適切な通知を行うことでいずれかのもしくは全てのサブ・アドバイザーまたはかかる委託の取り決めを終了させることができます。

**ポートフォリオ・マネージャー** 各ポートフォリオ・マネージャーは、ポートフォリオの運用(キャッシュインフロー投資、一定の資産クラスに重点を置く自身のポートフォリオ運用チームのメンバーとの連携、投資戦略の実行、投資戦略の調査および検討、ならびにより限定された責任を負う自身のポートフォリオ運用チームのメンバーの監督を含みますが、これらに限られません。)に関する様々な機能の責任を負っています。ポートフォリオ・マネージャーが日々の運用について主に責任を負っている各ポートフォリオまたは口座は、収益率、リスク・プロファイルおよびその他独立した第三者の指数(客観的基準およびデータに基づき、当該指数を構成する証券の同一の組み合わせを再現することによるか、または、当該指数を構成する証券の代表サンプリングを通じたものです。)の特性を追跡します。BFAIの方針に従い、投資機会は本ファンドならびにその他のポートフォリオおよび口座の間で公平に配分されます。例えば特定の状況下において、投資機会は、市場における限られた供給、法律上の制約またはその他の要因により制限される可能性があり、かかる場合には、投資機会はこれらのポートフォリオおよび口座(こうした投資機会を追求する本ファンドを含みます。)の間で公平に配分されます。結果的に、本ファンドは時として、ポートフォリオ・マネージャーならびにBFAIおよびその関連会社がその他のポートフォリオまたは口座を運用していなければ有していた投資機会の配分よりも少ない配分が与えられる可能性があります。

本ファンドと同様、ポートフォリオ・マネージャーが日々のポートフォリオの運用について主に責任を負っている他のポートフォリオまたは口座は一般に、顧問業の対価として資産ベースの手数料をBFAまたはその関連会社(該当する場合)に支払います。しかし、これらのポートフォリオまたは口座の中には、資産ベースの手数料の代わりに、またはそれに加えてインセンティブに基づく手数料を顧問業の対価としてBFAまたはその関連会社に支払うものが1または複数ある可能性があります。インセンティブに基づく手数料を採用しているポートフォリオまたは口座は、当該ポートフォリオまたは口座の利益の一部をBFAまたはその関連会社に支払いますが、BFAまたはその関連会社が所定のパフォーマンス目標を達成または超過した場合には、通常を上回る額をサービスの対価としてBFAまたはその関連会社に支払います。その性質上、インセンティブに基づく手数料の取り決めには、より多くの手数料を得ることを目的に、そうした取り決めを有するポートフォリオまたは口座に対し、他のポートフォリオまたは口座に比してより多くの資金を投入し、より多くの投資機会を配分する動機をBFAまたはその関連会社に与える可能性があります。BFAおよびその各子会社は資金と機会をポートフォリオおよび口座の間で公平に配分する義務を負っており、それを心がけていますが、本ファンドの受益者は、ポートフォリオ・マネージャーがインセンティブに基づく手数料を取り決めたポートフォリオまたは口座を優先する結果に至りかねない利益相反が潜在的にあるということを認識すべきであり、これはインセンティブに基づく手数料の取り決めを含む様々な手数料の取り決めに従って投資顧問および/またはその関連会社により運用されているポートフォリオおよび口座のいかなるグループも同様です。

#### (4)【分配方針】

##### 配当および分配

**全般的方針** 純投資収益からの配当(もしあれば)は、本ファンドにより通常少なくとも年1回決定され支払われます。純実現証券利益の分配(もしあれば)は、通常年1回決定され支払われますが、本トラスは、本ファンドについてこれよりも頻繁に分配を実施する可能性があります。本トラスは、RICとしての地位を維持するため、あるいは未分配利益または実現益に対する所得税または消費税の賦課を回避するため、その合理的な裁量において必要または望ましいとみられる場合に特別分配を実施する権利を留保します。

本ファンドの受益証券にかかる配当およびその他の分配は、かかる受益証券の受益者に対し比例配分により分配されます。配当はデポジトリ・トラスト・カンパニー(Depository Trust Company)(以下「DTC」といいます。)参加者(以下「DTC参加者」といいます。)および間接的参加者(下記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (2) 保管」に定義します。)を通じてその時点で記録された受益者に本ファンドから受け取った資金とともに支払われます。

**配当金再投資サービス** 本トラスは配当金の再投資サービスを実施していません。ブローカー・ディーラーは、ファンドの受益者が配当分配の再投資に利用するためDTC振替決済による配当金再投資サービスを利用可能としている場合があります。受益者は当該サービスの利用可能性とコストならびにそのサービスへの参加の詳細について取引先証券会社に連絡をとるべきです。証券会社は、受益者に対し特定の手続きおよび期限の遵守を求めることがあります。このサービスが利用可能であり利用された場合、配当分配は収益および実現益とも自動的に流通市場で購入された本ファンドの受益証券全体に追加して再投資されます。

## (5)【投資制限】

**投資制限**

本ファンドは投資目的をノン・ファンダメンタル・インベストメント・ポリシーとしております。したがって、本ファンドは受益者の議決によらずに投資目的および本対象指数を変更することができます。本受託者会は、以下の番号を付した投資制限について本ファンドのファンダメンタル・ポリシーとしております。これら本ファンドの発行済議決権付証券の過半数を有する保有者の同意によらずに変更することはできません。発行済議決権付証券の過半数の投票は、1940年法において、(a)発行済議決権付証券の50%を超える保有者またはその代理人が出席した場合は、ファンドの総会の出席議決権付証券の67%以上、および(b)ファンドの発行済議決権付証券の50%超のどちらか少ない方として定義されています。

**本ファンドは以下を行いません。**

1. 投資を集中させること(すなわち、特定の産業または業界の株式を、総資産の25%以上保有すること。)。ただし、本ファンドは、本対象指数が集中させる程度と同程度の範囲で特定の産業または業界の株式に投資を集中させます。かかる制限において、米国政府(そのエージェンシーおよび仲介機関を含みます。)の証券、米国政府証券により担保される買戻契約ならびに州または地方自治体およびそれらの下位政府部門の証券は、いずれの産業の構成者によっても発行されたとはみなされません。
2. 金銭を借り入れること。ただし、( )本ファンドは、一時的なまたは緊急の(レバレッジでない)目的で(借入れを行わない場合は不適切な時期に証券を処分することを余儀なくする償還請求に応じることを含みます。)、銀行から借入れを行うことができ、かつ( )本ファンドは、その投資方針に従う範囲において、買戻契約またはリバース買戻契約を締結し、フォワード・ロール取引ならびに類似の投資戦略および投資手法を実施することができます。本ファンドは、上記( )および( )の取引を行った場合、かかる取引が本ファンドの総資産価額(借入金額を含みます。)の33 1/3%以下となるよう制限されます。この額を超える一切の借入れは、適用ある法律に従い削減されます。
3. 優先証券を発行すること。ただし、1940年法(随時解釈され、変更されます。)により許可される場合、または管轄権を有する規制当局により随時別途許可される場合を除きます。
4. 貸付を行うこと。ただし、1940年法(随時解釈され、変更されます。)により許可される場合、または管轄権を有する規制当局により随時別途許可される場合を除きます。
5. 不動産、不動産モーゲージ、商品または商品契約を売買すること。ただし、かかる制限は、本ファンドによる先物契約および先物契約オプション(本ファンドの投資目的および投資方針に従う限り、通貨オプションを含みます。)の取引を妨げません。
6. 他の者により発行される証券の引受業務を行うこと。ただし、本ファンドがポートフォリオ証券の処分において1933年法に基づき法的に引受人とみなされる場合を除きます。

上記の投資制限をファンダメンタル・ポリシーとしているほか、本ファンドは、ノン・ファンダメンタル・ポリシーとして、経営または支配を目的として会社の証券に投資せず、1940年法に基づき許可される場合(現時点で本ファンドの純資産の15%以下(投資時点で計算)を非流動性証券に投資することが許可されています。)を除き、非流動性証券を購入またはその他取得しません。

BFAは、本ファンドのポートフォリオにおける制限付証券(米国証券法ルール144(a)(3)に定義されます。)の流動性をモニターします。BFAは流動性を判断するにあたり、以下の要因を検討します。

- ・ 当該証券の取引および値付けの頻度
- ・ 当該証券の売買を希望するディーラーの数およびその他の潜在的な購入者の数
- ・ ディーラーによる当該証券の市場の形成
- ・ 当該証券の性質および当該証券が取引される市場の性質(例えば当該証券の処分に要する時間、募集の勧誘方法および譲渡手段等)

投資時に上記の割合制限に従った場合、その後資産価値の変動により割合が増加または減少しても、かかる制限の違反とはなりません。ただし、適用法に従い一定の割合制限が継続的に観測される場合を除きます。

本ファンドは、1940年法に基づくルール35d-1に従い、通常的环境においてその純資産価額の少なくとも80%以上および投資目的で借り入れた一切の金額を、本対象指数の証券または本対象指数の証券を表章する預託証券に投資することをノン・ファンダメンタル・インベストメント・ポリシーとしております。本ファンドはまた、受益者に対し、かかる方針の変更を少なくとも60日以上前に書面で通知するノン・ファンダメンタル・ポリシーを採用しました。ある投資を行ったことにより、かかる80%の要件が満たされなくなった場合、本ファンドのその後の投資は、本ファンドのかかる方針に従うように行われます。

本ファンドは、通常の時況の下で、本ファンドによる借入れは本ファンドの純資産の10%を超えないといった旨のノン・ファンダメンタルな制限を採用しています。

本ファンドは1940年法で許可されている範囲を除き、別の投資会社の持分を購入することはできません。ただし、方針として、1940年法セクション12(d)(1)(F)または(G)('ファンド・オブ・ファンズ'条項)に基づき、本ファンドは当該ファンドがセクション12(d)(1)(G)に基づき、自身の受益証券が別の投資会社の投資家によって購入されるという知識を有するいかなる場合にも、いかなる登録オープンエンド型投資会社または登録済ユニット・インベストメント・トラストの持分を購入することはありません。

### 3【投資リスク】

#### (1) リスクの特性

以下の記載は、本ファンドが米国において開示する本ファンドの英文目論見書および英文目論見書補完書面のリスクに関する記載を翻訳したものです。本ファンドに関する英文目論見書補完書面は、1つの文書として、本ファンドだけでなく本トラスの他のシリーズの追加情報を兼ねるものとして作成されているため、以下の記載に含まれるリスクには、本ファンドに直接関係のないものが含まれる可能性があります。

ファンドには様々なリスクがあります。このなかには以下で取り上げる元本に関するリスクも含まれます。いずれもファンドのNAV、取引価格、利回り、トータルリターンおよび投資目標達成能力に悪影響を与える場合があります。ファンドに対する投資の全額または一部が失われる場合があり、ファンドのパフォーマンスが他の投資商品を下回る可能性もあります。

**資産クラスに関するリスク** 対象指数やファンドのポートフォリオを構成する証券のパフォーマンスが、別の産業、業界、市場、資産クラスまたはセクターを追求する別の証券や指数のリターンを下回る場合があります。様々なタイプの証券や指数は、一般的な証券市場と比べると、アウトパフォーマンスとアンダーパフォーマンスのサイクルを経験する傾向があります。

**集中リスク** ファンドの投資が、特定の発行体、国、地域、市場、産業、業界、セクターまたは資産クラスの証券に集中している場合、ファンドは不利な事象による損失リスクの増大を被りやすくなる可能性があります。ファンドは、投資を集中させないファンドよりも、当該証券のアンダーパフォーマンスにより悪影響を受けやすくなり、価格変動リスクの増大にさらされやすくなり、また、当該証券に影響を与える経済、市場、政治または規制に関する不利な事象による影響を受けやすくなる可能性があります。

**株式のリスク** ファンドは株式に投資しています。株式は特定の発行体に関する市場の見解または全ての発行体に影響を与える株式市場全般の変動に起因することがある価値の変動にさらされます。株式投資は他の資産クラスに対する投資と比較し、変動が大きい場合があります。

**金融セクターのリスク** 金融セクターの企業は、広範囲にわたる政府の規制および介入の対象となることがよくあり、これが事業活動の範囲、価格設定、維持すべき自己資本金額に悪影響を及ぼす場合があります。政府による規制は頻繁に変更される場合があり、金融セクターの企業に対し、当該規制が意図しない影響を含む多大な悪影響を及ぼす場合があります。様々な国における最近または将来の規制による個別の金融機関またはセクター全体に対する影響を予測することはできません。特定のリスクが金融セクターの投資価値に対し、他のセクターの投資価値を上回る厳しい影響を与える場合があります。このなかには多大な財務レバレッジを利用して事業を展開する企業に関連したリスクを含みます。金融セクターの企業は、金利上昇やローンの損失拡大、利用可能な資金量の減少または資産価値の下落、信用格付けの格下げ、他の関連市場の悪条件によっても、悪影響を被る場合があります。特に保険会社は、厳しい価格競争および/または料率規制の対象となる場合があります。これが収益性に悪影響を与える場合があります。過去最近では信用市場の悪化によってモーゲージ証券、資産担保証券、オークション・レート証券、ソブリン債などの市場が幅広く影響を受けました。これには、米国に加えて米国以外の信用市場、インターバンク市場も含まれていたことから、広範囲の金融機関や市場が影響を受けました。多くの大手金融機関が破綻し、より強力な機関と合併し、または多額の公的資金注入の対象となりました。金融市場が不安定であることにより、一部の金融機関では多額の損失が発生しました。保有資産の価値が下落し、(債券や株式の発行などの)資本調達の実施や、営業停止に追い込まれる金融機関もありました。また一部の金融機関は政府から多額の公的資金を借り入れたことから、将来、政府による事業規制が課されたり政府介入が増える事態に直面したりする可能性があります。こうした行動によって多くの金融機関の証券の価値が下落しました。金融セクターは特に金利変動に敏感に反応します。

**指数関連リスク** ファンドは、指数提供者によって公表された対象指数の報酬および費用控除前の価格および利回りと同水準のリターンの達成を追求しています。指数提供者が対象指数を正確に集約すること、または対象指数が正確に決定、構成、もしくは計算されることについては保証されていません。指数提供者は対象指数の達成目標に関して説明を提供する一方で、当該指数のデータの質、正確性、または完全性に関連した保証や責任の引受を行うことはなく、対象指数が指数提供者の方法論通りの内容になるとは保証していません。ファンドの英文目論見書に記載されているとおり、BFAの委託により、BFAに提供される対象指数と一致するようにファンドは運用されます。したがってBFAは、指数提供者の間違いに関する保証を一切行いません。時おりデータの質、正確性および完全性に関して間違いが発生し、しばらくの間、特に指数の一般的な利用度が低いときには指数提供者によってそれが特定されず、訂正されないことがあります。したがって、指数提供者の間違いに関連する利益、損失または費用は、通常ファンドおよび受益者が負担することになります。例えば、ファンドの対象指数が不正確な構成銘柄を含んでいる期間中に、ファンドは、当該構成銘柄に対するエクスポージャーを有することになり、かつ、対象指数の他の構成銘柄に対するエクスポージャーが低くなる可能性があります。当該間違いによって、ファンドおよび受益者が、ネガティブまたはポジティブな影響を被る場合があります。指数提供者の間違いによる利益はファンドおよび受益者が有し、かつ、指数提供者の間違いから生じた損失はファンドおよび受益者が負担します。

指数提供者は、予定されたりバランス以外に、例えば指数構成銘柄の選択の間違いを訂正する目的で、対象指数の追加の臨時リバランスを実行する場合があります。ファンドの対象指数でリバランスが行われ、ファンドにおいても対象指数との相関を図ろうとする目的でポートフォリオのリバランスを実施する場合、当該ポートフォリオのリバランスによって生じた全ての取引費用と市場エクスポージャーは、ファンドおよび受益者が直接負担することになります。対象指数に対する予定されていないリバランスもまた、ファンドを、ファンドのリターンが対象指数のリターンを追跡できないリスクであるトラッキングエラー・リスクにさらす可能性があります。

したがって、指数提供者が対象指数に対して行った間違いや追加の臨時リバランスは、ファンドに関する費用の増加と市場エクスポージャーリスクの増大につながる場合があります。

**発行体リスク** ファンドのパフォーマンスは、ファンドがエクスポージャーを有する個別証券のパフォーマンスに左右されます。これらの証券のいずれかの発行体の業績が低迷し、証券の価値の下落につながる場合があります。経営判断の失敗、競争圧力、技術変化、特許権の保護期間切れ、供給の混乱、労働問題または労働力不足、企業再編、不正な情報公開その他の要因が業績の悪化を引き起こす場合があります。発行体は経営難の時期や自らの裁量によって、配当引き下げまたは停止を決定する場合があります、これも当該発行体の株価下落を引き起こす場合があります。

**運用リスク** ファンドは対象指数を100%再現していない場合や、対象指数に含まれていない証券を保有している場合があります。この結果、ファンドは、戦略の実行が多くの制約対象となるため、BFAの投資戦略が意図した結果をもたらさないというリスクにさらされます。

**市場リスク** ファンドは短期的な市場動向および長期にわたる市場の下落によって損失を出す可能性があります。証券市場全般または市場を代表する特定の資産クラスもしくは産業に影響を及ぼす要因によって証券価値が下落する場合があります。証券価値は一般的な市場の状況、景気動向、もしくは当該証券の発行体に明確な関連がない事象、または特定の産業や業界に影響を及ぼす要因によっても、下落することがあります。証券市場全般が下落している時期には、複数の資産クラスが悪影響を受ける場合があります。

### 市場取引リスク

**活発な市場の欠如** ファンドの受益証券は1または複数の証券取引所に上場されていますが、マーケット・メイカーまたは指定参加者による当該証券の市場取引の活発化やその維持を保証することはできません。

**セカンダリーリスティングに関するリスク** ファンドの受益証券は、ファンドがプライマリーリスティングを維持する米国の証券取引所以外の米国や米国以外の証券取引所に上場する場合があります。ファンドの受益証券が当該証券取引所や別の市場における取引を継続すること、または証券取引所や別の市場における上場や取引の要件を継続的に満たすことを保証することはできません。一部の市場では他の市場よりもファンドの受益証券の取引量が少ない場合があります。さらに投資家は執行リスク、決済リスクにさらされ、投資家またはそのブローカーが取引執行の指示を出す市場の市場基準の対象となります。ファンドの受益証券を米国の証券取引所の通常取引時間に取引する投資家が利用可能な情報の一部が、他の市場で取引を行う投資家には利用できない場合があります、これが当該市場における流通市場価格の効率が低いという結果につながる場合があります。

**流通市場の取引リスク** ファンドの受益証券は、ファンドが購入、償還の申込みに応じていない期間に流通市場で取引される場合があります。当該期間の流通市場での受益証券取引は、ファンドが購入、償還注文に応じていない期間より大幅にプレミアム、ディスカウントされた価格で取引される可能性があります。

ファンドの受益証券の流通市場取引は、市況またはその他の理由で、証券取引所によって停止される場合があります。さらに、証券取引所または市場におけるファンドの受益証券は、市場の異常な変動が原因で、当該証券取引所または市場の「サーキットブレーカー」規則に従って、取引が停止される場合があります。ファンドの受益証券の上場または取引を維持するために必要な要件が継続的に満たされるという保証も、引き続き変更がないという保証もありません。

ファンドの受益証券は、証券取引所に上場する他の発行体の受益証券と同様に、空売りされる可能性があることから、空売りに関連した変動増大リスクにさらされています。

ファンドの受益証券はNAV以外の価格で取引される場合があります。 ファンドの受益証券は、証券取引所でファンドの最新のNAVと同じ価格、あるいはそれを上回るまたは下回る価格で取引されます。ファンドのNAVは各営業日終了時点で計算されており、ファンドの保有銘柄の時価の変動によって変動します。ファンドの受益証券の取引価格は、ファンドの受益証券の市場の需給およびファンドの保有ポートフォリオまたはNAVの潜在的価値の両方に左右され、取引時間中、絶えず変動します。この結果、市場で変動が続く期間にはファンドの受益証券の取引価格がNAVから大きく逸脱する場合があります。**特に以上の要因のいずれかによって、ファンドの受益証券はNAVを上回る、または下回る水準で取引される場合があります。**ただし、受益証券はクリエーション・ユニットにおいてNAVで設定、償還が可能であることから、BFAIは、(NAVをかなり下回る水準で頻繁に取引され、時にはこれを上回る水準で取引される場合がある多くのクローズド・エンド型ファンドの受益証券とは異なり)ファンドのNAVに対する大幅なディスカウントやプレミアムが長期間にわたって維持される可能性は高くないと考えています。設定/償還制度は、ファンドの受益証券が通常、ファンドの次の計算NAVに近い価格で証券取引所で取引される可能性を高めることを目的としています。取引所の価格は、タイミングによる理由、需給の不均衡および他の要因によって、ファンドのNAVと完全な相関関係を示すことは期待されていません。さらに、設定や償還の中断(マーケット・メイカー、指定参加者または市場参加者における中断を含みます。)もしくは当該期間における市場の著しい変動によって、ファンドの受益証券の取引価格がNAVと大きく異なるという結果になる場合もあります。

**ファンドの受益証券の売買費用** 証券取引所におけるファンドの受益証券の売買には、全ての証券取引で適用される2種類の費用が必要となります。ブローカーを通じてファンドの受益証券を売買する場合には、当該ブローカーが定めて課す売買手数料やその他の費用が発生する見込みです。さらに、「スプレッド」の費用が発生する場合があります。スプレッドとは投資家がファンドの受益証券に対してすすんで支払う金額(買い呼値)とファンドの受益証券をすすんで売却する価格(売り呼値)の差のことです。ファンドの受益証券の売買は固有の費用を伴うことから、頻繁な取引(下記「第2 管理及び運営 1 申込(販売)手続等 (2)米国における設定手続 受益証券の売買」に定義します。)は投資結果を大きく損なう場合があります。このため、定期的な少額投資を期待する投資家には、ファンドの受益証券に対する投資は望ましくない場合があります。

**パッシブ運用による投資リスク** ファンドはアクティブ運用をされておらず、対象指数に関連した市場セグメント全般の下落の影響を受ける場合があります。ファンドは投資メリットにかかわらず、対象指数に含まれる、またはこれを代表する証券に投資しています。通常、BFAでは市場の下落を含むいかなる市況のもとでもディフェンシブなポジションを試みることはありません。

**耐久生産財業界に関するリスク** 耐久生産財業界には、電気設備および部品、工業製品ならびに住宅設備および通信設備をはじめとする耐久生産財の設計、製造または流通に携わる企業が含まれています。これらの企業は、国内外の経済および政治の変化、統合および過剰設備の影響を被る可能性があります。耐久生産財業界の企業は厳しい競争にさらされており、これも収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。耐久生産財業界の企業の成功は、消費者の需要、支出、趣味および嗜好の変化によって強く影響を受ける可能性があります。耐久生産財業界の企業は外部の資金調達に依存している可能性があり、資金調達が困難になる可能性があります。耐久生産財の企業は、自らの知的所有権を保護できない可能性、あるいは、他者の知的所有権侵害の法的責任を負う可能性があります。また、これらの企業は、景気循環、急速な技術の陳腐化、政府の規制、労使関係、近代化の遅れおよび全般的な資本支出の水準など、他の要因によって著しく影響を受ける可能性もあります。

**米国投資に関するリスク** ファンドは米国の発行体に対して著しいエクスポージャーを有しています。輸出または輸入の減少、貿易規制の変更および/または米国の景気後退は、米国経済および米国の証券取引所に上場している証券に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。2007年に始まった金融危機により、米国の発行体の価値および流動性が著しく低下しました。米国における政策および法律の変更は、金融およびその他の規制の多くの面を変更しており、米国市場全般および特定の証券価格に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、米国の公的債務水準の継続的な上昇または米国の緊縮政策が、米国の経済成長およびファンドがエクスポージャーを有している証券に悪影響を及ぼす可能性があります。

**証券貸付リスク** ファンドでは証券の貸付を行う場合があります。証券貸付には、貸付証券の借り手が当該証券を期限通りに返却できない、または全く返却できないという理由から、ファンドが損失を被るリスクがあります。また貸付証券に対して提供された担保の価値や現金担保を用いて行われた投資の価値が下落した場合にも、ファンドが損失を被る可能性があります。いずれもファンドにとって不利な税務上の影響につながる可能性があります。さらに、ファンドの証券貸付代理人であるブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー・エヌエー(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)(以下「BTC」といいます。)は、ファンドの証券貸付プログラムを運用管理する際に、配当相当額の支払による受益者に対する税の影響を考慮します。

**小型株のリスク** 小型株の株価は、これを上回る規模の企業と比べ変動性が高い可能性があることから、ファンドの投資証券の価格も、資産の中型株または大型株に対する投資比率の高いファンドと比べ、大きな変動を示す可能性があります。一般に小型株の株価は、中型株または大型株と比べ、事業や経済の不利な展開に対し脆弱と言えます。小型株の取引高は低水準となる可能性があり、これによってファンドの売買が困難になる可能性があります。さらに、典型的なケースでは、小型株の企業の財務内容は、より規模が大きい既存の企業と比べると安定性が低く、少数の重要な人材に依存している可能性があることから人材損失に起因する悪影響に対してより脆弱になっています。さらに、小型株の企業は一般に製品ラインの多様性が中型株または大型株の企業を下回り、製品に関連した不利な展開の影響を受けやすくなっています。

**テクノロジー・セクターのリスク** テクノロジー企業は国内外で競争激化に直面しており、これが利益率に悪影響を及ぼす可能性があります。テクノロジー企業が抱える製品ライン、市場、資金力、人材には限りがある可能性があります。テクノロジー企業の製品は急速な技術発展と頻繁な新製品の発売、予測できない成長率の変動、および有能な人材を巡る競争が原因で、陳腐化に直面する可能性があります。テクノロジー・セクターの企業は、特許権と知的所有権に大きく依存しています。これらの権利が失われたり、損害を受けた場合、企業の収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。

**トラッキングエラー・リスク** トラッキングエラーとは、ファンドのパフォーマンスが対象指数のパフォーマンスから乖離することを意味します。ファンドのポートフォリオで保有されている証券と対象指数を構成する証券の相違、プライシングの相違、取引費用、ファンド保有の未投資の現金、配当発生時期のずれ、対象指数に対する変更、様々な新旧規制要件を遵守するための費用が原因で、トラッキングエラーが発生する場合があります。同リスクは市場の変動性が増大する時期や、その他の通常と異なる市場の状況の際に高まる場合があります。またファンドでは報酬および費用が発生する一方で、対象指数にはこれらが発生しないという理由から、トラッキングエラーが発生する場合があります。

#### その他のリスクに関する追記

ファンドはその投資商品や投資戦略に関連して一定のその他のリスクにさらされる場合があります。

**一般消費財セクターのリスク** 消費財のメーカーと小売業者の成功は、国内外の景気、金利、為替レート、競争、消費者信頼感、人口動態や消費者の嗜好の変化と密接に関係しています。一般消費財セクターの企業は、家計の可処分所得と消費支出に対する依存度が高く、社会動向や販売キャンペーンの影響を強く受ける可能性があります。このセクターの企業は厳しい競争にさらされる可能性があり、これが収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。

**エネルギー・セクターのリスク** エネルギー・セクターは景気に敏感であり、エネルギー価格に大きく左右されます。エネルギー・セクターの企業の市場価値は、数ある要因の中でも、特に世界のエネルギー価格の水準と変動、エネルギーの需給、エネルギー源の探鉱・生産に対する設備投資、エネルギー保存努力、為替レート、金利、経済状況、税制、競争激化、技術進歩の強い影響を受けています。このセクターの企業は、大幅な政府規制および契約上の固定価格の対象となる可能性があり、これが事業を行うためのコストを増加させ、これらの企業の利益を抑制する可能性があります。これらの企業では、収益の大半は、政府機関や公益企業など相対的に少数の顧客に依存しています。この結果、政府の予算の制約がこのセクターの企業の株価に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、エネルギー各社は規制体制が未整備、または過去に収用、国営化、その他の不利な政策が実施された国に関係した活動や取引に関わることがあります。さらにエネルギー各社は傷害、生命や財産の損失につながる事故、汚染、その他の環境問題、装置の誤作動、材料の取扱の誤りから生じる責任に関する重要なリスク、およびテロ、政治闘争、自然災害による損失リスクにも直面しています。いずれの事象も被害地域の一般住民に深刻な影響を与え、ファンドのポートフォリオおよびファンドのパフォーマンスに悪影響を与える可能性があります。エネルギー各社は、特定の製品(例：原油や天然ガス)やサービスの需給、探鉱・生産投資、政府の補助金交付、世界的事象と経済状況全般によって重要な影響を受ける可能性があります。

**ヘルスケア・セクターのリスク** ヘルスケア・セクターの企業の収益性は、広範囲にわたる政府規則、政府の医療費補償制度に関する制限、医療製品やサービスのコスト上昇、価格圧力、外来患者サービスの一段の重視、限られた数の製品、業界のイノベーション、技術変化その他の市場発展によって影響を受ける可能性があります。多くのヘルスケア企業は特許保護に大きく依存しています。企業の特許の期限切れは、当該企業の収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。多くのヘルスケア企業は製造物責任に基づく幅広い訴訟や類似の申立てにさらされています。また競争にさらされていることから、値上げが困難で、結果的に事実上の値引きとなる可能性があります。ヘルスケア・セクターの新製品の多くが、規制当局の認可対象となる可能性があります。当該認可の取得プロセスは、長期に及び、多額の費用を伴い、最終的に認可が取得できない可能性もあります。ヘルスケア・セクターの企業では自己資本比率が低い可能性があり、製品が陳腐化しやすい可能性があります。

**素材セクターのリスク** 素材セクターの企業は、特に商品価格の変動、為替レート、輸入管理、競争の激化、資源枯渇、技術進歩、労使関係および政府の規制によって悪影響を受ける場合があります。また、素材セクターの企業は、環境被害や製造物責任訴訟のリスクにさらされています。素材の製造は、市場の不均衡または景気後退の結果として需要を上回り、投資リターンが乏しくなる場合があります。

#### 一般的な考慮事項とリスク

ファンドに対する投資は、ファンドのポートフォリオを構成する証券の価値が当該証券の発行体の財務状況、優先株式または普通株式の価値全般、市場に影響を与えるその他の要因の変化に基づいて変動する可能性があるという点を理解した上で行う必要があります。

**借入リスク** 借入れは、ファンドの受益証券の純資産価額およびファンドのポートフォリオのリターンの変動を増幅させる可能性があります。借入れは、ファンドに利息費用および他の手数料を発生させます。借入費用は、ファンドのリターンを低下させる可能性があります。ファンドは、その借入を返済するため、有利な状況でない場合にそのポジションを清算しなければならない可能性があります。

**カストディ・リスク** カストディ・リスクとは、取引の清算および決済手続きならびに現地の金融機関、代理人および預託機関による証券保有における固有のリスクを意味します。発達が十分でない市場では、取引高が低水準で価格変動が大きい場合、取引の完了、決済が困難となる場合があります。政府または業界団体が現地の代理人に対して、独立した評価の対象とはならない可能性がある指定預託機関での証券保有を強制する可能性があります。現地代理人は、現地市場の保管基準に従うしかなく、政府の監督が限定的であるか、または全く存在しない場合があります。米国と新興国との連絡は信頼性がない可能性があり、これにより決済の遅れや証書の紛失のリスクが上昇します。証券市場が未発達な国ほど、カストディに関する問題が発生する可能性は高くなります。資本が十分でないブローカーおよびカウンターパーティーを利用する場合があるため、新興国市場における証券取引の決済に関する慣行には、先進国市場よりも高いリスクがあります。また、一部の国においては資産の保管および登録が信頼できない可能性があります。一部の新興国市場では、詐欺、過失、発行体による不当な圧力または所有権の認定の拒否の可能性があります。その他の要因により、所有権の登録が失われることになる可能性もあります。また、一部の国の法律では、海外の銀行、預託機関や証券の発行体、またはこれらのいずれかの代理人が破産した場合、ファンドによる資産回収能力が制限されている可能性があります。ファンドがかかる保管の問題から生じる損失を吸収することになり、賠償の請求は成功しない可能性があります。

**サイバー・セキュリティ・リスク** 業務を遂行する上でインターネットなどのテクノロジーを利用することが多いことから、各ファンドはオペレーショナルおよび情報セキュリティ・リスクならびにそれらに関連するリスクにさらされています。一般に、サイバー事件は、意図的な攻撃または意図的ではない事象から生じることがあります。サイバー攻撃は、資産もしくは機密情報の悪用、データ破壊または業務の混乱を目的としたデジタルシステムへの(例えば「ハッキング」または悪意のあるソフトウェア・コーディングを通じた)不正アクセスを含みますが、これらに限定されません。また、サイバー攻撃は、ウェブサイトでのサービス妨害攻撃(すなわち、通常ユーザーによるネットワーク・サービスの利用を不可能にしようとする)など不正アクセスを必要としない方法で行われることもあります。ファンドのアドバイザー、ディストリビューターおよびその他のサービス提供者(指数提供者、ファンド会計士、カストディアン、名義書換代理人およびアドミニストレーターを含みますが、これらに限定されません。)、マーケット・メイカー、指定参加者ならびにファンドが投資する証券の発行体におけるサイバー・セキュリティの障害または侵害は、業務を混乱させ、影響を及ぼし、それが経済的損失、ファンドのNAV計算能力障害、取引障害、ファンドの受益者の取引不能、適用されるプライバシー法およびその他の法律違反、規制当局が課す罰金、罰則、風評被害、弁済もしくは他の補償費用、または追加的なコンプライアンス費用につながる可能性があります。また、将来のサイバー事件を防止するために多額の費用が発生する可能性があります。ファンドは、万一の場合に、当該サイバー攻撃を防止するために事業継続計画およびリスク管理システムを策定していますが、特定されていない一定のリスクが存在する可能性など当該計画およびシステムには固有の限界があります。さらに、ファンドは、ファンドに対するサービス提供者およびファンドが投資する発行体、マーケット・メイカーまたは指定参加者が設定するサイバー・セキュリティ計画およびシステムを統制することはできません。結果として、ファンドおよびその受益者が悪影響を受ける可能性があります。

**配当リスク** ファンドが保有する株式の発行体による将来の配当宣言、または宣言した場合の現水準の維持もしくはその後の引き上げに関する保証はありません。

**オペレーショナル・リスク** BFAおよびファンドの他のサービス・プロバイダーは、ファンドに悪影響を及ぼす可能性のある混乱またはオペレーティング・エラーに直面する場合があります。サービス・プロバイダーには適切なオペレーショナル・リスク管理方針および手続が要求されるものの、そのオペレーショナル・リスク管理方法が、優先順位の設定、利用可能な人的資源および資金または関連するコントロールの実効性の点において、ファンドによる管理方法とは異なる可能性があります。BFAは、サービス・プロバイダーに対する監視および監督を通じて、サービス・プロバイダーによって混乱およびオペレーティング・エラーを引き起こす可能性のあるリスクを回避および軽減するための適切な予防措置が講じられるように努めます。しかしながら、BFAまたはファンドの他のサービス・プロバイダーは、ファンドに影響を及ぼす可能性のある全てのオペレーショナル・リスクを認識し、またはそれらの発生もしくは影響を完全に排除もしくは軽減するためのプロセスおよびコントロール方法を実現することはできません。

**デリバティブに関するリスク** デリバティブは、その価値が原資産、(金もしくは銀などの)商品、通貨または指数(S&P 500<sup>®</sup>またはプライムレートのような価値またはレートの測定基準)の価値に依存するまたは当該価値によって価値が導かれる金融契約です。ファンドは株価指数先物やその他のデリバティブに投資する可能性があります。デリバティブは従来の証券と比べて、金利変動や市場価格の突発的な変動に対して高い感応度を示す可能性があり、このためファンドがデリバティブに投資した場合の損失は、従来の証券のみを対象とした投資を上回る可能性があります。また、デリバティブはカウンターパーティー・リスクの対象にもなります。なお、カウンターパーティー・リスクとは、取引の他方の当事者が契約上の義務を履行しないリスクのことです。

**株式に関するリスク** ファンドに対する投資は、株式投資における固有のリスクを理解した上で行う必要があります。当該リスクには発行体の財務状況の悪化や、株式市場全般の状況悪化(いずれかによってポートフォリオ証券価値、ひいてはファンドの受益証券価値が低下する可能性があります。)を含みます。普通株は、株式市場全般の変動や、発行体に関する市場の信頼や認識の変化による価値の増減の影響を受けやすくなっています。投資家の認識は、様々な不測の要因に基づいています。このなかには、政府、経済、金融および財政政策、インフレと金利、景気拡大や縮小、世界的または地域の政治、経済または金融の危機に関する予想が含まれます。普通株保有者には、優先株保有者や負債保有者を上回るリスクがあります。これは一般に普通株主が株式の発行体から支払いを受ける権利の順位が、債権者や負債保有者または優先株保有者の権利よりも下位に位置しているという理由によります。さらに、通常、満期日に定められた元本金額が支払われる債券(ただし、満期前には価値が市場変動にさらされます。)、または通常、残余財産の優先分配権があり、任意もしくは強制的な償還条項を明文化していることがある優先株と異なり、普通株には決まった元本金額も満期もありません。

ファンドはすべて優先株式に投資することが可能ですが、iシェアーズ米国優先株式ETFおよびiシェアーズ国際優先株式ETFはいずれも、その資産の大部分を優先株式に投資しています。優先株式に投資しているファンドは、普通株式に対する投資では通常経験しないような種類のリスクにさらされる可能性があります。多くの優先株式は固定比率で配当金を支払います。このため、優先株式の市場価格は、債券の場合と同様に金利の変動に敏感に反応する可能性があります。すなわち、金利が上昇すると優先株式の価値は下落するおそれがあります。また、多くの優先株式は保有者に対して、優先株式を発行体の普通株式に転換することも認めています。このような優先株式の市場価格は、発行体の普通株式の価値変化に敏感に反応する可能性があります。さらに、優先株式の発行体による配当金支払能力が悪化する可能性または発行体が債務不履行となる(すなわち、優先株式についての予定された配当金支払ができないまたは発行体のその他の債務の予定された利払いができない)可能性があり、この場合かかる保有証券の価値に悪影響を及ぼすことになります。

優先株式に対する配当金の支払いは通常、発行体の取締役会が宣言する必要があります。発行体の取締役会は一般的に、(かかる配当金が発生した場合でも)配当金支払義務は負っておらず、いかなる時点でも優先株式に対する配当金支払を停止する可能性があります。優先株式は、市場のボラティリティの影響も受け、優先株式の価格は市場の需要に基づいて変動します。優先株式には多くの場合、発行体はその裁量で証券を償還することを認める繰上償還条項が伴います。このため、利回りが平均よりも高い優先株式は発行体によって繰上償還される可能性があり、優先株式に投資したファンドの利回り低下をもたらす可能性があります。

各対象指数を構成する証券は大半が全国の証券取引所に上場していますが、一部は店頭市場を主要取引市場としている場合があります。特定の証券に対し流動性のある取引市場が存在するかどうかは、ディーラーが当該証券のマーケット・メイクを行っているか否かに左右されます。マーケット・メイクの実施や当該市場の流動性維持に関する保証はありません。ファンドのポートフォリオ証券の取引市場が限定的であるか、存在しない場合、または呼値スプレッドが拡大した場合には、証券の売却可能価格とファンドの受益証券の価値が悪影響を被る可能性があります。

**先物、オプション取引に関するリスク** 先物契約および先物契約に関するオプションの利用にはいくつかのリスクを伴います。先物契約および先物契約に関するオプションのポジションは、当該契約が行われた取引所(または連動する取引所)のみで反対売買が可能となります。各ファンドでは当該契約に関して活発な取引市場が存在する場合のみに先物を利用する計画ですが、特定の時間に当該契約に対して流動性のある市場が存在するという保証はありません。定義によると、先物契約は、現在のバリュエーション水準ではなく将来の価格の水準を予測することから、市場環境によっては、株価指数先物の価格とファンドの対象指数の動きの間に相違が生じる可能性があります。不利な値動きが発生した場合には、ファンドは必要証拠金を維持するために毎日、現金の支払いを要求される状況が継続することになります。当該状況で、ファンドの現金が不十分な場合には、1日の証拠金維持必要額を満たすために、売却が不利な時期にポートフォリオ証券の売却を余儀なくされる可能性があります。さらに、ファンドが売却した先物契約の原資産の金融商品の受け渡しを要求される場合があります。

一部の戦略(例えば、アンカバード株価指数先物の売却)における先物契約またはアンカバード・コール・オプションの取引における損失リスクは、潜在的に無限といえます。ファンドは、先物およびオプション契約をこのような形で利用する計画はありません。先物ポジションは預託証拠金必要額が低水準であることから、従来の測定方法に基づくと、引き続き高いリスクを示す可能性があります。多くの場合、先物契約が比較的小幅な値動きを示しただけで、投資家は、直ちに預託証拠金必要額の規模と比べ巨額の損益を被る可能性があります。ただし、ファンドは、投資する株式への直接投資に匹敵する水準にリスク・エクスポージャーを抑制するという目的のために、先物およびオプションを利用する予定です。

先物契約の原資産指数が対象指数と異なる場合、ファンドの先物および先物オプションの利用には、対象指数との不完全な相関または負の相関が生じるリスクがあります。またファンドが先物契約やオプションの建て玉を保有する証券会社が破綻した場合、預託証拠金を失うリスクがあります。プット、コールオプションの購入は、BFAが予測したトレンドに基づいて行われますが、予測が正確でないことが判明する可能性もあります。

先物市場では、一般に証拠金必要額の負担が証券市場よりも少ないという理由から、投機筋の参加が増加し、価格変動につながる可能性があります。一部の金融先物取引所は、先物契約価格の1取引日当たりの許容変動幅に制限を設けています。当該日々の制限によって、先物契約価格に関して、前取引日の取引終了時点の決済価格からの上昇幅または下落幅の最大値が設定されています。ひとたび特定の種類の契約が1日当たりの制限に達すると、当日は当該制限を超える価格で取引を行うことはできません。先物契約価格が数取引日連続で1日の制限幅に達し、取引がわずかにとどまるかゼロとなり、迅速な先物ポジションの解消が妨げられ、各ファンドが多大な損失を被る可能性があります。不利な値動きとなった場合には、各ファンドは毎日、変動証拠金の支払いを求められることとなります。

**米国以外の株式投資に関するリスク** 米国以外の株式に投資するファンドの投資には、米国以外の取引所で取引されている株式ポートフォリオに対する投資と同様のリスクがあります。このなかには、経済や政治の展開といった要因が原因の市場変動や金利変動、ならびに株価で認識されたトレンドが含まれます。投資家と異なる国に所在する発行体が発行し、投資家が所在する国の通貨とは異なる通貨建ての証券に対する投資は、通常、投資家が自国通貨建てで自国市場に対して投資を行う際には遭遇することがない一定のリスクと、考慮が必要な事柄があります。このなかには、有利または不利な金利変動、為替レート、外国為替管理規制、各種通貨への換算に関連して生じる可能性のあるコストが含まれます。またファンドの投資には、米国の発行体による証券のみから構成されるポートフォリオを有するファンドに対する投資では通常みられない一定のリスクや考慮が必要な事柄があります。これらのリスクには以下が含まれます。すなわち、全般に流動性と効率が低水準の証券市場、全般に高水準の価格変動性、発行体に関する利用可能な公表情報の少なさ、源泉課税その他の課税、ファンドの資金やその他の資産の国外移動に関する制限、取引およびカストディ費用の引き上げ、決済手続きに伴う遅れやリスク、契約上の義務執行における困難、低水準の流動性と大幅に低水準の時価総額、会計制度や情報開示基準の違い、証券市場に関する規制水準の低さ、政府の経済に対する大幅な干渉、高水準のインフレ率、社会、経済、政治に関する大きな不安、国営化や資産収用のリスク、戦争のリスクです。

**米国以外の優先株式に関するリスク** 優先株式に投資しているファンドは、普通株式に対する投資では通常経験しないような種類のリスクにさらされる可能性があります。多くの優先株式は固定比率で配当金を支払います。このため、優先株式の市場価格は、債券の場合と同様に金利の変動に敏感に反応する可能性があります。すなわち、金利が上昇すると優先株式の価値は下落するおそれがあります。また、多くの優先株式は保有者に対して、優先株式を発行体の普通株式に転換することも認めています。このような優先株式の市場価格は、発行体の普通株式の価値変化に敏感に反応する可能性があります。さらに、優先株式の発行体による配当金支払能力が悪化する可能性または発行体が債務不履行となる(すなわち、優先株式についての予定された配当金支払ができないまたは発行体のその他の債務の予定された利払いができない)可能性があり、この場合かかる保有証券の価値に悪影響を及ぼすこととなります。優先株式に対する配当金の支払いは通常、発行体の取締役役会が宣言する必要があります。発行体の取締役役会は一般的に、(かかる配当金が発生した場合でも)配当金支払義務は負っておらず、いかなる時点でも優先株式に対する配当金支払を停止する可能性があります。優先株式は、市場のボラティリティの影響も受け、優先株式の価格は市場の需要に基づいて変動します。優先株式には多くの場合、発行体が自己の裁量で証券を償還することを認める繰上償還条項が伴います。

このため、利回りが平均よりも高い優先株式は発行体によって繰上償還される可能性があり、優先株式に投資したファンドの利回り低下をもたらす可能性があります。また、米国以外の優先株式は、米国の優先株式に一般的に伴うものとは異なる権利や特権を持つ可能性があります。上記のリスクに加え、米国以外の優先株式への投資家は、優先株式に関する権利の確定および行使に困難または不確実性を伴うことがあります。

**スワップ契約に関するリスク** スワップの損失リスクは、一般にファンドが契約上支払い義務のある純支払額に限定されます。スワップ契約は、当該スワップのカウンターパーティーが債務の履行を怠るというリスクにさらされます。当該不履行が発生した場合、ファンドは当該取引に関する契約書に従って、契約上の救済手段を講じることになります。ただし、当該救済手段は、ファンドの債権者としての権利に影響を及ぼす破産・支払不能法の対象となる場合があります(例えば、ファンドが、契約上受け取る権利がある純支払額を受け取ることができない場合があります)。

**アジア投資に関するリスク** アジアの一部の国の発行体の証券に投資する場合、通常、アジア以外の地域の発行体による証券投資では典型的とはいえないリスクを伴います。とりわけ資産の収用および/または国営化、没収課税、独裁および/または政府の意思決定に対する軍事関与を含む政情不安、武力紛争ならびに宗教、人種および/または社会経済不安の結果による社会不安に関するリスクが高いといえます。アジア地域では多くの国が近年急速な経済成長率と工業化を経験してきましたが、当該経済成長率および工業化が維持されるという保証はありません。

アジアには民主主義の歴史が比較的浅い国があり、政情不安のリスクが増大する可能性があります。これらの国はこれまで政治的、軍事的な不安に直面してきました。このためさらに不安定になれば、国内経済と証券市場にリスクを与える可能性があります。インドネシアとフィリピンはそれぞれ暴力やテロを経験し、これによって自国経済に悪影響を及ぼしてきました。北朝鮮と韓国はそれぞれ相当な軍事力を備えており、両国間の歴史的な緊張は戦争のリスクを示していますが、近年かかる緊張は高まっています。両国間で戦争行為が勃発すれば、韓国の経済と証券市場に深刻な悪影響を及ぼす可能性があります。これらの地域で政治、社会不安が増大すれば、アジア地域の投資パフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

アジア地域の政府には、国内で燃料や電力を含む一部の生活必需品の価格統制を行っているところがあります。一部は自国で、民間セクターの多くの側面に対し多大な影響力を行使し、多くの企業を保有、統制する場合があります。将来の政府行動によってアジア地域の経済情勢に重要な影響を及ぼす可能性があり、今度はこれが民間セクター各社に悪影響を及ぼす可能性があります。また外交上の展開が同地域の投資実績に悪影響を及ぼす可能性もあります。

アジア地域の一部の国では、政治的腐敗に加え、海外企業との取引において法規制が存在しないという認識が、外国からの投資を妨げ、同地域の一部の国の長期的な成長に悪影響を与える可能性があります。さらに、同地域の一部の国には、高水準の失業率と汚職がみられ、脆弱な金融セクターを持つところがあります。

アジア地域には、原油、天然ガス、石炭を含む一連の商品に依存している国があります。このため、これらの国々は国際的な商品価格に強く影響され、これらの商品に対する世界規模の需要後退に対しては、とりわけ脆弱な状況にあります。同地域の証券市場も、国際資本の流れ、近隣諸国の経済情勢と市場の状況によって、直接影響を受ける可能性があります。近隣諸国の経済情勢や発展が不利な状況に陥った場合、同地域全体の投資にリスクがあるという投資家の認識が強まる可能性があり、これが同地域の企業が発行した証券の市場価値に悪影響を及ぼすことがあります。

**カナダ投資に関するリスク** カナダにとって米国は最大の貿易相手国であり、投資のパートナーです。カナダの経済は、米国経済の発展によって多大な影響を受けています。1994年にカナダ、米国、メキシコの間で北米自由貿易協定(以下「NAFTA」といいます。)が成立して以来、米国とカナダの二国間の貿易取引額は2倍超になっています。こうした関係を推進する目的で、このNAFTA加盟3カ国は2005年3月に「北米の安全保障と繁栄のためのパートナーシップ」を締結しました。このパートナーシップはカナダの米国経済に対する依存にさらに影響を与える可能性があります。米国またはメキシコの経済活動が下降することがあれば、カナダ経済に悪影響が及ぶおそれがあります。カナダ経済は、その他の主要貿易相手国、特に中国および英国との対外貿易にも依存しています。

この結果として、カナダは上記のような他国の経済に依存しています。さらに、カナダは天然資源(例えば、石油、天然ガスおよび農作物)の一大供給国です。このため、カナダ経済は特定の商品価格の変動の影響を受けやすくなっています。

**中国投資に関するリスク** 中国に所在する企業の証券への投資は、米国の証券市場に対する投資では典型的とはいえない高い水準のリスクおよび特別に考慮すべき事柄を伴います。とりわけ、独裁政権、政治・経済・社会状況の改善への欲求に伴う民衆の不安、地域紛争の経済への影響および近隣諸国との敵対的關係などのリスクが高まっています。

軍事紛争は、国内の社会不安または他国との紛争のいずれに起因するものであるかを問わず、経済発展を阻害しかねません。中国経済は、統合に関連する香港との長期にわたる不一致、およびチベットとの宗教的・国家主義的紛争の影響を受けやすくなっています。中国は台湾の主権に関して侵攻の脅威も含む、複雑な領土紛争を抱えていますが、台湾を本拠とする企業および個人は中国への重要な投資家です。中国と台湾との軍事紛争は、中国の発行体の証券に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに中国は領土紛争、歴史的な敵対意識その他の防衛問題によって、日本、インド、ロシアをはじめとする隣国との間に緊張した国際関係を抱えています。朝鮮半島における軍事的事象あるいは北朝鮮国内の不安定な情勢によって、中国は影響を受けかねません。こうした状況は中国市場に不確実性をもたらし、中国経済のパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

中国政府は、貿易政策の自由化、同国経済への外国人投資の促進、政府による経済統制の削減および市場メカニズムの開発を目的に、重要な経済改革を実施してきました。しかし、これらの改革が継続される保証またはこれらの改革が有効である保証はありません。特定のセクターにおける企業の改革および民営化はありましたが、中国政府は今も民間セクターの多くの側面に対して大きな影響力を行使しており、多くの企業を保有または支配しています。中国政府は経済政策の策定で主要な役割を保持し続けており、中国への投資には、収用、国営化、資産および財産の没収、または外国人投資および投資資本の本国送金への制約により、損失を被るリスクを伴います。さらに、中国の証券市場および投資家、ブローカーその他の参加者の活動についての規制および監視は、米国と比べて小規模です。したがって、中国では証券の発行体は、インサイダー取引のルール、公開買付けの規制、株主委任状の要件および適時かつ正確な情報開示を義務付ける要件などの問題に関して、米国の発行体と同程度の規制に服していません。中国の株式市場は変革とさらなる発展のプロセスの途上にあります。このことは、取引のボラティリティ、決済および取引記録の困難、関連規制の解釈および適用上の困難につながる可能性があります。

中国経済は近年急速に成長してきましたが、この成長率が維持されるという保証はありません。

中国が高率のインフレまたは景気後退を経験した場合、経済と証券市場に悪影響が及ぶ場合があります。中国の経済は輸出の成長への依存度が極めて高くなっています。中国の主要な貿易相手国のいずれかにおいて、中国の製品およびサービスへの支出の減少、関税その他の貿易障壁の設定または景気低迷があれば、中国の発行体の証券に悪影響を及ぼす可能性があります。

中華人民共和国(以下「PRC」といいます。)における税法規は変更されやすく、当局の指導または執行も含まれ、遡及的効果がある場合もあります。このようなPRC税務当局による法の解釈、適用可能性および執行は、先進国ほどの一貫性や透明性がなく、時の経過や地域間によって異なる可能性があります。PRCの税規則の適用および執行は、特に非居住者向けのキャピタル・ゲイン源泉税に関連して、ファンドおよびその投資家に重大な悪影響を及ぼしかねません。

**日本投資に関するリスク** 日本は、政治、経済、原子力、労働およびその他のリスクにさらされることがあります。このようなリスクは、個別に、または全体として日本への投資に影響を及ぼす可能性があります。

**経済的リスク** 日本経済の成長は最近、アジアの近隣諸国およびその他の主要な先進国の経済に遅れをとっています。2000年度以降、日本の経済成長率は相対的に停滞しており、今後も停滞する可能性があります。日本経済は国際貿易に大きく依存しており、貿易関税、その他の保護貿易政策、新興国経済との競争および貿易相手国の経済状況による悪影響を受けています。さらに日本は、原油の輸入に大きく依存しているため、商品価格の上昇は日本経済に悪影響を及ぼす可能性があります。

**政治的リスク** 歴史的に、日本の国政は予測不可能であり、政権交代が頻繁に生じる可能性があります。将来の政治的動向により、ファンドの投資対象に悪影響を及ぼす可能性のある政策上の変更が行われる場合があります。また、中国は日本の重要な貿易相手国となっていますが、日本と中国との政治的関係は緊張しています。政治的緊張が高まった場合、日本経済に悪影響を及ぼし、当該地域全体が不安定になる可能性があります。

**多額の政府債務のリスク** 日本経済は、高水準の不良債権を抱えた金融システム、企業のバランスシートの過剰なレバレッジ、主要企業による大規模な株式の持ち合い、コーポレート・ガバナンス構造の変化、および多額の財政赤字を含む、さまざまな問題を抱えています。このような問題によって日本経済が減速する可能性があります。

**為替リスク** 日本円は時に大きく変動することがあり、円高によって輸出が減少し、経済が弱体化することがあります。過去に、日本は円の価値を維持または下落させるために為替市場に介入したことがあります。為替市場への日本の介入は、急激かつ予測不能なほどに円の価値を下落させ、投資家に損失を生じさせる可能性があります。

**原子力リスク** 2011年3月の日本における原子力発電所の大惨事は、日本経済および原子力産業に長期的に影響を及ぼす可能性があり、その影響の程度は現在明らかではありません。

**労働リスク** 日本の労働人口は高齢化しており、近年は著しく人口が減少しています。伝統的に終身雇用が慣習とされてきた労働市場には労働流動性の向上の要請による変化が見られるなど、日本の労働市場では根本的な構造変化が進んでいると見られ、これは日本経済の競争力に悪影響を及ぼす可能性があります。

**地理的リスク** 地震、火山、台風および津波などの自然災害が日本または周辺地域で発生し、日本経済、ひいてはファンドに悪影響が及ぶことがあります。

**英国投資に関するリスク** 英国の発行体への投資により、ファンドは英国固有の規制、政治、通貨、安全保障および経済に関するリスクにさらされることがあります。英国経済は、米国およびその他の欧州諸国への金融サービスの輸出に大きく依存しています。金融サービス・セクターの長期的減速は、英国経済に悪影響を及ぼすことがあります。過去に、英国はテロ行為の対象となったことがあります。英国内でのテロ行為または英国の海外の利権に対するテロ行為は、英国の金融市場に不確実性を引き起こし、ファンドがエクスポージャーを持つ発行体のパフォーマンスに悪影響を及ぼす場合があります。英国経済は、米国および他の一部の欧州諸国経済と同様に、最近の金融危機の際に大きな景気減速を経験しました。

**米国投資に関するリスク** 輸出または輸入の減少、貿易規制の変更および/または米国の景気後退は、米国経済および米国の証券取引所に上場している証券に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。2007年に始まった金融危機により、米国の発行体の価値および流動性が著しく低下しました。さらに、米国における高い公的債務は、現在に至るシステミックな市場リスクの一因となってきました。これらの市場環境は継続し、または悪化する可能性があります。当該危機について、米国およびその他の国の政府ならびに連邦準備銀行および特定の外国の中央銀行は、金融市場を支援するための対策を講じてきました。当該支援の打ち切り、当該危機に対する取り組みの失敗、または当該取り組みが奏功していないと投資家が判断することは、特定の証券の価値および流動性のみならず、金融市場一般に悪影響を与える可能性があります。さらに、米国における政策および法制の変更は、金融およびその他の規制を大規模に変更するものであり、特定の証券の価値のみならず、米国市場全般に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、米国の公的債務水準の継続的な上昇または米国の緊縮財政政策が、米国の経済成長およびファンドがエクスポージャーを有している証券に悪影響を及ぼす可能性があります。

**オーストラレーシア投資に関するリスク** オーストラリア、ニュージーランドを含むオーストラレーシアの経済は、農業および鉱業セクターの輸出に依存しています。この結果、同地域の経済は商品市場における変動の影響を受けやすくなっています。また、成長を続けるサービス産業にも急速に依存を強めています。オーストラリアとニュージーランドは、世界でも歴史的に干ばつや洪水など自然災害の影響を受けやすい地域に位置しています。将来、いずれかの自然災害が発生すれば、オーストラリアとニュージーランドの経済に重要な悪影響を及ぼし、ファンドが保有する証券の価値に影響を与える可能性があります。オーストラリアとニュージーランドの経済はアジア、欧州、米国を含む特定の主要貿易相手国との貿易に依存しています。オーストラリア・米国自由貿易協定によって、米国とオーストラリアの取引関係は大幅に拡大しました。オーストラリアとシンガポールは2003年に、シンガポール・オーストラリア自由貿易協定(以下「SAFTA」といいます。)を締結しました。SAFTAの目的は、東南アジア地域でオーストラリアの最大の貿易、投資パートナーであるシンガポールとの経済関係をさらに拡大することにあります。以上によって、米国、アジア、その他の主要貿易国の経済事象がオーストラリア経済に重要な影響を及ぼす可能性があります。オーストラリアとニュージーランドの経済は鉱業セクターに大きく依存しています。鉱業セクターの企業に対する外国人の出資比率を制限する新たな法律の成立や、鉱山会社の利益に対する新税の課税は、外国投資の断念につながり、結果的にファンドがエクスポージャーを持つ企業に悪影響を与える可能性があります。

**中南米投資に関するリスク** 一部の中南米諸国の経済は、高い金利、経済的不安定、インフレ、通貨切り下げ、政府の債務不履行および高い失業率を経験してきました。さらに、商品(原油、ガスおよび鉱物など)がこれらの地域の輸出の大きな割合を占め、この地域の多くの経済は特に商品価格の変動に敏感です。1つの国における不利な経済事象がこれらの地域のその他の国々に大きな悪影響を及ぼす可能性があります。

**新興市場投資に関するリスク** 新興市場諸国への投資は、先進諸国への投資と比べて大きなリスクを伴う可能性があります。これらのリスクには、( )社会、政治および経済に関する安定性の少なさ、( )当該証券に対する国内資本市場が小さいか限定的であることによる高い非流動性および価格変動性、または取引高の少なさもしくは欠如、( )外国の取引所およびブローカー・ディーラーが国内当局から受ける精査および規制が少ない可能性があること、( )各国政府が外国投資家が保有する証券を押収または没収する決定をする可能性があり、および/または各国政府が配当または利払いを行う発行体の能力を停止または制限する決定をする可能性があること、( )各国政府が投下資本、利益および配当金の本国送金の制限または完全な規制を行う可能性があること、( )キャピタル・ゲインが遡及的なものを含めて国内税の適用を受ける可能性があること、( )ドルまたはユーロでの支払いに対して各国政府が課す規制に直面する発行体が外国投資家に対して現地通貨で配当金または利息の支払いを行うことを試みる可能性があること、( )投資家が証券に関する法的請求の執行で困難を経験する可能性があり、および/または国内の裁判官が発行体の利害を外国投資家の利害よりも優先する可能性があること、( )破産の判断が現地通貨での支払いのみに限られている可能性があること、( )発行体に関する公開情報が限定的であることから証券の市場評価を判定する際に大きな困難が生じる可能性があること、ならびに( )定期的な財務報告の甘さ、低水準の開示および会計基準の違いによって、発行体の財務の健全性を確認することが難しくなる可能性があることが含まれます。

新興市場の証券市場は通常、時価総額および取引量が限られた産業の少数の発行体に大きく集中していることに加え、かかる証券の保有が限定的な数の投資家に大きく集中していることが特徴となっています。さらに、新興市場の証券市場での取引に伴う仲介およびその他の費用は、先進諸国の証券市場で発生する類似の費用と比べて高いこと、時には大幅に高いことがあります。一部の新興市場はより確立されたものになり、信用の質がより高い証券を発行する傾向がありますが、その他の新興諸国の証券市場は発展の最も初期の段階にあり、これらの国々は信用の範囲が様々に異なる証券を発行しています。新興諸国の中で比較的広く取引されている証券の市場ですら、取引量の大幅な増加または先進諸国の証券市場の機関投資家が習慣的に実施する規模の取引を価格の混乱なく吸収することはできない可能性があります。これらの証券市場の多くは規模が限定的であることから、証券の発行体の健全性および競争力に影響する要因以外の理由で価格が不安定になることがあります。例えば、価格はこれらの市場で大きなポジションを支配するトレーダーから過度に影響を受ける可能性があります。さらに、マーケット・メイキングおよび裁定取引はかかる市場では一般にあまり幅広く行われてはならず、その結果としてかかる市場の変動性を高め、流動性を低下させる要因となる可能性があります。また、新興国の証券の流動性が限定的であることは、ポートフォリオ証券を正確に評価するファンドの能力、または望む価格および時点で、もしくは償還請求を満たすために証券を取得または処分するファンドの能力に影響が及ぶ可能性があります。

多くの新興市場諸国は、法的枠組みにおける不確実性および腐敗の問題を抱えています。法制は解釈が難しい可能性があり、法律はあまりにも新しいために前例としての価値を提供できない可能性があります。外国投資および私有財産に関する法律は、貧弱な可能性または存在しない可能性があります。政府の突然の変化によって、「ソブリン」資産を収用または国営化するために作られる政策など、投資家にとって有利ではない政策が生まれる可能性があります。一部の新興市場諸国は過去に、多くの場合はほとんどまたはまったく補償が行われることなく多額の私有財産の収用を行ったことがあり、かかる収用が将来に発生しないという保証はありません。

一部の新興諸国の証券市場への投資は、様々な程度に制限または統制されています。このような制限は、一部の新興諸国へのファンドの投資を制限する可能性があり、ファンドの費用を増加させる可能性があります。一部の新興諸国は、外国人による投資の前に政府の承認を義務付けており、または外国人による投資を発行体の発行済証券の特定の割合のみもしくは自国民による購入が可能な当該企業の証券と比べて不利な条件(価格を含みます。)を持つ特定の証券クラスのみに制限しています。

多くの新興市場諸国には、米国では一般的な社会的、政治的および経済的安定性が欠けています。新興市場諸国の政治的不安定性は一般的であることがあり、富の不均衡な配分、社会不安、ストライキ、内戦および宗教的抑圧によって引き起こされる可能性があります。新興市場諸国の経済的不安定性は、( )高い金利、( )ハイパーインフレを含む高いインフレ率、( )高い失業率または過少雇用、( )没収課税を含む政府の経済および税政策の変化、ならびに( )貿易障壁の実施という形をとる可能性があります。

ファンドの外国証券からの収益、および場合によってはキャピタル・ゲインは投資先の新興市場諸国の一部においては適用される課税の対象となり、場合によっては米国と当該諸国との間の条約は、条約がなければ適用される税率を低減するために利用できない可能性があります。

また新興市場は様々な清算および決済の手続きを有し、これらの新興市場の一部では決済が証券取引の量に対応できずにかかる取引を行うことが困難になった時がありました。

過去には、新興市場諸国の一部の政府が大規模な公的支出プログラムの資金調達のために外国の資本市場およびその他の形の対外融資に過度に依存するようになったことがあり、それが過去には莫大な財政赤字を引き起こしました。多くの場合、利払いが総GDPの大きな割合を占め、政府が対応できないほど圧倒的なものとなりました。これらの対外債務は政治的議論の対象となり、野党が外国人債権者への支払いを行わずに資金をとりわけ社会的プログラムに使用するようにと政府に圧力をかける材料になりました。支払能力の欠如または政治的圧力への屈服により、外国政府は融資および/または債券の見直しを求めることを余儀なくされること、利払いの一時的停止を宣言すること、または債務不履行となることがありました。このような事象は外国政府およびこれらの国々に所在する企業が発行する証券の価値に悪影響を与え、借入れ費用だけでなく将来の借入れ能力にも悪影響を与えました。

**欧州投資に関するリスク** 欧州諸国への投資は、ファンドを、欧州およびファンドが投資する欧州諸国の経済的および政治的リスクにさらす可能性があります。欧州諸国の経済および市場は緊密で相互依存関係にあることがしばしば見られ、欧州のいずれかの1国における事象が他の欧州諸国に悪影響を与える可能性があります。ファンドは、欧州連合(以下「EU」といいます。)の欧州経済通貨同盟の加盟国において本拠を有しまたは重要な事業を行っている発行体の証券に投資をします。欧州経済通貨同盟は、加盟国に対してインフレ率、財政赤字、金利、債務水準、財政・金融管理に関する制限の遵守を義務付けていますが、これらはいずれも欧州の全ての国に重要な影響を及ぼす可能性があります。輸出入の減少、貿易に関する政府やEUの規制変更、(特定のEU加盟国の共通通貨である)ユーロの為替レートの変動、EU加盟国のソブリン債の債務不履行やその恐れ、および/またはEU加盟国の景気後退がEU加盟国やその貿易相手国の経済に重要な悪影響を及ぼす可能性があります。欧州の一部の国はユーロを導入していませんが、多くの国にユーロ圏加盟のための基準を満たす義務があります。したがって、これらの国は前述の制限の多くを遵守しなければなりません。近年、欧州金融市場はギリシャ、アイルランド、イタリア、ポルトガル、スペインなど欧州の一部の国における景気後退懸念、政府の債務拡大懸念および政府債務の不履行懸念による変動と悪影響を経験しました。一段の景気悪化を阻止する目的で、一部の国が事前通告なしに、「資本規制」を開始する可能性があります。各国が自国に対する資本の流入と流出の変動を制限する目的で当該規制を用いる可能性があります。当該規制はファンドの投資に悪影響を及ぼす可能性があります。欧州のいずれの国による債務不履行や債務再編も、当該国の債券保有者や当該国の信用度に連動するクレジット・デフォルト・スワップの売り手に悪影響を及ぼすことが予想されますが、これは前述の国以外が舞台となる可能性があります。さらに、先般、欧州の一部の国の信用格付けが引き下げられました。当該引き下げが投資家の信頼をさらに損なうという結果につながる可能性があります。一連の出来事は、ユーロの価値と為替レートに悪影響を及ぼしましたが、ユーロ未導入国やEU非加盟国を含む欧州の全ての国の経済に対し引き続き悪影響を及ぼす可能性があります。欧州の各国政府や中央銀行などによる財政問題への対応には、財政緊縮措置や改革が含まれていますが、これらが望ましい結果にならない可能性、社会不安につながる可能性、将来の成長と景気回復を抑制する可能性、またはその他の意図しない結果につながる可能性があります。政府やその他の機関の債務不履行や債務再編が増加すれば、世界各地の経済、金融市場、資産バリュエーションに対してさらに悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、1または複数の国がユーロからの離脱および/またはEUからの脱退を実施する可能性があります。これらの行動の影響は不透明ですが、特に無秩序な方法で行われた場合には、重大かつ広範囲にわたる可能性があります。

**北米投資に関するリスク** 北米のいずれかの1国における、輸出または輸入の減少、貿易規制の変更および/または景気後退は、北米地域全体およびファンドが投資する北米諸国の一部または全部の国々の経済に重大な影響を及ぼす可能性があります。カナダとメキシコにとって米国は最大の貿易相手国であり、投資のパートナーです。カナダとメキシコの経済は、米国経済の発展によって多大な影響を受けています。1994年にカナダ、米国、メキシコの間でNAFTAが成立して以来、この3カ国間の貿易取引額は増加しています。こうした関係を推進する目的で、NAFTA加盟3カ国は2005年3月に「北米の安全保障と繁栄のためのパートナーシップ」を締結しました。このパートナーシップはカナダとメキシコの米国経済に対する依存にさらに影響を与える可能性があります。1国における政策および法制の変更は、特定の証券の価値のみならず、北米市場一般に重大な影響を及ぼす可能性があります。

**自動車サブ産業への投資に関するリスク** 自動車サブ産業は景気循環の影響を大きく受けることがあり、自動車サブ産業の企業は期間損失を被る可能性があります。自動車サブ産業はさらに競争も熾烈で、時には世界および国内の自動車サブ産業において過剰設備に陥ることがあります。ここ数年にわたって、米国の自動車サブ産業は著しい低迷を経験し、特定の自動車メーカーは米国政府による景気刺激策を必要とする一方、他の自動車メーカーは極めて困難な市況を切り抜けるために戦略的な産業提携を結びました。一般に自動車サブ産業は、労働争議、製品欠陥訴訟、特許消滅、年金給付債務の増加、材料または部品価格の上昇および消費者の嗜好の変化の影響を受けやすい産業です。

**バイオテクノロジー産業投資に関するリスク** バイオテクノロジー企業は、新たな専有的技術の開発の成功に依存しています。新たな技術の開発が成功する保証も、新たな技術に関して知的所有権を取得できる保証もありません。知的所有権が失われた場合、または損害を受けた場合、バイオテクノロジー企業の収益性に悪影響を及ぼすことがあります。さらに、バイオテクノロジー産業の企業は研究開発に多額の支出を行い、その製品またはサービスが結果的に商業的成功を収めない可能性、または急速に陳腐化する可能性があります。多額の開発費のリスクは、マネージド・ケアによる圧力、政府規制、または価格統制の結果として価格を引き上げることができないことにより、さらに大きなものとなる場合があります。バイオテクノロジー企業は、新製品の開発から製造までの期間中、または製品が規制上の承認プロセスもしくは規制上の審査の対象となっている時やその可能性がある時に、継続的に損失を被ることがあり、その結果としてバイオテクノロジー企業の利益が不安定になることがあります。バイオテクノロジー産業の企業は、製造物責任訴訟の対象となるリスクにもさらされています。バイオテクノロジー産業に関わる企業は、外国および国内の規制当局の中でも特に、食品医薬品局、環境保護庁および米国農務省による広範囲にわたる政府規制の対象となることがあります。かかる規制により、バイオテクノロジーの研究、製品開発および製品の承認が大きな影響を受けることや制限されることがあります。

**資本財業界投資に関するリスク** 資本財業界は景気循環の変動および製造需要に影響するその他の要因の影響を受ける可能性があります。資本財業界は設備投資に大きく依存しています。資本財業界は景気拡大期には好調となり、経済状況の悪化に伴って、需要の減退、事業キャッシュフローの悪化、信用管理の厳格化および収益性の悪化によって資本財の需要は減少する可能性があります。経済のボラティリティの高い時期には、法人支出が落ち込み、資本財業界に悪影響を及ぼす可能性があります。この業界は、金利、法人税率およびその他の政府の政策の変更による影響も受ける可能性があります。多くの資本財は国際的に販売されており、当該企業は他の国々や地域の市況の影響を受けています。

**クリーン・エネルギー・サブ産業投資に関するリスク** 多くのクリーン・エネルギー企業が、新技術の開発および商業化に携わっていますが、予算の制約および技術的困難から生じる遅れの影響を受ける可能性があります。クリーン・エネルギー企業は、政府の補助金および政府機関との契約に大きく依存している可能性があります。このような補助金または契約が得られなくなる場合には悪影響を受ける可能性があります。クリーン・エネルギー企業は、新たな独自技術の開発の成功に依存している可能性があります。新技術の開発が成功する保証や、新技術に関して知的所有権を取得できる保証はありません。知的所有権が失われた場合や損害を受けた場合には、クリーン・エネルギー企業の収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、季節的な天候条件、クリーン・エネルギー製品の供給および需要の変動、国際的な政治的事象、プロジェクト開発の成功、および政府の規制政策の変更は、クリーン・エネルギー企業の業績および当該企業の証券価格の変動を引き起こす可能性があります。

**商業・専門サービス業界投資に関するリスク** 商業・専門サービス提供者の成功は、国内外の景気、金利、為替レート、競争、有能な人材の獲得可能性、および法人需要の動向と密接に関係しています。商業・専門サービス業界は企業の投資に大きく依存しています。商業・専門サービス業界の企業は厳しい競争にさらされる可能性があります、これも収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。

**一般消費財セクター投資に関するリスク** 一般消費財セクターの製品やサービスの企画、製造、販売に従事する企業(テレビやラジオの放送、製造、出版、記録装置と音楽装置、映画、写真撮影、娯楽とテーマパーク、カジノ、スポーツ用品と競技場、キャンプとレクリエーション用品、玩具とゲーム、衣料品、旅行関連サービス、自動車、ホテルとモーター、ファーストフードその他のレストランが含まれますが、これらに限定されません。)は製品やサービスがすぐに陳腐化するリスクにさらされています。これらの企業の成功は、家計の可処分所得および消費支出に大きく依存している可能性があります。景気拡大期には、一般消費財セクターは生活必需品セクターをアウトパフォームする可能性があります。経済状態が悪化するとアンダーパフォームする可能性があります。さらに、一般消費財セクターはいくつかの要因によって重要な影響を被る可能性があります。このなかには国内外の景気動向、為替レート、消費者の選好の変化、人口動態、販売キャンペーン、収益サイクル、消費者マインド、商品価格の変動、労使関係、金利、貿易統制、熾烈な競争、技術進歩、政府規制などを含みますが、これらに限定されません。

**耐久消費財業界投資に関するリスク** 耐久消費財業界には、家庭用耐久財、レジャー設備およびレジャー商品、繊維製品、ぜいたく品、衣類についての設計、製造または流通に携わる企業が含まれています。いずれも、国内外の経済の変化、消費者信頼感、家計の可処分所得および支出、消費者の趣味および嗜好の影響を受ける可能性があります。耐久消費財業界の企業は厳しい競争にさらされており、これも収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。耐久消費財業界の企業の成功は、社会動向や販売キャンペーンの影響を強く受ける可能性があります。耐久消費財業界の企業は、外部の資金調達に依存している可能性があり、資金調達が困難になる可能性があります。これらの企業の多くは、第三者のサプライヤーおよび流通システムに依存しています。耐久消費財の企業は、自らの知的所有権を保護できない可能性、あるいは他者の知的所有権侵害の法的責任を負う可能性があります。また、耐久消費財業界の商品は、急速に陳腐化するリスクに直面している可能性があります。

**消費財産業投資に関するリスク** 消費財産業の成功は、国内外の景気、金利、為替レート、競争、消費者信頼感、および消費者の可処分所得と密接に関係しています。消費財産業は消費需要に影響するトレンド、販売キャンペーンおよびその他の要因の影響を大きく受ける可能性があります。様々な食品添加物の使用に影響を与える政府の規制は特定の消費財産業の企業の収益性に影響する可能性があります。また、国際的事象が、純利益の多くの部分を外国から得ている食品・飲料品企業に影響を及ぼす可能性があります。さらに、たばこ会社は新たな法律、規則および訴訟の悪影響を受ける可能性があります。多くの消費財は世界的に販売されており、消費財企業は他の国々や地域の需要および市況の影響を受ける可能性があります。消費財産業の企業は厳しい競争にさらされる可能性があり、これも収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。人口動態および消費者の嗜好の変化は、消費財商品の成功に影響する可能性があります。

**消費者サービス産業投資に関するリスク** 消費財のメーカーおよび小売業者(食品および医薬品小売店、一般小売店、メディアならびに旅行および娯楽を含みます)の成功は、国内外の景気、金利、為替レート、競争および消費者信頼感と密接に関係しています。消費者サービス産業は、家計の可処分所得と消費支出に大きく依存しています。消費者サービス産業の企業は激しい競争にさらされる場合があり、これは収益性に悪影響を及ぼすこともあります。人口動態や消費者の嗜好の変化は、消費財サービスの提供者の成功に影響を及ぼすことがあります。

**生活必需品セクター投資に関するリスク** 生活必需品セクターの企業は、世界経済、個人消費、競争、人口動態、消費者の嗜好および生産費用によって悪影響を受ける可能性があります。また、世界的な経済事象、環境事象、政治事象、経済情勢、資源枯渇および政府規制の変化によっても影響を受ける可能性があります。例えば政府の規制は、食品メーカーによる様々な食品添加物および製造方法の使用許可に影響を与える可能性があります。これは企業の収益性に影響を及ぼす可能性があります。また、たばこ会社は法案の可決および/または訴訟によって悪影響を受ける可能性があります。原材料の需給や価格に関するリスクにさらされる可能性もあります。原材料価格は多くの要因に反応して変動します。このなかには政府の農業支援プログラム、為替レート、貿易統制、国際的な農業および貿易政策、季節的気候条件を含みますが、これらに限定されません。生活必需品セクターの企業は厳しい競争にさらされる可能性があり、これは収益性に悪影響を及ぼす可能性もあります。

**エネルギー・セクター投資に関するリスク** エネルギー・セクターの企業は、世界のエネルギー価格の水準と変動、エネルギー需給、政府の規制や政策、エネルギー生産と保護努力、技術変化および企業が管理できないその他の要因によって強い影響を受けます。これらの企業も、資源が不足しているか、または事業ラインが限られている可能性があります。エネルギー・セクターは景気に敏感であり、商品価格に大きく依存しています。エネルギーの価格と供給は、とりわけ、国内外の政治の変化、石油輸出国機構(以下「OPEC」といいます。)の政策ならびにOPEC加盟国間の関係とOPECと原油輸入国間の関係、規制環境、課税政策および主要エネルギー消費国の景気の変動によって短期間または長期間にわたり大きく変動する可能性があります。

エネルギー・セクターの企業は、テロリズム、自然災害その他の大惨事によって悪影響を受ける可能性があります。エネルギー・セクターの企業は、傷害、生命や財産の損失につながる事故による民事責任に関するリスクまたは汚染その他の環境被害訴訟のリスクにさらされています。原油業界の混乱や燃料消費のシフトが本セクターの企業に多大な影響を及ぼす可能性もあります。重要な油田およびガス田は新興市場諸国に位置しており、新興市場への投資に関する他のリスクに加えて、政治的腐敗および安全保障が重大なリスクとなる可能性があります。さらに、エネルギー・セクターの多くの企業が操業している中東では、歴史的に、また最近においても、広範囲の社会不安を経験しています。

エネルギー・セクターの企業は、企業が操業している地域における為替レート、金利、経済状況、税制、政府の規制および介入、ネガティブな認識、エネルギー保全の努力、ならびに世界的事象の変動(例えば、資産および不動産の収用、国営化、没収、または外国投資および資本の本国送金に対する制限の実施、軍事クーデター、社会不安、暴力行為、労働紛争)によっても悪影響を受ける可能性があります。本セクターの企業では主に政府機関や公益企業から構成される相対的に少数の顧客による収益が売上高の大半を占めているため、政府の緊縮財政が企業の株価に重要な影響を与える可能性があります。エネルギー・セクターは大きく規制されています。エネルギー・セクターで活動している事業体は、連邦、州および現地の政府機関によって、その活動のほぼ全ての面について、相当の規制を受けています。このような規制は、急速に、または時間をかけて、範囲および強さについて変化する可能性があります。将来、より厳格な法律、規制または施行方針が制定され、これがコンプライアンス費用を増大させ、エネルギー・セクターの企業の財務実績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

**金融セクター投資に関するリスク** 金融セクターの企業には、地域の銀行やマネーセンター銀行、証券会社、資産運用会社、貯蓄銀行と貯蓄機関、専門金融会社(例えば、クレジットカード会社、モーゲージ会社)、保険会社と保険ブローカー、金融コングロマリット、外国の銀行と金融機関を含みます。これまで世界の金融市場はきわめて困難な状況や変動、著しく不利なトレンドを経験してきました。かかる市場の状況により、企業の信用、資本、流動性のアベイラビリティの低下が生じ、間接的に多くの金融機関の支払不能、閉鎖、または買収という結果につながってきました。こうした状況は金融業界内の統合にも寄与しました。さらに、世界の金融業界は、モーゲージ担保証券や資産担保証券の価値の大幅低下や、ソブリン債務危機によって、重大な悪影響を被っています。多くの金融機関の見通しに関しては疑問の余地があり、金融機関が見通しの修正や保有資産の評価損計上を進めるにつれて、同様の展開が続いています。

大半の金融機関が幅広い政府規制の対象となっており、事業活動が制限され、一部の事業の利益獲得能力が影響を受ける可能性があります。政府規制は頻繁に変更される可能性があり、金融セクターの各社に対し、当該規制が意図しない影響を含む重要な悪影響を及ぼす可能性があります。金融機関の事業や金融市場に対する政府の直接的な介入は、ファンドの投資対象企業に重大な悪影響を与える可能性があります。このなかには、政府の規制、資金の本国移動、その他の介入の増大につながる可能性のある多くの国における法律の制定が含まれます。政府の介入や法律変更が個別の金融機関や金融セクター全体に与える影響を予測することはできません。これまで金融機関のバリュエーションは、前例のない変動にさらされ、現在も同様の状況が続いており、金利リスクやソブリン債の債務不履行を含む予測不能な要因によって影響を受ける可能性があります。一部の金融事業は市場シェアや価格競争を含む熾烈な競争圧力にさらされています。外国の金融機関は、市場特有の懸念や一般的な規制、金利に関する懸念にさらされています。なかでも一部の外国の政府規制には、税金や金利に関する管理、信用アベイラビリティ、最低自己資本要件、空売り、価格および通貨移転の禁止が含まれる場合があります。

銀行、貯蓄貸付組合および金融機関の収益性は、資本金のアベイラビリティとコストに大きく依存しており、金利の変動時に大幅に変動する可能性があります。例えば、金利が上昇する場合、金融セクターの多くの種類の企業が発行した証券の価格は、一般的に下落します。換言すれば、金融機関は特定の市場サイクルで悪影響を受ける可能性があります。これには、資本のアベイラビリティが制限されてコストが上昇する可能性がある金利上昇期、および、とりわけ、融資先の資金難によって貸倒損失が発生する可能性がある経済状況の下降期が含まれますが、これらに限定されません。

さらに、経済状況全般は、会社の運営にとって重要であり、融資先の資金難は、金融機関の収益性に悪影響を与える可能性があります。金融機関は資本市場に対するアクセスに大きく依存しており、経済状況全般の悪化、資本市場における金融機関の財務状況や見通しに関するネガティブな認識といった当該アクセスに対する障害が事業に悪影響を及ぼす可能性があります。2008年および2009年に経験したような信用市場の悪化は、幅広い金融市場に悪影響を及ぼし、一部の金融機関に多額の損失が発生する可能性があります。このような状況では、金融セクターの企業の保有資産の価値が大幅に下落し、資本調達の実施や営業停止に追い込まれる可能性もあります。一部の金融機関は政府から多額の公的資金の受け入れまたは借入れも必要となる可能性があります。将来、政府による事業規制が課されたり政府介入が増える事態に直面することになる可能性があります。また、将来、政府がこのような救済を行う保証はありません。こうした行動によって、金融セクターの多くの企業の証券の価値が下落する可能性があります。

**ヘルスケア・セクター投資に関するリスク** ヘルスケア・セクターの企業は、幅広い政府規則、政府の医療費保障制度に関する制限、医療製品やサービスに関するコストの増減、価格圧力、外来患者サービスの一段の重視、限られた数の製品、業界のイノベーション、技術変化その他の市場発展によって頻繁に収益性が影響を受ける可能性があります。多くのヘルスケア企業は特許保護と、製品に関する実際のまたは認識された安全性と効能に大きく依存しています。

特許は期間が制限されており、期限が切れると、通常は特許を取得した製品よりも安価で販売される、相当類似性の高い「ジェネリック」製品を他社が市場で販売する可能性があります。これにより、当初の製品の開発会社には市場シェアの喪失および/または製品価格の低下が生じ、当初の開発会社の利益が減少することになります。結果として特許の期限切れは、これらの企業の収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、ヘルスケア・セクターの多くの企業の製品およびサービスは、多くの個人の健康および福祉に影響を与えるため、こうした企業は特に製造物責任に基づく幅広い訴訟や類似の申立てにさらされています。また競争にさらされていることから、値上げが困難で、結果的に事実上の値引きとなる可能性があります。ヘルスケア・セクターでは新製品の多くが、規制当局の認可対象となる可能性があります。当該認可の取得プロセスは、長期に及び、多額の費用を伴う可能性があります。その結果、開発コストは増大し、コストの回収は遅れ、ライバル企業が競合する製品または処置を開発する範囲で競争上の優位性が失われ、当該企業の収入および収益性に悪影響を及ぼします。換言すると、規制上の承認プロセスの遅れは、企業が新製品によって利益を得る機会や新製品を市場で売り出す機会の減少につながる可能性があります。これは企業の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。またヘルスケア企業は、バイオテクノロジーや技術の進歩によって大きな影響を被る可能性があります。その製品はすぐに陳腐化する可能性があります。さらに、多くのヘルスケア企業は政府の規制対象となる製品やサービスを提供しており、政府の政策や法律の変更によって悪影響を被る可能性があります。一部の政府が導入済みまたは検討中の法律の個別のヘルスケア企業やヘルスケア・セクター全体に対する影響を予測することはできません。当該法律および法案は、コスト管理、国民医療制度、ヘルスケア・サービスの提供における報酬に対するインセンティブ、健康保険料に関連した税制上の優遇措置と罰則、前払い健康保険制度の推進など幅広いテーマに及びます。どの法案が成立し、ヘルスケア関連またはバイオテクノロジー関連の企業にどのような潜在的な悪影響を及ぼす可能性があるかは誰も予測できません。

さらに、ヘルスケア関連提供者の施設拡張は、一部の政府当局による「必要性の判断」の対象となります。このプロセスは、このような拡張に伴う時間およびコストを増大させるのみならず、拡張計画を不確定なものにし、当該ヘルスケア関連施設運営者の収入および収益性の成長力を抑制し、その証券の価格に悪影響を及ぼします。また、近年、地方政府予算および国家予算は支出を削減して医療費を抑制する圧力を受けており、規制プロセスならびにヘルスケアの製品、サービスおよび施設に利用できる公的資金に悪影響を及ぼす可能性があります。

**工業セクター投資に関するリスク** 工業セクターの企業が発行した証券の価値は、企業の特定の製品やサービスと工業セクターの製品全般の両方の需給の影響を受ける可能性があります。製造企業の製品は、急速な技術発展や頻繁な新製品の発売によって、陳腐化に直面する可能性があります。政府の規制、世界的事象および経済情勢が工業セクターの企業の業績に影響を与えます。さらに、工業セクターは、商品価格の変動やトレンドによっても悪影響を受ける場合があります。こうした変動やトレンドは予測不可能な要因によって影響を受ける可能性があります。工業セクターの一部である航空宇宙および防衛企業は、その製品およびサービスに対する政府の需要に大きく依存しているため、政府の歳出政策によって大きな影響を受ける可能性があります。したがって、航空宇宙および防衛企業の財務状況およびそれらの企業への投資家の関心は政府防衛支出政策に大きく左右され、その政策は一般に政府予算管理の取り組みの圧力下にあります。工業セクターの一部である輸送株は循環銘柄であり、経済的变化、燃料価格、労働関係および保険料によって大きな影響を受けることがあります。特定の国々の輸送企業は、その事業に悪影響を及ぼす可能性のある政府の厳しい規制および監視の対象となることがあります。例えば、工業セクターで使用する原材料の供給過剰から生じる商品価格の下落および単位分量の減少が、本セクターに悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、工業セクターの企業は、環境被害、製造物責任訴訟、資源の枯渇の法的責任を負う可能性、ならびに安全管理および公害管理のための強制的な支出が課される可能性があります。

**情報技術(IT)セクター投資に関するリスク** IT各社は国内外で競争激化に直面しており、これが利益率に悪影響を及ぼす可能性があります。他のテクノロジー関連の企業と同様に、IT各社が抱える製品ライン、市場、資金力、人材には限りがある可能性があります。IT各社の製品は急速な技術発展と頻繁な新製品の発売、予測できない成長率の変動、および有能な人材を巡る競争が原因で製品の陳腐化に直面する可能性があります。テクノロジー企業および技術に大きく依存している企業(特に比較的規模が小さく歴史の浅い企業)は、市場全体よりもボラティリティが大きい傾向にあります。ITセクター各社は、特許権と知的所有権に大きく依存しています。これらの権利が失われたり、損害を受けた場合、企業の収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。最後に、全ての企業がネットワーク・セキュリティの欠陥の影響を受けやすい可能性がありますが、ITセクターの一部の企業は、ハッキングおよび自社保有の情報もしくは顧客情報の窃盗、またはサービス中断の特別な標的になる可能性があり、これは事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。これらのリスクは、海外市場のIT企業で高まっています。

**インフラ産業投資に関するリスク** インフラ産業の企業は、資本構築プログラムに関連する高い金利コスト、高いレバレッジ、政府、環境その他の規制関連コスト、景気減速の影響、他のサービス提供者との競争の激化、コストに関する不確実性、インフラ・プロジェクトに対する歳出の水準やその他の要因をはじめ、自社の事業および活動に悪影響を及ぼすおそれのある様々な要因の影響を受ける可能性があります。インフラ企業は、商品価格の変動、為替レートの変動、輸入管理、資源の枯渇、技術発展および労使関係によって悪影響を受ける場合があります。また、特に新興国市場では、公的資金によるインフラ・プロジェクトが政治的腐敗の悪影響を受ける可能性があり、遅延やコストの超過につながる可能性もあります。この産業に携わる企業は、自社の製品に対する米国その他の政府の需要に著しく依存しているため、インフラ産業の発行体は歳出政策によって著しく影響を受ける可能性があります。

石油およびガス産業のインフラ企業は、企業が操業している地域における政府の規制あるいは世界的事象(例えば、収用、国営化、資産および財産の没収または外国人投資および資本の本国送金への制約、軍事クーデター、社会不安、暴力または労働不安)によって悪影響を受ける可能性があります。インフラ企業は、新興市場国に対する多額の資本投資があるか、または新興市場国に関わる取引に携わっていて、このことで上記のリスクが高まる可能性があります。

**オペレーション・リスク** インフラ企業が十分な保険をかけていない場合、または資産を適切に運用していない場合、多額の損失につながりかねません。インフラは、環境浄化コストならびに地震、ハリケーンおよびテロ行為などの壊滅的事象によって悪影響を受ける可能性があります。

**顧客リスク** インフラ企業は限られた顧客基盤に依存している可能性があります。また、これらの顧客が債務を支払えない場合には、多額の収益が失われかねず、取り返しがつかない可能性があります。

**規制リスク** インフラ企業は、様々な政府当局による重要な規制を受ける可能性があり、また、顧客に請求する料金に関する規制、環境、運営その他の事象によるサービスの中断、特別料金の賦課ならびに税法、規制政策および会計基準の変更による影響も受ける可能性があります。

**戦略的資産リスク** インフラ企業は、重要な戦略的資産(例えば、主要なパイプラインまたは幹線道路)を管理している可能性があり、それらは国家的または地域的性格を持つ資産であり、独占的性質を持っている可能性があります。かかる資産の国家的または地域的性格あるいは代替不可能な性質を考えると、戦略的資産は他の産業セクターとは共通しない追加的リスクを発生させかねません。また、テロ行為または敵対的政治的行動の標的になる可能性があります。

**金利リスク** 金利の上昇はインフラ企業の資本コストの上昇につながり、その債務返済能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

**レバレッジ・リスク** インフラ企業はレバレッジが高い可能性があり、それが負債による資金調達に通常付随する投資リスクおよびその他のリスクを高めると共に、金利上昇期には、インフラ企業の事業と市場価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

**インフレ・リスク** 多くのインフラ企業は、固定的な収入源を持っている可能性があります。

したがって、インフレ率が高まる時期には、企業の市場価値は下落する可能性があります。さらに、インフラ企業がその資産の利用者に請求できる価格は、政府の規制、契約上の取決めやその他の要因のいずれかによるものであれ、インフレに連動している可能性があります。この場合は、インフレ率の変動は当該企業の収益性に影響を及ぼす可能性があります。

**輸送リスク** 輸送業界の企業の株価は、その特定の製品に対する需要と供給の双方により影響を受けます。政府の規制、世界的事象および経済状況が、輸送業界の企業の業績に影響を及ぼす可能性があります。

**石油およびガス・リスク** 石油およびガス会社の収益性は、世界のエネルギー価格、探査および生産支出に関連しています。

**公益事業リスク** 公益企業は国内外で競争激化に直面しており、これが利益率に悪影響を及ぼす可能性があります。規制対象の公益企業が請求する料金は、政府の規制委員会の審査および制限の対象となっています。

**保険業界投資に関するリスク** 保険業界は広範な政府規制の対象となっており、金利、全体的な経済状況、価格面および販売面での競争ならびに保険料率の上限の義務の変化、または政府規制もしくは税法のその他の変更から大きく影響を受けることがあります。保険業界の様々なセグメントが、死亡率および罹患率、環境上の清掃費用ならびに地震、ハリケーンおよびテロ行為などの大惨事から大きな影響を受けることがあります。

**素材セクター投資に関するリスク** 素材セクターの企業は、特に商品価格の変動、為替レート、輸入管理、競争の激化、資源枯渇、技術進歩、労使関係、政府の規制ならびに安全管理および公害管理のための強制的な支出によって悪影響を受ける場合があります。また、素材セクターの企業は、環境被害や製造物責任訴訟のリスクにさらされています。素材セクターの製造は、市場の不均衡または景気後退の結果として需要を上回り、投資リターン低下につながる場合があります。これらのリスクは、海外市場の素材セクターの企業で高まっています。

**メディア業界投資に関するリスク** メディア業界の企業は、新しい技術を用いた新製品およびサービスの考案に際して特に、相当な資本を投入して競争の熾烈化に対処しなければならないことから、逼迫したキャッシュフローに直面することがあります。メディア企業は収益の景気循環性、対象とする個人の可処分所得の減少の可能性、消費者の嗜好および関心の変化、メディア産業における競争ならびに国家および連邦の規制強化の可能性を含む様々なリスクにさらされています。広告費はメディア企業の重要な収益源です。景気低迷時には一般に広告費が減少し、その結果、メディア企業の収益も減少する傾向にあります。

**医療機器業界投資に関するリスク** 医療機器業界の多くの企業は特許保護に大きく依存しており、特許の期限切れは、これらの企業の収益性に悪影響を及ぼす場合があります。医療機器業界の企業は、製造物責任およびそれに類する賠償請求に基づく幅広い訴訟に加え、値上げを困難にし、結果的に事実上の値引きとなる可能性がある競争圧力にさらされることがあります。一部の医療機器企業の収益性は、比較的限られた数の製品に依存していることがあります。さらにその製品は、業界のイノベーション、技術その他の市場動向の変化によって陳腐化することがあります。医療機器業界の多くの新製品は規制上の承認の対象であり、かかる承認の取得プロセスは長期に及び、多額の費用がかかります。

**天然資源産業投資に関するリスク** 天然資源産業の企業の収益性は、世界のエネルギー価格、探査の制限および生産支出によって影響を受ける場合があります。天然資源産業の企業は、政府の規制、世界的な事象および経済情勢の影響を受けています。天然資源産業の企業は、環境破壊に係る損害賠償請求についてのリスクにさらされています。天然資源産業の企業は、商品価格の変動、為替レートの変動、輸入管理の賦課、競争の激化によって悪影響を受ける場合があります。

天然資源産業の企業は、天然資源の枯渇、技術発展および労使関係によって悪影響を受ける可能性があります。

**原子力エネルギー・サブ産業投資に関するリスク** エネルギー・セクターは、既存技術の陳腐化、短い製品サイクル、価格および利益の低下、市場の新規参入者との競争および一般的な経済情勢によって著しく影響を受ける可能性があります。さらに、エネルギー・セクターは、激しい競争、より厳格な政府の規制および執行方針につながる立法、浄化作業への個別支出などによって著しく影響を受ける可能性があり、有害物質に関連するリスクにさらされる可能性があります。原子力エネルギー・サブ産業は、エネルギー価格の変動、代替エネルギー燃料の需要と供給、省エネ、探査プロジェクトの成功および税金その他の政府の規制によって著しく影響を受ける可能性があります。このサブ産業も、特定の製品およびサービスの需要と供給、石油およびガスの需要と供給、石油およびガスの価格、生産支出、政府の規制、世界的な事象および経済情勢によって著しく影響を受ける可能性があります。

エネルギー各社は生命または財産の傷害または損失につながる事故、汚染、その他の環境事故、装置の誤作動または材料の取扱の誤りから生じる民事責任に関する重要なリスク、およびテロ、自然災害による損失リスクに直面しています。いずれの事象も被害地域の一般住民に深刻な影響を与え、結果的にファンドのポートフォリオの証券およびファンドのパフォーマンスに重大な悪影響を与える可能性があります。2011年3月に日本で発生した原子力発電所の大惨事は、原子力エネルギー・サブ産業に短期的および長期的な影響を及ぼす可能性があります。その程度は分かっていません。

**原油およびガス産業投資に関するリスク** 原油およびガス産業の企業は、世界的なエネルギー価格の水準および変動性、原油およびガスの需給、政府の規制および政策、原油およびガスの生産および保全の取り組みならびに技術革新によって大きな影響を受けます。原油およびガス産業は景気に敏感で、時には掘削リグ、設備、資材または有能な人材の不足に見舞われる可能性があります。あるいは、需要が大きいため、かかるサービスが商業的に合理的な条件で入手できない可能性があります。原油およびガスの価格および供給は、国内外の政変、OPECの政策、OPEC加盟国間およびOPEC加盟国と原油輸入国との関係の変化、規制環境、税務政策ならびに主要エネルギー消費国の経済により、短期間および長期間にわたって大きく変動する可能性があります。原油サブ産業の崩壊またはエネルギー消費の変化は、この産業の企業に大きく影響する可能性があります。重要な油田およびガス田は新興市場諸国に位置しており、新興市場への投資に関するその他のリスクに加えて、政治的腐敗および安全保障が重大なリスクとなる可能性があります。さらに、原油およびガス産業の多くの企業が操業している中東では最近、広範囲の社会不安を経験しています。原油およびガス企業は価格競争が熾烈であり、競争の激しい産業で活動しています。これらの企業の収益の大半は、政府機関や公益企業など相対的に少数の顧客に依存している場合があります。

**製薬産業投資に関するリスク** 製薬産業の企業は競争にさらされていることから、値上げが困難で、結果的に事実上の値引きとなる場合があります。製薬産業の一部の企業の収益性は、比較的限られた数の製品に依存していることがあります。さらに、その製品は、産業イノベーション、技術その他の市場動向の変化によって陳腐化することがあります。製薬産業の多数の新製品は、政府による承認、規制および償還率の影響を受けません。政府承認の取得プロセスは長期に及び、多額の費用を伴う場合があります。製薬産業の多数の企業は、特許権と知的所有権に大きく依存しています。これらの権利が失われたり、損害を受けた場合、企業の収益性に悪影響を及ぼすことがあります。製薬産業の企業は、製造物責任およびそれに類する賠償請求に基づく幅広い訴訟にさらされることがあります。

**耐久生産財業界投資に関するリスク** 耐久生産財業界には、電気設備および部品、工業製品ならびに住宅設備および通信設備をはじめとする耐久生産財の設計、製造または流通に携わる企業が含まれています。これらの企業は、国内外の経済および政治の変化、統合および過剰設備の影響を被る可能性があります。耐久生産財業界の企業は厳しい競争にさらされており、これも収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。耐久生産財業界の企業の成功は、消費者の需要、支出、趣味および嗜好の変化によって強く影響を受ける可能性があります。耐久生産財業界の企業は外部の資金調達に依存している可能性があり、資金調達が困難になる可能性があります。耐久生産財の企業は、自らの知的所有権を保護できない可能性、あるいは、他者の知的所有権侵害の法的責任を負う可能性があります。また、これらの企業は、景気循環、急速な技術の陳腐化、政府の規制、労使関係、近代化の遅れおよび全般的な資本支出の水準など、他の要因によって著しく影響を受ける可能性もあります。

**不動産業界投資に関するリスク** 不動産業界の企業は、不動産投資信託(以下「REIT」といいます。)または不動産会社など、不動産に投資する企業を含みます。不動産会社への投資により、投資家は不動産を直接保有するリスクならびに不動産会社の組織および運営方法に具体的に関係するリスクにさらされます。不動産業界は、全般的および現地の経済状況および発展に大きく左右され、熾烈な競争および周期的な過剰建設を特徴とします。不動産会社への投資には様々なリスクが伴います。不動産会社に特有のリスクについて以下に詳述します。

**金利リスク** 金利の上昇は不動産会社の資本コストの上昇につながり、不動産会社の債務返済能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

**レバレッジ・リスク** 不動産会社はレバレッジを利用する可能性があり(高いレバレッジを利用する会社もあります。)、そのため投資リスクが高まり、金利が上昇する時期には不動産会社の経営および市場価値に悪影響が及ぶ可能性があります。また、不動産会社は借り入れによる資金調達に通常付随するリスクにもさらされています。不動産会社のレバレッジに関係する財務制限条項は当該不動産会社の経営能力に事実上影響する可能性があります。加えて、不動産は供与される信用の質ならびに借り手およびテナントによる債務不履行の影響を受ける可能性があります。固定資産が営業費用(該当する場合は、債務返済、借地料支払い、テナント改築費(テナント・インブルーメント)、第三者リース手数料およびその他の資本支出を含みます。)に見合う十分な収益を創出しない場合には、不動産会社が債券の金利および元本を支払うための収益および能力に悪影響が及びます。

**固定資産リスク** 不動産会社は、固定資産の機能的陳腐化または魅力低減、経済状態により長引く空室およびテナントの破産、地震、ハリケーンおよびテロ行為などの大惨事ならびに災害または収用による損害に係するリスクにさらされる可能性があります。不動産の収益および価値はさらに、人口の移動もしくは嗜好および価値観の変化といった人口動向、または法律、文化、技術、世界もしくは現地の経済面での発展に起因する空室の増加もしくは家賃の低下によって大きな影響を受ける可能性もあります。

**管理リスク** 不動産会社は経営能力に依存しており、財源が乏しい場合があります。不動産会社は一般に多角化されておらず、キャッシュフローへの過剰な依存、借り手の債務不履行および任意清算の影響を受ける可能性があります。さらに、不動産会社とその関連会社との間の取引は利害の対立の影響を受ける可能性があり、それが不動産会社の株主に悪影響を及ぼす可能性があります。不動産会社は特定の固定資産に合弁で投資することがあり、その結果、当該固定資産に係する決定を支配する能力が限定される可能性があります。

**流動性リスク** 不動産会社への投資には、小型株への投資に伴うリスクと同様のリスクが含まれる可能性があります。不動産会社の株式は小型株と同じく、大型株よりも変動が大きく、大型株とは異なるパフォーマンスを示す可能性があります。不動産会社の株式の取引が少ないことがあり、これは当該株式の売買取引が株価に増幅された影響を与え、株価の乱高下を招く可能性があることを意味します。さらに、不動産は比較的流動性が低く、そのため不動産会社は経済状況またはその他の状況の変化に応じて固定資産を変更または現金化できる能力が限られている可能性があります。

**集中リスク** 不動産会社は限られた数の固定資産を保有し、特定の地理的地域または特定の種類の固定資産に投資を集中させる可能性があります。

**米国税リスク** 特定の米国の不動産会社は米国連邦税の特別要件の対象です。かかる税要件を遵守しないREITは米国連邦所得税の対象となる可能性があり、これがREITの価値およびREITの分配の特徴付けに影響を及ぼす可能性があります。REITはその純利益のほぼ全てを株主に分配するという米国連邦税の要件により、REITは将来の支出に備えた資本が不十分になる可能性があります。

**規制リスク** 不動産の収益および価値は、適用される国内および外国の法律(税法を含みます。)などの要因によって悪影響を受ける可能性があります。増税、土地区画法の変更または環境規制といった政府の措置も、不動産に大きな影響を与える可能性があります。

**小売業界投資に関するリスク** 小売業界は、国内外の経済の変化、消費者信頼感、家計の可処分所得および支出ならびに消費者の嗜好の影響を受ける可能性があります。小売業界の企業は熾烈な競争に直面しており、それが収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。小売業界の企業の成功は社会動向および販売キャンペーンによって大きな影響を受ける可能性があります。小売業界の企業は外部の資金調達に依存している可能性があり、それを受けるのが難しいことがあります。こうした企業の多くは第三者供給業者および流通システムに依存しています。小売企業は所有する知的財産権を保護することができない場合や、他者の知的財産権侵害に対する責任を負う場合があります。

**テクノロジー・セクター投資に関するリスク** テクノロジー企業は、定期的な新製品の導入、イノベーションおよび進化を続ける業界標準を特徴としており、この結果、国内でも世界的にも熾烈な競争に直面しており、それが利益率に悪影響を与える可能性があります。テクノロジー・セクターの企業は、相対的に小規模で経験の乏しい企業であることが多く、より規模の大きい企業に比べて大きなリスクにさらされる可能性があります。これらのリスクは、海外市場のテクノロジー企業で高まる可能性があります。テクノロジー企業は、製品ライン、市場、財源または人員が限られていることがあります。テクノロジー企業の製品は、急速な技術の進歩および頻繁な新製品の発売による製品の陳腐化、消費者およびビジネスの購入パターンの変化、予測できない成長率の変化ならびに有能な人材のサービスを巡る競争に直面する可能性があります。さらに、金利が上昇する情勢は、テクノロジー・セクターの企業に悪影響を及ぼす傾向にあります。このような情勢下では、市場評価の高いこれらの企業は投資家にとって魅力が乏しく映り、かかる企業の市場価格が急落を起こす可能性があるためです。テクノロジー・セクターの企業は特許権および知的財産権に大きく依存しています。これらの権利の喪失または減損はこれらの企業の収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。テクノロジー・セクターはさらに、商品価格の変動またはトレンドによって悪影響を受ける可能性があり、予想外の要因が影響を与えたりまたは特徴であったりすることもあります。最後に、全ての企業がネットワーク・セキュリティの欠陥の影響を受けやすい可能性がありますが、テクノロジー・セクターの一部の企業は、ハッキングおよび自社保有の情報もしくは顧客情報の窃盗、またはサービス中断の特別な標的になる可能性があり、これは事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

**通信セクター投資に関するリスク** 各国の経済活動のうち通信セクターは頻繁に政府の幅広い規制の対象となります。政府の規制を遵守するための費用、必要な規制当局の承認の遅れや不承認、または新たな規制要件の導入が、通信各社の事業に悪影響を及ぼす可能性があります。とりわけ市場投入前の製品や価格の認可の分野においては、世界各国の政府の措置は独断的で予測不可能な場合があります。通信セクターの企業は、特に新技術を用いた新製品やサービスの策定において、競争激化に対応するために多額の投資が必要であり、このためにキャッシュフロー不足に陥る可能性があります。技術革新によって、特定の通信会社の製品やサービスが陳腐化する可能性があります。最後に、全ての企業がネットワーク・セキュリティの欠陥の影響を受けやすい可能性がありますが、通信セクターの一部の企業は、ハッキングおよび自社保有の情報もしくは顧客情報の窃盗、またはサービス中断の特別な標的になる可能性があり、これは事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

**木材および林業産業投資に関するリスク** 木材および林業企業の市場価値は、自然で発生する事象および国際政治や国内政治によって悪影響を受ける可能性があります。野火、火山の噴火、洪水および過酷な天候などの自然災害が木材および木材関連製品の生産量に影響を及ぼす可能性があります。また、米国および世界における木材および木材関連製品の需要は、関税、数量割当または貿易協定の新設または変更によって減少する可能性があります。金利の上昇または不利な経済状況も、木材および木材関連製品の価格または需要に悪影響を及ぼす可能性があります。

**輸送業界投資に関するリスク** 輸送業界の発行体は、経済的变化、燃料価格、労働関係、技術開発、為替レート、業界競争および保険料によって大きな影響を受けることがあります。特定の国々の輸送企業は、その事業に悪影響を及ぼす可能性のある政府の厳しい規制および監視の対象となることがあります。輸送企業に影響を与える可能性のあるその他のリスク要因として、燃料費およびその他の営業費用の増大ならびに規制変更またはその他の政府決定の影響が含まれます。輸送業界の企業は、天候の悪化、テロ行為または航空機事故、列車事故もしくはトンネル火災などの大惨事により悪影響を受ける可能性があります。輸送業界の企業も、広範囲にわたるテクノロジー・システムの故障リスクならびに設備および運営コストの増大リスクにさらされる可能性があります。

**公益事業セクター投資に関するリスク** 公益企業に対する投資には特別に考慮すべき事柄があります。このなかには、商品価格の変動、公益企業が請求する料金を規定する政府の規制、料金値上げ、税制の変更、金利変動および特定の公益サービス提供のコストの変動のリスクが含まれます。また公益事業業界は、テロリストによる攻撃の可能性、自然災害、厳しい気候条件に加えて、原子力施設の運用や維持に関連した規制と運営面での負担にもさらされています。政府規制機関は公益企業の収益と費用を監視し、統制しているため、利益が制約される可能性もあります。一部の国では、規制当局が公益事業各社の新規市場へのアクセスを制限する場合があります、これにより各社の長期的な見通しの後退につながる可能性があります。

様々な管轄地の規制上の慣行および政策には相当の差異があり、いかなる規制当局も、時々、政策に大きな変更を加える可能性があります。規制当局が将来、料金の引上げを認める保証はなく、その引上げが公益企業の発行した普通株式に対する配当金の支払いを可能とするに足りるものであるとの保証はありません。さらに、既存または将来の規制法制によって、公益企業が十分な救済を得ることが一層困難になる可能性があります。ファンドのポートフォリオで保有している証券の発行体の一部は、原子力発電施設を保有または運営している可能性があります。政府当局は時々、現行の政策を見直して、原子力発電所の認可、建設および運用を規定する追加的な要件を課す可能性があります。気象条件の長期にわたる変化も、電気およびガスの公益企業の収入ならびに公益事業の費用(特に水力発電の公益事業)の双方に重大な影響を与える可能性があります。

規制対象の伝統的な公益企業が顧客に請求できる料金は、一般的に、政府の規制委員会の審査および制限の対象となっています。料金の変更は長期間にわたる承認期間を要し、または全く行われぬ可能性があり、それゆえ、コストが上昇している時には、利益および配当金に悪影響が生じることがあります。規制を受けている公益企業の債券の価値(また、程度は小さいが株式)は、金利の変動と逆の関係にある傾向があります。一部の公益企業は、近年、全体的または部分的な規制緩和を受けました。このような公益企業はより大きな競争にさらされ、当局によって当初の地域および伝統的な事業ラインを越えて多角化することを容認されているため、工業企業に類似していることがよくあります。その結果、一部の企業はそのコア事業を守ることを余儀なくされる可能性があり、収益性が低下する可能性があります。

## (2) リスク管理体制

ブラックロック(BlackRock)の企業リスク管理委員会(以下「CRMC」といいます。)、チーフ・リスク・オフィサーおよびチーフ・ファイナンシャル・オフィサーはリスクの監視に責任を有しています。

CRMCの主な機能は、会社のリスク統治プロセスを監督してその適正性を確認し、リスク許容度を定義する際にガイドラインを提供し、リスク方針の適正性を検討かつ承認し、ならびに監査委員会および取締役会に個別の、総合的および潜在的なリスクを伝えます。CRMCは、主要なリスク所有者である会社の事業および機能ユニットと協働して、出現しているリスクを理解し、適切な所有および統治を確保し、ならびにリスク低減活動の実効性を評価します。CRMCは、会社の独立リスク管理グループであるリスク・定量分析(以下「RQA」といいます。)グループ、法律および規則遵守グループならびに財務グループが会社のリスクを理解する際、ならびに当該グループがリスク低減活動の実効性を評価する際に支援します。

RQAは、投資リスクおよびカウンターパーティ・リスクを含むブラックロックの信用リスクの測定および管理について責任を負っています。

RQAは独立したトップダウンおよびボトムアップの監視を行って、ブラックロックのポートフォリオ・リスク分析作業を主導しています。RQAはブラックロックのポートフォリオチームと協力し、ポートフォリオのリスクが各戦略において、投資戦略チームの現在の投資テーマと一致し、また各クライアントの正式なリスク制約と一致するようにしています。RQAはさらに、カウンターパーティおよびオペレーショナル・リスク管理についても責任を負っています。

## 4【手数料等及び税金】

### 報酬および費用

次の表は、投資家が本ファンドの受益証券を保有する場合に支払うことになる報酬および費用を示しています。本トラストおよびBFAの間の投資顧問契約は、BFAが本ファンドの金利費用、税金、ブローカー費用、将来の販売報酬または費用および臨時費用を除く、全ての運営費用を支払うことを規定しています。「取得ファンド報酬および費用」は、他の投資会社に投資することによって発生した報酬および費用についての、本ファンドの比例配分による負担額を示しています。なお、取得ファンド報酬および費用は、他の投資会社に対する本ファンドの投資割合の見積もりに依拠しています。

取得ファンド報酬および費用の影響は、本ファンドのトータルリターンに含まれます。取得ファンド報酬および費用は、本ファンドのNAVを算出するために用いられず、また、本ファンドの英文目論見書、財務ハイライト・セクションで示される平均純資産に対する費用比率の計算に含まれません。

投資家はまた、次の例に示されていない本ファンドの受益証券を売買する際には通常のかつ慣習的なブローカー手数料を支払うことがあります。

### 年間ファンド運営費用<sup>1</sup>

(投資家の投資価額の一定割合として毎年支払う継続的な費用)

管理報酬	販売報酬および サービス(12b-1)手数料	その他の費用	取得ファンド 報酬および費用	年間ファンド 運営費用合計
0.20% <sup>2</sup>	なし	なし	0.00%	0.20%

- 1 表中の費用に関する情報は、現在の報酬を反映するように調整されています。
- 2 管理報酬率は、iシェアーズ ラテンアメリカ 40 ETF、iシェアーズ MSCI パシフィック（除く日本）ETF、iシェアーズ ラッセル2000 グロースETF、iシェアーズ ラッセル2000 バリュエ ETF、iシェアーズ 好配当株式 ETF、iシェアーズ 米国優先株式 ETFおよび本ファンド(以下「合算対象ファンド」といいます。)の平均日次純資産総額に基づいて計算される管理報酬総額の本ファンド割当分に応じて減額される場合があります。管理報酬総額は下表の通り計算されます。

合算対象ファンドの平均日次純資産額	管理報酬率
460億米ドル以下	0.2000%
460億米ドル超～810億米ドル以下	0.1900%
810億米超～1,410億米ドル以下	0.1805%
1,410億米ドル超	0.1715%

上記報酬体系における減額された管理報酬率は、それぞれ合算対象ファンドの資産水準に係る直近の下位の段階における管理報酬率を5%の割合で減額したものです(小数点第5位を四捨五入)。

2014年3月31日時点における合算対象ファンドの資産を基準とした場合、BFAは、本ファンドに対する投資顧問サービスの対価として、本ファンドから、その平均日次純資産額の割合に応じて年率0.20%の割合による管理報酬を得ることができます。

**費用例** 本例は、投資家が、本ファンドの受益証券を保有した場合の費用と他のファンドに投資した場合の費用を比較できるように設けられています。本例では、投資家が所定の期間、本ファンドに1万ドルを投資し、その後、当該期間の最後にその受益証券全てを売却したと仮定しています。また、投資家の投資リターンは毎年5%、本ファンドの運営費用は変わらないものと仮定しています。実際の投資家の費用は上下する可能性があります。これらの仮定に基づく費用は以下のとおりです。

1年	3年	5年	10年
\$20	\$64	\$113	\$255

**ポートフォリオ回転率** 本ファンドは証券を売買する(すなわち、ポートフォリオを「回転する」)際に、手数料などの取引費用を支払うことがあります。ポートフォリオ回転率が高ければ取引費用も高くなり、本ファンドの受益証券を課税勘定で保有している場合は税金が高くなる可能性があります。こうした費用は年間ファンド運営費用や上記の例には反映されておらず、本ファンドの成績に影響します。直近の会計年度では、本ファンドのポートフォリオ回転率はそのポートフォリオの平均価額の18%でした。

#### (1)【申込手数料】

##### 設定および償還に伴う費用

指定参加者には、クリエイション・ユニットの発行および償還に伴う移転およびその他の取引費用を相殺するために標準設定/償還取引手数料が課されます。標準設定/償還取引手数料は下表のとおりです。標準設定取引手数料は、指定参加者がクリエイション・ユニットを設定した日に当該指定参加者に課され、当該営業日に指定参加者が購入したクリエイション・ユニットの数に関係なく一律です。同様に、標準償還取引手数料は指定参加者がクリエイション・ユニットを償還した日に当該指定参加者に課され、当該営業日に指定参加者が償還したクリエイション・ユニットの数に関係なく一律です。現金の設定および償還(現金の設定および償還(全部または一部の)が利用できるまたは指定されている場合)も追加請求額(下表の上限額まで)が課されます。この請求額は現金取引に関わるブローカレッジ、税金、外国為替、実行、市場の影響およびその他の費用や支出の補償を目的としています。本ファンドの受益証券を取得または処分するためにブローカーまたは金融仲介業者のサービスを利用する投資家は、当該サービスの手数料を支払う可能性があります。

下表は2014年4月30日現在の1クリエイション・ユニットの概算価額、標準手数料、設定および償還の上限追加請求額(上記をご参照ください。)です。

クリエイション・ ユニットの概算価額	クリエイション・ ユニットの規模	標準設定/償還 取引手数料	設定の上限追加 請求額*	償還の上限追加 請求額*
\$5,595,500	50,000	\$3,000	3.0%	2.0%

\* 1クリエイション・ユニット当たりの純資産価額に対する割合であり、償還の場合は標準償還取引手数料を含みます。

## (2)【買戻し手数料】

上記「(1) 申込手数料」をご参照ください。

## (3)【管理報酬等】

上記「報酬および費用」をご参照ください。

## (4)【その他の手数料等】

上記「報酬および費用」をご参照ください。

## (5)【課税上の取扱い】

日 本

該当事項はありません。

米 国

以下の情報は、本書提出日現在において現行法に基づく一般情報を記載したものです。本ファンドの受益証券への投資に関する税務上の影響については、ご自身の税務専門家に相談してください。

個人退職勘定(IRA)などの課税免除主体や課税繰延退職勘定を通して本ファンドの受益証券に投資している場合を除き、本ファンドが分配を行ったときまたは投資家が本ファンドの受益証券を売却したときの潜在的な税務上の影響について認識しておく必要があります。

**分配に対する課税** 本ファンドの投資純収益(適格配当所得以外)からの分配は、もしあれば、有価証券貸付収益の分配および本ファンドの短期純キャピタル・ゲインの分配を含めて、通常所得として課税されます。短期純キャピタル・ロスを超過した長期純キャピタル・ゲインの本ファンドによる分配(キャピタル・ゲイン配当)は、長期キャピタル・ゲインとして、本ファンドの受益証券の保有期間の長さにかかわらず課税されます。適格配当所得に該当する本ファンドによる分配は、長期キャピタル・ゲインに対する税率で課税されません。長期キャピタル・ゲインおよび適格配当所得は、一般に、所得が約40万ドル(結婚していて共同申告している場合は合算で約45万ドル)(毎年インフレ調整されます。)以下の非法人受益者の場合は15%、上記を上回る所得(長期純キャピタル・ゲインまたは適格配当所得)のある個人の場合は20%の最高税率で課税されます。さらに、所得が20万ドル(結婚していて共同申告している場合は合算で25万ドル)を超える米国の個人ならびに不動産および信託について、3.8%の米国連邦メディケア拠出税が、利息、配当および純利益を含む(これらに限定されるものではありません。 ) 「投資純収益」に課せられます。

配当は、本ファンドが受領する適格配当所得に起因するものであれば、適格配当所得になります。一般に、適格配当所得は課税米国法人および適格非米国法人からの配当を含みます。ただし、本ファンドが当該法人の株式に関して一定の保有期間要件を満たしており、かつ一定の方法で当該株式のポジションをヘッジしていないことを条件とします。貸し付けた証券に対して支払われる配当について本ファンドが受領する代替配当は適格配当所得になりません。このため、適格非米国法人とは、米国との情報交換プログラムを含む包括的租税条約の下で恩恵を受ける資格のある全ての非米国法人、または配当が支払われた株式が既存の米国証券市場にてすぐに売買できる全ての非米国法人を意味します。なお、パッシブ外国投資会社である法人は除外します。

本ファンドがREITまたは別のRICから受領する配当は、通常、当該REITまたはRICが受領した適格配当所得から支払われたものである場合に限り、適格配当所得と認められます。本ファンドがREITから受領する配当で、受益者に支払われる分配は、一般的に受益者の通常所得として課税されることが予想されます。

配当が適格配当所得として扱われるためには、当該株式の配当の権利落日より60日前に開始する121日間のうちの61日間、または特定の優先株式の場合は、当該権利落日より90日前に開始する181日間のうちの91日間、本ファンドがヘッジなしで保有する株式に関して受領する配当であり、かつ投資家がヘッジなしで保有する本ファンドの受益証券に関して受領する分配でなければなりません。

投資家の本ファンドの受益証券が有価証券貸付契約に従って貸し出された場合、借り手が本ファンドの受益証券を保有している間に支払われる本ファンドの配当を適格配当所得として扱えなくなる可能性があります。

ファンドの分配金が米国法人からの配当に起因するものであれば、法人であるファンド受益者は当該配当について控除を請求することができます。ただし一定のヘッジおよび保有要件を満たしていることを条件とします。

一般に、投資家が受ける分配は、その支払いが行われた年度の米国連邦所得税の対象となります。ただし、1月に支払われる一定の分配は前年の12月31日に支払われたものとして取り扱うことができます。

本ファンドの分配が当期および累積利益剰余金を上回った場合、当該課税年度に行われた分配の全部または一部を受益者への資本の払戻しとすることができます。本ファンドの最低分配要件を超えても本ファンドの利益剰余金を超えない分配は、受益者に対して課税され、非課税の資本の払戻しにはなりません。2011年より前に開始した課税年度からの本ファンドの繰越キャピタル・ロス(もしあれば)は、かかる繰越が当期実現利益を相殺したとしても、当期利益剰余金を減らすことにはなりません。一般に資本の払戻しは課税対象とはなりませんが、受益者の費用を引き下げため、分配を受領した受益証券の売却時にキャピタル・ゲインの増加またはキャピタル・ロスの減少をもたらします。受益者の費用がゼロになった場合は、当該受益者が本ファンドの受益証券を資本金的資産として保有していれば、以降の分配はキャピタル・ゲインとして処理されます。

投資家が米国居住者でも米国市民でもない場合、または投資家が非米国事業体である場合、本ファンドの通常所得配当(短期純キャピタル・ゲインの分配を含みます。)は基本的に、租税条約上の軽減税率が適用されない限り、30%の米国源泉徴収税の対象となります。ただし、長期キャピタル・ゲインの分配に関し、または本ファンドの受益証券の売却もしくはその他の処分の際に、非米国受益者が認識した利益には通常、源泉徴収税は適用されません。

( )非米国投資ファンドを含む、外国金融機関(ただし、当該外国金融機関がその直接および間接的な米国口座保有者に関する情報を収集して内国歳入庁(Internal Revenue Service)(以下「IRS」といいます。)に開示することに同意する場合を除きます。)、および( )特定のその他外国事業体(ただし、当該外国事業体がその直接および間接的な米国所有者に関する特定の情報を証明する場合を除きます。)に対し、2014年6月30日より後に支払われる、米国からの配当、利息およびその他の利益項目、ならびに2016年12月31日より後に支払われる、米国からの配当および利息を生じさせる資産の売却からの手取金には、30%の源泉徴収税が課せられます。源泉徴収を回避するためには、外国金融機関は、(i)直接および間接的な米国口座保有者の氏名、住所および納税者識別番号を含む情報をIRSに提供し、米国口座の身元確認に関してデュー・ディリジェンス・プロセスに従い、維持される米国口座に関して特定の情報をIRSに報告し、不順守外国金融機関または必要な情報を提供しない口座保有者に対して行われる特定の支払いに対する税金の源泉徴収に同意し、ならびに口座保有者に関する特定のその他情報を明らかにすることを規定したIRSとの契約を締結する必要があります。または、( )適用される政府間協定および施行されている法律が採用される場合、現地の税務当局に対し、同様の口座保有者情報を提供する必要があります。

その他の外国事業体は、特定の例外が適用される場合を除き、実質的な米国所有者の氏名、住所および納税者識別番号を報告しまたは実質的な米国所有者ではないことを示す証明書を提出する必要がある可能性があります。

投資家が米国居住者または米国市民であって、納税者識別番号または社会保障番号を提示せず、かつ必要な証明を行わない場合、法律により、28%の予備源泉徴収税が分配金および手取金に適用されます。

**受益証券売却時の課税** 現在、本ファンドの受益証券の売却時に認識されるキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロス通常、本ファンドの受益証券の保有期間が1年を超えた場合には長期キャピタル・ゲインまたは長期キャピタル・ロスとして取り扱います。保有期間が1年以下の本ファンドの受益の売却時に認識されるキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロス通常、短期キャピタル・ゲインまたは短期キャピタル・ロスとして取り扱います。ただし、保有期間が6箇月以下の本ファンドの受益証券の売却によるキャピタル・ロスは、当該受益証券に関してキャピタル・ゲイン配当金が支払われた場合、長期キャピタル・ロスとして取り扱われます。本ファンドの受益証券の売却またはキャピタル・ゲイン配当金を含む全ての当該キャピタル・ゲインは、上記の3.8%の米国連邦メディケア拠出税のため、「投資純収益」に含まれています。

以上の説明は、本ファンド投資についての現行米国連邦税法に基づく影響の一部を要約したものです。個人的な税務上の助言に代わるものではありません。投資家はファンド分配および受益証券売却について、州および地方税の対象となる可能性もあります。全ての適用される税法の下での本ファンドの受益証券への投資に関する潜在的な税務上の影響については、ご自身の個人的な税務顧問に相談してください。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(2014年7月31日現在)

資産の種類	国名	時 価		投資比率(%)
		米ドル	円	
株式	米国	23,064,296,920	2,372,162,938,222	98.35
	香港	61,703,879	6,346,243,955	0.26
	カナダ	49,950,095	5,137,367,271	0.21
	バミューダ	49,708,555	5,112,524,882	0.21
	オランダ	42,165,558	4,336,727,640	0.18
	プエルトリコ	28,536,258	2,934,954,135	0.12
	アイルランド	26,332,182	2,708,264,919	0.11
	ギリシア	16,732,471	1,720,934,642	0.07
	ノルウェー	15,363,330	1,580,118,491	0.07
	パナマ	12,548,627	1,290,626,287	0.05
	ヴァージン諸島	12,318,637	1,266,971,815	0.05
	ケイマン諸島	11,682,222	1,201,516,533	0.05
	オランダ領 アンチル諸島	8,678,680	892,602,238	0.04
	ルクセンブルグ	7,198,322	740,347,418	0.03
	イスラエル	6,973,571	717,231,777	0.03
	英国領 ヴァージン諸島	3,539,880	364,076,658	0.02
	英国	2,933,105	301,669,849	0.01
シンガポール	2,511,997	258,358,891	0.01	
小計		23,423,174,288	2,409,073,475,521	99.88
ミューチュアル・ ファンド	米国	6,729,453	692,124,241	0.03
小計		6,729,453	692,124,241	0.03
資産総額		23,429,903,741	2,409,765,599,762	99.91
ショート・ポジション		-3,840	-394,944	0.00
現金およびその他資産 (負債控除後)		21,781,040	2,240,179,964	0.09
合計(純資産総額)		23,451,680,941	2,412,005,384,782	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同様です。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## (イ) 評価額上位銘柄明細

(2014年7月31日現在)

順位	銘柄	発行地	業種	数量	米ドル				投資比率 (%)
					取得原価		市場価額		
					単価	金額	単価	金額	
1	Puma Biotechnology Inc.	米国	バイオテクノロジー	330,333	133.09	43,965,087.11	221.72	73,241,432.76	0.31
2	InterMune Inc.	米国	バイオテクノロジー	1,406,988	43.90	61,769,593.22	43.87	61,724,563.56	0.26
3	WEX Inc.	米国	情報技術サービス	551,378	102.14	56,317,276.10	107.92	59,504,713.76	0.25
4	Kodiak Oil & Gas Corp.	カナダ	石油・ガス・消耗燃料	3,792,339	13.89	52,688,595.79	15.54	58,932,948.06	0.25
5	Prosperity Bancshares Inc.	米国	商業銀行	992,238	64.29	63,794,544.88	58.13	57,678,794.94	0.25
6	Aspen Technology Inc.	米国	ソフトウェア	1,310,105	46.18	60,504,846.24	43.44	56,910,961.20	0.24
7	Team Health Holdings Inc.	米国	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	999,412	50.61	50,583,701.16	56.55	56,516,748.60	0.24
8	Graphic Packaging Holding Co.	米国	容器・包装	4,652,226	11.61	54,013,724.18	12.00	55,826,712.00	0.24
9	Tenneco Inc.	米国	自動車部品	866,305	64.83	56,166,259.17	63.70	55,183,628.50	0.24
10	Ultimate Software Group Inc. (The)	米国	ソフトウェア	403,390	159.03	64,152,073.12	134.91	54,421,344.90	0.23
11	Highwoods Properties Inc.	米国	REIT	1,282,407	41.57	53,314,522.28	42.07	53,950,862.49	0.23
12	Brunswick Corp.	米国	レジャー用品	1,319,426	45.47	60,000,322.76	40.33	53,212,450.58	0.23
13	Investors Bancorp Inc.	米国	商業銀行	5,097,108	11.04	56,252,739.91	10.35	52,755,067.80	0.22
14	RLJ Lodging Trust	米国	REIT	1,862,715	28.16	52,462,137.03	28.04	52,230,528.60	0.22
15	Isis Pharmaceuticals Inc.	米国	バイオテクノロジー	1,673,097	49.16	82,257,552.32	30.99	51,849,276.03	0.22
16	LaSalle Hotel Properties	米国	REIT	1,480,768	34.40	50,934,246.86	34.79	51,515,918.72	0.22
17	PolyOne Corp.	米国	化学	1,339,378	40.50	54,241,246.21	37.95	50,829,395.10	0.22
18	Cognex Corp.	米国	電気設備	1,235,722	38.83	47,987,710.27	40.98	50,639,887.56	0.22
19	CNO Financial Group Inc.	米国	保険	3,100,087	18.25	56,570,605.37	16.18	50,159,407.66	0.21
20	Dana Holding Corp.	米国	自動車部品	2,230,649	23.17	51,694,717.11	22.38	49,921,924.62	0.21
21	Esterline Technologies Corp.	米国	航空宇宙・防衛	452,709	113.31	51,297,283.36	108.55	49,141,561.95	0.21
22	Diamondback Energy Inc.	米国	石油・ガス・消耗燃料	595,341	86.30	51,377,914.73	82.23	48,954,890.43	0.21
23	Teledyne Technologies Inc.	米国	航空宇宙・防衛	534,016	98.19	52,434,868.13	91.20	48,702,259.20	0.21
24	HealthSouth Corp.	米国	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1,253,648	36.43	45,673,301.65	38.33	48,052,327.84	0.20
25	Cleco Corp.	米国	電力	858,928	54.12	46,488,986.38	55.74	47,876,646.72	0.20
26	Woodward Inc.	米国	機械	943,520	48.34	45,605,627.81	49.96	47,138,259.20	0.20
27	SemGroup Corp. Class A	米国	石油・ガス・消耗燃料	606,425	72.59	44,022,172.26	77.08	46,743,239.00	0.20
28	Pacira Pharmaceuticals Inc.	米国	医薬品	507,404	85.16	43,208,020.76	92.00	46,681,168.00	0.20
29	HEICO Corp.	米国	航空宇宙・防衛	946,267	59.55	56,348,770.55	49.16	46,518,485.72	0.20
30	FEI Co.	米国	電気設備	601,313	100.04	60,152,835.33	76.60	46,060,575.80	0.20

## (ロ) 種類および業種別の投資比率

(2014年7月31日現在)

業種	時価(米ドル)	投資比率(%)
REIT	2,036,460,780	8.68
商業銀行	1,747,102,134	7.45
バイオテクノロジー	1,186,651,014	5.06
石油・ガス・消耗燃料	985,700,352	4.20
ソフトウェア	964,766,875	4.11
半導体・半導体製造装置	842,936,018	3.59
機械	770,424,919	3.29
ヘルスケア機器・用品	742,216,766	3.16
専門小売り	736,958,630	3.14
ホテル・レストラン・レジャー	652,795,054	2.78
電気設備	643,111,807	2.74
インターネットソフトウェア・サービス	627,851,365	2.68
ヘルスケア・プロバイダー/ ヘルスケア・サービス	596,361,472	2.54
保険	580,380,189	2.47
情報技術サービス	554,948,137	2.37
化学	551,354,255	2.35
商業サービス・用品	505,356,828	2.15
エネルギー設備・サービス	462,881,744	1.97
貯蓄・抵当・不動産金融	416,288,063	1.78
航空宇宙・防衛	397,335,694	1.69
通信機器	383,844,888	1.64
資本市場	369,901,072	1.58
医薬品	362,781,037	1.55
食品	355,628,243	1.52
メディア	334,528,629	1.43
金属・鉱業	334,298,261	1.43
電力	333,754,985	1.42
専門サービス	319,116,639	1.36
自動車部品	281,041,111	1.20
電気設備	261,865,768	1.12
家庭用耐久財	260,383,086	1.11
繊維・アパレル・贅沢品	246,283,551	1.05
各種消費者サービス	244,788,610	1.04
ガス	236,957,254	1.01
食品・生活必需品小売り	230,927,979	0.98
商社・流通業	215,133,462	0.92
建設・土木	187,195,677	0.80
紙製品・林産品	172,394,981	0.74
各種電気通信サービス	164,134,987	0.70
消費者金融	163,943,889	0.70
建設関連製品	159,400,691	0.68
陸運・鉄道	154,524,107	0.66
不動産管理・開発	130,274,726	0.56
ヘルスケア・テクノロジー	128,049,198	0.55
インターネット販売・カタログ販売	117,593,743	0.50
レジャー用品	114,741,079	0.49
航空貨物・物流サービス	112,225,047	0.48
ライフサイエンス・ツール/サービス	109,995,357	0.47
コンピュータ・周辺機器	102,315,271	0.44
容器・包装	98,745,401	0.42
総合公益事業	85,866,300	0.37
旅客航空輸送業	84,799,124	0.36
独立系発電事業者・エネルギー販売業者	68,363,916	0.29
各種金融サービス	67,617,663	0.29
販売	55,893,503	0.24
水道	53,810,718	0.23
海運業	50,503,846	0.22

タバコ	40,624,144	0.17
パーソナル用品	40,386,669	0.17
家庭用品	38,988,698	0.17
飲料	35,354,593	0.15
複合小売り	33,833,603	0.14
無線通信サービス	22,736,954	0.10
建設資材	18,009,919	0.08
コングロマリット	14,429,581	0.06
運送インフラ	14,191,939	0.06
自動車	9,112,290	0.04
合計	23,423,174,288	99.88

**【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

**【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

本ファンドのNAVの推移は以下のとおりです。

計算期間/各月末	純資産総額		1単位当たりの純資産額	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2005年3月31日	6,908,105,140	710,498,613,649	122.27	12,575
2006年3月31日	9,208,721,913	947,117,048,752	75.98	7,815
2007年3月31日	8,049,901,291	827,932,347,779	79.47	8,173
2008年3月31日	10,331,478,755	1,062,592,589,952	68.58	7,053
2009年3月31日	7,835,703,247	805,902,078,954	42.25	4,345
2010年3月31日	13,243,794,089	1,362,124,222,054	67.85	6,978
2011年3月31日	17,632,155,256	1,813,467,168,080	84.22	8,662
2012年3月31日	14,870,313,509	1,529,411,744,401	82.84	8,520
2013年3月31日	21,400,064,656	2,200,996,649,870	94.46	9,715
2013年8月31日	24,386,745,952	2,508,176,821,163	100.46	10,332
2013年9月30日	27,918,005,630	2,871,366,879,046	106.58	10,962
2013年10月31日	27,054,009,246	2,782,504,850,951	109.26	11,237
2013年11月30日	26,693,508,816	2,745,427,381,726	113.64	11,688
2013年12月31日	28,270,736,355	2,907,645,234,112	115.44	11,873
2014年1月31日	25,405,680,237	2,612,974,212,375	112.24	11,544
2014年2月28日	27,064,544,015	2,783,588,351,943	117.52	12,087
2014年3月31日	28,815,538,581	2,963,678,143,056	116.43	11,975
2014年4月30日	27,312,468,010	2,809,087,334,829	111.91	11,510
2014年5月31日	24,033,502,618	2,471,845,744,261	112.81	11,603
2014年6月30日	26,232,875,077	2,698,051,201,669	118.81	12,220
2014年7月31日	23,451,680,941	2,412,005,384,782	111.20	11,437

## NYSEアーカの1単位当たりの市場相場

計算期間/各月末	時価 (米ドル)	時価 (円)
2005年3月31日	60.95	6,269
2006年3月31日	75.96	7,812
2007年3月31日	79.35	8,161
2008年3月31日	68.56	7,051
2009年3月31日	42.12	4,332
2010年3月31日	67.81	6,974
2011年3月31日	84.15	8,655
2012年3月31日	82.84	8,520
2013年3月31日	94.36	9,705
2013年8月31日	100.43	10,329
2013年9月30日	106.66	10,970
2013年10月31日	109.26	11,237
2013年11月30日	113.52	11,676
2013年12月31日	115.30	11,859
2014年1月31日	112.15	11,535
2014年2月28日	117.50	12,085
2014年3月31日	116.35	11,967
2014年4月30日	111.96	11,515
2014年5月31日	112.82	11,604
2014年6月30日	118.82	12,221
2014年7月31日	111.11	11,428

## 【分配の推移】

1 単位当たりの分配金の推移は以下のとおりです。

計算期間	米ドル	円
2004年4月1日から2005年3月31日	0.764256	79
2005年4月1日から2006年3月31日	0.773766	80
2006年4月1日から2007年3月31日	0.818961	84
2007年4月1日から2008年3月31日	0.731647	75
2008年4月1日から2009年3月31日	0.908149	93
2009年4月1日から2010年3月31日	0.751023	77
2010年4月1日から2011年3月31日	0.890635	92
2011年4月1日から2012年3月31日	1.112560	114
2012年4月1日から2013年3月31日	1.699407	175
2013年4月1日から2014年3月31日	1.452360	149

## 【収益率の推移】

本ファンドの収益率の推移は以下のとおりです。

計算期間	収益率(%)
2004年4月1日から2005年3月31日	5.27
2005年4月1日から2006年3月31日	25.69
2006年4月1日から2007年3月31日	5.73
2007年4月1日から2008年3月31日	-12.89
2008年4月1日から2009年3月31日	-37.33
2009年4月1日から2010年3月31日	62.62
2010年4月1日から2011年3月31日	25.68
2011年4月1日から2012年3月31日	-0.18
2012年4月1日から2013年3月31日	16.36
2013年4月1日から2014年3月31日	24.91

## (4)【販売及び買戻しの実績】

	販売口数	分配金の再投資による発行口数	買戻口数	発行済口数
2005年3月31日終了計算期間	140,800,000	0	129,200,000	56,500,000
2006年3月31日終了計算期間	510,500,000	0	502,300,000	121,200,000
2007年3月31日終了計算期間	1,469,500,000	0	1,489,400,000	101,300,000
2008年3月31日終了計算期間	2,348,950,000	0	2,299,600,000	150,650,000
2009年3月31日終了計算期間	1,757,650,000	0	1,722,850,000	185,450,000
2010年3月31日終了計算期間	1,042,200,000	0	1,032,450,000	195,200,000
2011年3月31日終了計算期間	1,287,250,000	0	1,273,100,000	209,350,000
2012年3月31日終了計算期間	1,369,500,000	0	1,399,350,000	179,500,000
2013年3月31日終了計算期間	922,550,000	0	875,500,000	226,550,000
2014年3月31日終了計算期間	819,350,000	0	840,300,000	247,500,000

(注) 2005年6月9日に1株から2株に株式分割されました。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

#### (1) 日本における設定手続き

日本国内において、本ファンドの設定の募集は一切行っておりません。

#### (2) 米国における設定手続き

##### **本ファンドの受益証券の購入および売却**

本ファンドはETFです。個別の本ファンドの受益証券は、ブローカー・ディーラーを介してのみ国法証券取引所で購入および売却することができます。本ファンドの受益証券の価格は市場価格に基づいており、ETFの受益証券はNAVではなく市場価格で取引されるため、受益証券はNAVより高い価格(プレミアム)またはNAVより低い価格(ディスカウント)で取引されることがあります。本ファンドは5万口またはその倍数口単位(クリエーション・ユニット)でのみ、本ファンドのディストリビューターと契約を締結している指定参加者に対して受益証券の発行または償還を行います。本ファンドは通常、本ファンドが毎日指定する指定証券ポートフォリオ(および現金額)と引き換えにクリエーション・ユニットの発行または償還を行います。

**受益証券の売買** 本ファンドの受益証券は、クリエーション・ユニットまたはその倍数でのみ本ファンドから直接的に取得または償還を行うことができます。指定参加者のみが、本ファンドと直接的に設定または償還を行うことができます。本ファンドの受益証券はいったん設定されると、通常、流通市場にてクリエーション・ユニットより少ない額で取引されます。

本ファンドの受益証券は取引日中、国法証券取引所に上場されています。受益証券は当該取引日の間、他の上場企業の株式と同じように売買することができます。本トラストは取引所で購入する本ファンドの受益証券について最低投資額を課していません。本ファンドの受益証券はティッカー・シンボル「IWM」で取引されています。

取引所での本ファンドの受益証券の売買には、全ての証券取引に適用できる2種類のコストが関係します。ブローカーを介して本ファンドの受益証券を売買する際は、投資家はブローカー手数料またはブローカーが定めるその他手数料を負担することが見込まれます。手数料は定額の場合が多く、わずかな受益証券を売買しようとしている投資家にとってはかなりのコストとなる可能性があります。さらに、投資家は「スプレッド」のコストすなわち買い呼値と売り呼値の差を負担する可能性もあります。本ファンドの受益証券のスプレッドは、本ファンドの取引量と市場の流動性に基づいて時とともに変化し、本ファンドの取引量が多く、市場の流動性が高い場合には低下し、本ファンドの取引量が少なく、市場の流動性が低い場合には上昇します(かかる事象は、新規設定されたファンドまたは比較的小規模なファンドにおいてしばしば生じます。)。本ファンドのスプレッドは、とりわけ、新規設定されたファンドもしくは小規模なファンドの場合または原有価証券のボラティリティが著しく高い場合において、本ファンドが保有する原有価証券の流動性によって影響を受ける可能性もあります。

本受託者は、本ファンドのポートフォリオ証券の発行市場クローズ後の本ファンドのポートフォリオ証券の価額の変化と、本ファンドのNAVにその変化が反映されるまでの間の時間差(市場タイミング)によって生まれる可能性のあるアービトラージの機会を活用しようとしているように見える本ファンドの受益証券の頻繁な購入および償還(以下「頻繁な取引」といいます。)を監視しない方針を採用しました。これは、本ファンドは通常、下記の設定および償還の項に記載した条件に従い、現物および/または現金の取引を通して直接的に受益証券の売却および償還を行っているためです。本ファンドは国法証券取引所に上場されているため、本受託者は他の頻繁な取引について監視する方針を採用していません。

本ファンドの受益証券が上場されている国法証券取引所は月曜日から金曜日まで開場しており、週末および祝日(元日、マーティン・ルーサー・キング・ジュニア・デー、大統領の日、グッド・フライデー、戦没将兵追悼記念日、独立記念日、労働祭、感謝祭、クリスマス)は休場日です。本ファンドの主たる上場取引所はNYSEアーカです。

1940年法セクション12(d)(1)は、投資法人による他の投資法人の証券への投資を制限しています。登録投資法人は、SEC規則または本トラストに対して発令されたSEC免除命令の定める一定の条件に従い、セクション12(d)(1)の定める限度を超えて本ファンドに投資することが認められています。登録投資法人が、本トラストに認められた免除によりセクション12(d)(1)の限度を超えて本ファンドの受益証券に投資するためには、当該登録投資法人は本トラストと契約を締結しなければなりません。

#### クリエーション・ユニットの設定および償還

**一般** 本トラストは、営業日(以下に定義します。)に、ディストリビューターまたはその代理人が適切な形の注文の受領後に決定されるNAVに基づく価格にて、販売手数料なしで、ディストリビューターまたはその代理人を介して、継続的にクリエーション・ユニットでのみ本ファンドの受益証券を発行および売却します。本上場取引所が通常よりも早く閉まる日には、本ファンドは申込書をその日より早い時間に提出するように求めることがあります。次の表は、本ファンドのクリエーション・ユニットを構成する本ファンドの受益証券の口数と2014年4月30日現在のかかるクリエーション・ユニットの価額です。

1クリエーション・ユニット当たり の口数	1クリエーション・ユニット当たりの 価額(米ドル)
50,000	\$5,595,500

BFAIは、自らの裁量で、1つのクリエーション・ユニットを構成する本ファンドの受益証券の数を増加または減少させる権利を有しています。

本受託者は、流通市場において1口当たりの価格が上昇(または下落)し、本受託者が望ましいとみなす範囲から外れた場合、本ファンドの受益証券の分割または併合を決定し、クリエーション・ユニットを構成する受益証券の数をこれに応じて変更する権利を有しています。

本ファンドに関する「営業日」とは、本ファンドが上場している本上場取引所の営業日です。

**ファンド・デポジット** 本ファンドのクリエイション・ユニット購入の対価は通常、指定ポートフォリオ証券の現物預託(現金で置き換えられる当該証券の一部を含みます。)(預入証券)および下記のように計算される現金部分で構成されています。預入証券と現金部分を合わせたものが「ファンド・デポジット」です。ファンド・デポジットは本ファンドのポートフォリオ証券と合わせたときに、本対象指数と同様のプロファイルを持つパフォーマンスを創出することを目的としています。ファンド・デポジットは本ファンドのクリエイション・ユニットの当初およびその後の投資額の最低額を示しています。

「現金部分」は受益証券のNAV(1クリエイション・ユニット当たり)と「預託価額」との差と同等な額です。預託価額は預入証券の市場価額と同等な額であり、1クリエイション・ユニット当たりのNAVと預託価額との差を補う役目を果たします。預入証券の受益的所有権の移転に伴う印紙税またはその他類似の報酬および費用の支払いは、クリエイション・ユニットを購入する指定参加者のみが負担します。

BFAは各営業日にNSCC(National Securities Clearing Corporation)を通して、本上場取引所の営業開始前に、各預入証券の名称、必要な株式数、現在のファンド・デポジットに含める現金部分の額(前営業日終了時点の本ファンドに関する情報に基づきます。)を提供します。かかるファンド・デポジットは、下記の調整を条件として、次に発表されるファンド・デポジットが提供されるまで、本ファンドの受益証券のクリエイション・ユニットの購入に適用できます。

本ファンドの投資目標を達成するため、本ファンドのポートフォリオの構成銘柄の変更に従い、またリバランス調整とコーポレート・アクション・イベントが折々にBFAによって反映されることにより、預入証券の銘柄および株式数は変更されます。預入証券の組成も、本対象指数の構成銘柄の組入比率や構成の調整に応じて変更することがあります。

本ファンドは、現金部分に追加する「代替現金」金額を用いて、引き渡しのための十分な数量が入手できないまたはDTCを通して移転できない預入証券と置き換えることを許可または要求する権利を有しています。本ファンドはさらに、(i)適用される証券法もしくはその他の現地法の下で、指定参加者(下記をご参照ください。)による預入証券の引き渡しが制限されている、もしくは( )指定参加者への預入証券の引き渡しが、適用される証券法もしくはその他の現地法の下で、指定参加者による預入証券の処分が制限されることになる結果もしくはその他の一定の結果をもたらす状況を含む、特定の状況において、「代替現金」金額を許可または要求する権利を有しています。

**現金購入方法** 本トラストはiシェアーズ・ファンドのクリエイション・ユニットについて一部または全額での現金購入を通常は許可していませんが、本ファンドのクリエイション・ユニットの一部または全額での現金購入が可能な場合や指定されている場合、基本的にはその現物購入と同じ方法で行われます。指定参加者は一部または全額を現金購入する場合、現物購入者が支払うことを要求される現金部分と同じ現金部分に加えて、他の状況では現物購入を通して提供することを要求される預入証券の現金同等物を支払わなければなりません。

**指定参加者の役割** クリエーション・ユニットは、ディストリビューターと指定参加者契約を締結しているDTC参加者(以下「指定参加者」といいます。)によってまたは指定参加者を通してのみ購入することができます。当該指定参加者は、当該指定参加者契約の条項に従い、自身または自身が代理を務める投資家のために、クリエイション・ユニットの純資産価額が適切な形の購入注文受領後に決定された時点で、当該指定参加者が各受益証券購入に先立って現金部分の支払いに十分な現金額を下記の取引手数料と合わせて提供することを含む、特定の条件に同意します。投資家の代理を務める指定参加者は、現金部分の支払いを含む特定の事項に関して当該指定参加者と契約を結ぶことを投資家に求めることができます。指定参加者ではない投資家は指定参加者と適切な取り決めをしなければなりません。投資家は、その特定のブローカーがDTC参加者ではないまたは指定参加者契約を締結していない可能性があることや、クリエイション・ユニットの購入注文は指定参加者を介して投資家のブローカーが行わなければならない場合があることを認識しておく必要があります。結果的に、指定参加者を介して出された購入注文により、当該投資家は追加手数料を負担することになる可能性があります。本トラストは少数のDTC参加者の他に指定参加者契約を締結する予定はありません。現在の指定参加者のリストはディストリビューターから入手することができます。ディストリビューターは、全ての指定参加者が入手可能な、クリエイション・ユニットに係る指定参加者による取引に関するガイドラインを採用しています。かかるガイドラインは、指定参加者のための設定および償還取引に関するディストリビューターおよびその代理人との取引の手続きおよび基準を定めています。

**購入申込** 指定参加者はクリエイション・ユニットの申込を行う際に、本ファンドの受益証券を購入する旨の取消不能な申込書を適切な様式に従って、一般に営業日の米国東部時間午後4時より前にディストリビューターまたはその代理人に提出し、その日のNAVを受領しなければなりません。かかる申込書をディストリビューターまたはその代理人がBFAとカストディアンに通知します。すると、そのカストディアンはその情報を適切なサブ・カストディアンに提供します。ファンド・デポジットの引渡しが従うべき手順と要件は、指定参加者のための手続ハンドブックに記載されており、これは随時変更されることがあります。指定参加者以外の投資家は、設定の要請を指定参加者経由で手配する責任を負います。ディストリビューターまたはその代理人は、要請に応じて最新の指定参加者のリストを提供します。指定参加者を通じたクリエイション・ユニットの購入申込については、ディストリビューターまたはその代理人への購入申込が当該営業日のカットオフタイム(以下に定義します。)までに正しく届くように十分な時間を割り当てるべきです。

指定参加者はまた、購入申込の受諾後に決定される現金部分を支払うために十分であると本ファンドが推定する額の即時または当日利用できる資金を、適用される購入取引手数料とともに、本ファンドが納得する方法により、契約上の決済日またはそれ以前に用意しなければなりません。資金の超過分はクリエイション・ユニット発行の決済後に返却されます。申込者は、現金部分の振替を行うブローカーまたは預託機関の業務部門に連絡することにより送金の期限を確認すべきです。この期限は、本ファンドのカットオフタイムよりかなり早い可能性があります。指定参加者によっては、その個別の指定参加者が求める特定の形式で受益証券の購入申込をするように求めてくる可能性があるということを投資家は認識しておくべきです。

購入申込について本ファンドで発生した支出および費用は、現金額も含め全て指定参加者が責任を負います。

**購入申込書の提出時期** 指定参加者が当日のNAVを受領するためには、本ファンドの受益証券の取消不能な購入申込書を、一般に営業日の米国東部時間午後4時より前に提出しなければなりません。設定申込は、以下に説明するとおり、指定参加者契約に記載された手順に従ったディストリビューターまたはその代理人が受諾できる電話またはその他の伝達方法により、指定参加者によって伝達されなければなりません。経済もしくは市場の崩壊もしくは変化または電話その他の通信手段の故障が、ディストリビューターもしくはその代理人または指定参加者への到達を妨げる場合があります。祝日または関連する非米国市場の株式市場の休場日(週末以外)の直前の営業日に提出された本ファンドの受益証券の設定申込は、受諾されない場合があります。以上のとおり購入申込の提出について定められた本ファンドの期限は本ファンドの「カットオフタイム」と称します。ディストリビューターまたはその代理人は、指定参加者からの、または指定参加者を通じたこうした申込または要請の提出を、その目的のために維持しているディストリビューターまたはその代理人が管理するウェブサイトを経由した通信によって自らの裁量で(本上場取引所の非営業日を含め)いつでも許可することができます。

購入申込および償還請求は、本トラストにより受諾されると、指定参加者契約に定められ、本ファンドの英文目論見書補完書面で開示された本ファンドのカットオフタイムに従って当該受諾後の次に決定されたNAVに基づき処理されます。

**クリエイション・ユニットの申込の受諾** ( )取消不能な購入申込書が指定参加者(それ自身のためまたは他の投資家のため)により提出され、( )現金部分および期日の到来した他の現金額を支払うための本ファンドが納得する手配が整っていることを条件として、本ファンドはその申込を受諾しますが、以下のとおり、受諾までは申込を拒否する本ファンドの権利(およびディストリビューターとBFAの権利)が留保されます。

本ファンドは申込を受諾すると、受益証券の純資産価額が次回決定され次第、当該純資産価額での支払いと引き換えにクリエイション・ユニットの発行を確認します。ディストリビューターまたはその代理人はそれを受けて、当該申込をした指定参加者に受諾の確認をお知らせします。

本ファンドは以下の場合、ディストリビューターまたはその代理人を通じて行なわれた設定申込を拒否または破棄する絶対的権利を留保します。すなわち、( )当該申込が適切な形ではない場合、( )申し込んだ受益証券を取得すると、投資家が本ファンドの受益証券の現在の発行済口数の80%以上を所有することになる場合、( )引き渡された預入証券が上記の指定された受益証券の同一性および数に合致しない場合、( )預入証券の受領が本ファンドに一定の税務上の悪影響を及ぼす場合、( )弁護士の意見によるとファンド・デポジットの受領が不法である場合、( )本ファンドもしくはBFAの裁量によりファンド・デポジットの受領が本ファンドに対し、もしくは受益者の権利に対し悪影響を及ぼす場合、または( )本ファンド、ディストリビューターもしくはその代理人の支配の及ばない事情のためにBFAが購入申込の処理が実行不可能である場合です。ディストリビューターまたはその代理人はクリエイション・ユニットの購入希望者および/またはその代理を務めている指定参加者に、当該申込のこの拒否を通知するものとします。ただし、本ファンド、ステート・ストリート、サブ・カストディアン、およびディストリビューターまたはその代理人は、ファンド・デポジットの引き渡しの瑕疵または異常を通知する義務を負わず、いずれも、そうした通知をしないことについて一切の責任を負いません。

**クリエイション・ユニットの発行** 本書に別段の規定がない限り、預入証券の有効権原の本ファンドへの移転と現金部分の支払いが完了するまで、クリエイション・ユニットは発行されません。サブ・カストディアンがカストディアンに対し、ファンド・デポジットに含まれていた証券(またはその現金等価物)が、関連するサブ・カストディアン(1または複数)の勘定に引き渡されたことを確認すると、ディストリビューターまたはその代理人およびBFAはかかる引き渡しの通知を受け、本ファンドはクリエイション・ユニットを発行し、引き渡しを行います。クリエイション・ユニットは一般に「T+3 ベース」(すなわち取引日の3営業日後)で発行されます。ただし、「定休日」のセクションに記載のとおり、米国以外の市場の祝日スケジュールに合わせ、米国以外の市場と米国市場では配当基準日と権利落日(すなわち、証券の所有者が証券を売却してなお当該証券について支払われる配当を受領できる最終日)の扱いが異なることを織り込むために、また他の特定の事情において、該当する場合には、T+3以外の基準でクリエイション・ユニットの取引を決済する権利が本ファンドに留保されています。

指定参加者のディストリビューターとの契約により予定されている限度を条件として、対応するファンド・デポジットが一部または全部受領されていなくとも、本ファンドは当該指定参加者に対し、不足している預入証券を可能な限り早期に引き渡すとの当該指定参加者の約束を信頼してクリエイション・ユニットを発行します。かかる約束は、本ファンドの当該時点で有効な手順に従い、不足している預入証券の価値の少なくとも105%から115%に等しい価値を有する担保を当該指定参加者が引き渡し維持することにより保証され、この割合はBFAがその単独の裁量で随時変更できるものとします。本ファンドにとって受諾可能な唯一の担保は米ドルでの現金です。この現金担保は契約決済日の米国東部時間午後2時まで引き渡されなければなりません。指定参加者が差し出した現金担保は、指定参加者のリスクにおいて投資してもよく、投資された現金担保について収益があれば、それはその指定参加者に支払われます。不足する預入証券の担保差入についての本ファンドの現行の手順についての情報は、ディストリビューターまたはその代理人から入手できます。指定参加者契約は不足する預入証券を本ファンドが随時購入することを認め、本ファンドが負担する当該証券の購入コストと現金担保の間の不足額を当該指定参加者の債務とします。

特定のケースでは、指定参加者は同じ取引日にクリエイション・ユニットを設定かつ償還することができ、こうした場合、これらの取引をネット・ベースで決済するか、設定取引と償還取引が別々の受益者のものである旨の表明を指定参加者に求める権利が本ファンドに留保されます。預入証券の各証券の口数および引き渡される証券の預入についての有効性、形式、適格性、受領についての問題点は全て本ファンドが判断し、本ファンドの決定が最終であり拘束力を有するものとします。

**設定取引に関わるコスト** クリエーション・ユニットの発行に関わる移転およびその他の取引コストを相殺するため、標準設定取引手数料が課されます。標準設定取引手数料は指定参加者がクリエイション・ユニットを設定する日に当該指定参加者に請求され、当該営業日に指定参加者が購入したクリエイション・ユニットの数と関係なく同じです。指定参加者はこの他、当該取引に起因する取引の遂行に関わる一定のブローカレッジ、税金、外国為替、実行、市場の影響およびその他の費用や支出の負担を要求される可能性があります(以下に示す額を上限とします。)。指定参加者は預入証券を本ファンドに移転するコストも負担します。ブローカーまたは他の金融仲介機関のサービスを利用して本ファンドの受益証券を取得する投資家は、当該サービスの手数料を請求される可能性があります。

下表は(上述した)本ファンドの標準設定取引手数料と上限追加請求額です。

標準設定取引手数料	上限追加請求額*
\$3,000	3.0%

\* 1 クリエーション・ユニット当たりの純資産価額に対する割合です。

**一定の市況における本ファンドの償還** 償還請求書を提出することにより、指定参加者は本トラストに対し、指定参加者契約に従って、(1)償還請求を満たす、本トラストに引き渡すべき受益証券の口数を保有している旨、(2)かかる受益証券が他のいかなる者に対しても貸付または担保提供されておらず、担保権や制限がついていない旨、および(3)償還請求書の提出後に当該受益証券を貸付、担保供与その他の制限を負担させない旨を表明したとみなされます。本ファンドに関する一定の状況下では、上記のみなし表明は証明の対象となります。

特に、指定参加者がある営業日に本ファンドに関する償還請求書を提出し、当該営業日に本トラストが入手できる情報に基づいて(i)市場における本ファンドの空売り総額が150%以上であり、かつ( )当該営業日に本ファンドの受益証券を償還する指定参加者からの請求合計が本ファンドの発行済受益証券の25%以上を占めると判断する場合、当該指定参加者は、本トラストに対して(本トラスト指定の形によって)そののみなし表明の正確性を証明することを要求されます。証明要求の通知を受領後、指定参加者がかかる要求に従ってのみなし表明の正確性の証明を行わない場合には、その償還請求書は適切な形で適時に受領されなかったものとみなされます。

**クリエーション・ユニットの償還** 指定参加者は本ファンドの受益証券をクリエーション・ユニット単位によってのみ、適切な形の償還請求がディストリビューターまたはその代理人により受領された後に決定されるNAVにて、営業日にのみ償還できます。本ファンドはクリエーション・ユニットより少ない数の受益証券の償還を受けません。ただし、クリエーション・ユニットの組成を許すだけの十分な流動性が流通市場にいつでも存在するという保証はありません。投資家は、指定参加者が償還できるクリエーション・ユニットを構成するために十分な数の受益証券を組成することに関連してブローカレッジおよびその他の費用が発生することを想定すべきです。受益者はまた、流通市場で受益証券を売却できます。

本ファンドは一般にクリエーション・ユニットをファンド証券(以下に定義します。)で償還します。本ファンドのクリエーション・ユニットの償還に関する詳細情報については、後述の「現金償還の方法」のセクションと、現物での償還方法を要約した次の説明をご参照ください。

BFAは各営業日の本上場取引所での業務開始に先立ち、当該日に適切な形(以下に定義します。)で受領した償還請求(修正または訂正される可能性があります。)に適用される指定された証券のポートフォリオ(現金で代替されうる証券部分を含みます。)(以下「ファンド証券」といいます。 )と現金金額(以下「現金金額」といい、下記に記載があります。 )をNSCC経由で提供します。当該ファンド証券および対応する現金金額(それぞれ修正または訂正がありえます。 )は、次に発表されるファンド証券と現金金額の構成が提供されるまで、本ファンドのクリエイション・ユニットの償還を実施するために適用されます。償還に際して受領するファンド証券は、クリエイション・ユニットの設定に適用される預入証券と同一ではない可能性があります。償還取引に関する手続きおよび要件は、指定参加者向けのハンドブックに定められており、その時々において変更される可能性があります。

本ファンドについて現金償還が実施可能であるまたは指定されている場合を別として、クリエイション・ユニットの償還手取金は一般に、ファンド証券に現金金額(適切な形の償還請求の受領後に決定される償還される受益証券の純資産価額とファンド証券の価値の差異に等しい額)を加え、償還取引手数料(下記をご参照ください。 )を控除したものとなります。

本トラストはその単独の裁量で、ファンド証券を「代替現金」額に置き換えることができます。本トラストはさらに、(i)適用される証券法もしくはその他の現地法の下で、指定参加者によるファンド証券の引き渡しが制限されている、もしくは(ii)指定参加者へのファンド証券の引き渡しが、適用される証券法もしくはその他の現地法の下で、指定参加者によるファンド証券の処分が制限されることになる結果もしくはその他の一定の結果をもたらす状況を含む、特定の状況において、「代替現金」額を許可または要求する権利を有しています。その場合に支払われる現金額は、ファンド証券として記載された置き換えられる証券の価値と同じになります。当該ファンド証券の価値が当該受益証券のNAVを上回る場合、償還する受益者は、指定参加者によってまたは指定参加者を通して、その差額に等しい現金支払いの埋め合わせを行う必要があります。本ファンドは一般に、クリエイション・ユニットをファンド証券で償還しますが、クリエイション・ユニットの償還に関して現金の選択肢を利用する権利を留保しています。

**現金償還の方法** 本トラストはiシェアーズ・ファンドのクリエイション・ユニットの部分的または全体的な現金償還を通常から許可しているわけではありませんが、クリエイション・ユニットの部分的または全体的な現金償還が本ファンドについて実施可能であるまたは指定されている場合、現金償還はその現物償還と実質的に同じ方法で実施されます。部分的または全体的な現金償還の場合、指定参加者には現物償還を通じて本来受領するはずのファンド証券の現金等価額に加え、現物での償還請求者に支払われる現金金額と同じ現金金額が支払われます。

**償還取引に関わるコスト** 本ファンドで発生する移転およびその他の取引のコストを相殺するために標準償還取引手数料が課されます。標準償還取引手数料は、指定参加者がクリエーション・ユニットを償還する日に当該指定参加者に請求され、当該営業日に指定参加者が償還するクリエーション・ユニットの数と関係なく同じです。指定参加者はこの他、当該取引に起因する取引の実行に関わる一定のブローカレッジ、税金、外国為替、実行、市場の影響およびその他の費用や支出の負担を要求される可能性があります(以下に示す額を上限とします。)。指定参加者はその指定参加者の指示でファンド証券を本ファンドからその指定参加者の勘定に移すコストも負担します。ブローカーまたは他の金融仲介機関のサービスを利用して本ファンドの受益証券を処分する投資家は、当該サービスの手数を請求される可能性があります。

下表は(上述した)本ファンドの標準償還取引手数料および上限追加請求額を記載しています。

標準償還取引手数料	償還の上限追加請求額*
\$3,000	2.0%

\* 1クリエーション・ユニット当たりの純資産価額に対する割合であり、標準償還取引手数料を含みません。

**償還の請求** 本ファンドのクリエーション・ユニットについての償還請求書は、指定参加者により、または指定参加者を通じてディストリビューターまたはその代理人に提出されなければなりません。指定参加者が当日のNAVを受領するためには、本ファンドの受益証券に関する取消不能な償還請求書を、一般に営業日の米国東部時間午後4時より前にディストリビューターに提出しなければなりません。指定参加者以外の投資家は指定参加者を通じて行う償還請求について手配を行う責任を負います。ディストリビューターまたはその代理人は、要請に応じて最新の指定参加者のリストを提供します。

指定参加者は、指定参加者契約に定められた手順に従って、本ファンドの求める形式の償還請求書をディストリビューターまたはその代理人に提出しなければなりません。投資家は、自身のブローカーが指定参加者契約を締結していないかもしれないこと、また、そのためクリエーション・ユニットの償還請求書はそのブローカーが指定参加者契約を締結した指定参加者を通じて提出する必要があるかもしれないことを知っておくべきです。有効な指定参加者契約を締結しているブローカー・ディーラーの数は常に限られています。償還請求をする投資家は、その請求が当該指定参加者により指定された形式をとらなければならないことを知っておくべきです。クリエーション・ユニットの償還請求をする投資家は、指定参加者による適正な請求書の提出と本ファンドの名義書換代理人への受益証券の移転を可能にする十分な時間を割り当てるべきです。当該投資家は、自身の銀行、ブローカー、または他の金融仲介機関が指定参加者ではない場合、それらを通じて償還を行うために追加の時間が必要になるかもしれないことを考慮しておくべきです。

償還請求は以下の場合に「適切な形」であるとみなされます。すなわち、( )指定参加者が償還されるクリエイション・ユニットを本ファンドの名義書換代理人に、営業日の本上場取引所の終了時まで有効となるように、DTCの振替決済システムを通じて移転するまたは移転させ、( )ディストリビューターまたはその代理人が、本ファンドの納得する形の請求を本人または他の償還請求者を代理する指定参加者から上記のとおり定められた期間内に受領し、かつ( )指定参加者契約に定められた他の手順が全て正しく遵守される場合です。償還請求が受領された日の翌営業日の米国東部時間午前10時まで、名義書換代理人が投資家の受益証券をDTCの機関を通じて受領しない場合、償還請求は拒絶されるものとします。DTCシステムを通じた受益証券の当該移転の期限は、本上場取引所の営業終了より大幅に早いかもしれないことを投資家は知っておくべきです。償還請求をする者は、受益証券の移転を行うブローカーまたは預託機関の業務部門に連絡することにより、DTCシステムを通じた受益証券の移転に適用される期限を確認すべきです。

償還請求を受領すると、ディストリビューターまたはその代理人は本ファンドおよび本ファンドの名義書換代理人にその旨を通知するものとします。償還のための投資家の受益証券の提供、および償還されるクリエイション・ユニットについての償還支払いに含まれる証券および/または現金の分配は、DTCおよびDTCの振替決済システムに記録された受益者の指定参加者もしくは(場合によって)当該投資家の保有経路となっているDTC参加者を通じて行われるか、または償還請求書を提出する指定参加者が指定する他の手段によって行われます。

償還する受益者またはその代理として行為する指定参加者は、ポートフォリオ証券が通例取引される各法域における当該ポートフォリオ証券が引き渡される口座が開設されている認定されたブローカー・ディーラー、銀行、または他の保管業者と適切な取引安全対策を維持しなければなりません。

本ファンドによる償還手取金の引き渡しは3営業日以内(すなわち「T+3」)に行われるのが一般的です。ただし、「定休日」のセクションに記載のとおり、米国以外の市場の祝日スケジュールに合わせ、米国以外の市場と米国市場では配当基準日と権利落日(すなわち、証券の所有者が証券を売却してなお売却した証券について支払われる配当を受領できる最終日)の扱いが異なることを織り込むために、また他の特定の事情において、T+3とは別の基準で償還取引を決済し償還手取金を引き渡す権利が本ファンドに留保されています。SECの命令に従い、本トラストは償還手取金の引き渡しを、「定休日」のセクションに記載された日数のうち償還手取金の引き渡しに必要な最も長い日数の範囲内で行います。

償還する受益者またはその代理で行為する指定参加者のいずれもが、米国以外の当該法域でファンド証券の引渡しを受ける適切な用意がなく、他の手配をすることが不可能であり、または当該法域でファンド証券の引渡しを受けることが不可能である場合、本ファンドは当該受益証券を現金で償還する選択肢を自らの裁量で行使することができ、償還する受益者はその償還手取金を現金で受領することが求められます。この場合、投資家は償還請求が適切な形で受領された後に決定される本ファンドのNAVに基づく当該受益証券の純資産価額に等しい現金支払いを受領します(償還取引手数料、ならびにファンド証券の処分に関わる本ファンドのプロモーションおよびその他の取引コストを相殺するための上記追加請求額を控除します。)。ファンド証券と引き換えの受益証券の償還は適用される米国の連邦および州の証券法の遵守が条件であり、かかる法律の下で本ファンドが償還に際し特定のファンド証券を合法的に引き渡すことができない、または最初にファンド証券を登録しないとすることができない限りにおいて、クリエイション・ユニットを現金で償還する権利が(本ファンド証券が現金償還を通常許可しているかどうかと無関係に)本ファンドに留保されます。

本トラストはクリエイション・ユニットの現金償還を通常から許可しているわけではありませんが、現金償還が本トラストにより許可されているまたは必要とされる場合、手取金は償還日の後可能な限り速やかに(7暦日以内ですが、7暦日を超える日数が必要な場合はこの限りではありません。)、受益証券を償還する指定参加者に支払われます。

指定参加者のディストリビューターまたはその代理人との契約により予定されている限度を条件として、指定参加者が適切な形の償還請求書を提出したものの、償還するクリエイション・ユニットの全部または一部を当該償還請求書の提出日の後の本上場取引所取引日の米国東部時間午前10時までに本ファンドに移転できない場合、ディストリビューターまたはその代理人は、不足している受益証券を可能な限り早期に引き渡すとの指定参加者の約束を信頼して償還請求を受諾します。かかる約束は、即座に利用できる資金のうち米ドルでの現金で構成され、不足している受益証券の価値の少なくとも105%から115%に等しい価値を有する担保を当該指定参加者が引き渡し維持することにより保証され、この割合はBFAがその単独の裁量で随時変更できるものとします。かかる現金担保は、当該償還請求書が提出された日の翌日の米国東部時間午前10時までに引き渡されなければならない、ステート・ストリートにより保有され、および日々時価評価されるものとします。現金担保の引き渡し、維持、再引き渡しに関わるステート・ストリートおよびサブ・カस्टディアンの手料は、指定参加者が支払うものとします。指定参加者が差し出した現金担保は、指定参加者のリスクにおいて投資してもよく、投資された現金担保について収益があれば、それはその指定参加者に支払われます。指定参加者契約は本ファンドが本ファンドの受益証券を随時購入することを許し、本ファンドが負担する当該証券の購入コストに現金金額の価値を加えた総額と現金担保の間の不足額を当該指定参加者の債務とします。

本上場取引所が営業を行っていないまたは別の理由で本ファンドにとって営業日ではない日に、本ファンドのポートフォリオ証券が本上場取引所で取引される可能性があるため、関連する米国以外の市場での事象が本ファンドのNAVに重大な影響を与えうる日において、受益者が本ファンドの受益証券を償還できないか、本ファンドの受益証券を本上場取引所で購入または売却できないということもありません。

次の期間または状況の場合、本ファンドに関し償還権が停止されるまたは支払日が延期されることがあります。すなわち、( )本上場取引所が(通常の週末および祝日の休業以外で)営業を行っていない期間、( )本上場取引所での取引が停止または制限されている期間、( )本ファンドのポートフォリオ証券を処分すること、もしくはその純資産価額を計算することを合理的に実行可能でなくする緊急事態が存在する期間、または( )SECが認める他の状況です。

**クリエイション・ユニットの設定および償還に対する課税** 指定参加者は預入証券をクリエイション・ユニットと交換するときに損益を認識するのが一般的です。この損益は、購入したクリエイション・ユニットの市場価値が、それと交換した預入証券に対する当該指定参加者の一括基準をどれだけ上回るかにより計算されます。しかし、IRSはウォッシュセール・ルールを適用して、預入証券をクリエイション・ユニットと交換して生じる損は現在控除可能ではないと判定する可能性があります。指定参加者は自身の税務顧問に相談すべきです。

現在の米国の税法によると、当該クリエイション・ユニットが資本的資産として保有される場合、クリエイション・ユニットの償還により生じるキャピタル・ゲインまたはロス是一般に、当該指定参加者がそのクリエイション・ユニットを1年超保有すれば長期のキャピタル・ゲインまたはロスになり、当該クリエイション・ユニットの保有期間が1年以下であれば短期のキャピタル・ゲインまたはロスになると規定しています。

**定休日** 米国以外の適用市場で、米国の株式市場では祝日とされない祝日が1日または複数日介在するあらゆる場合について、かかる介在する祝日の数だけ償還決済サイクルが延長されます。祝日に加え、非常事態に起因する米国以外の市場での他の予見できない休場により、本トラストは通常の決済期間内に証券の引き渡しができない可能性があります。

償還する投資家にポートフォリオ証券を移転するために現在実行できる証券引き渡しサイクルは、米国以外の市場の祝日スケジュールとあいまって、特定の状況では7暦日を超える引き渡しプロセスを必要とします。新しい祝日の布告、市場参加者による特定の日を「非公式の祝日」とする取り扱い(例えば、取引時間の大幅短縮の結果として証券取引が皆無であるか限定される日)、既存の祝日の廃止、または現地の証券引渡慣行の変更がここに記載された情報に将来いつか影響することもあります。

## 2【買戻し手続等】

### (1) 日本における償還手続き

日本国内において、本ファンドの償還の取扱いは一切行っておりません。

### (2) 米国における償還手続き

上記「1 申込(販売)手続等」をご参照ください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

**純資産価額の決定** 本ファンドのNAVは通常、月曜日から金曜日まで毎日1回、一般には、NYSEが取引のために開いている各日におけるNYSEの定期の営業終了時点(通常は米国東部時間午後4時)のものとして、以下の場合に終了時の価格をもとに決定されます。ただし、(a)本ファンドの米ドル建て以外の資産または負債は、1または複数社のデータサービス・プロバイダーが見積もった評価日の支配的市場レートで米ドルに換算され、(b)米国の債券は、特定の市場または取引所での債券の取引終了宣言時における価値で評価される場合があります。本ファンドのNAVは本ファンドの純資産の価値(すなわち、その資産合計から負債合計を控除したもの)を本ファンドの発行済受益証券の数で除して計算され、一般に最も近いセントに四捨五入されます。

本ファンドが保有している証券ならびにその他の資産および負債の価値は、本受託者会により承認された評価の方針と手続きに従って決定されます。本ファンドの資産および負債は、市場相場が即座に利用できる場合、当該市場相場に基づいて評価されます。

株式投資は時価で評価され、これは一般に、当該証券が評価時点で主に取引されていた取引所または市場の、最後に報告された公式の終値または最終取引価格を使用して決定されます。

一般に、米国以外の証券、米国政府証券、マネーマーケット商品、および特定の債券の取引は、毎日、NYSEの営業終了より早い様々な時刻に大半が完了します。本ファンドのNAVの計算で使用されるかかる証券の価値は、かかる時刻のものとして決定されます。

市場の相場が即座に利用できないか、BFAによって信頼できないとみなされる場合、本ファンドの投資は公正価値で評価されます。公正価値の決定は、本受託者会により承認された方針と手続きに従ってBFAが行います。証券または他の資産もしくは負債が流動性不足のために価格源を持たない場合、あるいは、証券または他の資産もしくは負債が薄商いであるか直近の市場相場の後に重大な事象があり、市場相場が最近の価格相場と大きく異なるか、公正価値を反映しているとはもはや思われない場合、BFAは市場相場が即座に利用できないか信頼できないと結論付ける可能性があります。「重大な事象」とは、BFAの判断において、本ファンドが保有する資産または負債の市場終値に重大な変化を引き起こす可能性の高い事象のことです。当該証券に関連し、または高い相関性のある資産(例えば、米国預託証券、グローバル預託証券またはETF)に係る米国以外の証券市場の終了後の米国市場の取引日におけるボラティリティーによって、その価値が影響を受ける米国以外の証券は、公正価値により評価される可能性があります。

公正価値は、資産または負債の価値の誠実な近似値を表します。本ファンドが保有している資産または負債の公正価値は、当該資産を現在売却して受領すると本ファンドが合理的に期待する価額、または独立当事者間の取引での負債を完済するためのコストです。公正価値による値付けを使用した本ファンドの投資の評価から得られる価格は、現在の市場評価と異なっている可能性があり、特定の公正価値が使用された期間に売却できたであろう投資の価格ではない可能性があります。公正価値価格および特定の現在の市場評価を使用すると、本ファンドのNAVの計算に使用する価格と本対象指数により使用される価格との間に差異が生じる恐れがあり、この差異が、本ファンドのパフォーマンスと本対象指数のパフォーマンスとの間の差異につながる可能性があります。

## (2)【保管】

**本ファンドの受益証券の預託機関としてのDTC** 本ファンドの受益証券は、DTCまたはノミニーの名義により登録され、DTCに、またはDTCのために預入された証券により表章されます。

DTCは目的を限定された信託会社であり、DTC参加者の証券を保有し、DTC参加者の口座における電子振替による変更を通じてDTC参加者間の証券取引の決済および清算を促進し、これにより証書の物理的移動の必要性をなくすために設立されました。DTC参加者には、証券のブローカーおよびディーラー、銀行、信託会社、クリアリング・コーポレーションならびにその他の特定の組織が含まれ、これらの組織(および/またはその代表)の中にはDTCを保有しているものもあります。より具体的には、DTCは多くのDTC参加者や、NYSE、NYSEアメックス・エクイティ(NYSE Amex Equities)およびFINRAによって保有されています。DTCのシステムへのアクセスは、直接または間接的に、DTC参加者を通じて決済またはDTC参加者との保護預かり関係を維持する銀行、ブローカー、ディーラーおよび信託会社等(以下「間接的参加者」といいます。)にも提供されています。

受益証券の受益権は、DTC参加者、間接的参加者ならびにDTC参加者および間接的参加者を通じて持分を保有する者に限られます。受益証券の受益的持分の所有権の表示、および所有権の移転は、(DTC参加者に関して)DTCの保持する記録および(DTC参加者ではない間接的参加者および受益者に関して)DTC参加者の記録を通じてのみ行われます。受益者は、DTC参加者からまたはDTC参加者を通じて受益証券の購入に関連する書面による確認を受けます。

受益者に対する全ての通知、書面およびその他の連絡は次のように効力が発生します。本トラストとDTCの預入契約に従い、DTCは、請求により、かつ本トラストに対する手数料を徴収することで、各DTC参加者が保有する本ファンドの受益証券の上場を可能とすることを求められます。本トラストは、各DTC参加者に対し受益者の保有する受益証券の口数について、DTC参加者を通じて直接的または間接的に照会を行うものとします。本トラストは、各DTC参加者に対して、かかる通知、書面またはその他の連絡の写しを、DTC参加者が合理的に要請した形式、数量で、かつ要請した場所において提供し、かかる通知、書面または連絡が、かかるDTC参加者によって、直接的または間接的に、かかる受益者に対して伝達されるように取り計らうものとします。さらに、本トラストは各DTC参加者に対してかかる伝達に付随する費用を公正かつ合理的な額で、適用される法令および規制の要件に全て従い、支払うものとします。

受益証券の分配は、本トラストの全ての受益証券の登録所有者であるDTCまたはそのノミニーであるシード・アンド・カンパニー(Cede & Co.)に対して行われます。DTCまたはそのノミニーは、かかる分配金を受領した場合、DTCまたはそのノミニーの記録上表示されている本ファンドの受益証券の各受益権に応じた額を直ちにDTC参加者の口座に入金するものとします。DTC参加者からかかるDTC参加者を通じて受益証券を保有する間接的参加者および受益者に対しての支払いは、現在無記名または「仲買人名義」で登録された顧客の口座のために保有される証券の場合にそうであるように、慣習的に確立された指示および慣例に従って統制され、かかるDTC参加者の責任において行われます。

受益者に関する記録、受益者に対する通知、または受益証券のかかる受益的持分の所有権を有する口座への支払いの内容、あるいはかかる受益的持分の所有権に関する記録の維持、監督または精査、あるいはDTCとDTC参加者の関係またはDTC参加者と間接的参加者およびかかるDTC参加者を通じて受益証券を保有する受益者との関係のその他の内容について、本トラストは責任または責務を負いません。DTCは、本トラストへの合理的な通知をもって、いつでも本トラストの受益証券に関するサービスの提供を中止し、適用法に基づきこれに関する責任を放棄することができます。そのような状況において、本トラストは、その機能を同等のコストで提供できる代替りのDTCを探す措置を講ずるものとします。

### (3) 【信託期間】

- (a) 本トラストは時間の経過には関係なく存在しますが、存続するには(b)の規定に従わなければなりません。
- (b) 議題の影響を受ける各ファンドの受益者の過半数の決議が必要であり、場合によっては本トラストの受益者の過半数決議が必要であり、また本受託者の過半数決議が必要な場合もありますが、本受託者は下記を行うことができます。
- ( ) 本トラストあるいは影響を受けたファンドの資産の全部またはほとんど全部を、他の信託会社、パートナーシップ、協会、法人、またはその受益証券の別のファンドへ売却あるいは引き渡すこと。当該他の信託会社、パートナーシップ、協会、法人とは1940年法で規定しているオープンエンド型運用投資会社で、法人化の際に基づいた法律が属する州名は問わず、またはそれら別のファンドでも構いません。かかる場合には十分な対価を受領するものとし、その対価には、本トラストあるいは影響を受けたファンドに属する累積あるいは偶発的な未払い負債、税金、その他の債務を含み、かかる他の信託会社、パートナーシップ、協会、法人あるいはそのファンドに属する受益権のある受益証券、株券、その他の所有物も含まれます。
- ( ) 時期を問わず、本トラストまたは影響を受けたファンドの資産を売却または換金すること。

本受託者は、仮定その他に基づいた本受託者の判断によりデラウェア州法に基づき(b)項の( )または( )に記載する負債の支払いを行う際または当該支払いのための妥当な準備を行う場合には、残りの利益または資産(そのうちで利用できるもの)をその時点で発行済受益証券を保有するファンドの受益者に按分に分配します。

- (c) 発生した要素あるいは事項が本トラストあるいはファンドによる経済競争力を持った経営と業務を執行する能力に悪影響を与えた結果、本トラストあるいはファンドの継続が本トラスト、そのファンド、あるいはその受益者にとって最良の利益とはならないと本受託者の過半数が判断した場合には、本受託者は、受益者の承認を得ずに、(b)の上記( )および( )に規定する行動のいずれかを取ることができます。かかる要素あるいは事項には、資産を適切なサイズに保持する本トラストあるいはファンドの能力の欠如、本トラストあるいはファンドを司る法律法規あるいは本トラストあるいはファンドが投資する種類の資産に影響を与える法律法規の改定、本トラストあるいはファンドの経営や業務の遂行に重大な悪影響を与える経済の変化や傾向を含みます。
- (d) (b)に関わらず、2009年9月16日より後に設定されたファンドに関して、本受託者は、本受託者の過半数の同意により、当該ファンドの登録届出書(補足書類も含みます。)に基づき(b)( )に規定される行動を取ることができ、それによって影響を受けるか否かに関わらず、信託もしくはファンドの受益者の過半数の決議またはその他の受益者の承認を得る必要はありません。ただし、登録届出書(補足書類も含みます。)に、( )当該ファンドの終了日が規定され、かつ( )延長することが当該ファンドの最大利益になると本受託者の過半数が判断した時に本受託者は当該終了日を延長することができると規定されている場合は、この限りではありません。
- (e) (b)または(d)に規定した残りの利益あるいは残りの資産の分配完了後に、本トラストと影響を受けたファンドは解散し、本受託者と本トラストはそれ以降は本文書に規定する責任や義務の一切から解放され、本トラストあるいはファンドに関連した全ての関係者の権利、所有権、利害関係は廃止され、無効となります。

本トラスト事業および本トラスト事務の整理終了後、本トラストの証書の無効化証書を作成し、これに1名の本受託者が署名し、デラウェア州法に準じて提出することにより本トラストは終了します。

#### (4)【計算期間】

1年の期間は毎年3月31日に終了します。

#### (5)【その他】

解散又は償還条件等

**本トラストまたは本ファンドの終了** 本トラストまたは本ファンドは本受託者会の多数決により終了させることができます。これは終了について投票する権利を有する本トラストまたは本ファンドの受益者の過半数による賛成票を条件としますが、本信託証書に記載された特定の事情においては、本受託者会の多数決のみが必要とされます。特定の事象が発生した場合に受益証券が自動的に償還可能になるわけではありませんが、本信託証書には、本受託者会はクリエーション・ユニットの受益証券の数を変更する無制限の権限を有すると定められています。本トラストまたは本ファンドが終了する場合、本受託者会は、その単独の裁量において、受益証券をクリエーション・ユニットより小さな総額で、または個別で償還できるようにすることを許可する決定を下すことができます。かかる状況においては、本トラストが現物、現金、または現金もしくは証券の組合せにより償還を行う可能性があります。

更なる詳細は、上記「第2 管理及び運営 1 申込(販売)手続等 (2) 米国における設定手続き クリエーション・ユニットの設定および償還」をご参照ください。

約款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示の方法に関する事項その他重要事項

以下で特に定める場合を除き、本受託者は、本信託証書の変更、補足、または本信託証書の修正・再録により、受益者の投票なしに本信託証書を変更または補足することができます。受益者は、( )本信託証書第 条第7.01項で付与される議決権に影響を及ぼす可能性のある変更、( )変更に関する手続きの変更、( )法律またはSECに提出された本トラスの登録届出書によって求められる可能性のある変更、および( )本受託者によって受益者に対して提示された変更について議決権を有します。受益者に提示することが求められるまたは認められる、1または複数のファンドの受益者に影響を及ぼす(本受託者が判断します。)変更は、影響を受ける各ファンドの受益者の投票によって許可されており、影響を受けないファンドの受益者の投票を要しません。

・ BFAとの投資顧問契約

期間 当該契約は当初2年間の期間を承認されており、その後は、1940年法で求められているとおり少なくとも年に1度継続が明確に承認される限り、効力を有します。

解除 当該契約は、( )本受託者会または本ファンドの発行済受益証券の過半数の保有者の投票によりBFAに対し書面による60日の事前通知が行われた場合、および( )BFAにより本ファンドに対し書面による60日の事前通知が行われた場合に、違約金なしでどのファンドも解除することができます。また当該契約が譲渡された場合、自動的に解除されます。

変更 当該契約は、変更が( )当該契約の当事者ではない本受託者、または当該契約の承認について採決するために招集された会議において自ら投票した当事者の「利害関係者」ではない本受託者の過半数の投票、および( )適用される法の要請による、本ファンドの発行済受益証券の過半数の投票により明確に承認された場合のみ、当事者が変更することができます。

投資顧問契約およびこれに付随する変更は、ファンド登録届出書の添付書類として「Electronic Data Gathering, Analysis, and Retrieval system」(以下「EDGAR」といいます。)で一般に開示されています。

- ・ ステート・ストリートとのマスター・サービス契約およびサービス付属契約

期間 マスター・サービス契約は2011年4月21日付であり、全てのサービス付属契約の解除または満了まで効力を有します。各サービス付属契約は2011年4月21日付で有効となっており、当初期間は、それ以前に解除または延長されない限り、2014年5月15日までです。2013年12月5日、各サービス付属契約が更新され、その期間が2年間延長されました。

解除 マスター・サービス契約で定める解除の権利を条件として、全てのサービス付属契約の解除または満了までマスター・サービス契約は効力を有します。各サービス付属契約は、マスター・サービス契約またはiグループ・サービス付属契約(マスター・サービス契約で定義されます。)の解除により自動的に解除されます。

変更 マスター・サービス契約で定めるいかなる規定も、当事者が追加的な規定に随時同意することを妨げません。各サービス付属契約は、各当事者の授権された代表者によって署名された文書によるのみ変更・修正することができます。

マスター・サービス契約およびサービス付属契約は、ファンド登録届出書の添付書類としてEDGARで一般に開示されています。

- ・ BRILとのディストリビューション契約

期間 当該契約は、2012年2月3日付であり、規定されているとおりに解除されない限り2年間、その後は1年毎に有効に継続します。ただし、かかる毎年の継続は、( )本受託者の過半数の投票または本トラストの発行済議決権付証券の過半数の投票、および( )当該契約もしくは本トラストのディストリビューション計画の当事者(もしあれば)ではない、または当該契約の承認について採決するために招集された会議において自ら投票した当事者の利害関係者ではない本受託者の過半数の投票により承認されることを条件とします。

解除 当該契約は、本受託者の投票により、本トラストの発行済議決権付証券の過半数の投票により、またはディストリビューターにより、他方当事者に対し書面による最低60日前の事前通知により、いつでも違約金なしに解除することができます。また、当該契約が譲渡された場合、自動的に解除されます。本段落において用いられる「発行済議決権付証券の過半数の投票」、「譲渡」および「利害関係者」という語は、それぞれ1940年法で定める意味を有します。

変更 当該契約または当該契約の一部は、変更または権利放棄を要求された当事者が署名した書面による証書によるのみ変更または放棄することができます。

ディストリビューション契約は、ファンド登録届出書の添付書類としてEDGARで一般に開示されています。

・ 様々な指定参加者との指定参加者契約

期間 各指定参加者との各当該契約は、ディストリビューターに対する交付およびその締結により有効となっています。特定の期間はありません。

解除 当該契約は、いずれの当事者であっても他方当事者に対する書面による60日の事前通知によりいつでも解除することができ、また、一方当事者による当該契約のいずれかの規定違反または当該契約に定められているもしくは含まれている手続違反が生じた場合、他方当事者によっていつでも早期解除することができます。

変更 当該契約は、当該契約の全ての当事者によって署名される文書によらない限り変更することはできません。本ファンドの英文目論見書または指定参加者ハンドブックで定める手続きの変更は指定参加者契約の変更とはみなされず、ただちに有効となります。

指定参加者契約の様式は、ファンド登録届出書の添付書類としてEDGARで一般に開示されています。

## 4 【受益者の権利等】

### (1) 【受益者の権利等】

受益者は一定の状況において本受託者の選任、本受託者の解任、投資顧問または管理契約の関連事項および1940年法、本信託証書、付属定款、SECもしくは州政府に関する本トラストの登録、または本受託者が必要もしくはは妥当とみなす諸事項の議決権を保有します。

本受託者は、適宜、ファンドに関して配当またはその他の分配を宣言および支払う可能性があります。かかる配当または分配の金額、それらの支払い、現金またはその他のトラストの資産で支払われるかどうかは、本受託者の完全な裁量によるものとします。配当およびその他の分配は、配当もしくはその他の分配の宣言の時点で記録された受益者に対して、または受託者が決定するものとする当該その他の日時点で記録された受益者の間で支払われます。

### (2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する本トラストの分配金、買戻代金の送金について、米国における外国為替管理上の制限はありません。

### (3) 【本邦における代理人】

募集(売出)に関する代理人は、以下の者です。

弁護士 濃川 耕平

東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル

西村あさひ法律事務所

### (4) 【裁判管轄等】

本トラストは、デラウェア州登録のトラストです。本トラストに関する紛争については、デラウェア州の裁判所が管轄権を有するものとします。本受託者と受益者の権利と義務はデラウェア州法とその他のデラウェア州による法律によって規制され、解釈され、行使されます。

### 第3【ファンドの経理状況】

本書に記載の本トラストの日本語の資産負債計算書(要約投資明細表を含みます。)、損益計算書、純資産変動計算書および財務ハイライト(以下総称して「財務書類」といいます。)は、本トラストの2014年および2013年3月31日終了期間の年次報告書に含まれている、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類(以下「原文財務書類」といいます。)を翻訳したものです(以下「日本語財務書類」といいます。)。日本語財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「財務諸表等規則」といいます。)第131条第5項但書きの規定の適用を受けて作成されています。

原文財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピー(PricewaterhouseCoopers LLP)によって、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に準拠した監査を受けています。本書に金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書が添付されています。

原文財務書類には現在構成する全てのファンドの情報が掲載されていますが、日本語財務書類には日本で販売されたファンドの情報のみが掲載されています(ただし、「財務書類に対する注記」を除きます。)

原文財務書類は米ドルで表示されていますが、日本語財務書類には財務諸表等規則第134条の規定に従い、主要な係数について円換算額も併記されています。日本円への換算に適用した為替相場は、株式会社三菱東京UFJ銀行が米ドルの対円直物電信為替売買相場の仲値として、2014年7月31日に顧客に提示した1米ドル=102.85円です。なお、日本円への換算額は四捨五入のため合計の数字が一致しない場合があります。

上記円換算額は原文財務書類に記載されておらず、上記で述べた監査を受けておりません。

注： 本書に記載されるiシェアーズ ラッセル 2000 インデックス・ ファンド (iShares Russell 2000 Index Fund) は、本国における年次報告書公表後に名称変更され、現在の名称はiシェアーズ ラッセル 2000 ETF (iShares Russell 2000 ETF) です。

## 1【財務諸表】

(1)【2014年3月31日終了期間】

【貸借対照表】

## 資産負債計算書

iシェアーズ・トラスト

2014年3月31日現在

	iシェアーズ ラッセル 2000 ETF	
	米ドル	日本円
<b>資産</b>		
投資、取得原価：		
関連会社以外	31,645,801,457	3,254,770,679,852
関連会社（注記2）	4,890,787,414	503,017,485,530
投資取得原価合計	36,536,588,871	3,757,788,165,382
投資有価証券、公正価値		
（貸付有価証券を含む <sup>a</sup> ）（注記1）：		
関連会社以外	28,746,189,166	2,956,545,555,723
関連会社（注記2）	4,886,131,406	502,538,615,107
投資の公正価値合計	33,632,320,572	3,459,084,170,830
現金	48,915	5,030,908
未収勘定：		
投資有価証券売却未収金	205,624,050	21,148,433,543
保管銀行からの未収金（注記4）	895,823	92,135,396
未収配当金および未収利息	32,945,562	3,388,451,052
資本受益証券売却未収金	6,610,108	679,849,608
資産合計	33,878,445,030	3,484,398,071,336
<b>負債</b>		
未払勘定：		
投資有価証券購入未払金	211,551,864	21,758,109,212
有価証券貸付差入（注記1）	4,835,050,693	497,284,963,775
資本受益証券償還未払金	10,941,679	1,125,351,685
現物取引に関連する有価証券（注記4）	514,121	52,877,345
未払投資顧問報酬（注記2）	4,848,092	498,626,262
負債合計	5,062,906,449	520,719,928,280
純資産	28,815,538,581	2,963,678,143,056

## iシェアーズ ラッセル 2000 ETF

	米ドル	日本円
<b>純資産内訳：</b>		
払込資本	34,818,901,831	3,581,124,053,318
投資純利益超過分配金	(384,637)	(39,559,915)
累積実現純損失	(3,098,658,576)	(318,697,034,542)
未実現純評価益(評価損)	(2,904,320,037)	(298,709,315,805)
純資産	28,815,538,581	2,963,678,143,056
発行済受益証券口数 <sup>b</sup>	247,500,000 口	
基準価額	116.43	11,975

<sup>a</sup> 市場評価額が4,792,991,850米ドルの貸付有価証券です。注記1を参照してください。

<sup>b</sup> 無額面、授権口数は無制限です。

財務書類に対する注記を参照してください。

## 【損益計算書】

## 損益計算書

iシェアーズ・トラスト

2014年3月31日終了年度

## iシェアーズ ラッセル 2000 ETF

	米ドル	日本円
<b>投資純利益</b>		
受取配当金 - 関連会社以外 <sup>a</sup>	312,077,941	32,097,216,232
受取配当金 - 関連会社（注記2）	3,317,787	341,234,393
受取利息 - 関連会社（注記2）	3,415	351,233
有価証券貸付収益 - 関連会社（注記2）	49,379,826	5,078,715,104
投資収益合計	364,778,969	37,517,516,962
<b>費用</b>		
投資顧問報酬（注記2）	48,813,682	5,020,487,194
費用合計	48,813,682	5,020,487,194
投資純利益	315,965,287	32,497,029,768
<b>実現および未実現純利益（損失）</b>		
実現純利益（損失）：		
投資 - 関連会社以外	(773,168,423)	(79,520,372,306)
投資 - 関連会社（注記2）	(250,696)	(25,784,084)
現物償還 - 関連会社以外	6,111,750,281	628,593,516,401
現物償還 - 関連会社（注記2）	(158,196)	(16,270,459)
外国通貨取引	(3,226)	(331,794)
実現純利益	5,338,169,740	549,030,757,759
未実現評価損益の純変動	(527,399,362)	(54,243,024,382)
実現および未実現純利益	4,810,770,378	494,787,733,377
運用による純資産の純増加額	5,126,735,665	527,284,763,145

<sup>a</sup> 206,425米ドルの外国源泉徴収税控除後の金額です。

財務書類に対する注記を参照してください。

## 純資産変動計算書

iシェアーズ・トラスト

iシェアーズ ラッセル 2000 ETF

	2014年3月31日終了年度		2013年3月31日終了年度	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
<b>純資産の増加(減少)</b>				
<b>運用:</b>				
投資純利益	315,965,287	32,497,029,768	313,556,653	32,249,301,761
実現純利益	5,338,169,740	549,030,757,759	1,173,367,493	120,680,846,655
未実現評価損益の純変動	(527,399,362)	(54,243,024,382)	1,067,447,312	109,786,956,039
運用による純資産の純増加額	5,126,735,665	527,284,763,145	2,554,371,458	262,717,104,455
<b>受益証券保有者への分配金:</b>				
投資純利益の分配	(346,507,853)	(35,638,332,681)	(342,006,203)	(35,175,337,979)
受益証券保有者への分配金合計	(346,507,853)	(35,638,332,681)	(342,006,203)	(35,175,337,979)
<b>資本受益証券の取引:</b>				
受益証券売却手取金	89,407,020,076	9,195,512,014,817	76,348,474,119	7,852,440,563,139
受益証券償還額	(86,771,773,963)	(8,924,476,952,095)	(72,031,088,227)	(7,408,397,424,147)
資本受益証券の取引による純資産の純増加額	2,635,246,113	271,035,062,722	4,317,385,892	444,043,138,992
純資産の増加	7,415,473,925	762,681,493,186	6,529,751,147	671,584,905,469
<b>純資産</b>				
期首	21,400,064,656	2,200,996,649,870	14,870,313,509	1,529,411,744,401
期末	28,815,538,581	2,963,678,143,056	21,400,064,656	2,200,996,649,870
期末の純資産に含まれる投資純利益超過分配金	(384,637)	(39,559,915)	(1,895,301)	(194,931,708)
<b>受益証券の発行および償還</b>				
受益証券売却	840,300,000 □		922,550,000 □	
受益証券償還	(819,350,000) □		(875,500,000) □	
発行済受益証券口数の純増加	20,950,000 □		47,050,000 □	

財務書類に対する注記を参照してください。

[次へ](#)

## 財務ハイライト

iシェア - ズ・トラスト

（各期間を通じた発行済受益証券1口当たり）

	iシェアーズ ラッセル 2000 ETF				
	3月31日終了年度				
	2014年	2013年	2012年	2011年	2010年
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
<b>期首純資産価額</b>	94.46	82.84	84.22	67.85	42.25
<b>投資運用による収益：</b>					
投資純利益 <sup>a</sup>	1.36	1.59	1.08	0.84	0.74
実現および未実現純利益（損失） <sup>b</sup>	22.06	11.73	(1.35)	16.42	25.61
投資運用による収益合計	23.42	13.32	(0.27)	17.26	26.35
<b>分配金：</b>					
投資純利益からの分配	(1.45)	(1.70)	(1.11)	(0.89)	(0.75)
分配金合計	(1.45)	(1.70)	(1.11)	(0.89)	(0.75)
<b>期末純資産価額</b>	116.43	94.46	82.84	84.22	67.85
<b>総収益率（％）</b>	24.91％	16.36％	(0.18)％	25.68％	62.62％
<b>比率／補足データ：</b>					
期末純資産（千米ドル）	28,815,539	21,400,065	14,870,314	17,632,155	13,243,794
平均純資産に対する費用比率（％）	0.20％	0.20％	0.20％	0.20％	0.20％
平均純資産に対する投資純利益比率（％）	1.28％	1.91％	1.40％	1.18％	1.28％
ポートフォリオ回転率 <sup>c</sup> （％）	18％	19％	21％	20％	22％

<sup>a</sup> 各期間を通じた平均発行済受益証券に基づきます。

<sup>b</sup> 発行済受益証券1口当たりの計上額は、ファンドの現物有価証券の市場価額の変動に関連する資本受益証券取引の実施時期に起因して、該当会計期間における有価証券の損益総額の変動額と整合しないことがあります。

<sup>c</sup> クリエーション・ユニットの資本受益証券取引における処理過程で受領した、または引き渡したポートフォリオ有価証券は、ポートフォリオ回転率の算定から除外されています。

財務書類に対する注記を参照してください。

[次へ](#)

## 財務書類に対する注記

### iシェアーズ・トラスト

iシェアーズ・トラスト（以下「トラスト」）は1940年投資会社法（修正を含む）（以下「1940年法」）によるオープンエンド型の投資会社として登録されています。トラストは、1999年12月16日付の信託契約および宣言に従って、デラウェア州の法定信託として設定されました。

本財務書類は、以下のファンド（以下、個々について「各ファンド」、あるいは総称して「ファンド」）のみに関連するものです。

iシェアーズ ETF	旧名称 <sup>a</sup>	分散の分類
ラッセル トップ 200	iシェアーズ ラッセル トップ 200 インデックス・ファンド	分散型
ラッセル トップ 200 グロース	iシェアーズ ラッセル トップ 200 グロース・インデックス・ファンド	分散型
ラッセル トップ 200 バリュース	iシェアーズ ラッセル トップ 200 バリュース・インデックス・ファンド	分散型
ラッセル 1000	iシェアーズ ラッセル 1000 インデックス・ファンド	分散型
ラッセル 1000 グロース	iシェアーズ ラッセル 1000 グロース・インデックス・ファンド	分散型
ラッセル 1000 バリュース	iシェアーズ ラッセル 1000 バリュース・インデックス・ファンド	分散型
ラッセル 2000	iシェアーズ ラッセル 2000 インデックス・ファンド	分散型
ラッセル 2000 グロース	iシェアーズ ラッセル 2000 グロース・インデックス・ファンド	分散型
ラッセル 2000 バリュース	iシェアーズ ラッセル 2000 バリュース・インデックス・ファンド	分散型

<sup>a</sup> ファンドは2013年7月1日付で名称変更されました。

各ファンドは、ファンドの対象インデックスの価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果（手数料および経費控除前）を目標としています。投資顧問会社は各ファンドの投資目標を達成するため、「パッシブ運用」またはインデックス・アプローチを用います。

非分散型ファンドは一般的に、保有する証券の発行体が分散型ファンドに比較して少数であり、これらの発行体に関連するリスク、あるいはこれらの発行体が影響を受ける一つの経済、政治、または規制の事象の影響を受ける可能性があります。

各ファンドは、米国以外の市場で取引される米国以外の発行体の有価証券に投資することがあるため、米国の発行体の有価証券には通常関連しない、一定の考慮事項とリスクが伴います。かかるリスクには、全般的に流動性および効率性の低い証券市場、全般的に高水準のボラティリティ、為替レートの変動および為替管理、ファンドの資金あるいはその他資産の海外移転に対する制限、発行体に関して入手可能な公開情報が少ないこと、源泉徴収税あるいはその他の税の賦課、高水準の取引手数料および保管手数料、決済の遅延ならびに決済手続きにかかる損失リスク、契約上の責務の強制が困難であること、証券市場に対する低い規制水準、会計、開示および報告要件の差異、政府による経済への大幅な介入、高水準のインフレ率、高水準の社会的、経済的および政治的な不確実性、資産の国有化あるいは収用のリスクならびに戦争のリスクなどが含まれますが、これらに限定されるものではありません。

トラストの設立関連書類に基づき、ファンドの役員および受託者は、ファンドに対する義務の遂行から生ずる可能性がある一定の賠償責任から免責されています。さらに、ファンドは通常の業務において、一般免責条項を含む契約を業務提供者と締結しています。かかる契約の下でファンドが負う最大リスクは、まだ発生していない事象に対して将来、申立が行われる可能性があるため不明です。

## 1. 重要な会計方針

ファンドは、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国GAAP」）に準拠した財務書類の作成に際し、以下の重要な会計方針を一貫性をもって適用しています。米国GAAPに準拠した財務書類の作成にあたり、マネジメントは、決算日現在の資産および負債の計上額や偶発資産および負債の開示内容、ならびに報告期間中の収益および費用の報告額に影響を与える一定の見積りおよび仮定を行うことが要求されています。実際の結果は、こうした見積りとは異なる可能性があります。

## 有価証券の評価

各ファンドの投資は、ファンドの上場取引所が開いている当該日の公正価値で評価されており、財務報告の目的上、ファンドの上場取引所が開いていない日が報告期間末日となる場合には、報告日現在で評価されています。米国GAAPは、公正価値の定義を、ファンドが測定日における市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却するために受取るまたは負債を移転するために支払う価格としています。ブラックロック・グローバル・バリュエーション・メソドロジー・コミッティー（以下「グローバル・バリュエーション・コミッティー」）は、ファンドに関する投資評価の監視を提供します。各ファンドの投資は、グローバル・バリュエーション・コミッティーが策定し、トラストの受託者会（以下「受託者会」）が認めている方針および手続きに従い、公正価値で評価されます。

- ・ 公認の証券取引所で取引されている株式は、当該日の公表された直近の取引価格または（可能な場合には）当該株式が主要に取引されている取引所における公表終値で評価されます。当該日に売買がなかった公認の取引所で取引されている株式は、直近の取引価格で評価されます。

- ・ 公認の証券取引所で取引されている上場投資信託およびクローズドエンド型ファンドは、当該日の公表された直近の取引価格または（可能な場合には）当該ファンドが主要に取引されている取引所における公表終値で評価されます。当該日に売買がなかった公認の取引所で取引されているファンドは、直近の取引価格で評価されます。
- ・ オープンエンド型の米国ミューチュアル・ファンドは、日次で公表される純資産価額（NAV）で評価されません。
- ・ 金融先物契約は、契約が取引されている取引所における当該日の直近の公表決済価格で評価されます。

これらの評価方法の適用が、結果として当該投資の公正価値を表していない投資の価格とみなされる場合または価格が入手可能でない場合は、当該投資は受託者会により認められた方針に準じ、グローバル・バリュエーション・コミッティーにより関連性があるとみなされた、その他の入手可能な要因に基づき評価されます。これらの要因には、(i) 投資に対する固有の属性、(ii) 投資の主要市場、(iii) 投資の主要市場における通常の参加者、(iv) 投資の市場参加者による仮定のデータ（合理的に利用可能な場合）、(v) 活発な市場における類似有価証券の市場価格、および(vi) その他の要因（将来のキャッシュ・フロー、金利、イールドカーブ、ボラティリティ、期限前償還率、予想損失、信用リスクおよび/またはデフォルト率等）がありますが、これらに限定されるものではありません。かかる要因に基づいた評価は、四半期ごとに受託者会に報告されます。

グローバル・バリュエーション・コミッティーは、活発な市場が存在しない投資に関する評価アプローチを調整するために様々な方法（トラストの価格情報提供業者の定期的な適正評価、主要インプットおよび仮定の定期的なレビュー、未実現損益および実現損益を比較するための取引のバックテストまたは処分分析、値がつかないまたは値動きがないならびに市場価値に大きな変動があった投資のレビュー、および市場関連活動のレビュー等）を採用しています。

公正価値評価によって、ファンドの純資産価額を計算するために用いられる価格と、当該ファンドの対象インデックスが採用する価格に差異が生じる可能性があり、それによって当該ファンドと対象インデックスのパフォーマンスに差異が生じる可能性があります。

様々なインプットは、金融商品の公正価値の決定に利用されます。インプットは独立した市場データ(以下「観測可能なインプット」)に基づく場合もあれば、内部的に設定されるもの(以下「観測不能なインプット」)もあります。これらインプットは、財務報告目的のための3つの広範なレベルからなる開示上の階層に分類されます。金融商品について決定される価値の公正価値階層のレベルは、公正価値測定全体にとって重要であるインプットのうち最も低いレベルに基づきます。金融商品について決定される価値は、当該金融商品の価格設定の透明性に基づいて各公正価値階層に分類されるもので、その分類は、当該金融商品に投資することに関連するリスクを必ずしも示唆するものではありません。公正価値階層は以下の3つのレベルに分類されます。

- ・ レベル1 - 同一資産または負債の活発な市場における調整前市場価格。
- ・ レベル2 - レベル1に含まれる市場価格以外のインプットで、資産または負債について直接的もしくは間接的に観測可能であるもの。これに含まれるのは、活発な市場における類似資産または負債の市場価格、活発でないと思なされる市場における同一あるいは類似資産または負債の市場価格、資産または負債について観測可能である市場価格以外のインプット(為替レート、融資条件、金利、イールドカーブ、ボラティリティ、期限前償還率、予想損失、信用リスクおよびデフォルト率等)またはその他の市場に裏付けられたインプット。
- ・ レベル3 - 投資の公正価値の決定に利用されるグローバル・バリュエーション・コミッティーの仮定を含めた、資産または負債について観測不能なインプット。

評価技法の変更は、開示上の階層内で割当てられたレベル間での移動をもたらす可能性があります。トラストの方針に従い、公正価値階層の異なるレベル間での移動は、報告期間の開始時に発生したものとみなされます。

以下の表は2014年3月31日現在の各ファンドの投資の公正価値階層別の要約です。各ファンドの投資の主要な分類の内訳はそれぞれの投資明細表に開示されています。

(米ドル)

iシェアーズ ETF および投資種別	投資			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
<b>ラッセル トップ 200</b>				
資産：				
普通株式	76,337,596	-	-	76,337,596
マネー・マーケット・ ファンド	213,566	-	-	213,566
	76,551,162	-	-	76,551,162
<b>ラッセル トップ 200 グロース</b>				
資産：				
普通株式	458,992,748	-	-	458,992,748
マネー・マーケット・ ファンド	3,489,018	-	-	3,489,018
	462,481,766	-	-	462,481,766
<b>ラッセル トップ 200 バリュース</b>				
資産：				
普通株式	185,712,729	-	-	185,712,729
マネー・マーケット・ ファンド	178,616	-	-	178,616
	185,891,345	-	-	185,891,345
<b>ラッセル 1000</b>				
資産：				
普通株式	8,880,911,039	-	-	8,880,911,039
マネー・マーケット・ ファンド	223,507,530	-	-	223,507,530
先物契約 <sup>a</sup>	22,823	-	-	22,823
	9,104,441,392	-	-	9,104,441,392
<b>ラッセル 1000 グロース</b>				
資産：				
普通株式	22,971,355,639	-	-	22,971,355,639
マネー・マーケット・ ファンド	1,043,958,692	-	-	1,043,958,692
	24,015,314,331	-	-	24,015,314,331

iシェアーズ ETF および投資種別	投資			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<b>ラッセル 1000 バリュース</b>				
資産：				
普通株式	21,254,382,457	-	-	21,254,382,457
マネー・マーケット・ ファンド	489,074,813	-	-	489,074,813
	<u>21,743,457,270</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>21,743,457,270</u>
<b>ラッセル 2000</b>				
資産：				
普通株式	28,745,249,067	32,663,686	2,761	28,777,915,514
投資会社	4,694,700	-	-	4,694,700
ライツ	-	-	0 <sup>b</sup>	0 <sup>b</sup>
ワラント	-	3	-	3
マネー・マーケット・ ファンド	4,849,710,355	-	-	4,849,710,355
	<u>33,599,654,122</u>	<u>32,663,689</u>	<u>2,761</u>	<u>33,632,320,572</u>
<b>ラッセル 2000 グロース</b>				
資産：				
普通株式	6,345,463,660	12,983,152	-	6,358,446,812
投資会社	98,174	-	-	98,174
ワラント	-	0 <sup>b</sup>	-	0 <sup>b</sup>
マネー・マーケット・ ファンド	1,170,797,059	-	-	1,170,797,059
	<u>7,516,358,893</u>	<u>12,983,152</u>	<u>-</u>	<u>7,529,342,045</u>
<b>ラッセル 2000 バリュース</b>				
資産：				
普通株式	5,992,827,844	1,109,568	1,734	5,993,939,146
投資会社	1,886,768	-	-	1,886,768
ライツ	-	-	0 <sup>b</sup>	0 <sup>b</sup>
ワラント	-	1	-	1
マネー・マーケット・ ファンド	855,255,961	-	-	855,255,961
	<u>6,849,970,573</u>	<u>1,109,569</u>	<u>1,734</u>	<u>6,851,081,876</u>

<sup>a</sup> 先物契約は、契約に係る未実現純評価益(評価損)で表示されています。

<sup>b</sup> 1米ドル未満は四捨五入。

## 有価証券取引および収益の認識

有価証券取引は、約定日に計上されます。受取配当金は、外国源泉徴収税控除の上、配当落ち日に認識されます。2014年3月31日現在、外国税務当局より返還請求可能な源泉徴収税は、未収配当金に計上されています。選択的配当で受け取った株式などの非現金配当がある場合には、受取配当金として公正価値で計上されます。ファンドが受け取った分配金には、マネジメントの見積りによる資本の払戻しが含まれる場合があります。かかる金額は、投資取得原価の減額として計上するか、キャピタルゲインに再分類します。受取利息は日次で未収計上されます。投資取引に係る実現利益および損失は、個別法により決定されます。

## 外貨換算

ファンドの会計記録は米ドルで行われています。外国通貨、外貨建ての投資有価証券およびその他の資産・負債は、投資顧問会社が適切であると判断する為替レートを使用して米ドルに換算されています。有価証券の売買、収益の受領および費用の支払いは、それぞれの取引日に米ドルに換算されます。

各ファンドは、外国為替レートの変動の影響と、有価証券の市場価格の変動の影響を分離していません。ファンドでは財務報告の目的上、かかる変動の影響を、投資からの実現および未実現損益の一部として反映させています。

## 受益証券保有者への分配

各ファンドが支払う配当金および分配金は、配当落ち日に計上されます。分配金は税務上の基準で決定され、財務報告目的における投資純利益および実現純キャピタルゲインとは異なる場合があります。配当金および分配金は米ドルで支払われ、ファンドの追加受益証券に対して自動的に再投資することはできません。

## 連邦所得税

各ファンドは連邦所得税上、トラストの他のファンドとは別の事業体として扱われます。1986年内国歳入法（改正を含む）のサブチャプターMに定義されている規制対象投資会社に適用される規定に従って、規制対象投資会社としての資格を得ること、ならびに連邦所得税および消費税の全額またはほぼ全額の免除を受けるために、通常所得および純キャピタルゲイン（繰越キャピタルロス算入後）のほぼ全額を毎年分配することが各ファンドの方針です。したがって、連邦所得税引当金は不要です。

## ポートフォリオ有価証券の貸付

各ファンドは、ブローカー、ディーラー、およびその他金融機関など、承認された借り手にファンドの投資有価証券を貸し付けることができます。借り手は、現金、銀行が発行する取消不能信用状、または米国政府が発行もしくは保証する有価証券からなる担保を当該ファンドに差し入れて維持します。各ファンドが受け取る初回担保は、米国の取引所で取引される有価証券については、当該貸付有価証券の時価の少なくとも102%相当の当該貸付有価証券の価値、その他すべての有価証券については、当該貸付有価証券の時価の少なくとも105%相当の価値があることが要求されます。担保はその後、当該貸付有価証券の時価の少なくとも100%の価値と等しい価値を維持しなければなりません。貸付有価証券の市場価額は、ファンドの各営業日の終業時に決定され、追加で要求された担保はその翌営業日に差し入れられます。貸付有価証券の担保として受け取った現金は、ファンドに代わり直接、もしくは一つ以上の共有口座あるいはマネー・マーケット・ファンド（ファンドの運用会社であるブラックロック・ファンド・アドバイザーズ（以下「BFA」）、ファンドの投資顧問会社またはその関連会社が運用するものを含む）を通じて、特定の短期金融商品に再投資されることがあります。

2014年3月31日現在、貸付有価証券は現金により担保されています。受け取った現金担保はBFAが運用するマネー・マーケット・ファンドに投資されました。2014年3月31日現在の貸付有価証券の価値および関連する担保の価値は、資産負債計算書で開示しています。有価証券貸付によりファンドが稼得した収益は損益計算書で開示しています。

有価証券貸付リスクには、借り手が請求に際して追加担保を提供しないリスクまたは借り手が期日に貸付有価証券を返却しないリスクが含まれます。これらのリスクを緩和する手段として、ファンドは、借り手の債務不履行に際し、ブラックロック・インク（以下「ブラックロック」）から損失補填の提供を受けることができます。ブラックロックによる損失補填は、貸付有価証券の全額の補填が可能です。各ファンドは、現金担保で購入した投資の価値が受け取った現金担保の価値を下回る場合、損失を被ることがあります。

ファンドは、有価証券貸付に関する基本契約（以下「MSLA」）に基づき有価証券貸付取引を行っています。MSLAは、債務不履行（破産または支払不能を含む）があった場合に、債務不履行していない方の当事者が、担保を清算する権利を有し、債務不履行当事者に対するエクスポージャーを純額で算定できると規定しています。借り手が債務不履行に陥った場合、貸し手であるファンドは、貸し付けた有価証券の市場価額を、受領した担保の市場価額で相殺することになります。通常、担保の価値は貸し付けた有価証券の市場価額を上回るため、貸し手には債務不履行当事者に支払う純額が残ることになります。しかし、特定の管轄地域における破産法では、MSLAの相手方が破産または支払不能となった場合の相殺権に規制を課すか、あるいはこれを禁止する可能性もあります。MSLAに基づき、借り手は借り入れた有価証券の転売または再担保の設定が可能であり、ファンドは現金担保の再投資や、債務不履行時には担保の転売または再担保の設定が可能です。

2014年3月31日現在、ファンドの資産負債計算書で開示されている、ファンドが保有する貸付有価証券の市場価額は以下の通りです。

	(米ドル)
<i>i</i> シェアーズ ETF	貸付有価証券の市場価額
ラッセル トップ 200	138,772
ラッセル トップ 200 グロース	3,127,820
ラッセル トップ 200 バリュース	15,681
ラッセル 1000	213,686,702
ラッセル 1000 グロース	1,015,167,585
ラッセル 1000 バリュース	463,215,565
ラッセル 2000	4,792,991,850
ラッセル 2000 グロース	1,157,536,705
ラッセル 2000 バリュース	837,985,576

2014年3月31日現在、ファンドの投資明細表で開示されている関連担保の価値は、貸付有価証券の市場価額を超過しています。

## 2. 関連会社との投資顧問契約およびその他の取引

トラストとの投資顧問契約に基づき、BFAは各ファンドの資産の運用を行います。BFAは、ブラックロックが間接的に所有するカリフォルニア州法人です。投資顧問契約に基づき、BFAは、利息、税金、ブローカーの売買手数料およびポートフォリオの取引執行に関連するその他の費用、販売手数料、訴訟費用ならびに特別費用は除いたファンドの全費用を実質的に負担します。

BFAは、*i*シェアーズ ラッセル 2000 ETFに提供する投資顧問サービスの対価として、ファンドおよび一部の他の*i*シェアーズ・ファンドの平均日次純資産総額のファンドに係る割当額に基づいて、以下の年間投資顧問報酬を受領する権利を有します。

投資顧問報酬	平均日次純資産総額
0.2000%	460億米ドルまで
0.1900 <sup>a</sup>	460億米ドル超、810億米ドル以下
0.1805 <sup>a</sup>	810億米ドル超、1,410億米ドル以下 <sup>b</sup>
0.1715 <sup>a</sup>	1,410億米ドル超 <sup>b</sup>

<sup>a</sup>投資顧問報酬の水準には、過年度の平均日次純資産総額による投資顧問報酬水準からの5%引き下げ(小数点以下第5位で四捨五入されています)が反映されています。

<sup>b</sup>2013年7月1日より、新たな区分が追加されました。

BFAは、iシェアーズ ラッセル 2000 グロースETFおよびiシェアーズ ラッセル 2000 バリュースティックETFのそれぞれに提供する投資顧問サービスの対価として、ファンドおよび一部の他のiシェアーズ・ファンドの平均日次純資産総額の各ファンドに係る割当額に基づいて、以下の年間投資顧問報酬を受領する権利を有します。

投資顧問報酬	平均日次純資産総額
0.2500%	460億米ドルまで
0.2375 <sup>a</sup>	460億米ドル超、810億米ドル以下
0.2257 <sup>a</sup>	810億米ドル超、1,410億米ドル以下 <sup>b</sup>
0.2144 <sup>a</sup>	1,410億米ドル超 <sup>b</sup>

<sup>a</sup> 投資顧問報酬の水準には、過年度の平均日次純資産総額による投資顧問報酬水準からの5%引き下げ(小数点以下第5位で四捨五入されています)が反映されています。

<sup>b</sup> 2013年7月1日より、新たな区分が追加されました。

2013年7月1日より、BFAは、iシェアーズ ラッセル 1000 グロース ETFおよびiシェアーズ ラッセル 1000 バリュール ETFのそれぞれに提供する投資顧問サービスの対価として、ファンドおよび一部の他のiシェアーズ・ファンドの平均日次純資産総額の各ファンドに係る割当額に基づいて、以下の年間投資顧問報酬を受領する権利を有します。

投資顧問報酬	平均日次純資産総額
0.2000%	1,210億米ドルまで
0.1900 <sup>a</sup>	1,210億米ドル超、2,110億米ドル以下
0.1805 <sup>a</sup>	2,110億米ドル超

<sup>a</sup>投資顧問報酬の水準には、過年度の平均日次純資産総額による投資顧問報酬水準からの5%引き下げ(小数点以下第5位で四捨五入されています)が反映されています。

2013年7月1日より前に、BFAは、iシェアーズ ラッセル 1000 グロース ETFおよびiシェアーズ ラッセル 1000 バリュール ETFのそれぞれに提供する投資顧問サービスの対価として、各ファンドの平均日次純資産に基づいて、0.20%の年間投資顧問報酬を受領する権利を有していました。

BFAは、各ファンドに提供する投資顧問サービスの対価として、各ファンドの平均日次純資産総額に基づいて、以下の年間投資顧問報酬を受領する権利を有します。

iシェアーズ ETF	投資顧問報酬
ラッセル トップ 200	0.15%
ラッセル トップ 200 グロース	0.20
ラッセル トップ 200 バリュール	0.20
ラッセル 1000	0.15

米国証券取引委員会では、適用される条件の下でBFAの関連会社であるブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー・エヌエイ(以下「BTC」)がファンドの有価証券貸付代理人として従事することを認める適用除外命令を発しています。有価証券貸付代理人として、BTCは、有価証券貸付に直接的に関連するすべての運用費用を負担します。2014年1月1日より、各ファンドは、BFAが運用するマネー・マーケット・ファンドへの貸付有価証券に関して受領した現金担保の投資に関連する手数料(以下「担保投資手数料」)を負担しますが、BTCは、各ファンドが負担する担保投資手数料を事実上制限する目的で、BTCが受領する貸付有価証券収益の金額を減額することに同意しており、各ファンドは、2014年12月31日までは年率0.04%、それ以降は0.05%を負担します。有価証券貸付収益は、現金担保の再投資により稼得した収益合計から、有価証券の借り手への/からの手数料および支払額を控除し、かつ担保投資手数料を差引いた金額と同額です。ファンドは有価証券貸付収益の一部を留保し、残りの金額を有価証券貸付代理人としてのサービス対価としてBTCに送金します。

有価証券貸借契約に基づき、2014年1月1日より、(i) 各ファンドは、有価証券貸付収益の70%を留保し、(ii) 留保する金額は有価証券貸付収益と担保投資手数料の合計の65%を下回ることができません。2014年1月1日より前は、各ファンドは有価証券貸付収益の65%を留保しており、担保投資手数料を支払っていませんでした。

2014年3月31日終了年度において、各ファンドがBTCに対して、有価証券貸付代理人のサービス対価および担保投資手数料として支払った合計額は以下の通りです。

	(米ドル)
<i>i</i> シェアーズ ETF	BTCに対する手数料支払額
ラッセル トップ 200	298
ラッセル トップ 200 グロース	4,514
ラッセル トップ 200 バリュース	250
ラッセル 1000	495,425
ラッセル 1000 グロース	1,939,445
ラッセル 1000 バリュース	973,481
ラッセル 2000	25,691,017
ラッセル 2000 グロース	8,651,752
ラッセル 2000 バリュース	3,102,653

さらに、ある特定の暦年において1940年法に基づく*i*シェアーズのすべての上場投資信託(ETFシリーズ)全体で生じた有価証券貸付収益の総額が、2013暦年における*i*シェアーズ ETFシリーズ全体で生じた有価証券貸付収益の総額、あるいはファンドとBTCが合意したこれより低い金額を超過する日の翌営業日より、有価証券貸借契約に基づき、(i) 各ファンドは、該当する暦年における残りの期間に関して有価証券貸付収益の75%を受け取り、(ii) 留保する金額は、有価証券貸付収益と担保投資手数料の合計の65%を下回ることができません。

*i*シェアーズ ラッセル トップ 200、*i*シェアーズ ラッセル トップ 200 グロースおよび*i*シェアーズ ラッセル トップ 200 バリュース ETFは、有価証券貸付収益の放棄に係る補償金をそれぞれBTCから受取りました。当該支払は、損益計算書の「関連会社からの支払」に計上されています。

BFAの関連会社であるブラックロック・インベストメンツ・エルエルシーは、各ファンドの販売会社です。販売契約に基づき、BFAはファンドに対して提供される販売サービスに関する報酬または費用を負担します。

2014年3月31日終了年度にクロス取引が行われていた場合、ファンドは1940年法ルール17a-7に従ってこれを実施しています。クロス取引とは、BFA(または関連会社)が投資顧問を務めるファンド間のポートフォリオ証券の売買です。受託者会は、四半期定例会議で直近四半期でのかかる取引のレビューを行い、ルール17a-7で規定された義務および制約の遵守を確認します。

各ファンドでは、保有現預金をBFAまたはその関連会社が運用する特定のマネー・マーケット・ファンドに投資する場合があります。これらの一時的な現金投資で稼得された収益は、損益計算書において「受取利息 - 関連会社」に含まれています。

PNCファイナンシャル・サービス・グループ・インクは、ブラックロックの主要株主であり、1940年法によるファンドの関連会社であるとみなされます。

1940年法のセクション2(a)(3)によりファンドの関連会社と見なされる発行者への2014年3月31日終了年度における投資(マネー・マーケット・ファンドを除く)は以下の通りです。

iシェアーズ ETF および関連会社発行者 の名称	期首 保有株数	購入株数	売却株数	期末 保有株数	期末 評価額 (米ドル)	配当収入 (米ドル)	実現純利益 (損失) (米ドル)
ラッセル トップ 200							
ブラックロック・ インク	607	202	(61)	748	235,231	4,997	3,154
PNC ファイナン シャル・サービシ ズ・グループ・イ ンク	2,527	747	(243)	3,031	263,697	4,963	1,262
					498,928	9,960	4,416
ラッセル トップ 200 グロース							
ブラックロック・ インク	4,776	546	(2,131)	3,191	1,003,506	24,536	143,972
ラッセル トップ 200 バリュウ							
ブラックロック・ インク	987	2,257	(894)	2,350	739,028	10,230	71,436
PNC ファイナン シャル・サービシ ズ・グループ・イ ンク	8,830	12,891	(7,014)	14,707	1,279,509	17,996	66,197
					2,018,537	28,226	137,633
ラッセル 1000							
ブラックロック・ インク	56,869	17,353	(14,063)	60,159	18,918,802	416,271	1,648,300
PNC ファイナン シャル・サービシ ズ・グループ・イ ンク	236,916	67,166	(60,284)	243,798	21,210,426	425,664	983,369
					40,129,228	841,935	2,631,669

iシェアーズ ETF および関連会社発行者 の名称	期首 保有株数	購入株数	売却株数	期末 保有株数	期末 評価額 (米ドル)	配当収入 (米ドル)	実現純利益 (損失) (米ドル)
ラッセル 1000 グ ロース ブラックロック・ インク	171,055	20,077	(82,872)	108,260	34,045,605	843,479	4,441,887
ラッセル 1000 バ リュウ ブラックロック・ インク	120,912	84,783	(16,977)	188,718	59,348,037	1,200,286	1,286,599
PNCファイナン シャル・サービシ ズ・グループ・イ ンク	1,078,570	244,464	(140,776)	1,182,258	102,856,446	2,014,251	1,581,973
					162,204,483	3,214,537	2,868,572
ラッセル 2000 ブラックロック・ ケルソ・キャピタ ル・コープ	1,167,175	4,410,541	(4,308,036)	1,269,680	11,642,966	1,292,336	(379,251)
ペニーマック・ ファイナンシヤ ル・サービシズ・ インク、クラスA	-	393,355	(169,136)	224,219	3,731,004	-	(29,641)
ペニーマック・ モーゲージ・イン ベストメント・ト ラスト	880,631	-	-	880,631	21,047,081	2,025,451	-
					36,421,051	3,317,787	(408,892)
ラッセル 2000 バ リュウ ブラックロック・ ケルソ・キャピタ ル・コープ	529,264	231,924	(223,140)	538,048	4,933,900	581,911	(91,760)
ペニーマック・ ファイナンシヤ ル・サービシズ・ インク、クラスA	-	103,877	(10,686)	93,191	1,550,698	-	(17,119)
ペニーマック・ モーゲージ・イン ベストメント・ト ラスト	432,461	87,000	(15,680)	503,781	12,040,366	994,660	(58,248)
					18,524,964	1,576,571	(167,127)

トラストの受託者および役員の一部は、BTC、BFAまたは両社の役員を兼任しています。

### 3. 投資ポートフォリオ取引

2014年3月31日終了年度における投資（現物取引および短期投資を除く）の売買は以下の通りです。

iシェアーズ ETF	(米ドル)	
	購入	売却
ラッセル トップ 200	4,030,266	3,957,335
ラッセル トップ 200 グロース	53,715,754	53,511,820
ラッセル トップ 200 バリュース	17,448,071	17,241,681
ラッセル 1000	430,816,559	425,088,757
ラッセル 1000 グロース	3,140,080,643	3,135,641,313
ラッセル 1000 バリュース	2,309,578,833	2,277,124,035
ラッセル 2000	4,620,479,201	4,654,073,739
ラッセル 2000 グロース	1,649,289,138	1,645,939,970
ラッセル 2000 バリュース	1,683,694,829	1,683,359,528

2014年3月31日終了年度における現物取引（注記4参照）は以下の通りです。

iシェアーズ ETF	(米ドル)	
	現物購入	現物売却
ラッセル トップ 200	14,914,914	3,523,727
ラッセル トップ 200 グロース	59,471,342	58,837,649
ラッセル トップ 200 バリュース	148,166,109	77,433,553
ラッセル 1000	2,119,895,928	1,872,163,643
ラッセル 1000 グロース	3,021,489,166	3,345,451,283
ラッセル 1000 バリュース	3,491,011,098	2,481,886,092
ラッセル 2000	88,280,592,674	85,588,910,262
ラッセル 2000 グロース	3,662,992,342	3,361,583,883
ラッセル 2000 バリュース	1,795,245,934	1,835,726,898

### 4. 資本受益証券の取引

資本受益証券は、各ファンドが特定数の受益証券の集合単位またはその倍数（以下「クリエーション・ユニット」）でのみ純資産価額で発行および償還を行います。クリエーション・ユニット単位以外の各ファンドの受益証券の償還はできません。各ファンドの資本受益証券の取引については、純資産変動計算書にその詳細が開示されています。

ファンドのクリエイション・ユニットの購入対価は、一般に所定の有価証券ポートフォリオの現物拋出もしくは一定額の現金です。トラスト内の一部のファンドは、クリエイション・ユニットのみ、あるいは一部を米ドル現金で提供される可能性があります。クリエイション・ユニットの購入および償還依頼を行う投資家は、購入取引手数料および償還取引手数料をトラストの事務代行会社であるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーへ直接支払い、現金クリエイション・ユニットを含むクリエイション・ユニットの発行および償還依頼に伴う譲渡その他の取引費用と相殺します。また、現金クリエイション・ユニットの取引を行う投資家も、当該ファンドの諸費用(印紙税、為替あるいはその他の金融取引費用に係る税金ならびにブローカー手数料)および、ポートフォリオ証券投資に関連するマーケットインパクト費用を補うための、追加的な変動費の支払いを行います。

現物拋出あるいは現物償還に関連する有価証券の決済は遅延することがあります。このような場合は、資産負債計算書において、現物拋出に関連した有価証券は「保管銀行からの未収金」として反映され、現物償還に関連する有価証券は「現物取引に関連する有価証券」として反映されています。

## 5. 所得税の情報

米国GAAPは、純資産のうち、特定の項目を調整し、会計上と財務報告上の永久差異を反映することを要求しています。これらの組替えによる純資産または基準価額への影響はありません。2014年3月31日現在、パッシブ外国投資会社、繰越キャピタルロスの繰越期限、課税対象利益を超過する分配、外国為替取引および現物償還による実現利益(損失)に帰属する永久差異は、以下の科目に組替えられています。

(米ドル)

<i>i</i> シェアーズ ETF	払込資本	未分配投資純利益 / 投資純利益超過 分配金	未分配実現純利益 / 累積実現純損失
ラッセル トップ 200	433,993	-	(433,993)
ラッセル トップ 200 グロース	17,884,548	-	(17,884,548)
ラッセル トップ 200 バリュース	13,336,193	-	(13,336,193)
ラッセル 1000	602,697,622	161,502	(602,859,124)
ラッセル 1000 グロース	1,132,903,196	1,388,496	(1,134,291,692)
ラッセル 1000 バリュース	805,130,986	1,776	(805,132,762)
ラッセル 2000	5,473,533,346	32,053,230	(5,505,586,576)
ラッセル 2000 グロース	870,437,604	3,890,797	(874,328,401)
ラッセル 2000 バリュース	354,081,465	13,320,052	(367,401,517)

2014年3月31日および2013年3月31日終了年度において支払われた税務上の分配金は以下に示す通りです。

(米ドル)

<i>i</i> シェアーズ ETF	2014年	2013年
ラッセル トップ 200		
通常所得	1,373,236	1,862,450
ラッセル トップ 200 グロース		
通常所得	7,099,908	6,661,802
ラッセル トップ 200 バリュース		
通常所得	2,640,009	1,975,184
ラッセル 1000		
通常所得	151,617,734	140,846,595
ラッセル 1000 グロース		
通常所得	307,506,679	286,765,279
ラッセル 1000 バリュース		
通常所得	419,326,919	323,319,494
ラッセル 2000		
通常所得	346,507,853	342,006,203
ラッセル 2000 グロース		
通常所得	45,353,962	59,944,742
ラッセル 2000 バリュース		
通常所得	111,295,810	108,778,402

2014年3月31日現在、累積純利益(損失)の税金内訳は以下の通りです。

(米ドル)					
<i>i</i> シェアーズ ETF	未分配 通常所得	繰越 キャピタル ロス	未実現純利益 (損失) <sup>a</sup>	適格レイト イヤーロス <sup>b</sup>	合計
ラッセル トップ 200	18,759	(812,325)	14,910,217	(9,877)	14,106,774
ラッセル トップ 200 グ ロース	129,893	(19,097,977)	118,755,776	-	99,787,692
ラッセル トップ 200 バリュウ	39,578	(4,792,008)	15,094,514	-	10,342,084
ラッセル 1000	-	(351,973,499)	1,487,507,576	-	1,135,534,077
ラッセル 1000 グロース	-	(3,311,772,315)	6,024,698,958	-	2,712,926,643
ラッセル 1000 バリュウ	521,712	(1,066,071,736)	3,978,762,414	-	2,913,212,390
ラッセル 2000	-	(2,882,867,111)	(3,083,676,717)	(36,819,422)	(6,003,363,250)
ラッセル 2000 グロース	-	(1,367,425,013)	589,079,323	-	(778,345,690)
ラッセル 2000 バリュウ	-	(556,414,894)	555,648,261	-	(766,633)

<sup>a</sup> 未実現利益(損失)における会計上と税務上の差異は、主として仮装売買(wash sales)に係る損失の繰延税金、一部の先物契約に係る未実現利益(損失)の税務目的での認識およびパッシブ外国投資会社に係る未実現投資利益の税務目的での認識に起因していました。

<sup>b</sup> ファンドは、一部の適格レイトイヤーロスを繰り延べて、2015年3月31日終了年度における損失として認識することを選択しました。

2014年3月31日現在、ファンドでは、将来の実現キャピタルゲインと相殺できる繰越期限のないキャピタルロスが存在します。

(米ドル)							
<i>i</i> シェアーズ ETF	繰越期限 なし <sup>a</sup>	繰越期限 2015年	繰越期限 2016年	繰越期限 2017年	繰越期限 2018年	繰越期限 2019年	合計
ラッセル トップ 200	805,568	-	-	-	-	6,757	812,325
ラッセル トップ 200 グロース	15,203,176	-	-	-	-	3,894,801	19,097,977
ラッセル トップ 200 バリュウ	1,381,783	-	-	-	-	3,410,225	4,792,008
ラッセル 1000	85,625,019	707,111	-	56,902,659	198,974,722	9,763,988	351,973,499
ラッセル 1000 グ ロース	677,312,470	38,155,726	-	659,755,548	1,537,593,620	398,954,951	3,311,772,315
ラッセル 1000 バ リュウ	-	-	-	-	918,088,797	147,982,939	1,066,071,736
ラッセル 2000	1,215,797,903	12,245,583	14,608,054	304,954,114	965,955,801	369,305,656	2,882,867,111
ラッセル 2000 グ ロース	196,537,921	-	10,051,978	291,496,992	592,964,832	276,373,290	1,367,425,013
ラッセル 2000 バ リュウ	-	-	-	-	443,046,329	113,368,565	556,414,894

<sup>a</sup> 繰越期限の対象となる損失より先に利用される必要があります。

2014年3月31日終了年度において、ファンドは以下の繰越キャピタルロスを利用しました。

(米ドル)	
<i>i</i> シェアーズ ETF	利用額
ラッセル 1000 バリュウ	120,133,082
ラッセル 2000 グロース	64,187,617
ラッセル 2000 バリュウ	195,883,733

ファンドは、米国の税法でいう「パッシブ外国投資会社」である、特定の外国投資事業体の株式を保有することができます。ファンドは、各パッシブ外国投資会社の株式を年次で時価評価することを選択することが可能であり、当該評価による利益を受益証券保有者に分配することが義務付けられる可能性があります。

2014年3月31日現在、連邦所得税上の費用に基づく未実現評価損益合計額は以下の通りです。

(米ドル)				
<i>i</i> シェアーズ ETF	税金費用	未実現 評価益合計	未実現 評価損合計	未実現 純評価益 (評価損)
ラッセル トップ 200	61,640,945	15,843,832	(933,615)	14,910,217
ラッセル トップ 200 グロース	343,725,990	120,566,770	(1,810,994)	118,755,776
ラッセル トップ 200 バリュウ	170,796,831	16,322,437	(1,227,923)	15,094,514
ラッセル 1000	7,616,910,993	1,912,811,161	(425,303,585)	1,487,507,576
ラッセル 1000 グロース	17,990,615,373	6,238,660,636	(213,961,678)	6,024,698,958
ラッセル 1000 バリュウ	17,764,694,856	4,855,324,527	(876,562,113)	3,978,762,414
ラッセル 2000	36,715,890,792	502,121,722	(3,585,691,942)	(3,083,570,220)
ラッセル 2000 グロース	6,940,262,722	975,872,236	(386,792,913)	589,079,323
ラッセル 2000 バリュウ	6,295,408,376	1,017,470,949	(461,797,449)	555,673,500

マネジメントは、税務調査の対象期間を含め、2014年3月31日現在で税法および税規制ならびにこれらのファンドへの適用に関する分析を実施しました。その結果、ファンドの財務書類において税金負債の認識が必要となる不確実なタックス・ポジションは存在しないと判断しました。

## 6. 金融先物契約

各ファンドは、かかるファンドがその対象インデックスを追跡することを目標として、金融先物契約を購入または売却することができます。先物契約とは、将来の期日に設定価格で金融商品を売買する標準化された上場取引契約です。先物契約の締結において、ファンドは、契約が取引されている取引所の当初最低証拠金要件と同等額となる現金、米国政府証券またはその他の高格付債券および持分証券を、保有資産から分離して執行ブローカーに差し入れることが要求されています。契約に基づき、ファンドは、契約額の日次変動額と同等額の現金をブローカーから受取る、または支払うことに同意しています。かかる受取りまたは支払いは、変動証拠金として認識され、未実現評価損益としてファンドに計上されます。契約終了時には、ファンドは、締結時の契約額と終了時の評価額との差額の同等額を実現損益に計上します。契約期間中における市場金利や対象商品価値の不利な変化により先物契約の価値が下落する場合や、取引相手先が当該契約を履行しない場合、損失が発生する可能性があります。また先物契約の利用には、先物契約とかかる契約の対象となる資産との間の価格変動における不完全な相関関係のリスクを伴います。

以下の表は、2014年3月31日現在において、iシェアーズ ラッセル 1000 ETFが保有していた先物契約の評価額および資産負債計算書における関連科目をリスク・エクスポージャーの項目別に示したものです。

(米ドル)	
資産	
株式契約：	
未収変動証拠金 / 純資産内訳 - 未実現純評価益（評価損） <sup>a</sup>	22,823

<sup>a</sup> 投資明細表に記載されている先物契約評価益の累積額を表しています。資産負債計算書には、当日の未収先物変動証拠金のみがそれぞれ計上されています。

以下の表は、2014年3月31日終了年度において、iシェアーズ ラッセル 1000 ETFが保有していた先物契約に係る実現および未実現利益（損失）ならびに損益計算書における関連科目をリスク・エクスポージャーの項目別に示したものです。

(米ドル)	
実現純利益（損失）	未実現評価損益の純変動
株式契約：	
先物契約	(299,872)

2014年3月31日終了年度のiシェアーズ ラッセル 1000 ETFの未決済先物契約に係る四半期末での平均契約数および平均想定元本は、それぞれ255件および21,896,569米ドルでした。

## 7. 訴訟手続き

2013年1月18日、テネシー州中部地区連邦地方裁判所において、レイバラーズ・ローカル265年金基金（Laborers' Local 265 Pension Fund）およびプラマーズ・アンド・パイプフィッターズ・ローカルNo.572年金基金（Plumbers and Pipefitters Local No.572 Pension Fund）（以下、「原告」）により、BFA、BTC、ならびにiシェアーズ・トラストの受託者会およびiシェアーズ・インクの取締役会の現メンバー（以下、総称して「被告」）に対して訴訟が提起されました。訴訟原因は、特に1940年法セクション36(a)および36(b)違反です。訴状は、iシェアーズ・トラストおよびiシェアーズ・インク、ならびに以下の8ファンドを代理した代表訴訟であると主張しています。iシェアーズ ラッセル・中型株 ETF、iシェアーズ MSCI EAFE ETF、iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF、iシェアーズ ラッセル 2000 グロース ETF、iシェアーズ ラッセル 2000 バリュースコア ETF、iシェアーズ コア S&P 中型株ETF、iシェアーズ・コア S&P 小型株ETF、およびiシェアーズ 米国不動産 ETF。訴状は、特に、BFAおよびBTCの上記8ファンドに対する有価証券貸付サービスの規定に関連して過剰な報酬を課すことによる1940年法上の受託者義務違反、個々の被告の当該報酬の取り決めの承認による1940年法上の受託者義務違反、および有価証券貸付契約の1940年法セクション47(b)に基づく強制執行不能を主張しています。原告は、差止めによる救済、有価証券貸付契約の取消し、および金額を特定しない金銭的損害賠償を求めています。被告は、当該主張には根拠がないと考えており、訴訟において当該申立てに対して自身の弁護を積極的に行う予定です。2013年3月11日、被告は訴訟を退けるよう申立てました。2013年8月28日、地裁は当該主張を却下しました。原告による訴状修正の申立期限は2013年9月17日でした。原告は申立期限の延長を申請し、地裁は2013年10月17日まで30日間の延長を認めました。原告はかかる期限までに原告の訴状を修正しませんでした。地裁は2013年10月24日に当該訴えを棄却しました。原告は2013年11月8日に上訴を申し立てました。2014年2月13日に原告は第6巡回区合衆国控訴裁判所（以下、「第6巡回区」）に上訴理由書を提出しました。被告は2014年3月17日に応答理由書を提出しました。原告は2014年4月3日に回答を提出しました。第6巡回区は事案を考慮し、後日2014年内に決定を下すことが見込まれています。

## 8. 後発事象

マネジメントは、財務書類の公表が可能となった日までの、すべての後発事象によるファンドへの影響の評価を行い、財務書類の修正ないし財務書類における開示が必要となる後発事象は存在しないと判断しました。

[前へ](#)

## (2)【2013年3月31日終了期間】

## 【貸借対照表】

## 資産負債計算書

iシェアーズ・トラスト

2013年3月31日現在

## iシェアーズ ラッセル 2000 インデックス・ファンド

	米ドル	日本円
<b>資産</b>		
投資、取得原価：		
関連会社以外	23,710,596,414	2,438,634,841,180
関連会社（注記2）	3,133,619,026	322,292,716,824
投資原価合計	26,844,215,440	2,760,927,558,004
投資有価証券、公正価値		
（貸付有価証券を含む <sup>a</sup> ）（注記1）：		
関連会社以外	21,334,818,779	2,194,286,111,420
関連会社（注記2）	3,132,475,949	322,175,151,355
投資有価証券の公正価値合計	24,467,294,728	2,516,461,262,775
現金	12,151,144	1,249,745,160
未収勘定：		
投資有価証券売却未収金	135,652,584	13,951,868,264
未収配当金および未収利息	28,594,185	2,940,911,927
資本受益証券売却未収金	2,516,394	258,811,123
資産合計	24,646,209,035	2,534,862,599,250
<b>負債</b>		
未払勘定：		
投資有価証券購入未払金	154,701,588	15,911,058,326
有価証券貸付差入（注記5）	3,024,680,504	311,088,389,836
資本受益証券償還未払金	3,625,318	372,863,956
受益証券保有者への未払分配金	59,730,000	6,143,230,500
未払投資顧問報酬（注記2）	3,406,969	350,406,762
負債合計	3,246,144,379	333,865,949,380
純資産	21,400,064,656	2,200,996,649,870
<b>純資産内訳：</b>		
払込資本	26,710,122,372	2,747,136,085,960
投資純利益超過分配金	(1,895,301)	(194,931,708)
累積実現純損失	(2,931,241,740)	(301,478,212,959)
未実現純評価益（評価損）	(2,376,920,675)	(244,466,291,424)
純資産	21,400,064,656	2,200,996,649,870
発行済受益証券口数 <sup>b</sup>	226,550,000 □	
基準価額	94.46	9,715

<sup>a</sup> 市場評価額が2,936,169,999米ドルの貸付有価証券です。注記5を参照してください。

<sup>b</sup> 無額面、授権口数は無制限です。

財務書類に対する注記を参照してください。

## 【損益計算書】

## 損益計算書

iシェアーズ・トラスト

2013年3月31日終了年度

## iシェアーズ ラッセル 2000 インデックス・ファンド

	米ドル	日本円
<b>投資純利益</b>		
受取配当金 - 関連会社以外 <sup>a</sup>	298,299,646	30,680,118,591
受取配当金 - 関連会社（注記2）	2,378,171	244,594,887
受取利息 - 関連会社（注記2）	12,129	1,247,468
有価証券貸付収益 - 関連会社（注記2）	45,602,280	4,690,194,498
投資収益合計	346,292,226	35,616,155,444
<b>費用</b>		
投資顧問報酬（注記2）	32,735,573	3,366,853,683
費用合計	32,735,573	3,366,853,683
投資純利益	313,556,653	32,249,301,761
<b>実現および未実現純利益（損失）</b>		
実現純利益（損失）：		
投資有価証券 - 関連会社以外	(919,331,713)	(94,553,266,682)
投資有価証券 - 関連会社（注記2）	(17,876)	(1,838,547)
現物償還 - 関連会社以外	2,087,750,139	214,725,101,796
現物償還 - 関連会社（注記2）	4,959,624	510,097,328
外国通貨取引	7,319	752,759
実現純利益	1,173,367,493	120,680,846,655
未実現評価損益の純変動	1,067,447,312	109,786,956,039
実現および未実現純利益	2,240,814,805	230,467,802,694
運用による純資産の純増加額	2,554,371,458	262,717,104,455

<sup>a</sup> 357,521米ドルの外国源泉徴収税控除後の金額です。

財務書類に対する注記を参照してください。

## 純資産変動計算書

iシェアーズ・トラスト

iシェアーズ ラッセル 2000 インデックス・ファンド

	2013年3月31日終了年度		2012年3月31日終了年度	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
純資産の増加（減少）				
<b>運用：</b>				
投資純利益	313,556,653	32,249,301,761	209,062,369	21,502,064,652
実現純利益	1,173,367,493	120,680,846,655	467,182,922	48,049,763,528
未実現評価損益の純変動	1,067,447,312	109,786,956,039	(1,219,430,040)	(125,418,379,614)
運用による純資産の純増加（減少）額	2,554,371,458	262,717,104,455	(543,184,749)	(55,866,551,435)
<b>受益証券保有者への分配金：</b>				
投資純利益の分配	(342,006,203)	(35,175,337,979)	(210,136,245)	(21,612,512,798)
受益証券保有者への分配金合計	(342,006,203)	(35,175,337,979)	(210,136,245)	(21,612,512,798)
<b>資本受益証券の取引：</b>				
受益証券売却手取金	76,348,474,119	7,852,440,563,139	104,715,988,639	10,770,039,431,521
受益証券償還額	(72,031,088,227)	(7,408,397,424,147)	(106,724,509,392)	(10,976,615,790,967)
資本受益証券の取引による純資産の純増加（減少）額	4,317,385,892	444,043,138,992	(2,008,520,753)	(206,576,359,446)
純資産の増加（減少）	6,529,751,147	671,584,905,469	(2,761,841,747)	(284,055,423,679)
<b>純資産</b>				
期首	14,870,313,509	1,529,411,744,401	17,632,155,256	1,813,467,168,080
期末	21,400,064,656	2,200,996,649,870	14,870,313,509	1,529,411,744,401
期末の純資産に含まれる未分配投資純利益（投資純利益超過分配金）	(1,895,301)	(194,931,708)	504,072	51,843,805
<b>受益証券の発行および償還</b>				
受益証券売却	922,550,000 □		1,369,500,000 □	
受益証券償還	(875,500,000) □		(1,399,350,000) □	
発行済受益証券口数の純増加（減少）	47,050,000 □		(29,850,000) □	

財務書類に対する注記を参照してください。

## 財務ハイライト

iシェアーズ・トラスト

（各期間を通じた発行済受益証券1口当たり）

iシェアーズ ラッセル 2000 インデックス・ファンド

	3月31日終了年度				
	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
<b>期首純資産価額</b>	82.84	84.22	67.85	42.25	68.58
<b>投資運用による収益：</b>					
投資純利益 <sup>a</sup>	1.59	1.08	0.84	0.74	0.96
実現および未実現純利益（損失） <sup>b</sup>	11.73	(1.35)	16.42	25.61	(26.38)
投資運用による収益合計	13.32	(0.27)	17.26	26.35	(25.42)
<b>分配金：</b>					
投資純利益からの分配	(1.70)	(1.11)	(0.89)	(0.75)	(0.91)
分配金合計	(1.70)	(1.11)	(0.89)	(0.75)	(0.91)
<b>期末純資産価額</b>	94.46	82.84	84.22	67.85	42.25
<b>総収益率（％）</b>	16.36%	(0.18)%	25.68%	62.62%	(37.33)%
<b>比率／補足データ：</b>					
期末純資産（千米ドル）	21,400,065	14,870,314	17,632,155	13,243,794	7,835,703
平均純資産に対する 費用比率（％）	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%
平均純資産に対する 投資純利益比率（％）	1.91%	1.40%	1.18%	1.28%	1.68%
ポートフォリオ回転率 <sup>c</sup> （％）	19%	21%	20%	22%	21%

<sup>a</sup> 各期間を通じた平均発行済受益証券に基づきます。

<sup>b</sup> 発行済受益証券1口当たりの計上額は、ファンドの現物有価証券の市場価額の変動に関連する資本受益証券取引の実施時期に起因して、該当会計期間における有価証券の損益総額の変動額と整合しないことがあります。

<sup>c</sup> クリエーション・ユニットの資本受益証券取引における処理過程で受領した、または引き渡したポートフォリオ有価証券は、ポートフォリオ回転率の算定から除外されています。

財務書類に対する注記を参照してください。

## 財務書類に対する注記

### iシェアーズ・トラスト

iシェアーズ・トラスト（以下「トラスト」）は1940年投資会社法（修正を含む）（以下「1940年法」）によるオープンエンド型の投資会社として登録されています。トラストは、1999年12月16日付の信託契約および宣言に従って、デラウェア州の法定信託として設定されました。

本財務書類は、以下のファンド（以下、個々について「各ファンド」、あるいは総称して「ファンド」）のみに関連するものです。

iシェアーズ・インデックス・ファンド	分散の分類
ラッセル トップ 200	非分散型
ラッセル トップ 200 グロース	非分散型
ラッセル トップ 200 バリュース	非分散型
ラッセル 1000	分散型
ラッセル 1000 グロース	分散型
ラッセル 1000 バリュース	分散型
ラッセル 2000	分散型
ラッセル 2000 グロース	分散型
ラッセル 2000 バリュース	分散型

非分散型ファンドは一般的に、保有する証券の発行体が分散型ファンドに比較して少数であり、これらの発行体に関連するリスク、あるいはこれらの発行体が影響を受ける一つの経済、政治、または規制の事象の影響を受ける可能性があります。

各ファンドは、各ファンドの対象インデックスの価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果（手数料および経費控除前）を目標としています。投資顧問会社は各ファンドの投資目標を達成するため、「パッシブ運用」またはインデックス・アプローチを用います。

各ファンドは、米国以外の市場で取引される可能性のある米国以外の発行体の有価証券に投資しているため、米国の発行体の有価証券には通常関連しない、一定の考慮事項とリスクが伴う場合があります。かかるリスクには、全般的に流動性および効率性の低い証券市場、全般的に高水準のボラティリティ、為替レートの変動および為替管理、ファンドの資金あるいはその他資産の海外移転に対する制限、発行体に関して入手可能な公開情報が少ないこと、源泉徴収税あるいはその他の税の賦課、高水準の取引手数料および保管手数料、決済の遅延ならびに決済手続きにかかる損失リスク、契約上の責務の強制が困難であること、証券市場に対する低い規制水準、会計、開示および報告要件の差異、政府による経済への大幅な介入、高水準のインフレ率、高水準の社会的、経済的および政治的な不確実性、資産の国有化あるいは収用のリスクならびに戦争のリスクなどが含まれますが、これらに限定されるものではありません。

トラストの設立関連書類に基づき、ファンドの役員および受託者は、ファンドに対する義務の遂行から生ずる可能性がある一定の賠償責任から免責されています。さらに、ファンドは通常の業務において、一般免責条項を含む契約を業務提供者と締結しています。かかる契約の下でファンドが負う最大リスクは、まだ発生していない事象に対して将来、申立が行われる可能性があるため不明です。

## 1. 重要な会計方針

ファンドは、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国GAAP」）に準拠した財務書類の作成に際し、以下の重要な会計方針を一貫性をもって適用しています。米国GAAPに準拠した財務書類の作成にあたり、マネジメントは、決算日現在の資産および負債の計上額や偶発資産および負債の開示内容、ならびに報告期間中の収益および費用の報告額に影響を与える一定の見積りおよび仮定を行うことが要求されています。実際の結果は、こうした見積りとは異なる可能性があります。

### 有価証券の評価

各ファンドの有価証券は、ファンドの上場取引所が開いている各当該日の公正価値で評価されており、財務報告の目的上、ファンドの上場取引所が開いていない日が報告期間末日となる場合には、報告日現在で評価されています。米国GAAPは、公正価値の定義を、ファンドが測定日における市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却するために受取るまたは負債を移転するために支払う価格としています。ブラックロック・グローバル・バリュエーション・メソドロジー・コミッティー（以下「グローバル・バリュエーション・コミッティー」）は、ファンドに関する有価証券評価の監視を提供します。各ファンドの有価証券は、グローバル・バリュエーション・コミッティーが策定し、トラストの受託者会（以下「受託者会」）が認めている方針および手続きに従い、公正価値で評価されます。

- ・ 公認の証券取引所で取引されている株式は、当該日の公表された直近の取引価格または（可能な場合には）当該株式が主要に取引されている取引所における公表終値で評価されます。当該日に売買がなかった公認の取引所で取引されている株式は、直近の取引価格で評価されます。
- ・ 公認の証券取引所で取引されている上場投資信託およびクローズドエンド型ファンドは、当該日の公表された直近の取引価格または（可能な場合には）当該ファンドが主要に取引されている取引所における公表終値で評価されます。当該日に売買がなかった公認の取引所で取引されているファンドは、直近の取引価格で評価されます。
- ・ オープンエンド型の米国ミューチュアル・ファンドは、日次で公表される純資産価額（以下「NAV」）で評価されます。
- ・ 金融先物契約は、契約が取引されている取引所における当該日の直近の公表決済価格で評価されます。

これらの評価方法の適用が、結果として当該有価証券の公正価値を表していない有価証券の価格とみなされる場合または価格が入手可能でない場合は、当該有価証券は受託者会により認められた方針に準じ、グローバル・バリュエーション・コミッティーにより関連性があるとみなされた、その他の入手可能な要因に基づき評価されます。これらの要因には、(i) 有価証券に対する固有の属性、(ii) 有価証券の主要市場、(iii) 有価証券の主要市場における通常の参加者、(iv) 有価証券の市場参加者による仮定のデータ(合理的に利用可能な場合)、(v) 活発な市場における類似有価証券の市場価格、および(vi) その他の要因(将来のキャッシュ・フロー、金利、イールドカーブ、ボラティリティ、期限前償還率、予想損失、信用リスクおよび/またはその他のデフォルト率等)がありますが、これらに限定されるものではありません。かかる要因に基づいた評価は、四半期ごとに受託者会に報告されます。

グローバル・バリュエーション・コミッティーは、活発な市場が存在しない有価証券に関する評価アプローチを調整するために様々な方法(トラスの価格情報提供者の定期的な適正評価、主要インプットおよび仮定の定期的なレビュー、未実現損益および実現損益を比較するための取引のバックテストまたは処分分析、値がつかないまたは値動きがないならびに市場価値に大きな変動があった有価証券のレビュー、および市場関連活動のレビュー等)を採用しています。

公正価値評価によって、ファンドの純資産価額を計算するために用いられる価格と、当該ファンドの対象インデックスが採用する価格に差異が生じる可能性があり、それによって当該ファンドと対象インデックスのパフォーマンスに差異が生じる可能性があります。

様々なインプットは、金融商品の公正価値の決定に利用されます。インプットには独立した市場データ(以下「観測可能なインプット」)に基づく場合もあれば、内部的に設定されるもの(以下「観測不能なインプット」)もあります。これらインプットは、財務報告目的のための3つの広範なレベルからなる開示上の階層に分類されます。有価証券について決定される価値の公正価値階層のレベルは、公正価値測定全体にとって重要であるインプットのうち最も低いレベルに基づきます。有価証券について決定される価値は、当該金融商品の価格設定の透明性に基づいて各公正価値階層に分類されるもので、その分類は当該金融商品に関してファンドが認識するリスクと必ずしも一致するものではありません。公正価値階層は以下の3つのレベルに分類されます。

- ・ レベル1 - 同一資産または負債の活発な市場における調整前市場価格。
- ・ レベル2 - レベル1に含まれる市場価格以外のインプットで、資産または負債について直接的もしくは間接的に観測可能であるもの。これに含まれるのは、活発な市場における類似資産または負債の市場価格、活発でないと思なされる市場における同一あるいは類似資産または負債の市場価格、資産または負債について観測可能である市場価格以外のインプット(為替レート、融資条件、金利、イールドカーブ、ボラティリティ、期限前償還率、予想損失、信用リスクおよびデフォルト率等)またはその他の市場に裏付けられたインプット。
- ・ レベル3 - 有価証券の公正価値の決定に利用されるファンドの仮定を含めた、資産または負債について観測不能なインプット。

評価技法の変更は、開示上の階層内で割当てられたレベル間での移動をもたらす可能性があります。トラスの方針に従い、公正価値階層の異なるレベル間での移動は、報告期間の開始時に発生したものとみなされます。

以下の表は2013年3月31日現在の各ファンドの投資有価証券の公正価値階層別の要約です。各ファンドの投資有価証券の主要な分類の内訳はそれぞれの投資明細表に開示されています。

(米ドル)

iシェアーズ・インデックス・ ファンドおよび投資種別	投資有価証券			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
<b>ラッセル トップ 200</b>				
資産:				
普通株式	53,288,356			53,288,356
マネー・マーケット・ ファンド	291,278			291,278
	53,579,634			53,579,634
<b>ラッセル トップ 200 グロース</b>				
資産:				
普通株式	384,410,913			384,410,913
マネー・マーケット・ ファンド	1,804,229			1,804,229
	386,215,142			386,215,142
<b>ラッセル トップ 200 バリュース</b>				
資産:				
普通株式	94,817,592			94,817,592
マネー・マーケット・ ファンド	513,889			513,889
	95,331,481			95,331,481
<b>ラッセル 1000</b>				
資産:				
普通株式	7,168,043,489			7,168,043,489
マネー・マーケット・ ファンド	209,535,094			209,535,094
先物契約 <sup>a</sup>	322,695			322,695
	7,377,901,278			7,377,901,278
<b>ラッセル 1000 グロース</b>				
資産:				
普通株式	19,375,177,900			19,375,177,900
マネー・マーケット・ ファンド	815,968,937			815,968,937
	20,191,146,837			20,191,146,837
<b>ラッセル 1000 バリュース</b>				
資産:				
普通株式	16,940,267,235			16,940,267,235
マネー・マーケット・ ファンド	495,273,071			495,273,071
	17,435,540,306			17,435,540,306

iシェアーズ・インデックス・ ファンドおよび投資種別	投資有価証券			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<b>ラッセル 2000</b>				
資産：				
普通株式	21,366,639,499	26,194	2,771	21,366,668,464
投資会社	2,602,761			2,602,761
ワラント	18,841			18,841
マネー・マーケット・ ファンド	3,098,004,662			3,098,004,662
	<u>24,467,265,763</u>	<u>26,194</u>	<u>2,771</u>	<u>24,467,294,728</u>
<b>ラッセル 2000 グロース</b>				
資産：				
普通株式	4,780,880,305	4,931	4	4,780,885,240
ワラント	9,573			9,573
マネー・マーケット・ ファンド	773,327,617			773,327,617
	<u>5,554,217,495</u>	<u>4,931</u>	<u>4</u>	<u>5,554,222,430</u>
<b>ラッセル 2000 バリュース</b>				
資産：				
普通株式	5,025,953,984	12,244	1,735	5,025,967,963
投資会社	1,219,630			1,219,630
マネー・マーケット・ ファンド	783,385,654			783,385,654
	<u>5,810,559,268</u>	<u>12,244</u>	<u>1,735</u>	<u>5,810,573,247</u>

<sup>a</sup> 先物契約は、契約に係る未実現純評価益（評価損）で表示されています。

## 有価証券取引および収益の認識

有価証券取引は、約定日に計上されます。受取配当金は、外国源泉徴収税控除の上、配当落ち日に認識されます。2013年3月31日現在、外国税務当局より返還請求可能な源泉徴収税は、未取配当金に計上されています。選択的配当で受け取った株式などの非現金配当がある場合には、受取配当金として公正価値で計上されます。ファンドが受け取った配当金には、マネジメントの見積りによる資本の払戻しが含まれる場合があります。かかる金額は、投資有価証券の取得原価の減額として計上するか、売却益に再分類します。受取利息は日次で未収計上されます。投資取引に係る実現利益および損失は、個別法により決定されます。

## 外貨換算

ファンドの会計記録は米ドルで行われています。外国通貨、外貨建ての投資有価証券およびその他の資産・負債は、投資顧問会社が適切であると判断する為替レートを使用して米ドルに換算されています。有価証券の売買、収益の受領および費用の支払いは、それぞれの取引日に米ドルに換算されます。

各ファンドは、外国為替レートの変動の影響と、有価証券の市場価格の変動の影響を分離していません。ファンドでは財務報告の目的上、かかる変動の影響を、投資からの実現および未実現損益の一部として反映させています。

## 受益証券保有者への分配

各ファンドが支払う配当金および分配金は、配当落ち日に計上されます。分配金は税務上の基準で決定され、財務報告目的における投資純利益および実現純キャピタルゲインとは異なる場合があります。配当金および分配金は米ドルで支払われ、ファンドの追加受益証券に対して自動的に再投資することはできません。

## 連邦所得税

各ファンドは連邦所得税上、トラストの他のファンドとは別の事業体として扱われます。1986年内国歳入法(改正を含む)のサブチャプターMに定義されている規制対象投資会社に適用される規定に従って、規制対象投資会社としての資格を得ること、ならびに連邦所得税および消費税の全額またはほぼ全額の免除を受けるために、通常所得および純キャピタルゲイン(繰越キャピタルロス算入後)のほぼ全額を毎年分配することが各ファンドの方針です。したがって、連邦所得税引当金は不要です。

## 最近の会計基準

2011年12月、財務会計基準審議会の一部の資産および負債の相殺に係る現行の開示要件を強化し、また財務書類の利用者が米国GAAPおよび国際財務報告基準(IFRS)に従って作成された財務書類を比較できるようにするためのガイダンスを公表しました。新しい開示は、マスター・ネットリング契約または類似契約の対象となる投資および金融デリバティブ商品に対して要求されており、資産負債計算書上で相殺対象となる投資および取引に関する総額および純額の両方の情報を開示することを企業に要求しています。また、当該基準ではマスター・ネットリング契約または類似契約に関連した受入担保および差入担保に関する開示も要求しています。当該ガイダンスは、2013年1月1日以後に開始する年度およびその年度内における中間の財務書類に対し適用されます。マネジメントは、ファンドの財務書類および開示における当該ガイダンスの影響について評価しています。

## 2. 関連会社との投資顧問契約およびその他の取引

トラストとの投資顧問契約に基づき、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ(以下「BFA」)は各ファンドの資産の運用を行います。BFAは、ブラックロック・インク(以下「ブラックロック」)が間接的に所有するカリフォルニア州法人です。投資顧問契約に基づき、BFAは、利息、税金、ブローカーの売買手数料およびポートフォリオの取引執行に関連するその他の費用、販売手数料、訴訟費用ならびに特別費用は除いたファンドの全費用を実質的に負担します。

BFAは、各ファンドに提供する投資顧問サービスの対価として、各ファンドの平均日次純資産総額に基づいて、以下の年間投資顧問報酬を受領する権利を有します。

iシェアーズ・インデックス・ファンド	投資顧問報酬
ラッセル トップ 200	0.15%
ラッセル トップ 200 グロース	0.20
ラッセル トップ 200 バリュース	0.20
ラッセル 1000	0.15
ラッセル 1000 グロース	0.20
ラッセル 1000 バリュース	0.20

2012年6月30日より、BFAは、iシェアーズ ラッセル 2000インデックス・ファンド、iシェアーズ ラッセル 2000 グロース・インデックス・ファンドおよびiシェアーズ ラッセル 2000 バリュース・インデックス・ファンドのそれぞれに提供する投資顧問サービスの対価として(ファンドおよび一部の他のiシェアーズ・ファンドの)平均日次純資産総額の各ファンドに係る割当額に基づいて、460億米ドルまではそれぞれ0.20%、0.25%、0.25%、および460億米ドル超はそれぞれ0.19%、0.2375%、0.2375%の年間投資顧問報酬を受領する権利を有します。2012年6月30日より前は、BFAは、各ファンドに提供する投資顧問サービスの対価として、各ファンドの平均日次純資産に基づいて、それぞれ0.20%、0.25%、0.25%の年間投資顧問報酬を受領する権利を有していました。

米国証券取引委員会では、適用される条件の下でブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー・エヌエイ(以下「BTC」)がファンドの有価証券貸付代理人として従事することを認める適用除外命令を発しています。BTCは、BFAの関連会社です。有価証券貸付収入は、現金担保の再投資および有価証券の借り手へ(から)の報酬またはその他の支払いから得た収入合計相当額です。各ファンドは、有価証券貸付収入の65%を留保し、かかる収入の35%相当額の報酬をBTCへ支払います。借り手の債務不履行に際しては、各ファンドはブラックロックから損失補填の提供を受けることができます。有価証券貸付代理人として、BTCは、借り手の債務不履行時の損失補填だけでなく、有価証券貸付に直接的に関連するすべての運用費用を負担します。BTCはまた、BFAあるいは関連会社が運用するマネー・マーケット・ファンドの借入有価証券で受け取った現金担保の投資によりファンドで発生した報酬および費用についても負担します。

2013年3月31日終了年度にBTCがファンドから得た有価証券貸付代理人報酬は下表の通りです。

(米ドル)

iシェアーズ・インデックス・ファンド	有価証券貸付代理人報酬
ラッセル 1000	741,842
ラッセル 1000 グロース	2,424,146
ラッセル 1000 バリュウ	1,271,890
ラッセル 2000	24,555,074
ラッセル 2000 グロース	8,356,373
ラッセル 2000 バリュウ	3,975,791

BFAの関連会社であるブラックロック・インベストメンツ・エルエルシーは、各ファンドの販売会社です。販売契約に基づき、BFAはファンドに対して提供される販売サービスに関する報酬または費用を負担します。

2013年3月31日終了年度にクロス取引が行われていた場合、ファンドは1940年法ルール17a-7に従ってこれを実施しています。クロス取引とは、BFA(または関連会社)が投資顧問を務めるファンド間のポートフォリオ証券の売買です。受託者会は、四半期定例会議で直近暦四半期でのかかる取引のレビューを行い、ルール17a-7で規定された義務および制約の遵守を確認します。

各ファンドでは、保有現預金をBFAまたはその関連会社が運用する特定のマネー・マーケット・ファンドに投資する場合があります。これらの一時的な現金投資で稼得された収益は、損益計算書において「受取利息 - 関連会社」に含まれています。

PNCファイナンシャル・サービス・グループ・インクは、ブラックロックの主要株主であり、1940年法によるファンドの関連会社であるとみなされます。

1940年法のセクション2(a)(3)によりファンドの関連会社と見なされる発行者への2013年3月31日終了年度における投資(短期投資を除く)は下表の通りです。

iシェアーズ・インデックス・ファンドおよび関連会社発行者の名称	期首 保有株数	購入株数	売却株数	期末 保有株数	期末 評価額 (米ドル)	配当収入 (米ドル)	実現純利益 (損失) (米ドル)
ラッセル トップ 200							
ブラックロック・インク	1,067	1,711	(2,171)	607	155,926	5,678	(19,420)
PNCファイナンシャル・サービス・グループ・インク	6,546	8,915	(12,934)	2,527	168,046	7,237	(14,411)
					323,972	12,915	(33,831)
ラッセル トップ 200 グロース							
ブラックロック・インク	2,813	2,285	(322)	4,776	1,226,859	26,514	2,899

iシェアーズ・インデックス・ファンドおよび関連会社発行者の名称	期首 保有株数	購入株数	売却株数	期末 保有株数	期末 評価額 (米ドル)	配当収入 (米ドル)	実現純利益 (損失) (米ドル)
<b>ラッセル トップ 200 バリュース</b>							
ブラックロック・インク	563	1,119	(695)	987	253,541	5,270	(112)
PNCファイナンシャル・サービス・グループ・インク	6,820	10,465	(8,455)	8,830	587,195	15,551	26,550
					<u>840,736</u>	<u>20,821</u>	<u>26,438</u>
<b>ラッセル 1000</b>							
ブラックロック・インク	40,964	24,992	(9,087)	56,869	14,608,509	326,714	134,417
PNCファイナンシャル・サービス・グループ・インク	251,867	27,281	(42,232)	236,916	15,754,914	387,158	127,666
					<u>30,363,423</u>	<u>713,872</u>	<u>262,083</u>
<b>ラッセル 1000 グロース</b>							
ブラックロック・インク	96,146	108,941	(34,032)	171,055	43,940,608	885,377	782,366
<b>ラッセル 1000 バリュース</b>							
ブラックロック・インク	74,452	60,318	(13,858)	120,912	31,059,875	631,079	286,136
PNCファイナンシャル・サービス・グループ・インク	906,781	319,761	(147,972)	1,078,570	71,724,905	1,505,531	285,343
					<u>102,784,780</u>	<u>2,136,610</u>	<u>571,479</u>
<b>ラッセル 2000</b>							
ブラックロック・ケルソ・キャピタル・コープ	875,995	500,116	(208,936)	1,167,175	11,671,750	951,334	76,025
ペニーマック・モーゲージ・インベストメント・トラスト	363,630	3,221,512	(2,704,511)	880,631	22,799,537	1,426,837	4,865,723
					<u>34,471,287</u>	<u>2,378,171</u>	<u>4,941,748</u>
<b>ラッセル 2000 バリュース</b>							
ブラックロック・ケルソ・キャピタル・コープ	482,823	60,660	(14,219)	529,264	5,292,640	508,367	(3,720)
ペニーマック・モーゲージ・インベストメント・トラスト	197,785	349,471	(114,795)	432,461	11,196,415	734,109	446,539
					<u>16,489,055</u>	<u>1,242,476</u>	<u>442,819</u>

トラストの受託者および役員の一部は、BTC、BFAまたは両社の役員を兼任しています。

### 3. 投資ポートフォリオ取引

2013年3月31日終了年度における投資有価証券（現物取引および短期投資を除く）の売買は以下の通りです。

iシェアーズ・インデックス・ファンド	(米ドル)	
	購入	売却
ラッセル トップ 200	5,083,790	5,487,637
ラッセル トップ 200 グロース	58,426,178	58,467,675
ラッセル トップ 200 バリュース	12,899,158	13,180,404
ラッセル 1000	315,007,328	319,278,080
ラッセル 1000 グロース	2,827,307,309	2,837,931,939
ラッセル 1000 バリュース	2,179,400,911	2,171,423,625
ラッセル 2000	3,204,656,611	3,202,761,997
ラッセル 2000 グロース	1,284,034,535	1,282,080,073
ラッセル 2000 バリュース	1,223,942,574	1,217,609,803

2013年3月31日終了年度における現物取引（注記4参照）は以下の通りです。

iシェアーズ・インデックス・ファンド	(米ドル)	
	現物購入	現物売却
ラッセル トップ 200	167,465,113	239,806,333
ラッセル トップ 200 グロース	31,629,085	19,032,645
ラッセル トップ 200 バリュース	96,099,387	76,015,792
ラッセル 1000	591,359,319	1,060,383,839
ラッセル 1000 グロース	4,980,572,242	3,616,931,250
ラッセル 1000 バリュース	4,039,439,933	1,530,405,815
ラッセル 2000	75,566,462,833	71,231,820,262
ラッセル 2000 グロース	2,235,230,232	2,085,276,157
ラッセル 2000 バリュース	1,962,592,089	1,592,761,271

### 4. 資本受益証券の取引

資本受益証券は、各ファンドが特定数の受益証券の集合単位またはその倍数（以下「クリエーション・ユニット」）でのみ純資産価額で発行および償還を行います。クリエーション・ユニット単位以外の各ファンドの受益証券の償還はできません。各ファンドの資本受益証券の取引については、純資産変動計算書にその詳細が開示されています。

ファンドのクリエイション・ユニットの購入対価は、一般に、当該ファンドの対象インデックスの有価証券のうち、代表的なものを占める、所定の有価証券ポートフォリオの現物拋出もしくは一定額の現金です。トラスト内の一部のファンドは、クリエイション・ユニットのみ、あるいは一部を米ドル現金で提供される可能性があります。クリエイション・ユニットの購入および償還依頼を行う投資家は、購入取引手数料および償還取引手数料をトラストの事務代行会社であるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーへ直接支払い、現金クリエイション・ユニットを含むクリエイション・ユニットの発行および償還依頼に伴う譲渡その他の取引費用と相殺します。また、現金クリエイション・ユニットの取引を行う投資家も、当該ファンドの諸費用（印紙税、為替あるいはその他の金融取引費用に係る税金ならびにブローカー手数料）および、ポートフォリオ証券投資に関連するマーケットインパクト費用を補うための、追加的な変動費の支払いを行います。

## 5. ポートフォリオ有価証券の貸付

各ファンドは、ブローカー、ディーラー、およびその他金融機関など、承認された借り手にファンドの投資有価証券を貸し付けることができます。借り手は、現金、銀行が発行する取消不能信用状、または米国政府が発行もしくは保証する有価証券からなる担保を当該ファンドに差し入れて維持します。各ファンドが受け取る初回担保は、米国の取引所で取引される有価証券については、当該貸付有価証券の時価の少なくとも102%相当の当該貸付有価証券の価値、その他すべての有価証券については、当該貸付有価証券の時価の少なくとも105%相当の価値があることが要求されます。担保はその後、当該貸付有価証券の時価の少なくとも100%の価値と等しい価値を維持しなければなりません。貸付有価証券の市場価額は、ファンドの各営業日の終業時に決定され、追加で要求された担保はその翌営業日に差し入れられます。有価証券貸付リスクには、借り手が請求に際して追加担保を提供しないリスクまたは借り手が期日に貸付有価証券を返却しないリスクが含まれます。これらのリスクを緩和する手段として、ファンドは借り手の債務不履行に際し、ブラックロックから損失補填の提供を受けることができます。ブラックロックによる損失補填は、貸付有価証券の全額の補填が可能です。貸付有価証券の担保として受け取った現金は、ファンドに代わり直接、もしくは一つ以上の共有口座あるいはマネー・マーケット・ファンド（BFAまたはその関連会社が運用するものを含む）を通じて、特定の短期金融商品に再投資されることがあります。各ファンドは、現金担保で購入した投資有価証券の価値が受け取った現金担保の価値を下回る場合、損失を被ることがあります。

2013年3月31日現在、貸付有価証券は現金により担保されました。受け取った現金担保はBFAが運用するマネー・マーケット・ファンドに投資されました。2013年3月31日現在の貸付有価証券の価値および関連する担保の価値は、資産負債計算書で開示しています。有価証券貸付収益は、損益計算書で開示している通り、現金担保を投資して得た収益に借り手へ（からの）報酬およびその他支払い控除後、有価証券貸付代理人を務めるBTCに支払う報酬を差し引いた金額です。

## 6. 所得税の情報

米国GAAPは、財務および税務報告における永久差異を反映し調整された純資産の一定の開示を要求しています。これらの組替えによる純資産または基準価額への影響はありません。2013年3月31日現在、パッシブ外国投資会社、繰越キャピタルロスの繰越期限、課税対象利益を超過する分配、外国為替取引および現物償還による実現利益（損失）に帰属する永久差異は、以下の科目に組替えられています。

(米ドル)

iシェアーズ・インデックス・ファンド	払込資本	未分配投資純利益 / 投資純利益超過分配金	未分配実現純利益 / 累積実現純損失
ラッセル トップ 200	5,046,610		(5,046,610)
ラッセル トップ 200 グロース	3,550,539		(3,550,539)
ラッセル トップ 200 バリュース	2,836,636		(2,836,636)
ラッセル 1000	161,586,478	51,782	(161,638,260)
ラッセル 1000 グロース	1,074,348,634	(179)	(1,074,348,455)
ラッセル 1000 バリュース	183,238,906		(183,238,906)
ラッセル 2000	1,656,174,311	26,050,177	(1,682,224,488)
ラッセル 2000 グロース	258,848,828	9,115,998	(267,964,826)
ラッセル 2000 バリュース	173,165,217	2,400,328	(175,565,545)

2013年3月31日および2012年3月31日終了年度において支払われた税務上の分配金は以下に示す通りです。

(米ドル)

iシェアーズ・インデックス・ファンド	2013年	2012年
ラッセル トップ 200		
通常所得	1,862,450	1,891,673
ラッセル トップ 200 グロース		
通常所得	6,661,802	5,939,742
ラッセル トップ 200 バリュース		
通常所得	1,975,184	3,886,195
ラッセル 1000		
通常所得	140,846,595	124,640,507
ラッセル 1000 グロース		
通常所得	286,765,279	194,367,134
ラッセル 1000 バリュース		
通常所得	323,319,494	260,928,366
ラッセル 2000		
通常所得	342,006,203	210,136,245
ラッセル 2000 グロース		
通常所得	59,944,742	28,325,752
ラッセル 2000 バリュース		
通常所得	108,778,402	79,823,423

2013年3月31日現在、累積純利益(損失)の税金内訳は以下の通りです。

(米ドル)

iシェアーズ・ インデックス・ファンド	未分配 通常所得	繰越 キャピタルロス	未実現純利益 (損失) <sup>a</sup>	適格 レイトイヤー ロス <sup>b</sup>	合計
ラッセル トップ 200	14,262	(688,573)	3,669,053	(49,764)	2,944,978
ラッセル トップ 200 グロース	105,191	(17,949,157)	61,717,884		43,873,918
ラッセル トップ 200 バリュース	25,932	(4,404,999)	8,093,300	(19,123)	3,695,110
ラッセル 1000		(343,911,293)	614,812,955		270,901,662
ラッセル 1000 グロース	607,354	(3,361,961,057)	3,284,903,425		(76,450,278)
ラッセル 1000 バリュース	1,192,253	(1,186,204,818)	1,619,085,138		434,072,573
ラッセル 2000		(2,727,016,636)	(2,542,164,078)	(40,877,002)	(5,310,057,716)
ラッセル 2000 グロース		(1,471,030,063)	286,190,457		(1,184,839,606)
ラッセル 2000 バリュース		(752,298,627)	98,486,930	(7,084,613)	(660,896,310)

<sup>a</sup> 未実現利益(損失)における会計上と税務上の差異は、主として仮装売買(wash sales)に係る損失の繰延税金、一部の先物契約に係る未実現利益(損失)の税務目的での実現およびパッシブ外国投資会社に係る未実現投資利益の税務目的での実現に起因していました。

<sup>b</sup> ファンドは、一部の適格レイトイヤーロスを繰り延べて、2014年3月31日終了年度における損失として認識することを選択しました。

2013年3月31日現在、ファンドでは、以下に示された繰越期限の間、将来の実現キャピタルゲインと相殺できる繰越キャピタルロスが存在します。

(米ドル)

iシェアーズ・ インデックス・ファンド	繰越期限 なし <sup>a</sup>	繰越期限 2014年	繰越期限 2015年	繰越期限 2016年	繰越期限 2017年	繰越期限 2018年	繰越期限 2019年	合計
ラッセル トップ 200	681,816						6,757	688,573
ラッセル トップ 200 グロース	14,054,356						3,894,801	17,949,157
ラッセル トップ 200 バリュース	994,774						3,410,225	4,404,999
ラッセル 1000	73,996,748	3,566,065	707,111		56,902,659	198,974,722	9,763,988	343,911,293
ラッセル 1000 グロース	650,548,067	76,953,145	38,155,726		659,755,548	1,537,593,620	398,954,951	3,361,961,057
ラッセル 1000 バリュース						1,038,221,879	147,982,939	1,186,204,818
ラッセル 2000	961,238,856	98,708,572	12,245,583	14,608,054	304,954,114	965,955,801	369,305,656	2,727,016,636
ラッセル 2000 グロース	260,725,538	39,417,433		10,051,978	291,496,992	592,964,832	276,373,290	1,471,030,063
ラッセル 2000 バリュース	13,636,702				53,497,674	571,795,686	113,368,565	752,298,627

<sup>a</sup> 繰越期限の対象となる損失より先に利用される必要があります。

2013年3月31日終了年度において、ラッセル 1000 バリュース・インデックス・ファンドは、256,055,022米ドルの繰越キャピタルロスを利用しました。

2013年3月31日現在、連邦所得税上の費用に基づく未実現評価損益合計額は以下の通りです。

(米ドル)				
iシェアーズ・インデックス・ファンド	税金費用	未実現 評価益合計	未実現 評価損合計	未実現純評価益 (評価損)
ラッセル トップ 200	49,910,581	5,777,102	(2,108,049)	3,669,053
ラッセル トップ 200 グロース	324,497,258	66,206,184	(4,488,300)	61,717,884
ラッセル トップ 200 バリュース	87,238,181	10,816,958	(2,723,658)	8,093,300
ラッセル 1000	6,762,765,628	1,264,072,393	(649,259,438)	614,812,955
ラッセル 1000 グロース	16,906,243,412	3,574,580,606	(289,677,181)	3,284,903,425
ラッセル 1000 バリュース	15,816,455,168	2,758,831,474	(1,139,746,336)	1,619,085,138
ラッセル 2000	27,009,413,800	815,146,084	(3,357,265,156)	(2,542,119,072)
ラッセル 2000 グロース	5,268,031,974	695,909,302	(409,718,846)	286,190,456
ラッセル 2000 バリュース	5,712,063,295	657,073,221	(558,563,269)	98,509,952

マネジメントは、2013年3月31日現在の税務ポジションに対して、税申告修正可能期間を含めて検討を行い、ファンドの財務書類において所得税引当金は不要と判断しました。

## 7. 金融先物契約

各ファンドは、かかるファンドがその対象インデックスを追跡することを目標として、金融先物契約を購入または売却することができます。先物契約とは、将来の期日に設定価格で金融商品を売買する標準化された上場取引契約です。先物契約の締結において、ファンドは、契約が取引されている取引所の当初最低証拠金要件と同等額となる現金、米国政府証券またはその他の高格付債券および持分証券を、保有資産から分離して執行ブローカーに差し入れることが要求されています。契約に基づき、ファンドは、契約額の日次変動額と同等額の現金をブローカーから受取る、または支払うことに同意しています。かかる受取りまたは支払いは、変動証拠金として認識され、未実現評価損益としてファンドに計上されます。契約終了時には、ファンドは、締結時の契約額と終了時の評価額との差額の同等額を実現損益に計上します。契約期間中における市場金利や対象商品価値の不利な変化により先物契約の価値が下落する場合や、取引相手先が当該契約を履行しない場合、損失が発生する可能性があります。また先物契約の利用には、先物契約とかかる契約の対象となる資産との間の価格変動における不完全な相関関係のリスクを伴います。

以下の表は、2013年3月31日現在において、iシェアーズ ラッセル 1000 インデックス・ファンドが保有していた先物契約の評価額および資産負債計算書における関連科目をリスク・エクスポージャーの項目別に示したものです。

(米ドル)

資産	
株式契約：	
未収変動証拠金 / 純資産内訳 - 未実現純評価益 (評価損) <sup>a</sup>	322,695

<sup>a</sup> 要約投資明細表に記載されている先物契約評価益の累積額を表しています。資産負債計算書には、当日の未収先物変動証拠金のみがそれぞれ計上されています。

以下の表は、2013年3月31日終了年度において、iシェアーズ ラッセル 1000 インデックス・ファンドが保有していた先物契約に係る実現および未実現利益(損失)ならびに損益計算書における関連科目をリスク・エクスポージャーの項目別に示したものです。

(米ドル)

	実現純利益(損失)	未実現評価損益の純変動
株式契約：		
先物契約	3,377,872	322,695

2013年3月31日終了年度のiシェアーズ ラッセル 1000 インデックス・ファンドの未決済先物契約に係る四半期末での平均契約数および平均想定元本は、それぞれ192件および14,129,581米ドルでした。

## 8. 訴訟手続き

2013年1月18日、テネシー州中部地区連邦地方裁判所において、レイパラーズ・ローカル265年金基金(Laborers' Local 265 Pension Fund)およびプラマーズ・アンド・パイプフィッターズ・ローカルNo.572年金基金(Plumbers and Pipefitters Local No.572 Pension Fund)により、BFA、BTC、ならびにiシェアーズ・トラストの受託者会およびiシェアーズ・インクの取締役会の現メンバー(以下、総称して「被告」)に対して訴訟が提起されました。訴訟原因は、特に1940年法セクション36(a)および36(b)違反です。訴状は、iシェアーズ・トラストおよびiシェアーズ・インク、ならびに以下の8ファンドを代理した代表訴訟であると主張しています。iシェアーズ ラッセル ミッド・キャップ・インデックス・ファンド、iシェアーズ MSCI EAFE インデックス・ファンド、iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット・インデックス・ファンド、iシェアーズ ラッセル 2000 グロース・インデックス・ファンド、iシェアーズ ラッセル 2000 バリュース・インデックス・ファンド、iシェアーズ コア S&P 中型株ETF、iシェアーズ コア S&P 小型株ETF、およびiシェアーズ ダウ・ジョーンズ米国不動産インデックス・ファンド)。訴状は、特に、BFAおよびBTCの上記8ファンドに対する有価証券貸付サービスの規定に関連して過剰な報酬を課すことによる1940年法上の受託者義務違反、個々の被告の当該報酬の取り決めの承認による1940年法上の受託者義務違反、および有価証券貸付契約の1940年法セクション47(b)に基づく強制執行不能を主張しています。原告は、差止めによる救済、有価証券貸付契約の取消し、および金額を特定しない金銭的損害賠償を求めています。被告は、当該主張には根拠がないと考えており、訴訟において当該申立てに対して自身の弁護を積極的に行う予定です。2013年3月11日、被告は、訴訟を棄却するよう申立てました。

## 9. 後発事象

マネジメントは、財務書類の公表が可能となった日までの、すべての後発事象によるファンドへの影響の評価を行い、財務書類の修正ないし財務書類における開示が必要となる後発事象は存在しないと判断しました。

(3)【投資有価証券明細表等】

## 【投資株式明細表】

## 要約投資明細表

## iシェアーズ ラッセル 2000 ETF

2014年3月31日

銘柄	数量	価額	純資産 比率
<b>普通株式</b>			
<b>航空宇宙・防衛</b>			
Esterline TechnologiesCorp. <sup>a</sup>	534,921	\$ 56,990,483	0.20%
HEICO Corp.	1,134,389	68,244,842	0.24
Teledyne TechnologiesInc. <sup>a</sup>	638,975	62,191,437	0.22
Other securities <sup>b</sup>		327,979,162	1.13
		515,405,924	1.79
<b>空輸・ロジスティクス</b>			
Other securities <sup>b</sup>		131,686,877	0.46
		131,686,877	0.46
<b>航空</b>			
Spirit Airlines Inc. <sup>a</sup>	1,031,066	61,245,320	0.21
Other securities <sup>b</sup>		94,725,044	0.33
		155,970,364	0.54
<b>自動車部品</b>			
Dana HoldingCorp.	2,696,824	62,755,094	0.22
Tenneco Inc. <sup>a</sup>	1,040,207	60,404,821	0.21
Other securities <sup>b</sup>		178,671,169	0.62
		301,831,084	1.05
<b>自動車</b>			
Other securities <sup>b</sup>		13,167,825	0.05
		13,167,825	0.05
<b>飲料</b>			
Other securities <sup>b</sup>		47,814,062	0.17
		47,814,062	0.17
<b>バイオテクノロジー</b>			
Alnylam			
PharmaceuticalsInc. <sup>a,c</sup>	993,786	66,722,792	0.23
Cepheid Inc. <sup>a,c</sup>	1,147,512	59,188,669	0.21
InterMune Inc. <sup>a,c</sup>	1,677,476	56,145,122	0.19
Isis PharmaceuticalsInc. <sup>a,c</sup>	1,920,329	82,977,416	0.29
Other securities <sup>b</sup>		1,084,062,367	3.76
		1,349,096,366	4.68
<b>建築製品</b>			

銘柄	数量	価額	純資産 比率
Prospect CapitalCorp.	5,333,848	\$ 57,605,558	0.20%
Stifel FinancialCorp. <sup>a</sup>	1,087,137	54,095,937	0.19
Other securities <sup>b</sup>		636,810,996	2.21
		760,155,457	2.64
<b>化学</b>			
Axiall Corp.	1,193,704	53,621,184	0.19
PolyOne Corp.	1,699,113	62,289,483	0.22
Other securities <sup>b</sup>		547,581,630	1.89
		663,492,297	2.30
<b>商業銀行</b>			
FirstMerit Corp.	2,834,159	59,035,532	0.20
Hancock HoldingCo.	1,451,608	53,201,433	0.18
Prosperity Bancshares Inc.	1,030,674	68,179,085	0.24
Other securities <sup>b</sup>		1,906,499,657	6.62
		2,086,915,707	7.24
<b>商業サービス・サプライ</b>			
Other securities <sup>b</sup>		582,780,690	2.02
		582,780,690	2.02
<b>通信機器</b>			
ARRIS GroupInc. <sup>a</sup>	1,992,354	56,144,536	0.19
Other securities <sup>b</sup>		451,413,206	1.57
		507,557,742	1.76
<b>コンピュータ・周辺機器</b>			
Other securities <sup>b</sup>		125,882,619	0.44
		125,882,619	0.44
<b>建設・土木</b>			
EMCOR GroupInc.	1,147,699	53,700,836	0.19
Other securities <sup>b</sup>		211,210,453	0.73
		264,911,289	0.92
<b>建設資材</b>			
Other securities <sup>b</sup>		57,478,373	0.20
		57,478,373	0.20
<b>消費者金融</b>			
Other securities <sup>b</sup>		206,344,848	0.72
		206,344,848	0.72
<b>容器・包装</b>			
Other securities <sup>b</sup>		70,854,108	0.25
		70,854,108	0.25

Other securities <sup>b</sup>		<u>228,190,514</u>	<u>0.79</u>
		228,190,514	0.79
<b>資本市場</b>			
BlackRock Kelso Capital			
Corp. <sup>d</sup>	1,269,680	11,642,966	0.04



## 要約投資明細表(続き)

## iシェアーズ ラッセル 2000 ETF

2014年3月31日

銘柄	数量	価額	純資産 比率	銘柄	数量	価額	純資産 比率
				<b>ヘルスケア機器・サブライ</b>			
				Align Technology Inc. <sup>a</sup>	1,250,594	\$ 64,768,263	0.22%
				Other securities <sup>b</sup>		942,740,920	3.28
<b>販売業</b>						1,007,509,183	3.50
Other securities <sup>b</sup>	\$ 70,497,502		0.24%	<b>ヘルスケアプロバイダー・サービス</b>			
	70,497,502		0.24	Centene Corp. <sup>a</sup>	930,608	57,930,348	0.20
<b>各種消費者向けサービス</b>				HealthSouth Corp. <sup>c</sup>	1,491,587	53,592,721	0.19
Other securities <sup>b</sup>	293,314,227		1.02	Team Health Holdings Inc. <sup>a,c</sup>	1,174,662	52,566,124	0.18
	293,314,227		1.02	Other securities <sup>b</sup>		567,822,426	1.97
<b>各種金融サービス</b>						731,911,619	2.54
Other securities <sup>b</sup>	87,042,829		0.30	<b>ヘルスケア技術</b>			
	87,042,829		0.30	athenahealth Inc. <sup>a,c</sup>	628,162	100,656,679	0.35
<b>各種電気通信サービス</b>				Other securities <sup>b</sup>		163,294,853	0.57
Other securities <sup>b</sup>	173,965,444		0.60			263,951,532	0.92
	173,965,444		0.60	<b>ホテル・レストラン・レジャー</b>			
<b>電力会社</b>				Other securities <sup>b</sup>		773,064,530	2.68
Other securities <sup>b</sup>	402,476,859		1.40			773,064,530	2.68
	402,476,859		1.40	<b>家庭用耐久財</b>			
<b>電気設備</b>				Other securities <sup>b</sup>		322,524,588	1.12
Acuity Brands Inc.	732,368	97,090,026	0.34			322,524,588	1.12
EnerSys Inc.	822,894	57,018,325	0.20	<b>家庭用品</b>			
Other securities <sup>b</sup>	287,775,161		0.99	Other securities <sup>b</sup>		68,612,995	0.24
	441,883,512		1.53			68,612,995	0.24
<b>電子機器・器具・部品</b>				<b>独立系発電事業者・電力取引業者</b>			
FEI Co.	713,786	73,534,234	0.26	Other securities <sup>b</sup>		66,269,656	0.23
Other securities <sup>b</sup>	725,562,792		2.51			66,269,656	0.23
	799,097,026		2.77	<b>産業コングロマリット</b>			
<b>エネルギー設備・サービス</b>				Other securities <sup>b</sup>		20,372,105	0.07
Other securities <sup>b</sup>	550,967,023		1.91			20,372,105	0.07
	550,967,023		1.91	<b>保険</b>			
<b>食品・生活必需品小売業者</b>				CNO Financial Group Inc.	3,798,858	68,759,330	0.24
Rite Aid Corp. <sup>a</sup>	12,484,507	78,277,859	0.27	Other securities <sup>b</sup>		610,678,304	2.12
United Natural						679,437,634	2.36
Foods Inc. <sup>a</sup>	843,258	59,803,857	0.21	<b>インターネット・カタログ販売</b>			
Other securities <sup>b</sup>	204,191,842		0.71	Other securities <sup>b</sup>		112,536,226	0.39
	342,273,558		1.19			112,536,226	0.39
<b>食品</b>				<b>インターネットソフトウェア・サービス</b>			
Darling				CoStar Group Inc. <sup>a,c</sup>	487,960	91,121,650	0.32
International Inc. <sup>a</sup>	2,705,665	54,167,413	0.19	Other securities <sup>b</sup>		736,815,584	2.55

Hain Celestial					
Group Inc. <sup>a,c</sup>	656,721	60,070,270	0.21		
Other securities <sup>b</sup>		<u>380,605,241</u>	<u>1.32</u>	827,937,234	2.87
		494,842,924	1.72		
<b>ガス会社</b>					
Other securities <sup>b</sup>		<u>249,184,572</u>	<u>0.86</u>		
		249,184,572	0.86		



# 要約投資明細表(続き)

## iシェアーズ ラッセル 2000 ETF

2014年3月31日

銘柄	数量	価額	純資産 比率	銘柄	数量	価額	純資 産 比率
				<b>製紙・林産物</b>			
				Other securities <sup>b</sup>		\$ 213,418,034	0.74%
				<b>ITサービス</b>			
				213,418,034 0.74			
WEX Inc. <sup>a</sup>	663,459	\$ 63,061,778	0.22%	<b>パーソナル製品</b>			
Other securities <sup>b</sup>		544,923,641	1.89	Other securities <sup>b</sup>		58,465,826	0.20
		607,985,419	2.11			58,465,826	0.20
				<b>医薬品</b>			
<b>レジャー設備・製品</b>				Questcor			
Brunswick Corp.	1,546,673	70,048,820	0.24	Pharmaceuticals Inc. <sup>c</sup>	887,234	57,608,104	0.20
Other securities <sup>b</sup>		85,121,205	0.30	Other securities <sup>b</sup>		361,743,325	1.26
		155,170,025	0.54			419,351,429	1.46
				<b>専門サービス</b>			
<b>ライフサイエンスツール・サービス</b>				Other securities <sup>b</sup>		395,797,963	1.37
PAREXEL						395,797,963	1.37
International Corp. <sup>a</sup>	972,215	52,587,110	0.18	<b>不動産投資信託(REITs)</b>			
Other securities <sup>b</sup>		84,160,022	0.29	American Realty Capital			
		136,747,132	0.47	Properties Inc.	8,038,807	112,704,074	0.39
<b>機械</b>				Highwoods Properties Inc. <sup>c</sup>	1,536,356	59,011,434	0.20
Middleby Corp.(The) <sup>a,c</sup>	321,317	84,895,165	0.29	LaSalle Hotel Properties	1,777,808	55,663,168	0.19
Other securities <sup>b</sup>		848,269,555	2.95	NorthStar Realty Finance			
		933,164,720	3.24	Corp. <sup>c</sup>	5,585,482	90,149,679	0.31
<b>海運</b>				PennyMac Mortgage			
Other securities <sup>b</sup>		44,626,998	0.15	Investment Trust <sup>d</sup>	880,631	21,047,081	0.07
		44,626,998	0.15	RLJ Lodging Trust	2,114,917	56,552,881	0.20
<b>メディア</b>				Other securities <sup>b</sup>		1,860,627,701	6.47
Other securities <sup>b</sup>		382,292,141	1.33			2,255,756,018	7.83
		382,292,141	1.33	<b>不動産管理・開発</b>			
<b>金属・鉱業</b>				Other securities <sup>b</sup>		87,631,811	0.30
Other securities <sup>b</sup>		392,969,864	1.36			87,631,811	0.30
		392,969,864	1.36	<b>道路・鉄道</b>			
<b>公益事業</b>				Other securities <sup>b</sup>		176,995,921	0.61
Other securities <sup>b</sup>		105,982,942	0.37			176,995,921	0.61
		105,982,942	0.37	<b>半導体・半導体機器</b>			
<b>マルチライン販売</b>				SunEdison Inc. <sup>a,c</sup>	4,555,776	85,830,820	0.30
Other securities <sup>b</sup>		32,917,190	0.11	Other securities <sup>b</sup>		1,002,121,135	3.48
		32,917,190	0.11			1,087,951,955	3.78
<b>石油・ガス・燃料</b>				<b>ソフトウェア</b>			
Kodiak Oil & Gas Corp. <sup>a</sup>	4,539,090	55,104,553	0.19	Aspen Technology Inc. <sup>a,c</sup>	1,602,352	67,875,631	0.24
Targa Resources Corp.	562,613	55,844,966	0.19				
Other securities <sup>b</sup>		968,625,481	3.37				
		1,079,575,000	3.75				





要約投資明細表(続き)  
iシェアーズ ラッセル 2000 ETF

2014年3月31日

銘柄	数量	価額	純資産 比率	銘柄	数量	価額	純資産 比率
				<b>ライツ</b>			
				<b>メディア</b>			
PTC Inc. <sup>a</sup>	2,045,366	\$ 72,467,317	0.25%	Other securities <sup>b</sup>		\$ —	—%
Ultimate Software Group Inc.(The) <sup>a,c</sup>	472,731	64,764,147	0.22			—	—
Other securities <sup>b</sup>		941,010,443	3.27	<b>ライツ合計</b>			
		1,146,117,538	3.98	(取得原価: \$0)		—	—
				<b>ワラント</b>			
<b>専門小売業者</b>				<b>石油・ガス・燃料</b>			
Other securities <sup>b</sup>		893,173,635	3.10	Other securities <sup>b</sup>		3	—
		893,173,635	3.10			3	—
<b>繊維・アパレル・贅沢品</b>				<b>ワラント合計</b>			
Kate Spade& Co. <sup>a</sup>	2,051,001	76,071,627	0.26	(取得原価: \$0)		3	—
Other securities <sup>b</sup>		323,529,680	1.13	<b>短期投資</b>			
		399,601,307	1.39	<b>マネー・マーケット・ファンド</b>			
<b>貯蓄金融機関・モーゲージ金融</b>				BlackRock Cash Funds: Institutional, SL Agency Shares			
PennyMac Financial Services Inc. ClassA <sup>a,c,d</sup>	224,219	3,731,004	0.01	0.13% <sup>d,e,f</sup>	4,595,616,374	4,595,616,374	15.95
Other securities <sup>b</sup>		472,266,955	1.64	BlackRock Cash Funds: Prime, SL Agency Shares			
		475,997,959	1.65	0.10% <sup>d,e,f</sup>	239,434,319	239,434,319	0.83
<b>タバコ</b>				BlackRock Cash Funds: Treasury, SL Agency Shares			
Other securities <sup>b</sup>		48,175,753	0.17	0.00% <sup>d,e</sup>	14,659,662	14,659,662	0.05
		48,175,753	0.17			4,849,710,355	16.83
<b>貿易会社・流通業者</b>				<b>短期投資合計</b>			
Other securities <sup>b</sup>		275,418,384	0.96	(取得原価: \$4,849,710,355)		4,849,710,355	16.83
		275,418,384	0.96	<b>投資有価証券合計</b>			
<b>交通インフラ</b>				(取得原価: \$36,536,588,871)			
Other securities <sup>b</sup>		15,522,156	0.05	<b>その他資産、負債控除後</b>			
		15,522,156	0.05			(4,816,781,991)	(16.72)
<b>水道会社</b>				<b>純資産</b>			
Other securities <sup>b</sup>		73,545,459	0.25			\$ 28,815,538,581	100.00%
		73,545,459	0.25				
<b>ワイヤレス通信サービス</b>							
Other securities <sup>b</sup>		34,354,011	0.12				
		34,354,011	0.12				
<b>普通株式合計</b>							
(取得原価: \$31,681,691,508)	28,777,915,514		99.87				
<b>投資会社</b>							

a 無記当証券。

b Other securitiesとは、各々が関連会社以外の発行者上位50社に属  
さず、かつ構成比率が2014年3月31日現在のファンドの純資産の1%

に満たない証券です。Other securitiesには貸付有価証券および無  
 配当証券を含むことがあります。

クローズドエンド型ファンド

Other securities<sup>b</sup>

4,694,700 0.02

<sup>c</sup> 当証券のすべてまたは一部は貸付有価証券を表します。注記1を参  
 照してください。

4,694,700 0.02

<sup>d</sup> 関連会社発行者。注記2を参照してください。

投資会社合計

(取得原価:\$5,187,008)

4,694,700 0.02

<sup>e</sup> 提示のレートは期末におけるファンドの年率換算7日間利回り  
 です。

<sup>f</sup> 当証券のすべてまたは一部は証券貸付担保投資を表します。注記1  
 を参照してください。

財務書類に対する注記を参照してください。

【株式以外の投資有価証券明細表】

該当事項はありません。

【投資不動産明細表】

該当事項はありません。

【その他投資資産明細表】

該当事項はありません。

【借入金明細表】

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(2014年7月31日現在)

資産総額	30,112,306,680米ドル (3,097,050,742,038円)
負債総額	6,660,625,739米ドル (685,045,357,256円)
純資産総額( - )	23,451,680,941米ドル (2,412,005,384,782円)
発行済数量	210,900,000株
1単位当たり純資産額( / )	111.20米ドル (11,437円)

## 第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

### 1 名義書換手続等

**振替決済** 本ファンドの受益証券は振替決済の形式で保有され、それは証券の証書が発行されないことを意味します。本ファンドの全ての発行済受益証券はDTCまたはそのノミニーが記録上の所有者となっており、あらゆる目的において、全ての受益証券の所有者として認められています。

本ファンドの受益証券を所有する投資家は、DTCまたはDTCの参加者の記録上において、受益者として示されています。DTCは、本ファンドの受益証券の証券預託を提供しています。DTC参加者には、証券のブローカーおよびディーラー、銀行、信託会社、クリアリング・コーポレーションならびにその他の機関が含まれ、直接または間接的に、DTCとの保護預かり関係を維持しています。受益証券の受益者として、投資家は証券の証書の物理的な引渡しを受ける権利または投資家名義で受益証券を登録してもらう権利は有しておらず、受益証券の登録所有者としてみなされません。したがって、受益証券の所有者としてあらゆる権利を行使するために、投資家はDTCおよびDTCの参加者の手続きに依拠しなければなりません。これらの手続きは、投資家が振替決済または「仲買人名義」の形式で保有する他のあらゆる証券に適用される手続きと同じものです。

### 2 受益者総会

受益者は、( )本受託者の選任、( )本受託者の解任、( )投資顧問または管理契約の関連事項、( )1940年法、本信託証書、付属定款、SECもしくは州政府に関する本トラストの登録、または本受託者が必要もしくは妥当とみなす諸事項の議決権のみを保有します。

受益者の議決に付される各議案では受益証券がファンドごとに分別されて投票されますが、以下はその例外とします。( )1940年法の規定が適用される場合には、受益証券は個々のファンドではなく、全受益証券一体として投票されます。( )本受託者が、問題の事項が2つ以上のファンドの利害に影響を与えると判断した場合には、その影響を受ける全てのファンドの受益者に議決権が与えられます。また本受託者は、ある事項が1つのファンドの1または複数のクラスの利害に影響を与えると判断することもあり、その場合には、同事項はそのクラスの投票を受けます。受益証券1口が、議決権を与えられている決議に対して1票の権利を有し、端数受益証券はその割合に比例する小数点以下の票数の権利を有します。本受託者の選任では、累積投票はないものとします。

受益証券の投票は、議場での出席、代理、また付属定款に規定されているいずれかの方法で行うことができます。代理は書面によらなければなりません。付属定款は、委任状の電子的またはテレコミュニケーション機器を使用した方法、またはその他の方法で提出することを認めています。本信託証書または付属定款の規定に関わらず、本トラストの役員または本受託者以外の者による提案が本トラストの1または複数のファンドの受益者の議決に付された場合、または委任状取得競争、委任状勧誘、本トラストの役員または本受託者に反対する提案があった場合、受益者は受益者の出席または委任状によってのみ投票できます。受益証券が発行されるまでの期間は、本受託者が受益者の全ての権利を行使することができ、1940年法、本信託証書、本トラストの付属定款が規定する受益者が行うべき行為をなすことができます。付属定款の規定に従って受益者総会は招集され、招集通知および基準日が定められます。

- 3 受益者等に対する特典  
該当事項はありません。
- 4 譲渡制限の内容  
該当事項はありません。
- 5 その他必要な事項  
該当事項はありません。

## 第二部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額等

2010年3月31日現在の資本金額(米ドル)	1,000
2011年3月31日現在の資本金額(米ドル)	1,000
2012年3月31日現在の資本金額(米ドル)	1,000
2013年3月31日現在の資本金額(米ドル)	1,000
2014年3月31日現在の資本金額(米ドル)	1,000

(2014年7月31日現在)

普通株式資本(米ドル)	1,000
授權普通株式総数	10,000
発行済普通株式総数	1,000

##### (2) 会社の機構

BFAの付属定款に従い、BFAは、3名から7名の取締役から構成される取締役会(現在取締役は3名です。)の指示の下で管理されています。付属定款に基づき、取締役は、取締役会としてまたは取締役会の代理として行為する執行委員会およびその他の委員会の選任が認められています。付属定款に従い、BFAは会社役員(プレジデント、チーフ・フィナンシャル・オフィサー、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー、トレジャラー、秘書役等)も選任しています。

##### (3) 投資運用の意思決定機構

BFAは、ETFを含むインデックス・ベースの米国登録ファンドおよび合同投資商品(一般的にインデックス・ファンドといわれています。)に投資顧問サービスを提供します。インデックス・ファンドの投資目的は、報酬および費用控除前において、通常ブラックロック・インクと関係のない指数提供者により開発される特定のインデックスのトータルリターンのパフォーマンスに一般的に対応する投資成果を提供することです。

BFAは、アクティブに運用される、またはモデルベースの債券および/または株式戦略を活用することもできます。

BFAIは、iシェアーズ・インデックス・ファンドの投資目的を達成するために「パッシブ」アプローチまたはインデクシング・アプローチをとります。多くの投資会社とは異なり、iシェアーズ・インデックス・ファンドは、追跡する指数を「上回る」ことは追求せず、また市場が下落した時または過大評価されていると思われる時に一時的に防御的なポジションを取ることを追求しません。インデクシング・アプローチでは、各ファンドが対象指数のパフォーマンスを著しく上回る機会がない一方、貧弱な銘柄選択等のアクティブ運用に伴うリスクの一部を軽減することができます。インデクシング・アプローチは、アクティブ運用型投資会社と比べポートフォリオ売買回転率を低く保つことにより、費用の減少およびより良い税引後パフォーマンスを達成することを追求します。

BFAIは、iシェアーズ・インデックス・ファンドの運営において、代表サンプリング指数戦略を採用します。「代表サンプリング」とは、総合すると対象指数に類似する投資プロフィールを有する証券の代表的なサンプルに投資する指数戦略です。選択される証券は、総合的に、対象指数に類似する投資特性(時価総額および産業割合等の要因に基づきます。)、基本特性(収益変動性および利回り等)および流動性評価を有することが予想されます。iシェアーズ・インデックス・ファンドは、対象指数の証券の全てを保有する場合もあれば、保有しない場合もあります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

### (1) 事業

上記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概況 (ロ)事業の目的」をご参照ください。

### (2) 管理会社の営業の概況

(2014年7月31日現在)

国	種類	ファンドの数	純資産総額(億ドル)
米国	混合商品	26	310
米国	上場投資信託	309	6,903
米国	分離勘定	14	33
		計	計
		349	7,246

### 3【管理会社の経理状況】

本書に記載の管理会社BFAの親会社であるブラックロック・インクの日本語の連結財務書類(以下「日本語財務書類」といいます。)は、ブラックロック・インクの2013年12月31日終了年度のフォーム10-Kの年次報告書に含まれている、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された2013年12月31日及び2012年12月31日現在、並びに2013年12月31日に終了した3年間における各年度に係る原文の連結財務書類(以下「原文財務書類」といいます。)を翻訳したものです。この日本語財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、財務諸表等規則第131条第5項但書きの規定の適用によるものです。

ブラックロック・インクの原文財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるデロイト・アンド・トウシュ・エルエルピー(Deloitte & Touche LLP)によって、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に準拠した監査を受けています。本書に金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書が添付されています。なお、BFAはブラックロック・インクの主要な子会社の1つであり、BFAに関する未監査財務情報はデロイト・アンド・トウシュ・エルエルピーによるブラックロック・インクの監査手続きにおいて含まれています。

ブラックロック・インクの原文財務書類は、米ドルで作成され表示されていますが、日本語財務書類には、財務諸表等規則第134条の規定に基づき、主要な金額について円換算額を併記しています。日本円への換算に適用した為替相場は、株式会社三菱東京UFJ銀行が米ドルの対円直物電信為替売買相場の仲値として、2014年7月31日に顧客に提示した1米ドル=102.85円です。なお、日本円への換算額は四捨五入のため合計の数字が一致しない場合があります。

上記円換算額は原文財務書類に記載されておらず、上記で述べた会計監査を受けておりません。また、日本語訳についても、上記で述べた会計監査を受けておりません。

## (1)【貸借対照表】

## (1) 連結財政状態計算書

	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
<b>資産</b>				
現金及び現金同等物	4,390	4,515	4,606	4,737
受取債権	2,247	2,311	2,250	2,314
投資	2,151	2,212	1,750	1,800
連結変動持分事業体の資産：				
現金及び現金同等物	161	166	297	305
銀行ローン、その他の投資及びその他の資産	2,325	2,391	2,264	2,329
分離勘定資産	155,113	159,534	134,768	138,609
有価証券貸付契約に基づいて保有する分離勘定担保	21,788	22,409	23,021	23,677
有形固定資産(2013年及び2012年12月31日現在それぞれ611百万ドル及び572百万ドルの減価償却累計額を控除後)	525	540	557	573
無形資産(2013年及び2012年12月31日現在それぞれ1,057百万ドル及び899百万ドルの償却累計額を控除後)	17,501	18,000	17,402	17,898
のれん	12,980	13,350	12,910	13,278
その他の資産	692	712	626	644
<b>資産合計</b>	<b>219,873</b>	<b>226,139</b>	<b>200,451</b>	<b>206,164</b>
<b>負債</b>				
未払報酬及び給付	1,747	1,797	1,547	1,591
支払債務及び未払費用	1,084	1,115	1,055	1,085
短期借入金	—	—	100	103
連結変動持分事業体の負債：				
借入金	2,369	2,437	2,402	2,470
その他の負債	74	76	103	106
長期借入金	4,939	5,080	5,687	5,849
分離勘定負債	155,113	159,534	134,768	138,609
有価証券貸付契約に基づく分離勘定担保負債	21,788	22,409	23,021	23,677
繰延税金負債	5,085	5,230	5,293	5,444
その他の負債	1,004	1,033	858	882
<b>負債合計</b>	<b>193,203</b>	<b>198,709</b>	<b>174,834</b>	<b>179,817</b>

## ( 1 ) 連結財政状態計算書(続き)

	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
コミットメント及び偶発事象(注記13)				
暫定的資本				
償還可能非支配持分	54	56	32	33
永続的資本				
ブラックロック・インクの株主持分				
普通株式、額面0.01ドル				
授権株式数：2013年及び2012年12月31日現在それぞれ500,000,000株				
発行済株式数：2013年及び2012年12月31日現在それぞれ171,252,185株	2	2	2	2
社外流通株式数：2013年及び2012年12月31日現在それぞれ166,589,688株及び168,875,304株				
シリーズB無議決権参加型優先株式、額面0.01ドル				
授権株式数：2013年及び2012年12月31日現在それぞれ150,000,000株	—	—	—	—
発行済社外流通株式数：2013年及び2012年12月31日現在それぞれ823,188株				
シリーズC無議決権参加型優先株式、額面0.01ドル				
授権株式数：2013年及び2012年12月31日現在それぞれ6,000,000株	—	—	—	—
発行済社外流通株式数：2013年及び2012年12月31日現在それぞれ1,311,887株及び1,517,237株				
払込剰余金	19,473	20,028	19,419	19,972
利益剰余金	8,208	8,442	6,444	6,628
処分済利益剰余金	22	23	29	30
その他の包括損失累計額	(35)	(36)	(59)	(61)
自己株式、普通株式、取得原価 (2013年及び2012年12月31日現在それぞれ4,662,497株及び2,376,881株)	(1,210)	(1,244)	(432)	(444)
ブラックロック・インクの株主持分合計	26,460	27,214	25,403	26,127
償還不能非支配持分	135	139	155	159
連結変動持分事業体の償還不能非支配持分	21	22	27	28
永続的資本合計	26,616	27,375	25,585	26,314
負債、暫定的資本及び永続的資本合計	219,873	226,139	200,451	206,164

本書記載の連結財務諸表に対する注記を参照してください。

## (2)【損益計算書】

## (2) 連結損益計算書

	2013年12月31日終了年度		2012年12月31日終了年度		2011年12月31日終了年度	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
収益						
投資顧問、管理報酬及び有価証券貸付収益						
関連当事者	5,991	6,162	5,292	5,443	5,303	5,454
その他の第三者	2,748	2,826	2,780	2,859	2,593	2,667
投資顧問、管理報酬及び有価証券貸付収益合計	8,739	8,988	8,072	8,302	7,896	8,121
投資顧問パフォーマンス報酬	561	577	463	476	371	382
ブラックロック・ソリューションズ及びアドバイザー	577	593	518	533	510	525
販売報酬	73	75	71	73	100	103
その他の収益	230	237	213	219	204	210
収益合計	10,180	10,470	9,337	9,603	9,081	9,340
費用						
従業員報酬及び給付	3,560	3,661	3,287	3,381	3,199	3,290
販売及びサービス費用	353	363	364	374	386	397
繰延販売手数料の償却費	52	53	55	57	81	83
直接ファンド費用	657	676	591	608	563	579
一般管理費	1,540	1,584	1,359	1,398	1,415	1,455
リストラクチャリング費用	—	—	—	—	32	33
無形資産の償却費	161	166	157	161	156	160
費用合計	6,323	6,503	5,813	5,979	5,832	5,998
営業利益	3,857	3,967	3,524	3,624	3,249	3,342
営業外利益(費用)						
投資に係る純利得(損失)	305	314	163	168	46	47
連結変動持分事業体に係る純利得(損失)	—	—	(38)	(39)	(18)	(19)
受取利息及び配当	22	23	36	37	34	35
支払利息	(211)	(217)	(215)	(221)	(176)	(181)
営業外利益(費用)合計	116	119	(54)	(56)	(114)	(117)
税引前利益	3,973	4,086	3,470	3,569	3,135	3,224
法人所得税費用	1,022	1,051	1,030	1,059	796	819
当期純利益	2,951	3,035	2,440	2,510	2,339	2,406
控除:						
償還可能非支配持分に帰属する当期純利益(損失)	(1)	(1)	9	9	—	—
償還不能非支配持分に帰属する当期純利益(損失)	20	21	(27)	(28)	2	2
ブラックロック・インクに帰属する当期純利益	2,932	3,016	2,458	2,528	2,337	2,404

## (2) 連結損益計算書(続き)

	2013年12月31日終了年度		2012年12月31日終了年度		2011年12月31日終了年度	
	ドル	円	ドル	円	ドル	円
ブラックロック・インクの 普通株主に帰属する1株 当たり利益:						
基本的	17.23	1,772.11	14.03	1,442.99	12.56	1,291.80
希薄化後	16.87	1,735.08	13.79	1,418.30	12.37	1,272.25
現金配当 1株当たり宣言 額及び支払額	6.72	691.15	6.00	617.10	5.50	565.68
加重平均社外流通普通株式 数:						
基本的		170,185,870株		174,961,018株		184,265,367株
希薄化後		173,828,902株		178,017,679株		187,116,410株

本書記載の連結財務諸表に対する注記を参照してください。

## (3) 連結包括利益計算書

	2013年12月31日終了年度		2012年12月31日終了年度		2011年12月31日終了年度	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
当期純利益	2,951	3,035	2,440	2,510	2,339	2,406
その他の包括利益：						
売却可能投資からの未実現純利得(損失)の変動、税効果考慮後：						
未実現保有利得(損失)、税効果考慮後(1)	4	4	26	27	(3)	(3)
控除：当期純利益への組替調整(1)	13	13	6	6	1	1
売却可能投資の変動純額、税効果考慮後	(9)	(9)	20	21	(4)	(4)
給付制度、純額(1)	10	10	(5)	(5)	—	—
為替換算調整	23	24	53	55	(27)	(28)
その他の包括利益(損失)	24	25	68	70	(31)	(32)
包括利益	2,975	3,060	2,508	2,579	2,308	2,374
控除：非支配持分に帰属する包括利益(損失)	19	20	(18)	(19)	2	2
ブラックロック・インクに帰属する包括利益	2,956	3,040	2,526	2,598	2,306	2,372

(1) 税金ベネフィット(費用)は、2013年、2012年及び2011年において重要な金額ではありませんでした。

本書記載の連結財務諸表に対する注記を参照してください。

## (4) 連結持分変動計算書

	払込 剰余金(1)	利益剰余金	処分済 利益剰余金	その他の 包括利益 (損失) 累計額	エスクロー で保有する 普通株式	普通株式の 自己株式	株主持分 合計	償還不能 非支配持分	連結VIEの 償還不能 非支配持分	永続的 資本 合計	償還可能 非支配 持分/ 暫定的資本
	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
2010年12月31日現在	22,504	3,723	75	(96)	(1)	(111)	26,094	189	45	26,328	6
当期純利益	—	2,337	—	—	—	—	2,337	20	(18)	2,339	—
ローン担保証券の連結	—	—	19	—	—	—	19	—	—	19	—
連結ローン担保証券の利得 (損失)の配分	—	—	(22)	—	—	—	(22)	—	22	—	—
配当支払額、権利未確定の RSUに係る配当費用控除後	—	(1,014)	—	—	—	—	(1,014)	—	—	(1,014)	—
株式に基づく報酬	494	—	—	—	—	3	497	—	—	497	—
PNC優先株式出資	200	—	—	—	—	—	200	—	—	200	—
優先株式の消却	(200)	—	—	—	—	—	(200)	—	—	(200)	—
メリルリンチ現金出資	8	—	—	—	—	—	8	—	—	8	—
従業員株式取引に関連する 普通株式の発行	(208)	—	—	—	—	228	20	—	—	20	—
従業員株式取引に関連する 従業員税金ベネフィットの 留保	—	—	—	—	—	(239)	(239)	—	—	(239)	—
買戻した株式	(2,545)	—	—	—	—	(100)	(2,645)	—	—	(2,645)	—
転換社債の転換	4	—	—	—	—	1	5	—	—	5	—
株式に基づく報酬からの税金 ベネフィット(不足)純額	12	—	—	—	—	—	12	—	—	12	—
申込金/(償還金/分配金) - 非支配持分保有者	—	—	—	—	—	—	—	(25)	(11)	(36)	90
自社投資ファンドの正味の 連結(連結除外)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(4)
為替換算調整	7	—	—	—	—	—	7	—	—	7	—
その他の包括利益(損失)	—	—	—	(31)	—	—	(31)	—	—	(31)	—
2011年12月31日現在	20,276	5,046	72	(127)	(1)	(218)	25,048	184	38	25,270	92

(1) 金額は、2011年及び2010年12月31日の両日現在において額面1百万ドルの普通株式を、2010年12月31日現在において額面1百万ドルの優先株式を含んでいます。

本書記載の連結財務諸表に対する注記を参照してください。

## (4) 連結持分変動計算書(続き)

	払込 剰余金(1)	利益 剰余金	処分済 利益剰余金	その他の 包括利益 (損失) 累計額	エスクロー で保有する 普通株式	普通株式の 自己株式	株主持分 合計	償還不能 非支配持分	連結VIEの 償還不能 非支配持分	永続的 資本 合計	償還可能 非支配 持分/ 暫定的資本 (2)
	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
2011年12月31日現在	20,276	5,046	72	(127)	(1)	(218)	25,048	184	38	25,270	92
当期純利益	-	2,458	-	-	-	-	2,458	11	(38)	2,431	9
連結ローン担保証券の損失の 配分	-	-	(43)	-	-	-	(43)	-	43	-	-
エスクローからの普通株式 の引き出し	(1)	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
配当支払額	-	(1,060)	-	-	-	-	(1,060)	-	-	(1,060)	-
株式に基づく報酬	451	-	-	-	-	-	451	-	-	451	-
メリルリンチ現金出資	7	-	-	-	-	-	7	-	-	7	-
従業員株式取引に関連する 普通株式の発行	(376)	-	-	-	-	432	56	-	-	56	-
従業員株式取引に関連する 従業員税金ベネフィットの留保	-	-	-	-	-	(146)	(146)	-	-	(146)	-
買戻した株式	(1,000)	-	-	-	-	(500)	(1,500)	-	-	(1,500)	-
株式に基づく報酬からの税金 ベネフィット(不足)純額	64	-	-	-	-	-	64	-	-	64	-
申込金/(償還金/分配金) - 非支配持分保有者	-	-	-	-	-	-	-	(33)	(10)	(43)	343
自社投資ファンドの正味の 連結(連結除外)	-	-	-	-	-	-	-	(7)	(6)	(13)	(412)
その他の包括利益(損失)	-	-	-	68	-	-	68	-	-	68	-
2012年12月31日現在	19,421	6,444	29	(59)	-	(432)	25,403	155	27	25,585	32

(1) 金額は、2012年及び2011年12月31日現在において、それぞれ額面2百万ドル及び1百万ドルの普通株式を含んでいます。

(2) 金額は、連結変動持分事業体(以下「VIE」といいます)に関連する89百万ドルの償還及び89百万ドルの正味の連結を含んでいます。

本書記載の連結財務諸表に対する注記を参照してください。

## (4) 連結持分変動計算書(続き)

	払込 剰余金 (1)	利益剰余金	処分済 利益剰余金	その他の 包括利益 (損失) 累計額	普通株式の 自己株式	ブラックロッ クの株主持分 合計	償還不能 非支配持分	連結VIEの 償還不能 非支配持分	永続的 資本 合計	償還可能 非支配 持分/ 暫定的資本
	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
2012年12月31日現在	19,421	6,444	29	(59)	(432)	25,403	155	27	25,585	32
当期純利益	-	2,932	-	-	-	2,932	20	-	2,952	(1)
ローン担保証券の連結	-	-	(4)	-	-	(4)	-	-	(4)	-
連結ローン担保証券の利得 (損失)の配分	-	-	(3)	-	-	(3)	-	3	-	-
配当支払額	-	(1,168)	-	-	-	(1,168)	-	-	(1,168)	-
株式に基づく報酬	447	-	-	-	1	448	-	-	448	-
従業員株式取引に関連する 普通株式の発行	(429)	-	-	-	464	35	-	-	35	-
従業員株式取引に関連する 従業員税金ベネフィットの留保	-	-	-	-	(243)	(243)	-	-	(243)	-
買戻した株式	-	-	-	-	(1,000)	(1,000)	-	-	(1,000)	-
株式に基づく報酬からの 税金ベネフィット(不足)純額	36	-	-	-	-	36	-	-	36	-
申込金/(償還金/分配金) - 非支配持分保有者	-	-	-	-	-	-	(59)	125	66	137
自社投資ファンドの正味の 連結(連結除外)	-	-	-	-	-	-	19	(134)	(115)	(114)
その他の包括利益(損失)	-	-	-	24	-	24	-	-	24	-
2013年12月31日現在	19,475	8,208	22	(35)	(1,210)	26,460	135	21	26,616	54

(1) 金額は、2013年及び2012年12月31日の両日現在において、額面2百万ドルの普通株式を含んでいます。

本書記載の連結財務諸表に対する注記を参照してください。

## (4) 連結持分変動計算書（続き）

	払込	処分済	その他の	エスクロー	普通株式の	株主持分	償還不能	連結VIEの	永続的	償還可能	
	剰余金(1)										利益剰余金
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
2010年12月31日現在	23,145	3,829	77	(99)	(1)	(114)	26,838	194	46	27,078	6
当期純利益	—	2,404	—	—	—	—	2,404	21	(19)	2,406	—
ローン担保証券の連結	—	—	20	—	—	—	20	—	—	20	—
連結ローン担保証券の利得 (損失)の配分	—	—	(23)	—	—	—	(23)	—	23	—	—
配当支払額、権利未確定の RSUに係る配当費用控除後	—	(1,043)	—	—	—	—	(1,043)	—	—	(1,043)	—
株式に基づく報酬	508	—	—	—	—	3	511	—	—	511	—
PNC優先株式出資	206	—	—	—	—	—	206	—	—	206	—
優先株式の消却	(206)	—	—	—	—	—	(206)	—	—	(206)	—
メリルリンチ現金出資	8	—	—	—	—	—	8	—	—	8	—
従業員株式取引に関連する 普通株式の発行	(214)	—	—	—	—	234	21	—	—	21	—
従業員株式取引に関連する 従業員税金ベネフィットの 留保	—	—	—	—	—	(246)	(246)	—	—	(246)	—
買戻した株式	(2,618)	—	—	—	—	(103)	(2,720)	—	—	(2,720)	—
転換社債の転換	4	—	—	—	—	1	5	—	—	5	—
株式に基づく報酬からの税金 ベネフィット(不足)純額	12	—	—	—	—	—	12	—	—	12	—
申込金/(償還金/分配金) - 非支配持分保有者	—	—	—	—	—	—	—	(26)	(11)	(37)	93
自社投資ファンドの正味の 連結(連結除外)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(4)
為替換算調整	7	—	—	—	—	—	7	—	—	7	—
その他の包括利益(損失)	—	—	—	(32)	—	—	(32)	—	—	(32)	—
2011年12月31日現在	20,854	5,190	74	(131)	(1)	(224)	25,762	189	39	25,990	95

(1) 金額は、2011年及び2010年12月31日の両日現在において額面1百万ドルの普通株式を、2010年12月31日現在において額面1百万ドルの優先株式を含んでいます。

本書記載の連結財務諸表に対する注記を参照してください。

## (4) 連結持分変動計算書（続き）

	払込 剰余金(1)	利益 剰余金	処分済 利益剰余金	その他の 包括利益 (損失) 累計額	エスクロー で保有する 普通株式	普通株式の 自己株式	株主持分 合計	償還不能 非支配持分	連結VIEの 償還不能 非支配持分	永続的 資本 合計	償還可能 非支配 持分/ 暫定的資本 (2)
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
2011年12月31日現在	20,854	5,190	74	(131)	(1)	(224)	25,762	189	39	25,990	95
当期純利益	-	2,528	-	-	-	-	2,528	11	(39)	2,500	9
連結ローン担保証券の損失の 配分	-	-	(44)	-	-	-	(44)	-	44	-	-
エスクローからの普通株式 の引き出し	(1)	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
配当支払額	-	(1,090)	-	-	-	-	(1,090)	-	-	(1,090)	-
株式に基づく報酬	464	-	-	-	-	-	464	-	-	464	-
メリルリンチ現金出資	7	-	-	-	-	-	7	-	-	7	-
従業員株式取引に関連する 普通株式の発行	(387)	-	-	-	-	444	58	-	-	58	-
従業員株式取引に関連する 従業員税金ベネフィット の留保	-	-	-	-	-	(150)	(150)	-	-	(150)	-
買戻した株式	(1,029)	-	-	-	-	(514)	(1,543)	-	-	(1,543)	-
株式に基づく報酬からの税金 ベネフィット(不足)純額	66	-	-	-	-	-	66	-	-	66	-
申込金/(償還金/分配金) - 非支配持分保有者	-	-	-	-	-	-	-	(34)	(10)	(44)	353
自社投資ファンドの正味の 連結(連結除外)	-	-	-	-	-	-	-	(7)	(6)	(13)	(424)
その他の包括利益(損失)	-	-	-	70	-	-	70	-	-	70	-
2012年12月31日現在	19,974	6,628	30	(61)	-	(444)	26,127	159	28	26,314	33

(1) 金額は、2012年及び2011年12月31日現在において、それぞれ額面2百万ドル及び1百万ドルの普通株式を含んでいます。

(2) 金額は、連結変動持分事業体（以下「VIE」といいます）に関連する89百万ドルの償還及び89百万ドルの正味の連結を含んでいます。

本書記載の連結財務諸表に対する注記を参照してください。

## (4) 連結持分変動計算書(続き)

	払込 剰余金 (1)	利益剰余金	処分済 利益剰余金	その他の 包括利益 (損失) 累計額	普通株式の 自己株式	ブラックロ ックの株主持分 合計	償還不能 非支配持分	連結VIEの 償還不能 非支配持分	永続的 資本 合計	償還可能 非支配 持分/ 暫定的資本
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
2012年12月31日現在	19,974	6,628	30	(61)	(444)	26,127	159	28	26,314	33
当期純利益	-	3,016	-	-	-	3,016	21	-	3,036	(1)
ローン担保証券の連結	-	-	(4)	-	-	(4)	-	-	(4)	-
連結ローン担保証券の利得 (損失)の配分	-	-	(3)	-	-	(3)	-	3	-	-
配当支払額	-	(1,201)	-	-	-	(1,201)	-	-	(1,201)	-
株式に基づく報酬	460	-	-	-	1	461	-	-	461	-
従業員株式取引に関連する 普通株式の発行	(441)	-	-	-	477	36	-	-	36	-
従業員株式取引に関連する 従業員税金ベネフィットの留保	-	-	-	-	(250)	(250)	-	-	(250)	-
買戻した株式	-	-	-	-	(1,029)	(1,029)	-	-	(1,029)	-
株式に基づく報酬からの 税金ベネフィット(不足)純額	37	-	-	-	-	37	-	-	37	-
申込金/(償還金/分配金) - 非支配持分保有者	-	-	-	-	-	-	(61)	129	68	141
自社投資ファンドの正味の 連結(連結除外)	-	-	-	-	-	-	20	(138)	(118)	(117)
その他の包括利益(損失)	-	-	-	25	-	25	-	-	25	-
2013年12月31日現在	20,030	8,442	23	(36)	(1,244)	27,214	139	22	27,375	56

(1) 金額は、2013年及び2012年12月31日の両日現在において、額面2百万ドルの普通株式を含んでいます。

本書記載の連結財務諸表に対する注記を参照してください。

## (5) 連結キャッシュ・フロー計算書

	2013年12月31日終了年度		2012年12月31日終了年度		2011年12月31日終了年度	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
営業活動によるキャッシュ・フロー						
当期純利益	2,951	3,035	2,440	2,510	2,339	2,406
当期純利益を営業活動によるキャッシュ・フローに一致させるための調整:						
減価償却費及び償却費	291	299	295	303	299	308
繰延販売手数料の償却費	52	53	55	57	81	83
株式に基づく報酬	448	461	451	464	497	511
繰延税金費用(ベネフィット)	(193)	(199)	(61)	(63)	(137)	(141)
ベニーマックの新規株式公開に関連する利得	(39)	(40)	—	—	—	—
慈善寄付に関連する利得	(80)	(82)	—	—	—	—
慈善寄付	124	128	—	—	—	—
売買目的以外の投資に係る純(利得)損失	(73)	(75)	(43)	(44)	(40)	(41)
連結自社投資ファンドにおける投資の購入	(195)	(201)	(108)	(111)	(41)	(42)
連結自社投資ファンドにおける投資の売却及び満期到来による収入	145	149	96	99	50	51
連結VIEの資産及び負債:						
現金及び現金同等物の変動	143	147	(24)	(25)	54	56
連結VIE内での純(利得)損失	—	—	38	39	18	19
連結VIE内での純(購入)収入	142	146	(203)	(209)	82	84
持分法適用投資からの(利益)損失	(158)	(163)	(175)	(180)	(23)	(24)
持分法適用投資からの利益の分配	80	82	42	43	30	31
その他の調整	10	10	(4)	(4)	—	—
営業資産及び負債の変動						
受取債権	14	14	(292)	(300)	124	128
投資、売買目的	(218)	(224)	(664)	(683)	(116)	(119)
その他の資産	(92)	(95)	(10)	(10)	(181)	(186)
未払報酬及び給付	203	209	138	142	(140)	(144)
支払債務及び未払費用	7	7	114	117	(152)	(156)
その他の負債	80	82	155	159	82	84
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,642	3,746	2,240	2,304	2,826	2,907

## (5) 連結キャッシュ・フロー計算書(続き)

	2013年12月31日終了年度		2012年12月31日終了年度		2011年12月31日終了年度	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
投資活動によるキャッシュ・フロー						
投資の購入	(412)	(424)	(402)	(413)	(204)	(210)
投資の売却及び満期到来による収入	286	294	695	715	213	219
持分法適用投資からの資本の分配	83	85	73	75	34	35
自社投資ファンドの正味の連結(連結除外)	(48)	(49)	(215)	(221)	—	—
取得(取得した現金控除後)	(298)	(306)	(267)	(275)	—	—
有形固定資産の購入	(94)	(97)	(150)	(154)	(247)	(254)
投資活動によるキャッシュ・フロー	(483)	(497)	(266)	(274)	(204)	(210)
財務活動によるキャッシュ・フロー						
短期借入金の返済	(100)	(103)	—	—	(600)	(617)
短期借入金による収入	—	—	—	—	600	617
転換社債の返済	—	—	—	—	(67)	(69)
長期借入金の返済	(750)	(771)	(500)	(514)	—	—
長期借入金による収入	—	—	1,495	1,538	1,496	1,539
現金配当支払額	(1,168)	(1,201)	(1,060)	(1,090)	(1,014)	(1,043)
行使されたストック・オプションによる収入	28	29	47	48	16	16
普通株式の発行による収入	7	7	7	7	5	5
普通株式の買戻し	(1,243)	(1,278)	(1,645)	(1,692)	(2,885)	(2,967)
メリルリンチの現金出資	—	—	7	7	8	8
連結VIEの借入による収入(の返済)純額	(410)	(422)	331	340	(125)	(129)
非支配持分保有者(に支払った償還金/分配金)から受け取った申込金純額	203	209	300	309	54	56
株式に基づく報酬からの超過税金ベネフィット	41	42	74	76	27	28
財務活動によるキャッシュ・フロー	(3,392)	(3,489)	(944)	(971)	(2,485)	(2,556)
現金及び現金同等物に対する為替レートの変動の影響	17	17	70	72	2	2
現金及び現金同等物の純増加(減少)額	(216)	(222)	1,100	1,131	139	143
現金及び現金同等物期首残高	4,606	4,737	3,506	3,606	3,367	3,463
現金及び同等物期末残高	4,390	4,515	4,606	4,737	3,506	3,606

## (5) 連結キャッシュ・フロー計算書(続き)

	2013年12月31日終了年度		2012年12月31日終了年度		2011年12月31日終了年度	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
キャッシュ・フロー情報の補足的開示： 以下に対して支払った現金：						
利息	202	208	201	207	167	172
連結VIEの借入金に係る利息	102	105	75	77	60	62
法人所得税(還付金控除後)	1,064	1,094	976	1,004	962	989
投資活動及び財務活動による非資金取引の補足的明細表：						
普通株式の発行	429	441	378	389	213	219
PNC優先株式出資	—	—	—	—	200	206
自社投資ファンドの正味の連結(連結除外)による非支配持分の増加(減少)	(229)	(236)	(425)	(437)	(4)	(4)
VIEの連結による借入金の増加(減少)	363	373	406	418	412	424

本書記載の連結財務諸表に対する注記を参照してください。

[次へ](#)

## (6) 連結財務諸表に対する注記

## 注記1 インTRODクシヨン及び表示の基礎

事業。ブラックロック・インク(別途記載されない限り、子会社と併せて「ブラックロック」又は「当社」といいます)は、各種投資ビークルを通じて機関投資家、仲介業者及び個人投資家に多様な資産運用サービスを提供しています。資産運用サービスは主として、株式、債券、マルチアセット、オルタナティブ投資及びキャッシュ・マネジメント商品の運用で構成されています。ブラックロックは、オープン・エンド型及びクローズド・エンド型ミューチュアル・ファンド、iシェアーズ®上場ファンド(以下「ETF」といいます)、合同運用投資信託並びに分離勘定を含む、各種ビークルの形で投資商品を提供しています。加えて、ブラックロックは、市場リスク管理、金融市場のアドバイザー及び企業投資システムのサービスを広範囲の顧客に提供しています。金融市場のアドバイザー・サービスには、非流動的な有価証券に関連する評価サービス、処分及び整理業務(長期的なポートフォリオの清算業務を含みます)、リスク管理並びに戦略的な計画立案及び実行が含まれます。

2013年12月31日現在、PNCファイナンシャル・サービスズ・グループ・インク(以下「PNC」といいます)は、当社の議決権付普通株式の20.9%、及び社外流通普通株式及び無議決権優先株式を含む当社の株式資本の21.9%を保有していました。

ブラックロックの持分所有に関するさらなる情報については、注記19「株式資本」を参照してください。

表示の基礎。当連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則(以下「GAAP」といいます)に準拠して作成されており、当社及びその被支配子会社の勘定が含まれています。連結財政状態計算書の非支配持分には、当社が直接的に資本持分を所有していない連結自社投資ファンドの部分が含まれています。連結会社間の重要な勘定及び取引は消去されています。

GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたり、経営者は、財務諸表日における資産及び負債の報告金額、偶発資産及び負債の開示、並びに報告期間における収益及び費用の報告金額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことを要求されます。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性があります。

過去に報告された項目の一部は、当年度の表示に合わせるために組み替えられています。

## 注記2 重要な会計方針

**現金及び現金同等物。**現金及び現金同等物は主に、現金、マネー・マーケット・ファンド、及び当社が市場リスクや信用リスクにさらされている、当初の満期が3ヶ月以内の、短期の流動性が高い投資から成っています。当社による使用が法的に制限されている現金及び現金同等物の残高は、連結財政状態計算書においてその他の資産に計上されています。連結自社投資ファンドが維持している現金残高は、法的に制限されているとはみなされず、連結財政状態計算書の現金及び現金同等物に含まれています。連結VIEが維持している現金残高は、連結財政状態計算書の連結変動持分事業体の資産に含まれています。

**投資。債務証券及び市場性のある持分証券に対する投資。**ブラックロックは、米国会計基準編纂書（以下「ASC」といいます）320-10「投資 - 債務証券及び持分証券」に従い、有価証券を売却する当社の意思に基づいて、又は債務証券の場合は当該債務証券を満期まで保有する当社の意思及び能力に基づいて、売買目的、売却可能又は満期保有として分類される債務投資及び市場性のある持分投資を保有しています。

売買目的有価証券とは、主に短期間で売却する目的で購入する投資をいいます。売買目的有価証券は連結財政状態計算書において公正価値で計上され、公正価値の変動は変動が生じた期間に連結損益計算書の営業外利益（費用）に計上されます。

満期保有債務証券は、満期まで保有する明確な意思及び能力をもって購入されたもので、連結財政状態計算書において償却原価で計上されます。

売却可能有価証券とは、売買目的又は満期保有に分類されない有価証券をいいます。売却可能有価証券は連結財政状態計算書において公正価値で計上され、公正価値の変動は変動が生じた期間に株主資本のその他の包括利益（損失）累計額に計上されます。売却可能有価証券が処分された時点で、当社は、当該有価証券に係る利得又は損失を、その他の包括利益（損失）累計額から連結損益計算書の営業外利益（費用）に組み替えています。

**持分法。**ブラックロックは、被投資会社を支配しておらず、かつVIEの主たる受益者（以下「PB」といいます）ではありませんが、当該被投資会社の財務及び経営の方針に重要な影響力を行使することができる場合の持分投資については、ASC 323「投資 - 持分法及びジョイント・ベンチャー」に準拠して持分法の会計処理に従っています。持分法では、被投資会社の基礎となる当期純利益又は損失に対するブラックロックの持分は、営業外利益（費用）に投資に係る純利得（損失）として計上され、特定の戦略的投資については、当該会社がブラックロックの中核事業の延長と考えられることから、その他の収益に計上されます。被投資会社の当期純利益に対するブラックロックの持分は、その時点（連結財政状態計算書日よりも前になることがあります）で入手可能な最新情報に基づいて計上されます。当該投資から分配金を受け取った場合、資本の戻りであると考えられれば、当該被投資会社に係る当社の帳簿価額及び原価の基準額が減額されます。

**原価法。**ブラックロックが被投資会社に対して支配も重要な影響力も有していない場合の市場性のない持分投資については、当該投資の会計処理に原価法を使用しています。原価法の下では、投資から受け取る配当は営業外利益（費用）に受取配当として計上されます。

投資の減損。当社の経営者は定期的に、持分法適用投資、売却可能投資、満期保有投資及び原価法適用投資について減損の有無を評価しています。状況が減損の可能性を示唆する場合、投資は、入手可能な場合は時価を用いて、そうでない場合は投資の見積将来キャッシュ・フローを用いて評価されます。割引前見積将来キャッシュ・フローが、当該投資の当社の帳簿価額を下回る場合、減損損失が連結損益計算書に計上されます。

売却可能有価証券の公正価値が原価を下回る場合、当社は、減損が「一時的でない」と考えられるかどうかを判断するために当該有価証券の評価を行います。

持分証券についてこの判断を行うにあたり、当社は、特に、当該有価証券が損失状態となっていた期間の長さ、当該有価証券の時価が原価を下回る程度、当該有価証券の発行体の財政状態及び短期的な見通し、並びにこの未実現損失の回復に十分な期間にわたって当該有価証券を保有する当社の能力及び意思を検討しています。減損が一時的でないと考えられる場合、減損損失が連結損益計算書の営業外利益(費用)に計上されます。

債務証券についてこの決定を行うにあたり、当社は、(1)当該有価証券を売却する意思があるか、(2)回復前に当該有価証券を売却することが必要になる可能性の方が高いか、又は(3)当該有価証券の償却原価の基準額全体の回復が見込まれるかを検討しています。当社に有価証券を売却する意思がなく、かつ当該有価証券を売却することが必要にならない可能性の方が高いが、当該有価証券に信用損失が生じている場合、その信用損失を減損全体から切り離して損益に認識し、残存部分はその他の包括利益累計額に計上します。

連結。ブラックロックの議決権持分が50%に満たない投資商品については、投資商品がVIE又は議決権事業体のいずれであるかを決定するために分析が行われます。

変動持分事業体の連結。ASC 810「連結」(以下「ASC 810」といいます)の下では、所有権に伴うリスク及び経済価値が議決権持分と直接連動していない特定の投資商品はVIEとみなされることがあります。ブラックロックは、損失を吸収する、又は期待残余利益を受け取る持分保有者の権利及び持分保有者の義務を含めた諸要素を検討して、投資商品がVIEであるかどうかを判断しています。ブラックロックは、事実及び状況の変化に応じて、これらの要素を継続的に評価します。ブラックロックは、自身がPBであると判断される場合、VIEを連結することを要求されます。

会計基準アップデート(以下「ASU」といいます)2010-10「特定の投資ファンドに係る基準書第167号の改訂」(以下「ASU 2010-10」といいます)は、マネー・マーケット・ファンドを含む特定の投資ファンドについて、米国財務会計基準書(以下「SFAS」といいます)第167号「FASB解釈指針第46(R)号の改訂」の適用を延期しています。

ASU 2010-10の条件を満たさないVIEのPBは、当該事業体の経済実績に最も重要な影響を与える当該事業体の活動を指示する権限を有し、VIEにとって重要である可能性のある損失を吸収する義務又は便益を受け取る権利を有する企業です。

ASU 2010-10の条件を満たすVIEのPBは、当該事業体の期待損失の過半を吸収するか、当該事業体の期待残余利益の過半を受け取るか、又はその両方に該当する変動持分(又は、関連当事者の変動持分を含む変動持分の組み合わせ)を有する企業です。

**議決権事業体の連結。**ブラックロックは、被投資会社の財務及び営業の方針に対して支配を行使できる場合に当該被投資会社を連結しています。支配は、一般に、50%以上の議決権持分が存在するか、特定商品のパートナー又はメンバーが実質的な権利を有していない場合に存在します。

当社は、特定の自社投資ファンドのジェネラル・パートナー又は経営メンバーとして、一般に、リミテッド・パートナーシップ又は有限責任会社であるファンドを支配しているとみなされます。ASC 810-20「パートナーシップ及び類似事業体の支配」(以下「ASC 810-20」といいます)に従い、当社は、当該投資ビークルを検討して、そのリミテッド・パートナーシップ又は有限責任会社の系列関係にない他のパートナー又はメンバーが、当該投資ビークルを解散(清算)するか、若しくはそれ以外には、系列関係にない者の単純過半数の賛成に基づいて理由もなくジェネラル・パートナー又は経営メンバーからブラックロックを解任する実質的な能力を有しているか、又は他の実質的な参加権(participating right)を有しているかどうかを決定することによって、支配の推定が覆され得るかどうかを判断しています。当該投資ビークルがVIEではなく、支配の推定が覆されない限り、ブラックロックは当該投資ビークルを連結します。

**特有の会計原則の保持。**当社は、特定の自社投資ファンドを連結する際、ASC 810に基づき、原ファンドについて特有の会計原則を保持しています。当該連結自社投資ファンドが保有するすべての原投資は公正価値で計上され、付随する当該投資の公正価値の変動は、連結損益計算書の営業外利益(費用)に反映されています。所有比率の低下又はその他の理由により当社がそれらのファンドを支配しなくなった時点で当該ファンドは連結除外され、当社が依然として投資を維持している場合には別の方法によって会計処理されます。

**分離勘定資産及び負債。**分離勘定資産は、当社の完全所有子会社(英国の登録生命保険会社)が維持し、個人及びグループ年金契約の資金調達のために保有する分別資産を表します。当該生命保険会社は、保険契約者から生命保険会社への保険リスクの移転がかかわる保険契約を引き受けていません。この分離勘定資産は、主に持分証券、債務証券、マネー・マーケット・ファンド及びデリバティブを含んでいます。この分離勘定資産は、ブラックロックの債権者による一般的な請求の対象になりません。これらの分離勘定資産及び関連する同額で見合いの負債は、ASC 944-80「金融サービス - 分離勘定」に従い、連結財政状態計算書において分離勘定資産及び分離勘定負債として計上されます。

個人及びグループ年金契約を支える分離勘定資産に帰属する正味投資収益は、契約保有者に直接的に発生し、連結損益計算書には計上されません。ブラックロックは、これらの分離勘定資産及び負債に対して経済的持分を有していませんが、当該商品に関連する、事務管理報酬を稼得しています。当該報酬は、連結損益計算書の投資顧問、管理報酬及び有価証券貸付収益に含まれています。

**有価証券貸付契約に基づく分離勘定の保有担保資産及び負債。**当社は有価証券貸付契約を推進しており、ブラックロック・ライフ・リミテッドが維持する分離勘定資産で保有する有価証券をグローバルの基本有価証券貸付契約に基づいて第三者に貸し付けています。これと交換に、当社は、カウンターパーティ・リスクを低減するために、通常貸し付けた有価証券の約102%から112%を最低価額とする担保を受け取っています。必要な担保の価額は日次で計算されます。グローバルの基本有価証券貸付契約は、当社に、追加担保を要求する権利、又は借手の債務不履行が発生した場合には担保を換金する権利を提供しています。当社の有価証券貸付契約の下では、当社は担保の転売又は再担保差入が可能であり、借手は借り入れた有価証券の転売又は再担保差入が可能です。当社が締結する有価証券貸付取引には、当社が当該有価証券の返還をいつでも借手に請求できる契約が付随しています。従って、この取引はASC 860「譲渡及びサービス業務」に基づく売却としては報告されません。

当社は、担保の転売又は再担保差入が可能であることから、これらの契約に基づいて受け取った担保(現金及び現金以外の両方)を、連結財政状態計算書に自社の資産として計上すると同時に、当該担保の返還義務について同額で見合いの担保負債を計上しています。2013年及び2012年に、当社はこれらの契約に基づいて受け取ったいかなる担保の転売も再担保差入も行っておりません。2013年及び2012年12月31日現在、分離勘定資産で保有する貸付有価証券の公正価値は、それぞれ約197億ドル及び210億ドルであり、それらの有価証券貸付契約に基づいて保有する担保の公正価値は、それぞれ約218億ドル及び230億ドルでした。

**繰延販売手数料。**当社は、当初に販売手数料を課さずに販売した自社ミューチュアル・ファンド(「後払販売手数料受益証券」)から一定のキャッシュ・フローを受け取る権利を保有しています。これらの繰延ミューチュアル・ファンド販売手数料の帳簿価額は、連結財政状態計算書のその他の資産に計上され、1年から6年の期間にわたり償却されます。当社は、特定の後払販売手数料受益証券を保有者が解約した時点で、当該ファンドの販売報酬及び条件付繰延販売手数料(以下「CDSC」といいます)を受け取り、これらは連結損益計算書の販売報酬に計上されます。当社は、CDSCを受け取った時点で収益を計上し、残存する未償却の繰延販売手数料を費用処理します。

当社は、当該ファンドのAUMの大幅な下落又は他の事象や状況が、減損の可能性を示唆しているかどうかを判断するために、定期的に繰延販売手数料資産の帳簿価額を再検討しています。減損の可能性を示す兆候が存在する場合、当社は、当該資産の帳簿価額を、当該資産に関連する割引前見積将来キャッシュ・フロー純額と比較します。この評価によって、割引前見積将来キャッシュ・フロー純額が、残存する帳簿価額を回収するのに十分でないことが示唆される場合、当該資産はその見積公正価値に修正されます。2013年、2012年及び2011年には、こうした減損は計上されていません。

**有形固定資産。**有形固定資産は減価償却累計額控除後の取得原価で計上されます。減価償却費は、一般に、有形固定資産の各クラスの見積耐用年数にわたり定額法を用いることにより、見積残存価額控除後の取得原価に基づいて決定されます。リース物件改良費は、見積耐用年数と残存リース期間のうち短い方の期間にわたり定額法を用いて償却しています。

ブラックロックは、ブラックロックがホスト及び維持管理する自社開発ソフトウェアを使用して、内部使用のために様々なリスク管理、投資分析及び投資システムのサービスを開発しています。当社は、ASC 350-40「内部使用のソフトウェア」(以下「ASC 350-40」といいます)に従い、内部使用のためのソフトウェアの開発又は取得に関連して発生した一定の費用を資産計上しています。資産計上されたソフトウェア費用は、連結財政状態計算書の有形固定資産に含まれ、ソフトウェア・プロジェクトが完了して実稼働が開始した時点から約3年間のソフトウェアの見積耐用年数にわたり償却されます。

**のれん及び無形資産。**のれんは、取得した識別可能純資産の公正価値に対する事業の取得原価の超過額を表します。当社は、のれんの減損を評価する際、当社の帳簿価額及び時価総額などの要素を考慮しています。当社は四半期ごとに、のれんの減損の可能性を示唆するトリガー事象が発生していないかを検討します。トリガー事象が発生していた場合、のれんが減損しているかどうかを判断するために、価値評価に関するすべての重要な仮定の再検討を含む評価を実施します。当社は、7月31日現在、少なくとも年1回、のれんの減損評価を実施しています。

無形資産は、企業結合において取得した、耐用年数を確定できない無形資産及び耐用年数を確定できる無形資産から成っています。終了日が指定されていない、専有のオープン・エンド型ファンド及び合同運用ファンド及び特定の他の合同運用型商品に含まれる資産の運用契約の価値は、一般に、耐用年数を確定できない無形資産として分類されます。そうした契約の耐用年数を確定できないとする評価は、主に次のことに基づいています。(i)商品を用いる契約期間に予見可能な期限がないという仮定、(ii)当社が、それらの商品を無期限に取り扱い続けることを見込んでおり、かつその能力を有すること、(iii)当該商品には多数の投資家が存在し、その取り扱いを継続するために単一の投資家又は少人数の投資家グループに依存していないこと、(iv)現在の競争要因及び経済状況から確定できる耐用年数が示唆されていないこと、並びに(v)過去の実績に基づき、更新を継続する可能性が高いこと。加えて、商号/商標も、無期限にキャッシュ・フローを生み出すと見込まれる場合、耐用年数を確定できない無形資産とみなされます。

ASC 350「無形資産 - のれん及びその他」(以下「ASC 350」といいます)に従い、耐用年数を確定できない無形資産及びのれんは償却されません。耐用年数を確定できるラップ口座(以下「SMA」といいます)及び一部のファンドに係る契約の価値は、運用契約の予想存続期間にわたり償却されます。

当社は、無形資産が減損している可能性があるか、並びに耐用年数を確定できない資産及び耐用年数を確定できる資産の分類が依然として適切であるかを判断するために、評価を実施します。耐用年数を確定できる運用契約の帳簿価額及びその耐用年数の残存期間については、減損の可能性を示唆する状況が存在するかどうかを判断するために、少なくとも年1回、再検討を行います。当社は、耐用年数を確定できない運用契約及び商号/商標を含む無形資産について、減損の評価を7月31日現在で少なくとも年1回実施します。耐用年数を確定できない無形資産の公正価値がその帳簿価額を下回っている可能性の方が高いかどうかの評価において、ブラックロックは、運用資産(以下「AUM」といいます)、収益のベース・ポイント、AUMの予想伸び率、営業利益率、税率及び割引率を含む様々な重要な定性的要素を評価します。加えて、当社は以下を含むその他の要素も検討しています。(i)経済状態全般の悪化、資本の使用に対する制限、為替レートの変動、又は株式市場及び信用市場におけるその他の動向などのマクロ経済の状況、(ii)企業の経営環境の悪化、激化する競争環境、市場に依存する倍率若しくは指標の低下、事業体のサービスに関する市場の変化、又は規制上、法的若しくは政治上の動向など、業界及び市場に関する検討事項、並びに(iii)経営者又は主要な人員の異動、財務実績全般及び重要なインプットに影響する可能性のある訴訟など、事業体固有の事象。

減損の可能性を示唆する状況が存在すると考えられる場合、当社は、割引前キャッシュ・フロー分析を用いて減損テストを実施します。実際の結果は、これらのキャッシュ・フローの見積りと異なる可能性があります。その場合、減損に関する結論に重要な影響を及ぼす可能性があります。資産が減損していると判断された場合、当該資産の帳簿価額と現在の公正価値との差額が、減損が発生した期間に費用として認識されます。

**非支配持分。**当社は、親会社の資本から独立して、非支配持分を資本として連結財政状態計算書に計上しています。加えて、連結損益計算書における当社の連結当期純利益には、当社の連結自社投資ファンド及びローン担保証券(以下「CLO」といいます)の非支配持分保有者に帰属する利益(損失)が含まれています。非支配持分に帰属する利益(損失)は、税務上、パススルー事業体として取り扱われる連結自社投資ファンド及びCLOについては、修正は行われません。

**償還可能有価証券の分類及び測定。**当社は、特定の連結自社投資ファンドに関連する償還可能非支配持分を連結財政状態計算書の暫定的資本に含めています。

処分済利益剰余金。CLOを当初連結する際、ブラックロックは、CLOの資産の公正価値とその負債の公正価値との差額に等しい、処分済利益剰余金の修正額を連結財政状態計算書に計上しています。CLOの証券保有者が、最終的にCLOの資産及び負債に関連する便益を受け取り、損失を吸収するため、当該金額は処分済利益剰余金として計上されています。CLOの資産及び負債の公正価値の変動純額は、償還不能非支配持分に帰属する当期純利益(損失)として、及び処分済利益剰余金の修正額として計上されます。

自己株式。当社は、自社保有のために買い付けた普通株式を取得原価で計上しています。自己株式勘定は、その後再発行された日に、平均原価法を用いて当該株式の原価分が減額されます。

#### 収益認識

投資顧問、管理報酬及び有価証券貸付収益。投資顧問及び管理報酬はサービスが実施された時点で認識されます。当該報酬は主に、AUMの時価又は出資約束金の所定の比率に基づいています。投資顧問及び管理報酬は、市場価格の上昇又は下落、為替換算及び買付又は解約の純額を含むAUMの変動に影響されます。投資ファンドの投資顧問及び管理報酬は、ファンドに関する契約上の費用制限又は任意の権利放棄に基づいて権利放棄された報酬を控除して表示されています。

当社は、当社が運用する一部のファンドに代わって実行される各種ミューチュアル・ファンドの販売及び受益証券保有者向けサービス業務について、第三者及び関連当事者と契約を締結しています。当該契約は一般に、ファンドが支払う管理報酬の一部として価格決定されています。一部の場合には、サービスに係る支払いについてファンド(主に国際ファンド)が主要な責任を負っているため、当社は第三者に対する信用リスクにさらされません。当社は、これらの返還契約をASC 605-45「収益認識 - 本人及び代理人の検討」に従って会計処理し、返還額を控除してその管理報酬を計上しています。2013年、2012年及び2011年の返還額は、それぞれ785百万ドル、793百万ドル及び928百万ドルであり、連結損益計算書の投資顧問、管理報酬及び有価証券貸付収益に純額で反映されました。

当社はまた、顧客の代理人として有価証券を主に仲介業者に貸し付けることによって収益を稼得しています。収益は発生主義で会計処理されます。稼得された収益は、当社と、当該有価証券の貸手である、当社が管理するファンド又はその他の第三者の口座との間で配分されます。

投資顧問パフォーマンス報酬。当社は、特定のアクティブ運用型投資ファンド及び特定のSMAから投資顧問パフォーマンス報酬又はインセンティブの配分額を受け取っています。これらのパフォーマンス報酬は、特定の相対的及び/又は絶対的な投資リターンを基準値を超えた場合に稼得されます。当該報酬は、商品や口座によって異なる測定期間の終了時点で計上されます。

当社は、パフォーマンスの基準値を超えた場合に特定のオルタナティブ投資から成功報酬(carried interest)を受け取ることがあります。ブラックロックは、これらの投資の将来のパフォーマンスに応じて、当該成功報酬の全部又は一部の返還を要求されることがあります。ブラックロックは、投資においてこのクローバック条項の適用対象となる成功報酬又は現金を、その分配に応じて連結財政状態計算書に計上しています。成功報酬は、投資ファンドの解散と、クローバックの可能性が数学的な基準で低くなった時点との早い方の時点で実現され、パフォーマンス報酬収益として計上されます。当社は、収益認識の基準が満たされる前に成功報酬に関連して現金又は資本の配分額を受け取った場合、それに応じて繰延成功報酬負債を計上しています。2013年及び2012年12月31日現在、当社は、それぞれ108百万ドル及び97百万ドルの繰延成功報酬を連結財政状態計算書のその他の負債に計上していました。

ブラックロック・ソリューションズ及びアドバイザー。ブラックロックは、様々なリスク管理、投資分析、企業の投資システム及び金融市場のアドバイザーのサービスを、金融機関、年金基金、資産運用会社、財団、コンサルタント、ミューチュアル・ファンドのスポンサー、不動産投資信託並びに政府機関に提供しています。これらのサービスは、ブラックロック・ソリューションズ®のブランド名で提供され、多種多様なリスク管理サービス、非流動的な有価証券の評価、処分及び整理業務(長期的なポートフォリオの清算業務を含みます)、戦略的な計画立案及び実行、並びに顧客に対する企業の投資システムの外部委託を含んでいます。ブラックロック・ソリューションズ及びアドバイザーのサービスに関して稼得した報酬は、サービスが実施された時点で計上され、以下の手法の一部又は全部を使用して決定されます。(i)アドバイザーのAUM又はアラジン®プラットフォームにおけるポジションの価額の様々な属性の比率、(ii)固定報酬、並びに(iii)契約上の基準値が満たされた場合のパフォーマンス報酬。ブラックロック・ソリューションズ及びアドバイザーのサービスに関して稼得した報酬は、連結損益計算書のブラックロック・ソリューションズ及びアドバイザーに計上されています。

**その他の収益。**当社は、当社顧客に代わって有価証券の売買を行う取次ブローカー-ディーラーとしての業務による手数料から成る、トランジション・マネジメント・サービスに関する報酬を稼得しています。トランジション・マネジメント・サービスに関連する手数料は、有価証券の取引が発生した時点で取引日ベースで計上され、連結損益計算書のその他の収益に反映されます。

当社は、ユニット型投資信託及びクラスAミューチュアル・ファンドの販売に基づき手数料収益を稼得しています。収益は、商品の販売時に計上されます。

また、その他の収益には、特定の戦略的投資に関連する持分法適用投資の収益、及びパークレイズが発行した上場投資証券であるiPath®の商品を販売するためのサービスに関して稼得した販売手数料が含まれています。

**株式に基づく報酬。**当社は、事業体が株式に基づく報酬の取引において従業員の勤務を取得する取引の会計処理の基準を定めたASC 718-10「報酬 - 株式報酬」(以下「ASC 718-10」といいます)を適用しています。事業体は、持分金融商品の報奨との交換により受け取った従業員の勤務の費用を、付与日における当該報奨の公正価値で測定することを要求されます。この報酬費用は、従業員が株式に基づく報奨と交換で勤務を提供することを要求される期間(通常は権利確定期間)にわたり認識されます。

当社は、付与日における当社の株価を使用して、付与日における制限付株式ユニット(以下「RSU」といいます)の公正価値を測定しています。従業員ストック・オプション及び市場条件の付された金融商品について、当社は価格決定モデルを使用しています。付与日の後に株式報奨が変更された場合、変更直前の当初報奨の公正価値に対する変更後の報奨の公正価値の超過額に等しい金額が、報酬費用の増加分として認識されます。当社の株式に基づく報酬制度の報奨は、様々な期間を経て権利確定します。当社は、報奨が実体として複数の報奨から成っているかのように、別個の権利確定部分それぞれについて、必要な勤務期間にわたり定額法で報酬費用を計上しています。報酬費用は、権利確定前に失効が予想される報奨数だけ減額されます。失効の見積りは一般に、利用可能な場合、過去の失効の情報を用いて算定され、少なくとも四半期に1回、その合理性について再検討されます。

当社は、退職資格のある従業員に付与された株式に基づく報酬制度の報奨の付与日における公正価値を、必要な勤務期間にわたり償却しています。退職通知がなされた時点で、当社は、該当する場合、契約上必要な退職通知期間にわたり当該報奨の未償却部分の償却を繰り上げています。

販売及びサービス費用。販売及びサービス費用には、第三者への支払いが含まれ、主として、特定のブラックロックの商品に対する顧客の投資に係る販売及びサービス業務に関連しています。販売及びサービス費用は発生時に費用処理されます。

直接ファンド費用。直接ファンド費用は主に、特定のインデックスの商標の使用、特定のインデックスに関する参照データ、保管サービス、ファンド管理、ファンド計理、名義書換代理人サービス、受益証券保有者への報告のサービス、監査及び税務サービスのほか、ファンドのアドバイザー以外の業務に直接起因するその他のファンド関連費用について、特定のファンドに関連してブラックロックに発生した、第三者に係るアドバイザー以外の費用から成り、発生時に費用処理されます。

リース。当社は、エスカレーション条項を含むこともあるオペレーティング・リースをASC 840-10「リース」に従って会計処理しています。当社は、オペレーティング・リースに関連する支払リース料を、当社がリース物件に対する支配を取得した時点からリース期間(リース料無料期間を含みます)にわたり定額法で費用処理しています。

外国為替。米ドル以外の機能通貨を有する在外子会社の貨幣性資産及び負債は、連結財政状態計算書日の為替レートで換算されます。米ドル以外の機能通貨を有する在外子会社の非貨幣性資産及び負債は、取引日為替レートで換算されます。収益及び費用は期中の平均為替レートで換算されます。外貨建ての財務諸表を米ドルに換算することによって生じた利得又は損失は、連結財政状態計算書において、株主資本の独立した項目であるその他の包括利益累計額に含まれます。外貨建て取引から生じた利得又は損失は、連結損益計算書の一般管理費に含まれます。2013年、2012年及び2011年については、当外貨建て取引による利得(損失)は重要な金額ではありませんでした。

法人所得税。当社は、ASC 740-10「法人所得税」(以下「ASC 740-10」といいます)によって定められた資産・負債法に基づいて法人所得税を会計処理しています。繰延税金資産及び負債は、既存の資産及び負債の財務諸表の帳簿価額と、その税務基準額との一時差異に、当該差異の解消が見込まれる年度に適用される、現在制定されている税率を適用した将来の税効果について認識されます。繰延税金資産及び負債に係る税率の変更の影響は、制定日を含む期間の連結損益計算書に認識されます。

経営者は、予想される将来の損益、過去に繰戻しを行った年度の課税所得、将来における当該資産の損金算入の可能性、適用される税法の改正及びその他の要素に基づいて、繰延税金資産の回収可能性を定期的に評価しています。繰延税金資産が将来において全額では回収できない可能性の方が高いと判断した場合、資産残高と、将来回収可能と見込まれる金額の差額について評価性引当額が設定されます。この引当額に伴って、法人所得税費用が増額されます。さらに当社は、見込まれる法人所得税の税務ポジションに基づいて未収法人所得税及び未払法人所得税を計上します。

株式に基づく報酬に関連する超過税金ベネフィットは払込剰余金として認識され、連結キャッシュ・フロー計算書において財務活動によるキャッシュ・フローに反映されます。当社は、払込剰余金の貸方計上額(払込剰余金に計上された税金ベネフィットの累計額)を有していない場合、計上された税金ベネフィットと納税申告書上のベネフィットとの間の欠損額又は不足額について費用を計上します。2013年及び2012年12月31日現在、ブラックロックは、計上された税金ベネフィットと納税申告書上のベネフィットとの間に将来発生する可能性のある欠損額を吸収する超過税金ベネフィットの払込剰余金の貸方計上額を有していました。

1株当たり利益(以下「EPS」といいます)。基本的EPSは、普通株主に帰属する当期純利益を当該期間の加重平均社外流通株式数で除して算定されます。希薄化後EPSには、基本的EPSの算定要素及び当該期間の社外流通普通株式同等物が含まれます。希薄化後EPSは、自己株式方式を使用して算定されています。

ブラックロックの無議決権参加型優先株式と普通株式では条件が類似しているため、当社は、EPS算定の目的上、当社の無議決権参加型優先株式を普通株式の同等物とみなしています。従って、当社は、社外流通無議決権参加型優先株式を基本的及び希薄化後の平均社外流通株式数の計算に含めています。

2013年より前に、当社は、EPSを、ASC 260-10「1株当たり利益」(以下「ASC 260-10」といいます)において定義された2クラス方式に基づいて算定していました。ASC 260-10は、失効しない配当又は配当同等物に対する権利を含む権利未確定の株式に基づく報酬はすべて参加型証券とみなされ、EPSの算定に含めるべきであると定めています。当社の参加型証券は、失効しない配当又は配当同等物に対する権利を含む権利未確定の株式に基づく報酬制度の報奨から成っていました。参加型証券の希薄化効果は、自己株式方式又は2クラス方式のうち、希薄化の程度が大きい方に基づいて算定されました。当社の残りの参加型証券は、2013年1月に権利確定しました。

事業セグメント。当社の経営者は、ブラックロックの営業活動を、資産運用事業という単一の事業として指揮しています。従って、当社は、ASC 280-10「セグメント報告」(以下「ASC 280-10」といいます)において定義される単一の事業セグメントとして経営されています。

企業結合。当社は、ASC 805「企業結合」(以下「ASC 805」といいます)の要求事項に従って企業結合を会計処理しています。ASC 805の基本的な要求事項は、すべての企業結合について、及び各企業結合に係る取得企業の識別について、取得法の会計処理(パーチェス法)を使用するということです。ASC 805の規定は取得企業を定義し、取得日を設定し、企業結合に該当する取引を定義しています。

それに加え、ASC 805の要求事項は、取得した資産、引き受けた負債及び被取得企業の非支配持分の公正価値測定に関する指針を定め、段階取得における公正価値測定に関する指針を定め、偶発事象の影響を受ける、取得した資産及び引き受けた負債の認識に関する指針を定め、条件付対価の認識及び測定に関する指針を定め、さらに、通常取得企業の取得関連費用を発生時に費用処理することを要求しています。取得した繰延税金資産に関連する評価性引当額の戻入れ、及びASC 805の要求事項を適用した後に企業結合において引き受けた税務ポジションに関連する未認識の税金ベネフィットに係る負債の変動は、戻入れ又は変動が発生した期間における法人所得税計上額に影響します。

#### 公正価値測定

公正価値のインプットのヒエラルキー。ASC 820「公正価値測定」(以下「ASC 820」といいます)の規定は、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットの優先順位を定めるヒエラルキーを設定し、この公正価値ヒエラルキー(すなわち、定義されたレベル1、レベル2及びレベル3のインプット)に従って金融商品の公正価値を開示することを企業に要求しています。公正価値ヒエラルキーは、活発な市場における同一の資産又は負債の相場価格(無調整)を最上位の優先順位とし、観察可能でないインプットを最下位の優先順位としています。

公正価値で測定及び報告される資産及び負債は、下記の区分のいずれか1つとして分類及び開示されます。

### レベル1のインプット：

報告日現在の活発な市場における同一の資産又は負債の相場価格（無調整）

- ・レベル1の資産には、上場ミューチュアル・ファンド（持分法で会計処理されるミューチュアル・ファンドは、GAAPに従い公正価値測定に基づいて算定される、公表された純資産価値（以下「NAV」といいます）を有する投資会社であり、公正価値の変動は当該ファンドの損益に等しいため、これらのミューチュアル・ファンドを含みます）、ETF、上場株式及び一部の上場デリバティブが含まれることがあります。

### レベル2のインプット：

活発な市場における類似の資産又は負債の相場価格、活発に取引されない同一又は類似の資産又は負債の相場価格、価格決定サービス又はブローカーから入手した建値で、当社が、相場価格で秩序ある取引が行われた、又は当該価格の決定に使用されたインプットが観察可能であると判断できるもの、並びにモデル又はその他の評価手法など、相場価格以外の観察可能なインプット。当社は、実務上の簡便法として、公正価値として特定の投資のNAV（又はその同等物）に依拠しています。

- ・レベル2の資産には、債務証券、銀行ローン、短期変動利付債及び資産担保証券、連結ヘッジファンド内で保有する有価証券、NAV（又はその同等物）に基づいて評価するヘッジファンド（当社は償還の制限を受けずに測定日又は短期間内に償還できる）に対する一部の持分法適用リミテッド・パートナーシップの持分、ディスカウントで評価される制限付きの公開有価証券、並びに一般に観察可能な市場データによる裏付けが可能な評価へのインプットを有する金利スワップ及びインフレ率スワップ並びに外国為替契約を含む店頭デリバティブが含まれることがあります。

### レベル3のインプット：

資産又は負債の評価のための観察可能でないインプットで、拘束力のないブローカーの建値が含まれることがあります。レベル3の資産には、市場での取引があるとしても極めて少ない投資が含まれます。これらのインプットは経営者による重要な判断又は見積りを必要とします。NAV（又はその同等物）を用いて評価され、かつ短期的に解除されることが見込まれない償還制限が現在付されている特定の投資は、レベル3に含まれます。

- ・レベル3の資産には、プライベート・エクイティ・ファンド、ファンド・オブ・プライベート・エクイティ・ファンズ、不動産ファンド、ヘッジファンド及びファンド・オブ・ヘッジファンズに対するジェネラル・パートナーシップ及びリミテッド・パートナーシップの持分、連結ファンド内で保有する直接的なプライベート・エクイティ投資、銀行ローン及び債券が含まれることがあります。
- ・レベル3の負債には、拘束力のない単一のブローカーの建値に基づいて評価される連結ローン担保証券の借入金が含まれます。
- ・レベル3のインプットには、不良債権ヘッジファンド、不動産ファンド及びプライベート・エクイティ・ファンドを含む各種オルタナティブ投資に対するパートナーシップの持分に係るブラックロックの資本勘定が含まれます。このインプットは、特定の市場インデックスのリターンを用いて調整されることがあります。

**インプットの重要性。**当社が公正価値測定にとっての特定のインプットの重要性を全体として評価する際には、判断が要求され、その金融商品に特有の要素が考慮されます。

評価技法。一部のレベル3の資産及び負債の公正価値は、原投資のNAV、第三者のプライシング・ベンダー、ブローカーの建値並びにマーケット・アプローチ及びインカム・アプローチを含む様々な手法を適宜用いて決定されました。これらの建値及びモデルに基づく価格は、第三者のプライシング・ベンダーのデューデリジェンス評価、分散分析、現在の市場環境の検討及びその他の分析的手続を含む様々な手続を通じて、その合理性の評価が行われています。

実務上の簡便法として、当社は、一部の投資の公正価値としてそのNAVに依拠しています。これらの投資を評価するためのインプットには、不良債権ヘッジファンド、不動産ファンド及びプライベート・エクイティ・ファンドを含む各種オルタナティブ投資に対するパートナーシップの持分に係るブラックロックの資本勘定が含まれることがあり、それらは特定の市場インデックスのリターンを用いて調整されることがあります。これらの様々なパートナーシップは、通常原ファンドの経営者によって確立された公正価値の方針に基づく公正価値で原投資を計上している投資会社です。原ファンドにおける公正価値の方針は総じて、当該ファンドが、独立した評価を含む、第三者の情報源から得た価格決定/評価の情報を使用することを要求しています。しかしながら、一部の場合には、活発でない市場における非流動的な有価証券に関する現在の評価情報を第三者の情報源から入手できない、又はファンドの経営者が第三者の情報源から入手可能な評価には信頼性がないと判断することがあります。この場合、ファンドの経営者は、これらの投資を評価するためのインプットとして使用することが可能な、モデルに基づく分析的評価を行うことがあります。

持分証券、債務証券及び銀行ローンの評価に使用するインプットの相当部分は、定評ある第三者のプライシング・ベンダーから入手しています。通常、プライシング・ベンダーから入手した価格は、活発な市場で取引される同一の有価証券のレベル1のインプット、及び当該ベンダーがその価格の決定に観察可能なインプットを使用している場合には、他の類似の有価証券に係るレベル2のインプットとして分類されます。ブラックロック社内の評価委員会又はその他の指定グループは、各種資産クラスを評価するために使用される一般的な仮定及び方法を含む評価手法、並びにベンダーとの業務プロセスの両方を、年1回再検討しています。加えて、ベンダーのプロセスの重要な変更を特定するために、主要なベンダーとの会合が四半期ごとに開催されます。

さらに、ブローカーから入手される建値には一般に拘束力がなく、レベル3のインプットとして区分されます。しかしながら、市場参加者が秩序ある方法により相場価格に近い価格で資産の取引を行ったと当社が判断できる場合、又はブローカーが使用したインプットが観察可能であると当社が判断できる場合、その建値はレベル2のインプットに分類されます。

公正価値オプション。ASC 825-10「金融商品」(以下「ASC 825-10」といいます)は、企業が、特定の金融資産及び負債について当初及びその後の会計上の測定属性として公正価値を使用する取消不能な選択を行うことを認める、公正価値オプションの選択肢を提供しています。ASC 825-10は、事業体が適格な金融資産及び負債を継続的に公正価値で測定する選択をすることを認めています。公正価値オプションが選択された項目に係る未実現利得及び損失は損益に計上されます。公正価値オプションの選択に関する決定は、金融商品ごとに行い、金融商品全体に適用しなければならず、特定のリスク、特定のキャッシュ・フロー又は金融商品の一部のみに対して行うことはできず、いったん選択されたら取消不能です。ASC 825-10に基づいて公正価値で測定する資産及び負債は、別の会計処理方法を用いて測定する金融商品とは別個に報告することが要求されます。

デリバティブ商品及びヘッジ活動。ASC 815-10「デリバティブ及びヘッジ」(以下「ASC 815-10」といいます)は、他の契約に組み込まれた特定のデリバティブを含むデリバティブ商品及びヘッジ活動に関する会計及び報告基準を定めています。ASC 815-10は一般に、すべてのデリバティブを連結財政状態計算書に資産又は負債として認識すること、並びに当該投資を公正価値で測定することを事業体に要求しています。

当社は、デリバティブ金融商品を売買目的又は投機的目的では使用していません。当社は、デリバティブ金融商品を主に、(i)特定の資産及び負債に係る為替レートの変動に対するエクスポージャー、(ii)特定のシード投資に係る市場エクスポージャー、並びに(iii)変動利付債に係る将来キャッシュ・フローをヘッジする目的で使用しています。当社はまた、個人及びグループの年金契約の資金調達のために保有する分別資金である分離勘定資産内でデリバティブを使用することもあります。加えて、一部の連結自社投資ファンドも、投資戦略の一環としてデリバティブに投資することがあります。

当社のデリバティブ金融商品の公正価値の変動は、通常当期の損益に認識され、該当する場合には、連結損益計算書において関連する外貨建て資産若しくは負債又はヘッジ対象投資に係る対応する利得又は損失によって相殺されます。

#### 2013年に適用された会計基準

**その他の包括利益累計額の開示の改訂。**米国財務会計基準審議会(以下「FASB」といいます)は、2013年2月5日、会計基準アップデート(以下「ASU」といいます)2013-02「その他の包括利益累計額から組み替えられた金額の報告」(以下「ASU 2013-02」といいます)を公表しました。当該アップデートは、その他の包括利益累計額(以下「AOCI」といいます)から組み替えられた項目に関する新たな開示要求を追加しました。注記18「その他の包括利益(損失)累計額」を参照してください。

**資産と負債の相殺に関する開示。**FASBは2011年12月16日、金融商品及びデリバティブ商品に係る事業体の相殺権及び関連する取決めの性質に関する新たな開示要求を定めたASU 2011-11「資産と負債の相殺に関する開示」(以下「ASU 2011-11」といいます)を公表しました。FASBは2013年1月31日、どの金融商品及び取引がASU 2011-11の適用対象となるかを明確化するASU 2013-01「資産と負債の相殺に関する開示の適用範囲の明確化」(以下「ASU 2013-01」といいます)を公表しました。ASU 2011-11及びASU 2013-01の2013年1月1日付の適用は、連結財務諸表に重要な影響を与えませんでした。

#### 未適用の最近の会計基準

**累積為替換算調整額。**FASBは2013年3月、ASU 2013-05「在外事業体内の特定の子会社若しくは資産グループ又は在外事業体に対する投資の認識中止時における親会社の累積為替換算調整額の会計処理」(以下「ASU 2013-05」といいます)を公表しました。ASU 2013-05は、親会社が在外事業体に対する投資の一部又は全部を売却した場合、又は在外事業体内での非営利活動若しくは事業である子会社又は資産グループに対する支配財務持分を保有しなくなった場合の、累積為替換算調整額の会計処理に対処しています。ASU 2013-05は、当社では2014年1月1日付で適用となりました。当社は、ASU 2013-05の適用が連結財務諸表に重要な影響を与えるとは考えていません。

投資会社ガイダンス。FASBは2013年6月、ASU 2013-08「金融サービス - 投資会社：適用範囲、測定及び開示要求の改訂」(以下「ASU 2013-08」といいます)を公表しました。ASU 2013-08は、投資企業として適格な企業に関する現行の基準を修正し、開示要求を新設して、他の投資会社に対する特定の持分に関する測定基準を修正しています。ASU 2013-08は、当社では2014年1月1日付で適用となりました。当社は、ASU 2013-08の適用が連結財務諸表に重要な影響を与えるとは考えていません。

未認識税金ベネフィットの表示。FASBは2013年7月、ASU 2013-11「繰越欠損金、類似する税務上の欠損金又は繰越税額控除が存在する場合の未認識税金ベネフィットの表示」(以下「ASU 2013-11」といいます)を公表しました。ASU 2013-11は、当社では2014年1月1日付で適用となりました。当社は、ASU 2013-11の適用が連結財務諸表に重要な影響を与えるとは考えていません。

### 注記3 投資

投資合計の帳簿価額の要約は以下の通りです。

(単位：百万ドル)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
売却可能投資	183	158
満期保有投資	83	112
売買目的投資：		
連結自社投資ファンド	385	123
その他の持分及び債務証券	43	94
繰延報酬制度のミューチュアル・ファンド	58	53
売買目的投資合計	486	270
その他の投資：		
連結自社投資ファンド	441	401
持分法適用投資	697	595
繰延報酬制度のヘッジファンドの持分法適用投資	39	9
原価法適用投資(1)	119	120
成功報酬	103	85
その他の投資合計	1,399	1,210
投資合計	2,151	1,750

(1) 主に連邦準備銀行株式を含む金額。

2013年12月31日現在、当社は連結自社投資ファンド(VIE以外)が保有する投資826百万ドルを連結しており、このうち385百万ドル及び441百万ドルは、それぞれ売買目的投資及びその他の投資に分類されていました。2012年12月31日現在、当社は連結自社投資ファンド(VIE以外)が保有する投資524百万ドルを連結しており、このうち123百万ドル及び401百万ドルは、それぞれ売買目的投資及びその他の投資に分類されていました。

## 売却可能投資

売却可能として分類された投資の取得原価及び帳簿価額の要約は以下の通りです。

(単位：百万ドル)

	原価	未実現総		帳簿価額
		利得	損失	
2013年12月31日現在				
自社投資ファンドの持分証券	180	4	(4)	180
その他の有価証券	1	2	-	3
売却可能投資合計	181	6	(4)	183

	原価	未実現総		帳簿価額
		利得	損失	
2012年12月31日現在				
自社投資ファンドの持分証券	142	14	(1)	155
その他の有価証券	2	1	-	3
売却可能投資合計	144	15	(1)	158

売却可能投資には主にブラックロックの自社投資ミューチュアル・ファンドのシード投資が含まれています。2013年、2012年及び2011年における売却可能有価証券の売却による変動の要約は以下の通りです。

(単位：百万ドル)

	12月31日終了年度		
	2013年	2012年	2011年
売却による収入	139	134	44
実現した純利得(損失)：			
実現した総利得	20	8	3
実現した総損失	(1)	(1)	(2)
実現した純利得(損失)	19	7	1

### 満期保有投資

2013年及び2012年12月31日現在の満期保有投資の帳簿価額は、それぞれ83百万ドル及び112百万ドルでした。満期保有投資には、規制上の目的で保有する外国国債が含まれており、当該投資の償却原価（帳簿価額）は公正価値に近似していました。2013年12月31日現在、当該投資のうち69百万ドルについては1年以内に、14百万ドルについては10年を過ぎてから満期が到来します。

### 売買目的投資

売買目的投資の取得原価及び帳簿価額の要約は以下の通りです。

(単位：百万ドル)	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
	取得原価	帳簿価額	取得原価	帳簿価額
売買目的投資：				
繰延報酬制度のミューチュアル・ファンド	49	58	46	53
株式/マルチアセット・ミューチュアル・ファンド	174	184	154	162
債務証券/債券ミューチュアル・ファンド：				
社債	128	128	44	44
国債	121	116	11	11
売買目的投資合計	472	486	255	270

2013年12月31日現在、売買目的投資には、連結自社投資ファンドが保有する持分証券172百万ドル及び債務証券213百万ドル、特定の繰延報酬制度のミューチュアル・ファンド投資58百万ドル、並びに持分及び債務証券43百万ドルが含まれていました。

2012年12月31日現在、売買目的投資には、連結自社投資ファンドが保有する持分証券73百万ドル及び債務証券50百万ドル、特定の繰延報酬制度のミューチュアル・ファンド投資53百万ドル、並びに持分及び債務証券94百万ドルが含まれていました。

## その他の投資

その他の投資の取得原価及び帳簿価額の要約は以下の通りです。

(単位：百万ドル)	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
	取得原価	帳簿価額	取得原価	帳簿価額
その他の投資：				
連結自社投資ファンド	420	441	378	401
持分法	613	697	541	595
繰延報酬制度の持分法適用投資	37	39	15	9
原価法適用投資：				
連邦準備銀行株式	90	90	89	89
その他	17	29	31	31
原価法適用投資合計	107	119	120	120
成功報酬	—	103	—	85
その他の投資合計	1,177	1,399	1,054	1,210

連結自社投資ファンドには、ブラックロックの自社投資ファンドが保有する第三者のプライベート・エクイティ・ファンド、非公開企業に対する直接投資及び第三者のヘッジファンドが含まれています。

持分法適用投資には主として、一部のブラックロックの自社投資ファンドに対するブラックロックの直接投資が含まれています。連結財政状態計算書上、その他の資産に含まれているペニーマック・ファイナンシャル・サービス・インク（以下「ペニーマック」といいます）に対する当社の投資に関する情報については、注記11「その他の資産」を参照してください。

原価法適用投資には、規制上の目的で保有され、売却が制限されている連邦準備銀行（以下「FRB」といいます）株式を含む、市場性のない有価証券が含まれています。2013年及び2012年12月31日現在、これらの投資には減損の兆候はありませんでした。

成功報酬は、特定のファンドに係る、ブラックロックのジェネラル・パートナーとしての資本勘定に対する配分額を表しています。これらの残高は、個々のファンドのリミテッド・パートナーに対する現金の分配、追加的配分又は再配分による変動の影響を受けます。

[次へ](#)

注記4 連結自社投資ファンド

当社は、主に、一部の自社投資ファンドを支配しているとみなされることから、当該ファンドを連結しています。これらの連結自社投資ファンドが所有する投資は、売買目的投資又はその他の投資に分類されています。次表は、連結財政状態計算書に計上された当該連結ファンドに関連する残高、及び当該ファンドに対するブラックロックの正味持分を表示しています。

(単位：百万ドル)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
現金及び現金同等物	114	133
投資：		
売買目的投資	385	123
その他の投資	441	401
その他の資産	20	25
その他の負債	(39)	(65)
非支配持分	(189)	(187)
連結投資ファンドに対するブラックロックの正味持分	732	430

連結自社投資ファンドに対するブラックロックのエクスポージャー総額は、これらの自社投資ファンドに対する当社の経済的所有持分の価額を表しています。これらの連結投資ファンドが公正価値で保有する投資に関連する評価額の変動は、営業外利益（費用）に反映されており、ブラックロックに帰属しない部分については、非支配持分に帰属する当期純利益（損失）において一部相殺されています。

さらに、2013年及び2012年12月31日現在、VIEとみなされていた複数の連結CLO及び1つの自社投資ファンドが、上表の残高から除外されました。これは、これらの投資商品の残高が、連結財政状態計算書において別個に報告されるためです。これらの連結投資商品に関するさらなる説明については、注記6「変動持分事業体」を参照してください。

当社は、営業活動で使用するために、連結自社投資ファンドが保有する現金及び現金同等物を容易に使用できないことがあります。さらに、当社は、自身の営業活動で使用する現金を入手するために、連結自社投資ファンドが保有する投資を容易に売却できないことがあります。

## 注記5 公正価値の開示

経常的に公正価値で測定する資産及び負債並びに公正価値で保有しないその他の資産

2013年12月31日現在 (単位:百万ドル)	活発な市場に おける 同一の資産の 相場価格 (レベル1)	重要な他の 観察可能な インプット (レベル2)	重要な 観察可能でない インプット (レベル3)	公正価値で保有 しないその他の 資産(1)	2013年 12月31日現在
資産:					
投資					
売却可能:					
自社投資ファンドの持分証券	180	—	—	—	180
その他の有価証券	—	3	—	—	3
売却可能合計	180	3	—	—	183
満期保有債務証券	—	—	—	83	83
売買目的:					
繰延報酬制度のミューチュアル・ファンド	58	—	—	—	58
株式/マルチアセット・ミューチュアル・ファンド	184	—	—	—	184
債務証券/債券ミューチュアル・ファンド	31	213	—	—	244
売買目的合計	273	213	—	—	486
その他の投資:					
連結自社投資ファンド:					
ヘッジファンド/ファンド・オブ・ファンズ	—	135	24	—	159
プライベート・エクイティ/公開株式(2)	5	13	223	41	282
連結自社投資ファンド合計	5	148	247	41	441

2013年12月31日現在 (単位:百万ドル)	活発な市場に おける 同一の資産の 相場価格 (レベル1)	重要な他の 観察可能な インプット (レベル2)	重要な 観察可能でない インプット (レベル3)	公正価値で保有 しないその他の 資産(1)	2013年 12月31日現在
持分法:					
ヘッジファンド/ファンド・ オブ・ヘッジファンズ	—	177	99	63	339
プライベート・エクイティ投 資	—	—	101	—	101
不動産ファンド	—	20	98	7	125
債券ミューチュアル・ファン ド	113	—	—	—	113
株式/マルチアセット、オル タナティブ投資ミューチュ アル・ファンド	19	—	—	—	19
持分法合計	132	197	298	70	697
繰延報酬制度の持分法適用投 資	—	10	29	—	39
原価法適用投資	—	—	—	119	119
成功報酬	—	—	—	103	103
投資合計	590	571	574	416	2,151
分離勘定資産	113,382	40,841	—	890	155,113
有価証券貸付契約に基づいて保有 する分離勘定担保:					
持分証券	20,856	—	—	—	20,856
債務証券	—	932	—	—	932
有価証券貸付契約に基づいて保 有する分離勘定担保合計	20,856	932	—	—	21,788
その他の資産(3)	—	39	—	—	39
連結VIEの資産:					
銀行ローン及びその他の資産	—	2,047	129	19	2,195
債券	—	71	35	—	106
プライベート・エクイティ/ 公開株式(4)	—	10	14	—	24
連結VIEの資産合計	—	2,128	178	19	2,325
合計	134,828	44,511	752	1,325	181,416
負債:					
連結VIEの借入金	—	—	2,369	—	2,369
有価証券貸付契約に基づく分離 勘定担保負債	20,856	932	—	—	21,788
その他の負債(5)	18	4	42	—	64
合計	20,874	936	2,411	—	24,221

(1) 取得原価又は償却原価で保有する投資、成功報酬及び特定の持分法適用投資によって構成される金額。これには、GAAPに従って公正価値測定に基づいて会計処理されていない自社投資ファンド及びその他の資産が含まれます。一部の持分法適用被投資会社は、GAAPに従い、金融資産及び金融負債のいずれも公正価値測定に基づいて会計処理していません。従って、当該持分法適用被投資会社に対する当社の投資は、公正価値を表していない可能性があります。

(2) レベル3の金額には、第三者の原プライベート・エクイティ・ファンド及びプライベート・エクイティ・ファンドが保有する株式非公開企業に対する直接投資がそれぞれ195百万ドル及び28百万ドル含まれています。

(3) 会社所有及びスプリットダラー生命保険契約並びに為替予約に係る未実現利得を含む金額。

(4) レベル3の金額には、プライベート・エクイティ・ファンドが保有する第三者の原プライベート・エクイティ・ファンドが14百万ドル含まれています。

- (5) クレジット・デフォルト・スワップ(さらなる情報については注記7「デリバティブ及びヘッジ」を参照してください)、連結自社投資ファンドに含まれる空売りした有価証券並びにクレディ・スイスのETFフランチャイズ及びMGPAの取得に関連した偶発負債を含む金額。

経常的に公正価値で測定する資産及び負債並びに公正価値で保有しないその他の資産

2012年12月31日現在 (単位:百万ドル)	活発な市場に おける 同一の資産の 相場価格 (レベル1)	重要な他の 観察可能な インプット (レベル2)	重要な 観察可能でない インプット (レベル3)	公正価値で保有 しないその他の 資産(1)	2012年 12月31日現在
資産:					
投資					
売却可能:					
自社投資ファンドの持分証券	155	—	1	—	156
その他の有価証券	—	2	—	—	2
売却可能合計	155	2	1	—	158
満期保有債務証券	—	—	—	112	112
売買目的:					
繰延報酬制度のミューチュアル・ファンド	53	—	—	—	53
株式/マルチアセット・ミューチュアル・ファンド	159	3	—	—	162
債務証券/債券ミューチュアル・ファンド	5	50	—	—	55
売買目的合計	217	53	—	—	270
その他の投資:					
連結自社投資ファンド:					
ヘッジファンド/ファンド・オブ・ファンズ	3	39	73	—	115
プライベート・エクイティ/公開株式(2)	10	10	266	—	286
連結自社投資ファンド合計	13	49	339	—	401

2012年12月31日現在 (単位:百万ドル)	活発な市場に おける 同一の資産の 相場価格 (レベル1)	重要な他の 観察可能な インプット (レベル2)	重要な 観察可能でない インプット (レベル3)	公正価値で保有 しないその他の 資産(1)	2012年 12月31日現在
持分法:					
ヘッジファンド/ファンド・ オブ・ヘッジファンズ プライベート・エクイティ投 資	—	61	161	39	261
不動産ファンド	—	19	88	15	122
債券ミューチュアル・ファン ド	46	—	—	—	46
株式/マルチアセット、オル タナティブ投資ミューチュ アル・ファンド	76	—	—	—	76
持分法合計	122	80	339	54	595
繰延報酬制度のヘッジファン ドの持分法適用投資	—	9	—	—	9
原価法適用投資	—	—	—	120	120
成功報酬	—	—	—	85	85
投資合計	507	193	679	371	1,750
分離勘定資産	95,514	38,392	2	860	134,768
有価証券貸付契約に基づいて保有 する分離勘定担保:					
持分証券	21,273	—	—	—	21,273
債務証券	—	1,748	—	—	1,748
有価証券貸付契約に基づいて保有 する分離勘定担保合計	21,273	1,748	—	—	23,021
その他の資産(3)	—	12	—	—	12
連結VIEの資産:					
銀行ローン	—	2,004	106	—	2,110
債券	—	78	46	—	124
プライベート・エクイティ/ 公開株式(4)	2	6	22	—	30
連結VIEの資産合計	2	2,088	174	—	2,264
合計	117,296	42,433	855	1,231	161,815
負債:					
連結VIEの借入金	—	—	2,402	—	2,402
有価証券貸付契約に基づく分離 勘定担保負債	21,273	1,748	—	—	23,021
その他の負債(5)	15	5	—	—	20
合計	21,288	1,753	2,402	—	25,443

(1) 取得原価又は償却原価で保有する投資、成功報酬及び特定の持分法適用投資によって構成される金額。これには、GAAPに従って公正価値測定に基づいて会計処理されていない自社投資ファンド及びその他の資産が含まれます。一部の持分法適用被投資会社は、GAAPに従い、金融資産及び金融負債のいずれも公正価値測定に基づいて会計処理していません。従って、当該持分法適用被投資会社に対する当社の投資は、公正価値を表していない可能性があります。

(2) レベル3の金額には、第三者の原プライベート・エクイティ・ファンド及びプライベート・エクイティ・ファンドが保有する株式非公開企業に対する直接投資がそれぞれ212百万ドル及び54百万ドル含まれています。

(3) 会社所有及びスプリットダラー生命保険契約を含む金額。

(4) レベル3の金額には、第三者の原プライベート・エクイティ・ファンド及びプライベート・エクイティ・ファンドが保有する株式非公開企業に対する直接投資が20百万ドル及び2百万ドル含まれています。

- (5) クレジット・デフォルト・スワップ(さらなる情報については注記7「デリバティブ及びヘッジ」を参照してください)及び連結自社投資ファンドに含まれる空売りした有価証券を含む金額。

レベル3の資産。2013年及び2012年12月31日現在それぞれ574百万ドル及び679百万ドルのレベル3の投資は、主に、持分法適用投資及び連結自社投資ファンドに関連していました。投資に含まれるレベル3の資産は、下記のプライベート・エクイティ・ファンドが保有する株式非公開企業に対する直接投資を除き、主に、内部及び第三者のファンド・マネジャーから受け取ったNAVに基づいて評価されました。

プライベート・エクイティ・ファンドが保有する株式非公開企業に対する直接投資は、2013年及び2012年12月31日現在でそれぞれ合計28百万ドル及び56百万ドルでした。株式非公開企業に対する直接投資は、マーケット・アプローチ若しくはインカム・アプローチ又はその組合せを用いて評価されることがあり、特に、追加的な重要な第三者の融資、同等の同業他社の評価の変動、企業の事業環境、市場インデックス、不履行に関わる適切なリスク調整に関連する仮定、及び処分に対する法的制限などを組み入れながら、それぞれの原投資の評価に基づいて評価されました。使用された方法によって算定された公正価値は、示唆される価値の範囲の妥当性を考慮しながら、適宜評価及び検討されます。マーケット・アプローチの下では、公正価値は、利息、税金、減価償却費及び償却費控除前利益(以下「EBITDA」といいます)倍率を含む、市場の同等の企業又は取引の倍率を参照することによって算定することができます。インカム・アプローチの下では、公正価値は、キャッシュ・フローの将来の金額に関する現在の市場の予想を用いて、期待キャッシュ・フローを単一の現在価値の金額に割り引くことによって算定することができます。割引キャッシュ・フロー・モデルにおいて使用される観察可能でないインプットには、通常5年間をカバーする業績予想、及びプライベート・エクイティの直接投資の最終価額が含まれることがあります。割引キャッシュ・フローの評価技法を使用する有価証券の場合、割引率、リスク・プレミアム又は市場性の欠如に関するディスカウントの、単独での著しい上昇(低下)が、公正価値の測定値の大幅な低下(上昇)をもたらす可能性があります。市場の同等の企業の評価技法を使用する有価証券の場合、EBITDA倍率の単独での著しい上昇(低下)が、公正価値の測定値の大幅な上昇(低下)をもたらす可能性があります。

分離勘定資産として計上されたレベル3の資産には、特定のコーポレート・アクションが原因で観察可能でないインプットを持つ、固定利付証券及び持分証券に係る単一のブローカーの拘束力のない建値が含まれています。

連結VIEのレベル3の資産には、単一のブローカーの拘束力のない建値に基づいて評価される銀行ローン及び債券、並びに内部及び第三者のファンド・マネジャーの評価に基づいて評価される直接的なプライベート・エクイティ投資及びプライベート・エクイティ・ファンドが含まれますが、それらは、特定の市場インデックスのリターンを用いて調整されることがあります。

レベル3の負債。連結VIEのレベル3の借入金には、単一のブローカーの拘束力のない建値に基づいて評価されたCLOの借入金が含まれています。

レベル3のその他の負債には、クレディ・スイスのETFフランチャイズ及びMGPAの取得に関連した偶発負債が含まれています。これは、観察可能でない市場データのインプットを使用する割引キャッシュ・フロー分析に基づいて評価されました。

## 2013年の経常的に公正価値で測定するレベル3の資産及び負債の変動

(単位：百万ドル)	2012年 12月31日 現在	損益及び OCIにお ける実現 及び未実 現利得 (損失)	購入	売却及び 満期到来	発行及び その他の 決済(1)	レベル3 への 振替	レベル3 からの 振替	2013年 12月31日 現在	損益に含 まれる 未実現 純利得 (損失) 合計(2)
資産：									
投資：									
売却可能有価証券：									
自社投資ファンドの持分証券	1	-	-	-	(1)	-	-	-	-
連結自社投資ファンド：									
ヘッジファンド/ファン ド・オブ・ファンズ	73	8	12	(19)	(34)	-	(16)	24	4
プライベート・エクイティ	266	37	16	(82)	-	-	(14)	223	25
持分法適用：									
ヘッジファンド/ファン ド・オブ・ヘッジファ ンズ	161	16	7	(11)	(74)	-	-	99	9
プライベート・エクイティ 投資	90	21	14	(10)	(14)	-	-	101	21
不動産ファンド	88	20	7	-	(17)	-	-	98	20
繰延報酬制度の持分法適用 投資	-	-	-	-	29	-	-	29	-
レベル3の投資合計	679	102	56	(122)	(111)	-	(30)	574	79
分離勘定資産：	2	-	-	(2)	-	-	-	-	n/a <sup>(3)</sup>
連結VIEの資産：									
銀行ローン	106	-	109	(60)	16	117	(159)	129	
債券	46	1	4	(16)	-	-	-	35	
プライベート・エクイティ ファンド・オブ・ヘッジ ファンズ	22	2	-	(7)	-	-	(3)	14	
レベル3の連結VIEの資産合 計	174	3	247	(83)	(118)	117	(162)	178	n/a <sup>(4)</sup>
レベル3の資産合計	855	105	303	(207)	(229)	117	(192)	752	79
負債：									
連結VIEの借入金	2,402	(14)	-	-	(47)	-	-	2,369	n/a <sup>(4)</sup>
その他の負債	-	-	-	-	42	-	-	42	-
レベル3の負債合計	2,402	(14)	-	-	(5)	-	-	2,411	

n/a - 該当なし

- (1) 持分法適用被投資会社からの分配、連結VIEの借入金の返済、追加でCLO 1件を連結したことに関連するローン及び借入金、連結VIEの連結除外に関連する投資の消去並びに所有割合の変動による連結自社投資ファンドから持分法適用投資への投資の分類変更を含む金額。この金額には、繰延報酬制度の持分法適用投資並びにクレディ・スイスのETFフランチャイズ及びMGPAの取得に関連した偶発負債も含まれています。
- (2) 報告日現在でまだ保有している資産に関連する未実現利得（損失）の変動に起因する損益。
- (3) 分離勘定資産に帰属する正味投資収益は、契約保有者に直接的に発生し、連結損益計算書には計上されません。
- (4) 連結VIEに係る純利得（損失）は、連結損益計算書において非支配持分にものみ帰属します。

## 2012年の経常的に公正価値で測定するレベル3の資産及び負債の変動

(単位：百万ドル)	2011年 12月31日 現在	損益及び OCIにお ける実現 及び未実 現利得 (損失)	購入	売却及び 満期到来	発行及び その他の 決済(1)	レベル3 への 振替	レベル3 からの 振替	2012年 12月31日 現在	損益に含 まれる 未実現 純利得 (損失) 合計(2)
資産：									
投資：									
売却可能有価証券：									
自社投資ファンドの持分証券	1	-	-	-	-	-	-	1	-
連結自社投資ファンド：									
ヘッジファンド/ファン ド・オブ・ファンズ	22	-	37	(6)	-	25	(5)	73	(1)
プライベート・エクイティ	313	27	32	(85)	(15)	-	(6)	266	24
持分法適用：									
ヘッジファンド/ファン ド・オブ・ヘッジファ ンズ	193	38	-	-	(70)	-	-	161	32
プライベート・エクイティ 投資	85	6	11	-	(12)	-	-	90	6
不動産ファンド	88	12	21	(7)	(7)	-	(19)	88	12
レベル3の投資合計	702	83	101	(98)	(104)	25	(30)	679	73
分離勘定資産	10	5	11	(62)	-	48	(10)	2	n/a <sup>(3)</sup>
連結VIEの資産：									
銀行ローン	83	4	68	(44)	7	101	(113)	106	
債券	40	4	2	-	-	-	-	46	
プライベート・エクイティ	27	4	-	(9)	-	-	-	22	
レベル3の連結VIEの資産合 計	150	12	70	(53)	7	101	(113)	174	n/a <sup>(4)</sup>
レベル3の資産合計	862	100	182	(213)	(97)	174	(153)	855	73
負債：									
連結VIEの借入金	1,574	(93)	-	-	735	-	-	2,402	n/a <sup>(4)</sup>

n/a - 該当なし

(1) 主に、持分法適用被投資会社からの分配並びに連結VIEの借入金による収入及び借入金の返済を含む金額。

(2) 報告日現在でまだ保有している資産に関連する未実現利得（損失）の変動に起因する損益。

(3) 分離勘定資産に帰属する正味投資収益は、契約保有者に直接的に発生し、連結損益計算書には計上されません。

(4) 連結VIEに係る純利得（損失）は、連結損益計算書において非支配持分にもみ帰属します。

レベル3の資産及び負債の実現及び未実現利得(損失)。レベル3の資産及び負債について計上される実現及び未実現利得(損失)は、連結損益計算書の営業外利益(費用)に計上されています。連結投資に係る当期純利益(損失)の一部、及び連結VIEに係る当期純利益(損失)の全額は、当社に帰属しない当期純利益(損失)を反映するために非支配持分に配分されています。

レベルへの/からの振替。公正価値測定に使用される、市場のインプット又はパフォーマンスの属性を含む重要なインプットが観察可能となる/観察可能でなくなる場合、又は当社がNAV(若しくは資本勘定)を用いて評価している一定の投資を短期的に償還する能力を有する、若しくはもはや有しないと当社が判断した場合、又は一部の持分法適用投資の帳簿価額が評価の手法に基づいて決定される公正価値を表さなくなった場合、レベルへの/からの振替が反映されます。

分離勘定資産。2012年には、レベル1からレベル3への振替が行われた持分証券は48百万ドルでした。これは主に、市場のインプットが観察可能であるとは考えられなくなったためでした。

2012年には、分離勘定で保有する持分証券に主に関連して行われたレベル3からレベル1への振替は10百万ドルでした。この振替は、主に観察可能な市場のインプットが入手可能となったためでした。

連結VIEの資産。2013年には、銀行ローンに関連して行われたレベル3からレベル2への振替は159百万ドルでした。また、2013年に銀行ローンに関連して行われたレベル2からレベル3への振替は117百万ドルでした。これらのレベルへの及びレベルからの振替は、主に、プライシング・ベンダー及びブローカーからのインプットを含む、観察可能な市場のインプットの入手可能性/入手不可能性によるものでした。

2012年には、銀行ローンに関連して行われたレベル3からレベル2への振替は113百万ドルでした。また、2012年に銀行ローンに関連して行われたレベル2からレベル3への振替は101百万ドルでした。このレベルへの及びレベルからの振替は、主に、プライシング・ベンダー及びブローカーからのインプットを含む、観察可能な市場のインプットの入手可能性/入手不可能性によるものでした。

連結自社投資ファンド。2013年には、連結プライベート・エクイティ・ファンドに関連して行われたレベル1からレベル2への振替は12百万ドルでした。これらの振替は、売却に関する制限によりディスカウントで評価された公開企業に対する直接投資によるものでした。

重要なその他の決済。2013年及び2012年には、持分法適用被投資会社からそれぞれ105百万ドル及び89百万ドルの分配が行われ、レベル3に区分されました。

2013年のその他の決済には、従来VIEとして分類されていた連結ファンド・オブ・ヘッジファンズの連結除外に関連した134百万ドルが含まれていました。このファンドは、ファンドの系列関係にない投資家に対して追加の実質的な権利を付与したことにより、2013年度第2四半期に連結除外されました。

2013年のその他の決済には、追加でCL0 1件を連結したことに関連する、連結VIEの借入金363百万ドルが含まれていました。

2013年には、ブラックロックの所有割合が変動したことによるレベル3の投資の連結自社投資ファンドから持分法適用投資への分類変更は28百万ドルでした。

2013年の発行及びその他の決済には、レベル3の繰延報酬制度の持分法適用投資の取得に係る29百万ドルが含まれていました。

2012年のその他の決済には、連結CL0の借入金による収入1,011百万ドルが含まれていました。

公正価値で保有しない金融商品の公正価値の開示。2013年及び2012年12月31日現在、公正価値で保有しない当社の金融商品の公正価値は次表のように区分されています。

(単位:百万ドル)	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在		公正価値 ヒエラルキー
	帳簿価額	見積 公正価値	帳簿価額	見積 公正価値	
<b>金融資産:</b>					
現金及び現金同等物	4,390	4,390	4,606	4,606	レベル1 <sup>(1)</sup>
受取債権	2,247	2,247	2,250	2,250	レベル1 <sup>(2)</sup>
連結VIEの現金及び現金同等物	161	161	297	297	レベル1 <sup>(1)</sup>
<b>金融負債:</b>					
支払債務及び未払費用	1,084	1,084	1,055	1,055	レベル1 <sup>(2)</sup>
短期借入金	-	-	100	100	レベル1 <sup>(2)</sup>
長期借入金	4,939	5,284	5,687	6,275	レベル2 <sup>(3)</sup>

(1) 現金及び現金同等物は、残存期間が短いため公正価値に近似する取得原価又は償却原価で計上されています。2013年及び2012年12月31日現在、マネー・マーケット・ファンドのそれぞれ約64百万ドル及び98百万ドルが、連結財政状態計算書に現金及び現金同等物として計上されていました。マネー・マーケット・ファンドは、市場相場価格、又は通常ファンドのNAVに相当する1口当たり1.00ドルに基づいて評価されます。2013年及び2012年12月31日現在、それぞれ約114百万ドル及び133百万ドルが、連結自社投資ファンドが保有する現金及び現金同等物に関連していました。

(2) 受取債権、支払債務及び未払費用並びに短期借入金の帳簿価額は、期間が短いため公正価値に近似しています。

(3) 長期借入金は償却原価で計上されています。長期借入金の1年以内返済分を含む、長期借入金の公正価値は、それぞれ2013年及び2012年12月末現在の市場価格を用いて見積られています。当社の各長期借入金の公正価値については、注記12「借入金」を参照してください。

#### 1 株当たり純資産価値を算定する特定の事業体に対する投資

容易に決定可能な公正価値を持たず、かつ投資会社の属性を持つ特定の投資を評価する実務上の簡便法として、当社は、公正価値としてのNAVに依拠しています。次表は、金融資産及び金融負債の双方の会計処理のために、1株当たりNAV(又はその同等物)の計算による公正価値測定を使用するすべての投資に関する情報を一覧表示しています。

2013年12月31日現在

(単位:百万ドル)	参照	公正価値	未実行の コミット メント合計	償還の頻度	償還通知期間
<u>連結自社投資ファンド:</u>					
ファンド・オブ・プライベート・エクイティ・ファンズ	(a)	195	23	n/r	n/r
その他のファンド・オブ・ヘッジファンズ	(b)	155	-	月次 (13%) 四半期 (78%) n/r (9%)	30日から90日
<u>持分法:(1)</u>					
ヘッジファンド/ファンド・オブ・ヘッジファンズ	(c)	276	84	月次 (55%) 四半期 (11%) n/r (34%)	15日から90日
プライベート・エクイティ・ファンド	(d)	101	62	n/r	n/r
不動産ファンド	(e)	118	12	四半期 (17%) n/r (83%)	60日
繰延報酬制度の投資	(f)	39	7	月次 (8%) 四半期 (18%) n/r (74%)	60日から90日
<u>連結VIE:</u>					
プライベート・エクイティ・ファンド	(g)	14	1	n/r	n/r
合計		898	189		

2012年12月31日現在

(単位:百万ドル)	参照	公正価値	未実行の コミット メント合計	償還の頻度	償還通知期間
<u>連結自社投資ファンド:</u>					
ファンド・オブ・プライベート・エクイティ・ファンズ	(a)	212	32	n/r	n/r
その他のファンド・オブ・ヘッジファンズ	(b)	98	-	月次 (22%) 四半期 (11%) n/r (67%)	1日から90日
<u>持分法:(1)</u>					
ヘッジファンド/ファンド・オブ・ヘッジファンズ	(c)	222	42	月次 (2%) 四半期 (28%) n/r (70%)	15日から90日
プライベート・エクイティ・ファンド	(d)	90	135	n/r	n/r
不動産ファンド	(e)	107	15	四半期 (18%) n/r (82%)	60日
繰延報酬制度のヘッジファンド投資	(f)	9	-	月次 (33%) 四半期 (67%)	60日から90日
<u>連結VIE:</u>					
プライベート・エクイティ・ファンド	(g)	20	1	n/r	n/r
<u>売買目的:</u>					
株式	(h)	3	-	日次(100%)	なし
合計		761	225		

n/r - 償還不能

(1) 公正価値測定に基づいて金融資産及び大半の金融負債の双方を会計処理している、投資会社を含む持分法適用投資から成っています。従って、当該持分法適用被投資会社に対する当社の投資は、公正価値に近似しています。

- (a) この区分には、連結対象であるブラックロックのプライベート・エクイティ・ファンド・オブ・ファンズに含まれる第三者の原プライベート・エクイティ・ファンドが含まれています。第三者のファンドに対する投資の公正価値は、ポートフォリオにおける各ファンドに対する当社の所有持分に対応する資本勘定のほか、パフォーマンスに関する他のインプットを用いて見積られています。これらの投資は償還の対象となりません。ただし、一部のファンドについては、当社はその持分を売却又は譲渡できます。その場合、当該原ファンドのジェネラル・パートナーの承認が必要となることがあります。この区分の投資の性質により、当社は、ファンドの原資産の処分を通じて受け取った分配の金額だけその投資を減額しています。これらのファンドの原資産は、2013年及び2012年12月31日の両日現在、それぞれ約7年の加重平均期間で処分されると見込まれています。その他の第三者のファンドに対する未実行のコミットメントの残高合計は、2013年及び2012年12月31日現在でそれぞれ23百万ドル及び32百万ドルでした。当社は、2013年及び2012年12月31日の両日現在で連結ファンドに対して30百万ドルの資金提供を行う契約上の義務を負っていました。
- (b) この区分には、リスクを分散化するために複数の戦略に投資する連結ファンド・オブ・ヘッジファンズが含まれています。この投資の公正価値は、ポートフォリオにおける各ファンドのパートナー資本に対する当該ファンドの所有持分のNAVを用いて見積られました。原ファンドの一部は、制限が課されていない限り、償還が可能です。2013年及び2012年12月31日現在、1年以内の償還を制限されている原ファンドは、およそ12ヶ月から24ヶ月以内に償還可能となる予定です。この区分にはまた、複数のオルタナティブ投資の戦略をとるマスター・ファンドに投資する連結オフショア・フィーダー・ファンドも含まれています。この投資の公正価値は、フィーダー・ファンドが保有するオフショア・マスター・ファンドのNAVを用いて見積られています。この投資は現在、原マスター・ファンドが課す制限の対象となっています。
- (c) この区分には、主に株式、固定利付証券、不良債権及びモーゲージ商品並びにその他の第三者のヘッジファンドに投資するヘッジファンド及びファンド・オブ・ヘッジファンズが含まれています。この投資の公正価値は、パートナー資本に対する当社の所有持分のNAVを用いて見積られています。償還の対象とならないこのファンドへの投資は、2013年及び2012年12月31日現在、それぞれ約3年及び約5年の加重平均期間で処分されると見込まれていました。
- (d) この区分には、当初、非公開企業の市場性のない有価証券に投資する複数のプライベート・エクイティ・ファンドが含まれています。当該有価証券は将来において最終的に公開されることがあります。これらの投資の公正価値は、当該ファンドに対する当社の所有持分を表す資本勘定のほか、パフォーマンスに関する他のインプットを用いて見積られています。各ファンドに対する当社の投資は償還の対象にならず、通常、プライベート・エクイティ・ファンドの原資産の処分に伴う分配を通じて返還されます。これらのファンドの投資は、2013年及び2012年12月31日の両日現在で、それぞれ約5年の加重平均期間で処分されると見込まれています。
- (e) この区分には、不動産及び不動産関連資産に直接投資する複数の不動産ファンドが含まれています。この投資の公正価値は、当該ファンドに対する当社の所有持分を表す資本勘定を用いて見積られています。当社の投資の大部分は償還の対象ではないか、又は現在償還不能であっても、通常、不動産ファンドの原資産の処分に伴う分配を通じて返還されます。償還の対象でないこれらのファンドに対する投資は、2013年12月31日現在で約7年、2012年12月31日現在で約8年の加重平均期間で処分されると見込まれています。
- (f) この区分には、複数の不動産ファンド並びにエネルギー及び健康科学に関連する持分証券に投資する特定のヘッジファンドへの投資が含まれています。この区分の投資の公正価値は、パートナー資本に対する当社の所有持分を表す資本勘定のほか、パフォーマンスに関するインプットを用いて見積られています。ヘッジファンドに対する投資は、特定の繰延報酬負債が決済された時点で償還されます。不動産投資は償還の対象ではありませんが、原資産の処分に伴う分配は一定期間にわたり特定の繰延報酬負債の決済に使用されます。

- (g) この区分には、連結対象である1件のブラックロックのプライベート・エクイティ・ファンド・オブ・ファンズに含まれる第三者の原プライベート・エクイティ・ファンドが含まれています。第三者のファンドへの投資の公正価値は、ポートフォリオにおける各ファンドに対する当社の所有持分を表す資本勘定のほか、パフォーマンスに関する他のインプットを用いて見積られています。これらの投資は償還の対象となりません。ただし、一部のファンドについては、当社はその持分を売却又は譲渡できます。その場合、第三者の原ファンドのジェネラル・パートナーによる承認が必要となることがあります。この区分の投資の性質により、当社は、ファンドの原資産の処分を通じて受け取った分配の金額だけその投資を減額しています。これらのファンドの原資産は、2013年12月31日現在で約2年、2012年12月31日現在で約3年の加重平均期間で処分されると見込まれています。その他の第三者のファンドに対する未実行のコミットメントの残高合計は、2013年12月31日及び2012年12月31日の両日現在で重要な金額ではありませんでした。このコミットメントは、非支配持分保有者の出資による資金提供が要求されています。
- (h) この区分には、リスクを分散化するために複数の株式戦略をとるマスター・ファンドに投資する連結オフショア・フィード・ファンドが含まれています。この区分の投資の公正価値は、フィード・ファンドが保有するマスター・オフショア・ファンドのNAVを用いて見積られています。この区分の投資は、原マスター・ファンドによって制限が課されていない限り、通常いつでも償還が可能です。

**公正価値オプション。** 特定のCLOの当初連結時に、当社は、資産と負債の帳簿価額の会計上のミスマッチを低減し、業務の簡素化を達成するために、CLOの銀行ローン及び借入金を含む適格資産及び負債に対して公正価値オプションの規定を適用することを選択しました。資産と負債の公正価値の変動の間に差異が存在する場合、その差異は、連結損益計算書における償還不能非支配持分に帰属する当期純利益(損失)として反映され、連結財政状態計算書の処分済利益剰余金の変動によって相殺されます。

次表は、2013年及び2012年の12月31日現在、公正価値による会計処理が選択されたこれらの資産及び負債に関連する情報を要約しています。

(単位:百万ドル)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
<u>CLOの銀行ローン:</u>		
元本残高合計	2,181	2,124
公正価値	2,176	2,110
公正価値に対する未払元本残高合計の超過(不足)額	5	14
90日を超えて延滞しているローンの未払元本残高	14	4
90日を超えて延滞しているローンの公正価値合計	9	—
90日を超えて延滞しているローンの公正価値に対する未払元本残高合計の超過額	5	4
<u>CLOの借入金:</u>		
元本残高合計	2,455	2,535
公正価値	2,369	2,402

2013年12月31日現在、CLOが発行した借入金の元本残高には2016年から2025年までの間に満期が到来します。

2013年、2012年及び2011年には、CLOが保有する銀行ローン及び債券の公正価値の変動は、それぞれ153百万ドル、154百万ドル及び57百万ドルの利得という結果になり、CLOの借入金の公正価値の変動による、それぞれ117百万ドル、166百万ドル及び68百万ドルの損失によって相殺されました。

純利得(損失)は、連結損益計算書の連結VIEに係る純利得(損失)に計上されました。

資産及び負債の公正価値の変動には、それぞれ受取利息及び支払利息が含まれていました。

## 注記6 変動持分事業体

当社は、通常の事業の過程において、VIEとみなされることのある、債務担保証券(以下「CDO」といいます)/CLO及び自社投資ファンドなどの各種自社投資ビークルを運営しています。当社は、自身のサービスに対してアドバイザー報酬及び/又はその他のインセンティブ関連報酬を受け取っており、また随時、それぞれが変動持分とみなされる、当該ビークルの持分証券又は債務証券を所有し、当該ビークルとデリバティブ契約を締結することがあります。当社は、主に当該投資ビークルの立ち上げを通じて顧客のニーズに対応するために、これらの変動持分に関与しています。当該VIEは、主に、持分保有者及び債券保有者の出資を通じて資金調達しています。当該VIEの運営の資金調達に対する当社の関与は、全般に持分保有に限定されています。

経営者は、当社がVIEのPBであるかどうかを判断するために、VIEの発生する可能性の高い将来キャッシュ・フローに関する重要な見積り及び仮定を行わなければなりません。この分析における仮定には、有価証券の市場価格、市場金利、個々の有価証券の信用債務不履行の可能性又は有価証券のポートフォリオのデフォルト率、期限前返済、利得の実現、特定の有価証券の流動性又は市場性、割引率及び特定の他の結果の確率が含まれますがこれに限定されません。さらなる情報については注記2「重要な会計方針」を参照してください。

連結VIE。連結VIEには、ブラックロックが投資していないCLOが含まれていました。しかしながら、ブラックロックは担保マネジャーとして、当該CLOの活動を支配する権限、及び当該CLOにとって重要である可能性のある便益を受け取る権利の両方を有していると判断されました。さらにブラックロックは、1件の投資ファンドについては、当該ファンドの他のパートナーと事実上関連当事者の関係にあったため、変動の過半を吸収するPBでした。これらのVIEの資産は当社の債権者の請求の対象ではありません。加えて、これらのVIEの投資家は当社の信用に遡及することができません。2013年及び2012年12月31日現在、VIEに関連する以下の残高が連結財政状態計算書において連結されていました。

(単位:百万ドル)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
連結VIEの資産:		
現金及び現金同等物	161	297
銀行ローン	2,176	2,110
債券	106	124
その他の投資及びその他の資産	43	30
銀行ローン、債券、その他の投資及びその他の資産合計	2,325	2,264
連結VIEの負債:		
借入金	(2,369)	(2,402)
その他の負債	(74)	(103)
処分済利益剰余金	(22)	(29)
連結VIEの非支配持分	(21)	(27)
連結VIEに対するブラックロックの正味持分合計	-	-

2013年に当社は、連結損益計算書において連結VIEに係る営業外純利益(損失)を計上しませんでした。2012年に当社は、連結損益計算書の償還不能非支配持分に帰属する38百万ドルの当期純損失によって相殺された連結VIEに係る38百万ドルの営業外純損失を計上しました。2011年に当社は、連結損益計算書の償還不能非支配持分に帰属する18百万ドルの当期純損失によって相殺された連結VIEに係る18百万ドルの営業外純損失を計上しました。

2013年及び2012年12月31日現在、銀行ローン及び債券の加重平均残存期間はそれぞれ約4.7年及び4.5年でした。

非連結VIE。2013年及び2012年12月31日現在、当社がそのスポンサーであるか又は変動持分を有するものの、そのPBIには該当しないVIEに関連する資産及び負債の当社の帳簿価額並びに最大損失リスクは以下の通りでした。

(単位:百万ドル) 2013年12月31日現在	連結財政状態計算書における変動持分			最大損失 リスク(1)
	投資	アドバイザー報酬に係る債権	その他の 純資産(負債)	
CDO / CLO	-	1	(4)	18
その他の自社投資ファンド:				
合同運用信託	-	184	-	184
その他	37	137	(6)	174
合計	37	322	(10)	376

（単位：百万ドル）  
2012年12月31日現在

	連結財政状態計算書における変動持分			最大損失 リスク(1)
	投資	アドバイザー 報酬に係る債権	その他の 純資産（負債）	
CD0 / CLO	1	1	(5)	19
その他の自社投資ファンド：				
合同運用信託	—	248	—	248
その他	17	61	(3)	77
合計	18	310	(8)	344

(1) 2013年及び2012年12月31日の両日現在において、上記VIEに関連するブラックロックの最大損失リスクは、(i)アドバイザー報酬に係る債権、(ii)ブラックロックの投資、及び(iii)シンセティックCDO取引においてブラックロックが第三者に販売した17百万ドルの信用プロテクションに関係していました。

当社が連結していない、上記のCD0 / CLO及び合同運用信託を含むその他の自社投資ファンドに関連する純資産は以下の通りでした。

#### CD0 / CLO

（単位：十億ドル）	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
資産の公正価値	1	4
負債(1)	2	5
純資産	(1)	(1)

(1) 主にCD0 / CLOの債券保有者に対する未払元本債務から成る金額。

非連結VIEであるその他の自社投資ファンドの純資産は、2013年12月31日現在で約1.6兆ドルから1.7兆ドル、2012年12月31日現在で約1.5兆ドルから1.6兆ドルでした。純資産には、2013年12月31日現在で1.4兆ドルの合同運用信託が、2012年12月31日現在で1.3兆ドルの合同運用信託が含まれていました。各合同運用信託は、別個に集計されており、他の合同運用信託に投資する合同運用信託を含むことがあります。これらのVIEの純資産は主として、現金及び現金同等物並びに投資から成り、主に自社投資ピークルに係る様々な未払金で構成される負債によって相殺されています。

[前へ](#)      [次へ](#)

## 注記7 デリバティブ及びヘッジ

当社は、一部の自社投資商品へのシード投資に関連する市場価格及び金利エクスポージャーをヘッジするために、スワップを締結するプログラムを維持しています。当社は2013年12月31日現在、それぞれ想定元本合計約117百万ドル及び71百万ドルの未決済トータル・リターン・スワップ及び金利スワップを保有していました。当社は2012年12月31日現在、想定元本合計約206百万ドルの未決済トータル・リターン・スワップを保有していました。

当社は、相手方に約17百万ドルの信用プロテクションを提供するクレジット・デフォルト・スワップを締結していますが、この金額は信用プロテクションの提供に関連する当社の最大損失リスクを表しています。当社はこのクレジット・デフォルト・スワップを、契約による見積将来キャッシュ・フローに基づく公正価値で計上しています。

未決済トータル・リターン・スワップ、金利スワップ及びクレジット・デフォルト・スワップの公正価値は、2013年及び2012年12月31日現在の連結財政状態計算書に対して重要な金額ではありませんでした。

当社は、為替リスク変動のリスクを低減するために為替予約を実行しています。2013年12月31日現在、当社には想定元本合計約792百万ドル、公正価値約26百万ドルの未決済の為替予約がありました。2012年12月31日現在、未決済為替予約の想定元本合計は約79百万ドルで、その公正価値は重要な金額ではありませんでした。

トータル・リターン・スワップに係る利得（損失）は連結損益計算書の営業外利益（費用）に計上され、2013年、2012年及び2011年においてそれぞれ(15)百万ドル、(23)百万ドル及び4百万ドルでした。

為替予約に係る利得（損失）は、連結損益計算書のその他の一般管理費に計上され、2013年において(26)百万ドルでした。為替予約に係る利得（損失）は、2012年及び2011年において連結損益計算書に対して重要な金額ではありませんでした。

金利スワップ及びクレジット・デフォルト・スワップに係る利得（損失）は、2013年、2012年及び2011年において連結損益計算書に対して重要な金額ではありませんでした。

当社は、ファンドの投資戦略の一環としてデリバティブ商品を利用することのある、一定の自社投資ファンドを連結しています。2013年及び2012年12月31日現在の当該デリバティブの公正価値は重要な金額ではありませんでした。営業外利益（費用）に計上されている当該デリバティブの公正価値の変動は、2013年、2012年及び2011年において重要な金額ではありませんでした。

2011年5月に当社は、2013年に満期が到来する当社の変動利付債の将来キャッシュ・フローをヘッジするために、750百万ドルの金利スワップから成る指定キャッシュ・フロー・ヘッジを締結しました。このスワップの利率は、毎年5月24日及び11月24日の半年ごとに支払われる1.03%の固定利率です。2013年に、金利スワップは満期を迎え、変動利付債は全額返済されました。2013年、2012年及び2011年において、金利スワップに係る利得（損失）は、連結損益計算書に対して重要な金額ではありませんでした。

## 注記 8 有形固定資産

有形固定資産の内訳は以下の通りです。

(単位：百万ドル)	見積耐用年数(年)	12月31日現在	
		2013年	2012年
有形固定資産			
土地	N/A	4	4
建物	39	17	17
建物改良費	15	14	13
リース物件改良費	1-15	501	482
設備及びコンピュータ・ソフトウェア	3	451	465
その他の車両運搬具	10	56	56
器具及び備品	7	93	92
合計		1,136	1,129
控除：減価償却及び償却累計額		611	572
有形固定資産、純額		525	557
N/A - 該当なし			

2013年、2012年及び2011年には、それぞれ約35百万ドル、36百万ドル及び37百万ドルの適格ソフトウェア費用が設備及びコンピュータ・ソフトウェアとして資産計上され、3年の見積耐用年数にわたり償却されています。

2013年、2012年及び2011年の減価償却及び償却費はそれぞれ128百万ドル、129百万ドル及び138百万ドルでした。

## 注記9 のれん

2013年及び2012年ののれんの増減は以下の通りでした。

(単位：百万ドル)	2013年	2012年
期首残高	12,910	12,792
取得(1)	73	131
ケロス及びその他に関連するのれんの修正額(2)	(3)	(13)
期末残高	12,980	12,910

- (1) 2013年の金額は、主に、2013年10月4日に当社がMGPA(主にアジア及び欧州における独立系プライベート・エクイティ不動産投資アドバイザー会社)を約66百万ドルで取得したこと(以下「MGPA取引」といいます)に伴う29百万ドルののれん、及び2013年7月1日にクレディ・スイスのETFフランチャイズを約273百万ドルで取得したこと(以下「クレディ・スイスETF取引」といいます)に伴う44百万ドルののれんを表します。2012年の金額は、当社が2012年3月7日にカナダの上場投資商品(以下「ETP」といいます)のプロバイダーであるクレイモア・インベストメンツ・インクを約212百万ドルで取得したこと(以下「クレイモア取引」といいます)に伴う106百万ドルののれん、及び当社が2012年9月4日にスイス・リー・プライベート・エクイティ・パートナーズの欧州のプライベート・エクイティ及びインフラストラクチャー・ファンド・オブ・ファンズのフランチャイズを取得したこと(以下「SRPEP取引」といいます)に伴う25百万ドルののれんを表します。
- (2) 2013年及び2012年の両年におけるのれんの減少は、主に、2007年10月のケロス・グループ・エルエルシーのファンド・オブ・ファンズ事業の取得(以下「ケロス取引」といいます)において、税務上損金算入可能なのれんがのれんの帳簿価額を超過したことから実現した税金ベネフィットに関連する約20百万ドルの減少によるものです。ケロス取引に関連するのれんは、引き続き将来の期間に、ケロス取引において税務上損金算入可能なのれんがのれんの帳簿価額を超過したことから実現した税金ベネフィットの金額分だけ減少することが見込まれます。のれんの帳簿価額に対するケロスの税務上損金算入可能なのれんの超過額の残高は、2013年及び2012年12月31日現在、それぞれ約293百万ドル及び324百万ドルでした。2012年におけるケロスののれんの減少は、ケロス取引に関連してエスクローで保有していた残存普通株式の引き出しに関連する10百万ドルの増加によって一部相殺されました。

2013年、2012年及び2011年7月31日現在でのれんについて実施した減損テストにおいて、減損損失の計上の必要性は示唆されませんでした。当社は、減損の兆候の可能性に関して、当社の普通株式の終値と比較して、1株当たり帳簿価額を継続的に監視しています。2013年12月31日において、当社の普通株式の終値は1株当たり316.47ドルであり、処分済利益剰余金控除後の1株当たり帳簿価額約156.69ドルを上回っていました。

## 注記10 無形資産

2013年及び2012年12月31日現在、無形資産の内訳は以下の通りでした。

(単位：百万ドル)	加重平均残存 見積耐用年数	総帳簿価額	償却累計額	正味帳簿価額
2013年12月31日現在				
耐用年数を確定できない無形資産：				
運用契約	N/A	15,582	—	15,582
商号/商標	N/A	1,403	—	1,403
ライセンス	N/A	6	—	6
耐用年数を確定できない無形資産合計		16,991	—	16,991
耐用年数を確定できる無形資産：				
運用契約	4.3	1,561	1,054	507
知的財産	4.6	6	3	3
耐用年数を確定できる無形資産合計	4.3	1,567	1,057	510
無形資産合計		18,558	1,057	17,501
2012年12月31日現在				
耐用年数を確定できない無形資産：				
運用契約	N/A	15,351	—	15,351
商号/商標	N/A	1,403	—	1,403
ライセンス	N/A	6	—	6
耐用年数を確定できない無形資産合計		16,760	—	16,760
耐用年数を確定できる無形資産：				
運用契約	4.9	1,535	896	639
知的財産	5.6	6	3	3
耐用年数を確定できる無形資産合計	4.9	1,541	899	642
無形資産合計		18,301	899	17,402

N/A - 該当なし

2013年、2012年及び2011年7月31日現在で無形資産について実施した減損テストにおいて、減損損失の計上の必要性は示唆されませんでした。

連続する5年の各年度における、耐用年数を確定できる無形資産に係る見積償却費は以下の通りです。

(単位：百万ドル)	金額
2014年	156
2015年	126
2016年	91
2017年	74
2018年	24

#### 耐用年数を確定できない、取得した運用契約

2013年7月に当社は、クレディ・スイスETF取引に関連して、耐用年数を確定できない運用契約231百万ドルを取得しました。

2012年3月に当社は、クレイモア取引に関連して、耐用年数を確定できないIETP運用契約163百万ドルを取得しました。

#### 耐用年数を確定できる、取得した運用契約

2013年10月に当社は、MGPA取引に関連して、耐用年数を確定できる運用契約29百万ドルを取得しました。その加重平均見積耐用年数は約8年でした。

2012年9月に当社は、SRPEP取引に関連して、耐用年数を確定できる運用契約40百万ドルを取得しました。その加重平均見積耐用年数は約10年でした。

#### 注記11 その他の資産

2013年3月31日現在、ブラックロックは、プライベート・ナショナル・モーゲージ・アクセプタンス・カンパニー・エルエルシー（以下「PNMAC」といいます）に対して約3分の1の経済的資本持分を保有していました。当該持分は持分法適用投資として会計処理され、連結財政状態計算書のその他の資産に含まれています。2013年5月8日に、ペニーマックの新規株式公開（以下「ペニーマックのIPO」といいます）に関連して、ペニーマックはPNMACの唯一の経営メンバーとなりました。ペニーマックのIPOの結果、ブラックロックは、持分法適用投資の帳簿価額に関連する39百万ドルの非現金の営業外税引前利得を計上しました。

ペニーマックのIPOの後、当社は、新規のドナー・アドバイザー・ファンドにその投資を6.1百万ユニットを拠出しました（以下「慈善寄付」といいます）。慈善寄付の公正価値は124百万ドルで、連結損益計算書の一般管理費に含まれています。慈善寄付に関連して、当社はまた、拠出された投資に関連する80百万ドルの非現金の営業外税引前利得及び約48百万ドルの税金ベネフィットを計上しました。

2013年12月31日現在、当社の残余持分（20%又は16百万株及びユニット）の帳簿価額及び公正価値は、それぞれ約127百万ドル及び273百万ドルでした。当社の持分の公正価値は、2013年12月31日のペニーマックの株価（レベル1のインプット）で反映されました。

## 注記12 借入金

### 短期借入金

2012年12月31日現在の短期借入金の帳簿価額には、2012年のリボルビング・クレジット・ファシリティに基づく100百万ドルが含まれていました。

2013年のリボルビング・クレジット・ファシリティ。2011年3月に当社は、契約期間5年の35億ドルの無担保リボルビング・クレジット・ファシリティ(以下「2011年のクレジット・ファシリティ」といいます)を締結しました。2012年3月には、2011年のクレジット・ファシリティに対して、満期日を1年延長して2017年3月とする変更が行われ、2012年4月には、コミットメント総額が37.85億ドルに引き上げられました(以下「2012年のクレジット・ファシリティ」といいます)。2013年3月には、当社のクレジット・ファシリティに対して、満期日を1年延長して2018年3月とする変更が行われ、コミットメント総額が39.90億ドルに引き上げられました(以下「2013年のクレジット・ファシリティ」といいます)。2013年のクレジット・ファシリティにより、当社は、貸手による与信の承認を条件として、10億ドルまでの追加的な借入枠を要請することが認められ、2013年のクレジット・ファシリティの全体的規模は、元本金額合計が49.90億ドルを超えない水準まで拡大しました。借入金残高に係る利息は、適用されるロンドン銀行間取引金利にスプレッドを加えた利率で発生します。2013年のクレジット・ファシリティは、当社に対して、最大レバレッジ比率(総債務から使用制限のない現金を控除した金額である純債務対利息、税金、減価償却費及び償却費控除前利益の比率)である3対1を超えないことを要求していますが、2013年12月31日現在で当該比率は1対1を下回っており、この要求は満たされていました。2013年のクレジット・ファシリティは、予備的な流動性を提供し、一般的な事業目的のための継続的な運転資本を調達し、様々な投資機会のための資金を調達します。2013年12月31日現在、当社には2013年のクレジット・ファシリティに基づく残高はありませんでした。

コマーシャル・ペーパー・プログラム。2009年10月14日にブラックロックはコマーシャル・ペーパー・プログラム(以下「CPプログラム」といいます)を設立し、これに基づき、いかなる時も発行済残高合計の上限を30億ドルとする条件で私募により無担保コマーシャル・ペーパー・ノート(以下「CPノート」といいます)を発行することが可能となりました。2011年5月13日にブラックロックは、CPプログラムに基づいて借り入れることのできる合計金額の上限を35億ドルに引き上げました。2012年5月17日にブラックロックは合計金額の上限を37.85億ドルに引き上げました。2013年4月にブラックロックは、私募により無担保CPノートを発行することが可能な最大合計金額を引き上げ、いかなる時も発行済残高合計の上限を39.90億ドルとしました。コマーシャル・ペーパー・プログラムは現在、2013年のクレジット・ファシリティによって支えられています。2013年及び2012年12月31日現在、ブラックロックはCPノートの残高を有していませんでした。

## 長期借入金

2013年12月31日現在、長期借入金の帳簿価額及び市場価格を用いて見積った公正価値の内訳は以下の通りでした。

(単位：百万ドル)	満期時の金額	ディスカウント の未償却分	帳簿価額	公正価値
満期2014年、利率3.50%の債券	1,000	—	1,000	1,029
満期2015年、利率1.375%の債券	750	—	750	759
満期2017年、利率6.25%の債券	700	(2)	698	812
満期2019年、利率5.00%の債券	1,000	(2)	998	1,140
満期2021年、利率4.25%の債券	750	(3)	747	799
満期2022年、利率3.375%の債券	750	(4)	746	745
長期借入金合計	4,950	(11)	4,939	5,284

2012年12月31日現在の長期借入金は、帳簿価額が56.87億ドル、2012年12月末の市場価格を用いて算定した公正価値が62.75億ドルでした。

2015年債券及び2022年債券。2012年5月、当社は元本金額合計15億ドルの無担保非劣後債を発行しました。これらの債券は、2つの別個のシニア債シリーズとして発行され、これには、2015年6月に満期が到来する利率1.375%の750百万ドルの債券（以下「2015年債券」といいます）、及び2022年6月に満期が到来する利率3.375%の750百万ドルの債券（以下「2022年債券」といいます）が含まれていました。正味受取金は、パークレイズ及び関連会社からブラックロックの普通株式及びシリーズB優先株式を買い戻すため、並びに全般的な事業目的のための資金として使用されました。2015年債券及び2022年債券に係る利息は年間それぞれ約10百万ドル及び25百万ドルで、2012年12月1日以降、毎年6月1日及び12月1日に半年ごとに支払われます。2015年債券及び2022年債券は、当社の選択に基づき、「メイクホール」償還価格でその全部又は一部を満期到来前にいつでも償還することが認められています。「メイクホール」償還価格とは、2015年及び2022年債券並びに関連証書の特定条件を前提として、(a)額面金額、及び(b)繰上償還のために支払われなくなる将来の支払額を、同等の米国国債を基準とした固定スプレッドで割り引いた現在価値のうち、いずれか大きい方の価格をいいます。2015年債券及び2022年債券は5百万ドルのディスカウントで発行され、当該金額は債券の存続期間にわたり償却されます。当社には約7百万ドルの債券発行費用が発生し、当該金額は2015年債券及び2022年債券のそれぞれの存続期間にわたり償却されます。2013年12月31日現在で5百万ドルの未償却債券発行費用が、連結財政状態計算書のその他の資産に含まれていました。

2013年債券及び2021年債券。2011年5月、当社は元本金額合計15億ドルの無担保非劣後債を発行しました。これらの債券は、2つの別個のシニア債シリーズとして発行され、これには、2021年5月に満期が到来する利率4.25%の債券750百万ドル、及び2013年5月に満期で返済された、変動利付債750百万ドル(以下「2013年変動利付債」といいます)が含まれていました。この募集による正味受取金は、メリルリンチ・アンド・カンパニー・インク(以下「メリルリンチ」といいます)の関連会社からブラックロックのシリーズB優先株式を買い戻すための資金として使用されました。2021年に満期が到来する4.25%の債券(以下「2021年債券」といいます)に係る利息は、2011年11月24日以降、毎年5月24日及び11月24日に半年ごとに支払われ、その額は年間約32百万ドルです。2021年債券は、当社の選択に基づき、「メイクホール」償還価格でその全部又は一部を満期到来前にいつでも償還することが認められています。2021年債券は4百万ドルのディスカウントで発行され、当該金額は債券の存続期間にわたり償却されます。これらの15億ドルの債券発行に伴い、当社には、約7百万ドルの債券発行費用が発生し、当該金額は債券それぞれの存続期間にわたり償却されます。2013年12月31日現在で3百万ドルの未償却債券発行費用が、連結財政状態計算書のその他の資産に含まれていました。

2011年5月に当社は、2013年変動利付債の発行と同時に、当該債務の将来キャッシュ・フローを1.03%の固定利率でヘッジするために、2013年に満期が到来する想定元本750百万ドルの金利スワップを締結しました。2013年度第2四半期にこの金利スワップは満期を迎え、2013年変動利付債は全額返済されました。

2012年、2014年及び2019年債券。2009年12月に当社は、元本金額合計25億ドルの無担保非劣後債を発行しました。これらの債券は、3つの別個のシニア債シリーズとして発行され、これには、2012年12月に返済された、5億ドルの利率2.25%の債券、2014年及び2019年12月に満期が到来する10億ドルの利率3.50%の債券及び10億ドルの利率5.0%の債券がそれぞれ含まれていました。この募集の正味受取金は、2009年12月1日にパークレイズからパークレイズ・グローバル・インベスターズ(以下「BGI」といいます)を取得する(以下「BGI取引」といいます)資金の一部を調達するために使用された、CPプログラムに基づく借入金を返済するため、及び全般的な事業目的のために使用されました。2014年債券及び2019年債券のそれぞれ年間約35百万ドル及び50百万ドルの利息は、毎年6月10日及び12月10日に半年ごとに後払いで支払われます。これらの債券は、当社の選択に基づき、「メイクホール」償還価格でその全部又は一部を満期到来前にいつでも償還することが認められています。これらの債券は全体で5百万ドルのディスカウントで発行され、当該金額は債券のそれぞれの存続期間にわたり償却されます。当社には、約13百万ドルの債券発行費用が発生し、当該金額は債券のそれぞれの存続期間にわたり償却されます。2013年12月31日現在で4百万ドルの未償却債券発行費用が、連結財政状態計算書のその他の資産に含まれていました。

2017年債券。2007年9月に当社は、2017年9月15日に満期が到来する、元本金額合計700百万ドル、利率6.25%のシニア無担保債非劣後債(以下「2017年債券」といいます)を発行しました。2017年債券による正味受取金の一部は、ケロスのファンド・オブ・ファンズ事業の取得に対する最初の支払いを賄うために使用され、残りは全般的な事業目的のために使用されました。利息は、毎年3月15日及び9月15日に半年ごとに後払いで支払われ、その額は年間約44百万ドルです。2017年債券は、当社の選択に基づき、「メイクホール」償還価格でその全部又は一部を満期到来前にいつでも償還することが認められています。2017年債券は6百万ドルのディスカウントで発行され、当該金額はその10年の存続期間にわたり償却されます。当社には、約4百万ドルの債券発行費用が発生し、当該金額は10年にわたり償却されます。2013年12月31日現在で2百万ドルの未償却債券発行費用が、連結財政状態計算書のその他の資産に含まれていました。

### 注記13 コミットメント及び偶発事象

#### オペレーティング・リースのコミットメント

当社は、2035年を期限とする契約に基づいて主たる事務所のスペースをリースしています。これらのオペレーティング・リースに基づく将来の最低コミットメント額は次の通りです。

(単位：百万ドル)

年度	金額
2014年	135
2015年	127
2016年	110
2017年	109
2018年	106
それ以後	699
合計	1,286

2013年、2012年及び2011年における、契約に基づくリース料及び一定の事務所設備費は、それぞれ137百万ドル、133百万ドル及び154百万ドルでした。

投資コミットメント。2013年12月31日現在、当社は、ファンド・オブ・プライベート・エクイティ・ファンズ、不動産ファンド、インフラファンド、オポチュニスティックファンド及び不良債権ファンドを含む自社投資ファンドに資金提供する、216百万ドルの様々な資本コミットメントを有していました。この金額からは、連結ファンド・オブ・ファンズが行った第三者の原ファンドに対する追加コミットメントは除外されています。これは、そうした連結ファンド・オブ・ファンズの各コミットメントに資金提供する法的義務を第三者の非支配持分保有者が負っているためです。一般に、これらのコミットメントの資金提供の時期は不確定であり、当該コミットメントの失効まではいつでも要求に応じて実行されます。これらの未実行のコミットメントは連結財政状態計算書には計上されていません。これらのコミットメントには、当社が承諾した、将来の潜在的なコミットメントで、まだ法的拘束力のないものは含まれていません。当社は、顧客のために、及び顧客と共に追加的な投資商品の資金を提供するために、追加的な資本コミットメントを随時行う意向です。

## 偶発事象

**条件付支払。** 当社は、一連のクレジット・デフォルト・スワップ取引でポートフォリオ・マネジャーを務めており、当社と相手方とのクレジット・デフォルト・スワップに基づき、最大17百万ドルの潜在的エクスポージャーを有しています。さらなる説明については注記7「デリバティブ及びヘッジ」を参照してください。

**事業の取得に関連する条件付支払。** クレディ・スイスETF取引に関連して、ブラックロックは、取得日後の7年間に特定の基準を達成することを条件として、毎年クレディ・スイスに条件付支払を行うことを要求されます。さらに、MGPA取引に関連して、ブラックロックは、取得日後の5年間に特定の基準を達成することを条件として、条件付支払を行うことを要求されます。2013年12月31日現在の条件付支払の公正価値は、連結財政状態計算書に対して重要な金額ではなく、その他の負債に含まれています。

**法的手続き。** ブラックロックは随時、特定の業界全体又はその他の調査や手続きに関連して、様々な米国連邦政府及び州政府、並びに国内外の規制当局から、召喚状又はその他の情報提供の要請を受けることがあります。こうした問い合わせには全面的に協力するのがブラックロックの方針です。当社及びその子会社の一部は、ブラックロックの活動に関連して発生した仲裁及びその他の訴訟を含む、様々な法的措置において被告となっております。加えて、当社が運用する一部のブラックロックの自社投資ファンドは提訴を受けており、そのいずれも、該当するファンドの投資リターンを毀損する可能性があり、又は結果として課せられる損害賠償に関して、当社が当該ファンドに賠償責任を負うことになる可能性があります。

経営者は、法律顧問と協議した結果、規制上の問題又は訴訟から賠償責任が発生したとしても、その総額がブラックロックの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローに重要な影響を与えることはないとして現在予想しています。しかしながら、係属中の事項又は発生の恐れのある事項が、将来の報告期間において、ブラックロックの経営成績、財政状態又はキャッシュ・フローに重要な影響を与えるかどうかに関する保証はありません。これらの事項の結果を取り巻く不確実性のために、経営者は、それらの事項から発生する可能性のある潜在的な損失額又は損失の範囲を合理的に見積ることができません。

**補償。** 通常の事業の過程において、又は特定の取得契約に関連して、ブラックロックは契約を締結し、その契約に従って、特定の状況下で第三者に補償することに合意することがあります。これらの補償条件は契約ごとに異なり、補償負債の金額は、もしあるとしても算定不可能であるか、または、補償責任が発生する可能性はほとんどないと考えられます。従って、連結財政状態計算書に負債は計上されていません。

有価証券貸付取引に関連して、ブラックロックは、借手が有価証券貸付契約に基づく義務を履行せず、かつ当該借手が差し入れた担保の債務不履行時の価額が、有価証券貸付契約に基づく当該借手の債務を補填するのに十分でない場合に発生する可能性のある損失について、特定の有価証券の貸手の顧客に対する一定の補償を発行します。2013年12月31日現在、当社は約1,183億ドルの有価証券貸付残高に関して一部の顧客に補償を提供していました。2013年12月31日現在、当社は、補償対象の貸付証券の担保として、合計1,246億ドルの現金及び有価証券を代理人として保有していました。これらの補償の公正価値は、2013年12月31日現在、重要な金額ではありませんでした。

## 注記14 株式に基づく報酬

株式に基づく報酬費用の内訳は以下の通りです。

(単位：百万ドル)	12月31日終了年度		
	2013年	2012年	2011年
株式に基づく報酬：			
制限付株式及びRSU	415	429	444
PNCが充当する市場の実績に基づくRSU	33	15	—
PNCが充当する長期インセンティブ制度	—	7	44
ストック・オプション	—	—	9
株式に基づく報酬合計	448	451	497

株式報奨及びインセンティブ制度。ブラックロック・インクの1999年の株式報奨及びインセンティブ制度（以下「報奨制度」といいます）の下では、ストック・オプション、制限付株式又はRSUの形で、付与日におけるブラックロックの普通株式の市場価格以上の行使価格で当社の普通株式を購入するオプションを、従業員及び従業員以外の取締役が付与することができます。報奨制度に基づいて発行が認められた普通株式は最大27,000,000株でした。この株式数のうち、2013年12月31日現在で3,304,834株が、将来の報奨のために利用可能です。従業員のストック・オプションの行使、制限付株式の発行又はRSUの権利確定の際に、当社は利用可能な範囲内で自己株式から株式を発行します。

制限付株式及びRSU。報奨制度の下では、特定の従業員に対して制限付株式及びRSUを付与することができます。制限付株式及びRSUのほぼすべてが1年から4年の期間内に権利確定し、当該報奨が実体として複数の報奨から成っているかのように、報奨の権利確定部分ごとに別々に、要求される勤務期間にわたり定額法を用いて費用処理されます。2009年より前には、当社は失効しない配当同等物の権利を伴う制限付株式及びRSUを授与していました。2009年以後に授与された制限付株式及びRSUは、配当同等物が報奨の権利確定前に失効することがあるため、EPS算定の目的上、参加型証券とはみなされていません。

2013年における制限付株式及びRSUの増減の要約は以下の通りです。

以下の日現在で未行使：	制限付株式及びRSU	付与日における 加重平均公正価値
2012年12月31日	5,620,835	197.90ドル
付与	1,660,532	234.75ドル
転換	(2,588,637)	204.09ドル
失効	(79,917)	204.12ドル
2013年12月31日(1)	4,612,813	207.94ドル

(1) 2013年12月31日現在、約4.4百万株の報奨の権利確定が見込まれ、0.2百万株の報奨が権利確定していますが転換されていません。

当社は制限付株式及びRSUを、ブラックロックの普通株式の価格に基づいて測定した付与日の公正価値で評価しています。2013年、2012年及び2011年に従業員に付与されたRSUの公正市場価値の合計額は、それぞれ390百万ドル、348百万ドル及び477百万ドルでした。2013年、2012年及び2011年に普通株式に転換されたRSUの公正市場価値の合計額は、それぞれ528百万ドル、297百万ドル及び553百万ドルでした。

2013年12月31日現在で残存するRSUの本源的価値は15億ドルであり、2013年12月31日の株価の終値316.47ドルを反映していました。

報奨制度に基づいて付与された報奨は、主に以下に関連していました。

#### 2011年

- ・付与日から3年間にわたり一定の比率に応じて権利確定する年間インセンティブ報酬の一部として従業員に付与された1,594,259口のRSU。
- ・2014年1月31日に一括して100%の権利が確定する、従業員向けの609,733口のRSU

#### 2012年

- ・付与日から3年間にわたり一定の比率に応じて権利確定する年間インセンティブ報酬の一部として従業員に付与された1,365,691口のRSU。
- ・2015年1月31日に一括して100%の権利が確定する、従業員向けの418,038口のRSU。

#### 2013年

- ・付与日から3年間にわたり一定の比率に応じて権利確定する年間インセンティブ報酬の一部として従業員に付与された1,172,381口のRSU。
- ・2016年1月31日に一括して100%の権利が確定する、従業員向けの370,812口のRSU。

2013年12月31日現在、権利未確定のRSUに関連する未認識の株式に基づく報酬費用は合計250百万ドルでした。この未認識の報酬費用は、0.7年の加重平均残存期間にわたって認識される予定です。

#### 2014年

2014年1月に当社は、報奨制度に基づき以下の報奨を付与しました。

- ・付与日から3年間にわたり一定の比率に応じて権利確定する年間インセンティブ報酬の一部として従業員に付与された1,022,295口のRSU。
- ・2017年1月31日に一括して100%の権利が確定する、従業員向けの287,963口のRSU。

市場の実績に基づくRSU。報奨制度の下では、特定の従業員に対して市場の実績に基づくRSUを付与することができます。市場の実績に基づくRSUでは、当該報奨の6年の期間内に、それぞれ別個の15%、25%及び35%の株価上昇目標の達成が要求されます。当該報奨は3つのトランシェに分割され、各トランシェは、所定の株価上昇目標が達成された場合に権利が確定します。各トランシェの適格引渡日は、付与日から4年、5年又は6年後の応当日です。従業員が権利確定日より前にブラックロックを退職した場合には、一部の報奨は失効します。当該報奨は、明示的な勤務期間又は市場の目標の達成が見込まれる期間のうち長い方である4年の勤務期間にわたり償却されます。市場の実績に基づくRSUは、配当同等物が報奨の権利確定前に失効することがあるため、参加型証券とはみなされません。2013年に当社は市場の実績に基づくRSUを付与しましたが、これは主に現在PNCが保有する株式で充当されます(下記の「PNCが充当する長期インセンティブ制度」を参照してください)。

2013年における市場の実績に基づくRSUの増減の要約は以下の通りです。

以下の日現在の残高	市場の業績に基づくRSU	付与日における加重平均公正価値
2012年12月31日	575,532	115.03ドル
付与	556,581	126.76ドル
2013年12月31日(1)	1,132,113	120.80ドル

(1) 2013年12月31日現在、約1.1百万口の報奨の権利確定が見込まれ、権利確定した報奨も転換された報奨もありませんでした。

2013年12月31日現在、権利未確定の市場の実績に基づく報奨に関連する未認識の株式に基づく報酬費用は合計88百万ドルでした。この未認識の報酬費用は、2.6年の加重平均残存期間にわたって認識される予定です。

当該報奨の付与日における公正価値は、2013年及び2012年ともに71百万ドルでした。公正価値は、以下の仮定を用いてモンテカルロ・シミュレーションで算定されました。

付与年	無リスク 利率	実績期間	予想株価 ボラティリティ	予想配当 利回り
2012年	1.21%	6年	33.63%	2.99%
2013年	1.05%	6年	25.85%	2.89%

当社の予想株価ボラティリティの仮定は、ブラックロックの普通株式の過去の株価変動の平均及び付与日におけるインプライド・ボラティリティに基づいていました。配当利回りの仮定は、予想期間にわたる配当見積額及び付与日の株価を用いて算出されました。無リスク利率は付与日における米国国債の利回りに基づいています。

2014年1月に当社は、報奨制度に基づき315,961口の市場の実績に基づくRSUを付与しました。

**PNCが充当する長期インセンティブ制度。** PNCは、特定のブラックロックの長期インセンティブ制度（以下「LTIP」といいます）に充当するために、株式譲渡契約に基づき、PNCが保有する最大4百万株のブラックロックの株式を提供することを確約しました。現在の株式譲渡契約は、残存する確約済みの株式に充当するために、ブラックロックのシリーズC無議決権参加型優先株式を提供することをPNCに確約させています。2012年12月31日現在で約2.5百万株の株式がPNCによって譲渡されました。2013年1月に、さらに0.2百万株の株式が譲渡されました。

2013年12月31日現在でPNCが確約した残りの株式の約1.3百万株が、将来の長期インセンティブ報奨に充当するために利用可能でした。

ストック・オプション。1999年から2007年までの期間に報奨制度に基づいて特定の従業員に対してストック・オプションが付与されました。付与されたオプションは、有効期間が10年で、2年から5年の期間にわたり一定の比率に応じて権利確定し、権利確定時に行使可能となるものでした。当社は、2007年1月の付与(2011年9月29日に権利確定)より後にストック・オプションを付与していません。2013年のストック・オプションの増減の要約は以下の通りです。

以下の日現在の残高	オプションの対象株式数	加重平均行使価格
2012年12月31日	1,099,909 株	167.76ドル
行使	(168,151)株	167.76ドル
2013年12月31日(1)	931,758 株	167.76ドル

(1) 2013年12月31日現在ですべてのオプションが権利確定していました。2013年、2012年及び2011年12月31日終了年度に行使されたオプションの本源的価値合計は、それぞれ19百万ドル、157百万ドル及び13百万ドルでした。

2013年12月31日現在、未行使で行使可能なストック・オプションは以下の通りです。

行使価格	未行使で行使可能なオプション			
	未行使の オプション	加重平均 残存期間	加重平均 行使価格	行使可能株式の 本源的価値合計
167.76ドル	931,758口	3.09年	167.76ドル	139百万ドル

2013年12月31日現在、当社には、権利未確定のストック・オプションに関連して残存する未認識の株式に基づく報酬費用はありませんでした。

従業員株式購入制度(以下「ESPP」といいます)。ESPPは、適格従業員が各3ヶ月の募集期間の最終日に公正市場価格の95%で当社の普通株式を購入することを認められる制度です。ASC 718-10「報酬 - 株式報酬」に従い、当社は、ESPPに基づく従業員の株式購入に関連する報酬費用を計上していません。

## 注記15 従業員給付制度

### 繰延報酬制度

**任意繰延報酬制度。**当社は、加入者が自身の現金の年間インセンティブ報酬のうち1%から100%の繰延を選択することを認める任意繰延報酬制度（以下「VDCP」といいます）を採用しています。加入者は、繰り延べた年から10年までの繰延期間を指定しなければなりません。当社は、この制度の加入者に代わってラビ・トラストを設定することにより、この債務の資金を提供しています。

VDCPのために設定されたラビ・トラストは、2013年及び2012年12月31日現在でそれぞれ総額65百万ドル及び59百万ドルの資産を有し、連結財政状態計算書の投資に反映されています。この投資は、売買目的及びその他の投資として分類されています。これに対応する負債残高は、2013年及び2012年12月31日現在、それぞれ64百万ドル及び60百万ドルであり、連結財政状態計算書において未払報酬及び給付に反映されています。未実現の増価又は減価を含む、ラビ・トラストの損益は営業外利益（費用）に反映され、これに対応する負債の変動は連結損益計算書において従業員報酬及び給付費用に反映されています。

**その他の繰延報酬制度。**当社は、特定の従業員に対して繰延報酬及びリテンション・インセンティブを提供するために追加的な報酬制度を設けています。これらの制度の場合、権利確定時に現金で分配される繰延金額の最終価額は、特定の投資ファンドの投資リターンに結び付いています。2013年及び2012年12月31日現在、これらの制度に係る負債はそれぞれ100百万ドル及び77百万ドルで、連結財政状態計算書において未払報酬及び給付に反映されています。2014年1月に当社は、投資リターンに応じて変動し、付与日から3年間にわたり一定の比率に応じて権利確定する追加的な繰延報酬を約100百万ドル付与しました。

### 確定拠出制度

**ブラックロックの退職貯蓄制度。**特定の当社従業員はブラックロックの退職貯蓄制度（以下「BRSP」といいます）に加入しています。従業員は、当該制度が規定し、米国内国歳入法（以下「IRC」といいます）による制限を受ける適格報酬の最大8%を拠出し、当社は同額の50%で拠出します。これに加え、当社は適格報酬の3%から5%に相当する年間退職拠出を適格加入者に対して継続的に行っています。2013年、2012年及び2011年において、BRSPに関連する当社の費用は、それぞれ63百万ドル、59百万ドル及び43百万ドルでした。

**ブラックロック・グループ個人年金制度。**当社の完全所有子会社であるブラックロック・インベストメント・マネジメント（英国）リミテッド（以下「BIM」といいます）は、BIMの全従業員を対象とする確定拠出制度であるブラックロック・グループ個人年金制度に拠出しています。BIMは、各従業員の適格報酬の6%から15%を拠出しています。2013年、2012年及び2011年において、この制度に係る費用はそれぞれ29百万ドル、27百万ドル及び26百万ドルでした。

**確定給付制度。**当社は日本及びドイツに複数の確定給付年金制度を有しています。ドイツの確定給付制度に基づくすべての未払給付は現在凍結されており、またこの制度は新規加入者を受け入れていません。ドイツの制度に基づく加入者の給付は、昇給又は勤続年数の増加に応じて変動することはありません。2013年及び2012年12月31日現在、これらの制度の制度資産は、それぞれ約22百万ドルおよび21百万ドルでした。2013年12月31日現在で積立超過の債務及び2012年12月31日現在で積立不足の債務は重要な金額ではありませんでした。今後5年間の給付支払及びその後5年間の総額は重要な金額でないと見込まれています。

日本の確定給付制度(以下「日本の制度」といいます)の制度資産は、持分証券、債務証券及びその他の投資の組合せを使用して、資産価値を保全し、リスクを分散化し、投資リターン・ベンチマークの目標を達成するトータル・リターン投資の手法を用いて投資されています。投資戦略及び資産配分は、制度負債及び当該制度の積立状況を考慮して決定されます。投資パフォーマンス及び資産配分は継続的に測定され、監視されています。当該制度資産の現在の配分目標は、米国及び国際的な持分証券が22%、米国及び国際的な固定利付証券が76%、並びにその他が2%となっています。次表は、2013年及び2012年12月31日現在の日本の制度の制度資産の公正価値を資産区分別に示したものです。同表はまた、各区分の資産の公正価値を決定するために使用されたインプットのレベルも表示しています。

(単位:百万ドル)	活発な市場における 同一の資産の 相場価格 (レベル1)	重要な他の観察可 能なインプット (レベル2)	合計
2013年12月31日現在			
持分証券	6	—	6
固定利付証券	—	13	13
制度資産の公正価値	6	13	19
2012年12月31日現在			
持分証券	9	—	9
固定利付証券	—	9	9
制度資産の公正価値	9	9	18

#### 退職後給付制度

当社は、英国及び米国において、限定された従業員集団に対して退職後医療給付を提供しています。これらの非積立型の各制度に係る給付債務累計額は、2013年及び2012年12月31日現在でいずれも重要ではなく、連結財政状態計算書の未払報酬及び給付に含まれていました。2013年、2012年及び2011年において、これらの給付に係る費用は重要な金額ではありませんでした。

#### 注記16 関連当事者取引

##### 関連当事者の決定

PNC。当社は、PNCによるブラックロックの株式資本の所有水準に基づき、同社をその関連会社とともに関連当事者とみなしています。2013年12月31日現在、PNCは、当社の議決権付普通株式の約20.9%を所有し、株式資本全体の約21.9%を保有していました。

登録投資会社及び持分法適用投資。当社は、当社がアドバイザーを行う関係にあることから、ミューチュアル・ファンドや上場ファンドを含む、当社が運営する登録投資会社を関連当事者とみなしています。加えて、被投資会社の財務及び経営の方針に対する当社の影響力に基づき、ASC 850-10「関連当事者の開示」(以下「ASC 850-10」といいます)に従って、持分法適用投資も関連当事者とみなしています。

パークレイズ。当社は、2012年5月におけるパークレイズによる当社株式の売出前の同社による株式資本の所有水準に基づき、ASC 850-10に従って、同社をその関連会社とともに関連当事者とみなしていました。2012年12月31日現在、パークレイズは当社の株式資本を一切所有しておらず、関連当事者とはみなされていません。

#### 関連当事者からの収益

当社がこれら及びその他の関連当事者に提供したサービスに係る収益は以下の通りです。

	12月31日終了年度		
	2013年	2012年	2011年
(単位：百万ドル)			
投資顧問、管理報酬及び有価証券貸付収益：			
PNC及び関連会社	5	4	4
パークレイズ及び関連会社	—	5	14
登録投資会社 / 持分法適用被投資会社	5,986	5,283	5,282
その他	—	—	3
投資顧問、管理報酬及び有価証券貸付収益合計	5,991	5,292	5,303
投資顧問パフォーマンス報酬	185	120	54
ブラックロック・ソリューションズ及びアドバイザー：			
PNC及び関連会社	7	7	6
持分法適用被投資会社	11	13	15
その他	5	3	—
ブラックロック・ソリューションズ及びアドバイザー合計	23	23	21
その他の収益：			
PNC及び関連会社	3	3	3
パークレイズ及び関連会社	—	11	35
持分法適用被投資会社	58	52	15
その他の収益合計	61	66	53
関連当事者からの収益合計	6,260	5,501	5,431

当社は、自身のオープン・エンド型及びクローズド・エンド型ファンド並びにその他のコミングル・ファンド又はブルド・ファンド、並びに関連当事者が投資する分離勘定に対して、投資顧問及び管理サービスを提供しています。また当社は、AUMに基づく報酬を対価として、パークレイズ、PNC及びその関連会社にも投資顧問及び管理サービスを提供しています。さらに当社は、PNCに対してリスク管理サービスを提供しています。当社は、投資顧問及び管理報酬を返還額控除後で計上しています。

## 関連当事者との取引に係る費用総額

連結損益計算書に計上された、関連当事者との取引に係る費用総額は以下の通りです。

(単位：百万ドル)	12月31日終了年度		
	2013年	2012年	2011年
関連当事者に係る費用：			
販売及びサービス費用			
PNC及び関連会社	2	3	3
パークレイズ及び関連会社	—	1	2
販売及びサービス費用合計	2	4	5
直接ファンド費用			
パークレイズ及び関連会社	—	4	8
直接ファンド費用合計	—	4	8
一般管理費			
パークレイズ及び関連会社	—	5	15
その他の登録投資会社	50	49	42
その他(1)	—	33	3
一般管理費合計	50	87	60
関連当事者に係る費用合計	52	95	73

(1) 2012年の金額には、当社の銀行が運用する短期投資ファンド(以下「STIF」といいます)の一部に対する拠出に関連して300万ドルの一時的な税引前費用が含まれていました。

### パークレイズ及びPNCとの特定の契約及び取決め

PNC。2009年2月27日にブラックロックは、PNCとの間で修正後実行及び株主契約並びに第3回修正株式譲渡契約を締結しました。さらなる説明については注記19「株式資本」を参照してください。

従前の契約に関連する、PNCとの修正後株主契約に含まれる変更は、特に、(i)「公正市場価格」、「所有上限」、「所有比率」、「所有基準値」及び「主要株主」の定義の修正、並びに(ii)シリーズB優先株式及びシリーズC優先株式を組み込むための、同契約中の他の一部条項の修正又は補足でした。

PNCとの株式譲渡契約の修正は、株式譲渡契約の適用対象となる普通株式をシリーズC優先株式に置き換えることを定めたものでした。

2009年6月には、BGI取引に関連して、PNCとの修正後株主契約に対して一定の追加的な修正が行われました。

PNCとの修正後株主契約の変更は、特に、(i)「所有上限」及び「所有基準値」の定義を修正し、(ii)シリーズD参加型優先株式を組み込むために、同契約中の一部の他の定義及び条項を修正又は補足し、(iii)PNCとの修正後株主契約に定められたいずれの譲渡制限条項も、BGI取引のための資金調達の一環としてPNCが買い付けた株式には適用されないことを定め、(iv)ブラックロックの取締役会の構成に関する条項を修正し、(v)PNCとの修正後株主契約は、(A)PNCとの修正後株主契約の5年後の応当日と、(B)同契約に定められた一定の他の条件を前提として、PNC及びその関連会社がブラックロックの発行済株式資本の5%未満の受益所有者となった最初の日の、いずれか遅い方に終了することを定めるものでした。

パークレイズ。ブラックロックは、BGIの取得の完了に関連して、2009年12月1日付でパークレイズ及びパークレイズBRホールディングスS.a.r.l.(以下「BRホールディングス」といい、パークレイズと併せて「パークレイズ関係者」といいます)と株主契約(以下「パークレイズとの株主契約」といいます)を締結しました。パークレイズとの株主契約の条件に基づき、パークレイズ関係者は、特に、自身及び自身の関連会社が所有するブラックロックの普通株式及び優先株式に関する一定の譲渡及び議決権の制限、パークレイズ関係者及びその関連会社がブラックロックの普通株式及び優先株式を追加取得する能力への制限、並びにその他の一定の制限に合意しました。パークレイズとの株主契約は2012年5月29日に終了しました。

加えて、パークレイズ及びその一部の関連会社は、ブラックロックの一部の投資ファンドのために特定のインデックスの使用を提供すること、及び顧客の有価証券の貸付に関連する潜在的損失に関して顧客に有償で補償を提供することについて当社と契約を交わしました。2012年5月31日に終了した5ヶ月間並びに2011年12月31日終了年度において、これらの契約に関して発生した報酬はそれぞれ9百万ドル及び18百万ドルであり、直接ファンド費用及び一般管理費に計上されました。

**関連当事者に対する債権及び債務。**2013年及び2012年12月31日現在の関連当事者に対する債権は、連結財政状態計算書のその他の資産に含まれ、それぞれ74百万ドル及び77百万ドルであり、主として、ブラックロックが提供した投資顧問及び管理サービスに係る債権、並びにブラックロックが管理する特定の投資商品から発生したその他の債権でした。2013年及び2012年12月31日現在の関連当事者に対する債権には、特定のファンドに対する債権それぞれ60百万ドル及び68百万ドルが含まれていました。

2013年及び2012年12月31日現在の受取債権には、投資顧問及び管理サービスに関する、iシェアーズを含むブラックロックのミューチュアル・ファンドに対する債権に関連した、それぞれ745百万ドル及び629百万ドルが含まれていました。

連結財政状態計算書のその他の負債に含まれる関連当事者に対する債務は、2013年及び2012年12月31日現在それぞれ13百万ドル及び14百万ドルであり、主として、ブラックロックが管理する特定の投資商品に対する債務でした。

[前へ](#)      [次へ](#)

## 注記17 所要自己資本

当社は、多数の管轄地域において規制対象となる特定の子会社の自己資本を維持することを要求されます。この一部は、当該子会社又は管轄地域において現金及び現金同等物の投資を保持することによって維持されています。この結果、当社の当該子会社は、異なる管轄地域間において及びその親会社に対して現金を移転する能力が制限されることがあります。加えて、米国本国への送金を含む、国際的な管轄地域間の現金の移転は、不利な税効果をもたらすことがあるために妨げられる可能性があります。

**銀行業の規制上の要求事項。** 当社の完全所有子会社であるブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニーN.A.(以下「BTC」といいます)は、権限が信託業務に限定される国法銀行として認可されています。BTCは、米国通貨監督庁が所管する規制上の所要自己資本の適用対象となっています。最低所要自己資本を満たせなかった場合、規制当局による特定の強制的措置や、場合によっては追加の裁量的措置が開始する可能性があります。開始した場合には連結財務諸表に直接的かつ重要な影響を及ぼす可能性があります。自己資本の充実に係るガイドライン及び迅速な是正措置に関する規制上の枠組みの下で、BTCは、規制上の会計実務に基づいて算定された、BTCの資産、負債及び一定のオフバランス項目の定量的測定を伴う、特定の自己資本のガイドラインを満たさなければなりません。またBTCの自己資本の金額及び分類は、構成要素、リスク加重及びその他の要素について規制当局の定性的判断の対象にもなります。

自己資本の充実にするために規制当局が確立した定量的測定基準は、BTCに対して、最低Tier1資本及びTier1レバレッジ比率に加え、Tier1リスクベース自己資本比率及び総リスクベース自己資本比率を維持することを要求しています。BTCの算定に基づき、2013年及び2012年12月31日現在、同社は適用される所要自己資本を上回っていました。

(単位:百万ドル)	実際		自己資本の充実に目的上		迅速な是正措置の規定に基づく充実に自己資本	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
2013年12月31日現在						
総自己資本(対リスク加重資産)	660	112.7%	47	8.0%	59	10.0%
Tier1自己資本(対リスク加重資産)	660	112.7%	23	4.0%	35	6.0%
Tier1自己資本(対平均資産)	660	63.4%	42	4.0%	52	5.0%
2012年12月31日現在						
総自己資本(対リスク加重資産)	633	99.1%	51	8.0%	64	10.0%
Tier1自己資本(対リスク加重資産)	633	99.1%	26	4.0%	38	6.0%
Tier1自己資本(対平均資産)	633	49.7%	51	4.0%	64	5.0%

**ブローカー-ディーラー。** ブラックロック・インベストメンツ・エルエルシー及びブラックロック・エグゼキューション・サービスは、登録ブローカー-ディーラーであり、ブラックロックの完全所有子会社です。これらは一定の最低自己資本水準の維持を要求する1934年証券取引所法に基づく統一所要自己資本の対象です

所要自己資本。2013年及び2012年12月31日現在、当社は、BTC、英国の金融行為監督機構及び健全性監督機構による規制を受ける事業体及び当社のブローカー-ディーラーを含む特定の規制対象子会社において、それぞれ約11億ドル及び12億ドルの自己資本を維持することを要求されていましたが、適用されるすべての規制上の最低所要自己資本を遵守していました。

#### 注記18 その他の包括利益(損失)累計額

以下の表は、2013年のAOCIの変動を構成要素ごとに表示しています。

(単位:百万ドル)	売却可能投資に係る未実現利得 (損失)	給付制度	為替換算調整	合計(1)
2012年12月31日現在	16	(4)	(71)	(59)
組替前のその他の包括利益(損失)(2)	4	10	23	37
AOCIから組み替えられた金額(3)	(13)	-	-	(13)
2013年のその他の包括利益(損失)純額	(9)	10	23	24
2013年12月31日現在	7	6	(48)	(35)

(1) すべて税効果考慮後の金額です。

(2) 2013年の税金ベネフィット(費用)は重要な金額ではありませんでした。

(3) 2013年の税金ベネフィット(費用)は重要な金額ではありませんでした。AOCIから組み替えられた税引前の金額は、連結損益計算書の投資に係る純利得(損失)に含まれていました。

#### 注記19 株式資本

授権株式資本。2013年及び2012年12月31日現在、額面0.01ドルのブラックロックの授権普通株式数は500,000,000株でした。2013年及び2012年12月31日現在、ブラックロックの額面0.01ドルのシリーズA無議決権参加型優先株式(以下「シリーズA優先株式」といいます)の授権株式数は20,000,000株でした。2013年及び2012年12月31日現在、ブラックロックの額面0.01ドルのシリーズB無議決権参加型優先株式(以下「シリーズB優先株式」といいます)の授権株式数は150,000,000株でした。2013年及び2012年12月31日現在、ブラックロックの額面0.01ドルのシリーズC無議決権参加型優先株式(以下「シリーズC優先株式」といいます)の授権株式数は6,000,000株でした。2013年及び2012年12月31日現在、ブラックロックの額面0.01ドルのシリーズD無議決権参加型優先株式(以下「シリーズD優先株式」といいます)の授権株式数は20,000,000株でした。

2011年5月のパークレイズの売却及び転換。2011年5月に、パークレイズが所有していた2,356,750株のシリーズB優先株式が、その処分時に自動的に普通株式に転換されました。

2011年6月のバンク・オブ・アメリカとの株式買戻契約。2011年6月1日にブラックロックは、25.45億ドル(1株当たり187.65ドル)で、バンク・オブ・アメリカの残存所有持分である13,562,878株のシリーズB優先株式の買戻しを終了しました。

2011年9月の機関投資家の資本交換。2011年9月に機関投資家が2,860,188株のシリーズB優先株式を普通株式に交換しました。

2011年9月のPNCによる出資。2011年9月にPNCは、PNCとブラックロックとの間の株式譲渡契約に従い、LTIPの報奨の一部に充当するために、ブラックロックのシリーズC優先株式約1.3百万株をブラックロックに譲渡しました。

2012年5月のパークレイズによる売却及び資本交換。ブラックロックは、1株当たり160.00ドルの価格による、パークレイズ所有の普通株式26,211,335株の売出を完了しました。これには、パークレイズの子会社によるシリーズB優先株式の転換により発行された23,211,335株の普通株式が含まれています。

この売出の完了時に、ブラックロックは、一般に公表した株式買戻プログラムとは別に、6,377,552株(6,346,036株のシリーズB優先株式及び31,516株の普通株式から成ります)を1株当たり156.80ドルの価格でパークレイズから直接買い戻しました。売出で2,621,134株の追加株式を買い付ける引受会社のオプションを全面的に行使したことを含め、この取引は合計で35,210,021株となり、その結果、パークレイズはブラックロックの所有ポジションをすべて手放しました。

2012年5月のPNCによる資本交換。2012年5月にPNCは2,000,000株のシリーズB優先株式を同数の普通株式に交換しました。

その他の変動。2012年9月及び10月に、それぞれ593,786株及び2,594,070株のシリーズB優先株式が、同数の普通株式に転換されました。

2013年1月のPNCによる出資。2013年1月にPNCは、PNCとブラックロックとの間の株式譲渡契約に従い、LTIPの報奨の一部に充当するために、ブラックロックのシリーズC優先株式205,350株をブラックロックに譲渡しました。

普通株式及び優先株式/RSUの現金配当。2013年、2012年及び2011年に当社は、それぞれ1株当たり6.72ドル(1,168百万ドル)、1株当たり6.00ドル(1,060百万ドル)及び1株当たり5.50ドル(1,014百万ドル)の現金配当を支払いました。

株式買戻しの承認。2013年1月に取締役会は、ブラックロックの普通株式を10.2百万株まで買い戻すことを可能にするため、当社の現行の株式買戻プログラムに基づく買戻可能数の引き上げを承認しました。2013年に当社は、株式買戻プログラムに基づき、公開市場取引で3.7百万株の普通株式を約10億ドルで買い戻しました。2013年12月31日現在、買戻しを承認された株式数のうち6.5百万株分が残っていました。

当社の発行済社外流通普通株式及び優先株式、並びに関連する増減の内訳は以下の通りです。

	発行済株式数				
	普通株式	エスクロー口座の普通株式	自己株式の普通株式	シリーズB優先株式	シリーズC優先株式
2010年12月31日現在	131,923,624	(3,603)	(703,460)	57,108,553	2,866,439
シリーズB優先株式の普通株式への交換	5,216,938	—	—	(5,216,938)	—
株式の買戻し	—	—	(618,000)	(13,562,878)	—
従業員株式取引及び転換社債の転換に関連する普通株式の正味発行数	2,739,818	—	(92,182)	—	—
PNCによるLTIPのための出資	—	—	—	—	(1,349,202)
2011年12月31日現在	139,880,380	(3,603)	(1,413,642)	38,328,737	1,517,237
シリーズB優先株式の普通株式への交換	31,159,513	—	—	(31,159,513)	—
株式の買戻し	(31,516)	—	(2,726,600)	(6,346,036)	—
従業員株式取引に関連する普通株式の正味発行数	247,411	—	1,763,361	—	—
エスクロー口座からの普通株式の引き出し	(3,603)	3,603	—	—	—
2012年12月31日現在	171,252,185	—	(2,376,881)	823,188	1,517,237
株式の買戻し	—	—	(3,689,845)	—	—
従業員株式取引に関連する普通株式の正味発行数	—	—	1,404,229	—	—
PNCによるLTIPのための出資	—	—	—	—	(205,350)
2013年12月31日現在	171,252,185	—	(4,662,497)	823,188	1,311,887

	社外流通株式数		
	普通株式	シリーズB優先株式	シリーズC優先株式
2010年12月31日現在	131,216,561	57,108,553	2,866,439
シリーズB優先株式の普通株式への交換	5,216,938	(5,216,938)	—
株式の買戻し	(618,000)	(13,562,878)	—
従業員株式取引及び転換社債の転換に関連する普通株式の正味発行数	2,647,636	—	—
PNCによるLTIPのための出資	—	—	(1,349,202)
2011年12月31日現在	138,463,135	38,328,737	1,517,237
シリーズB優先株式の普通株式への交換	31,159,513	(31,159,513)	—
株式の買戻し	(2,758,116)	(6,346,036)	—
従業員株式取引に関連する普通株式の正味発行数	2,010,772	—	—
エスクロー口座からの普通株式の引き出し	—	—	—
2012年12月31日現在	168,875,304	823,188	1,517,237
株式の買戻し	(3,689,845)	-	-
従業員株式取引に関連する普通株式の正味発行数	1,404,229	-	-
PNCによるLTIPのための出資	-	-	(205,350)
2013年12月31日現在	166,589,688	823,188	1,311,887

## 注記20 リストラクチャリング費用

2011年に当社は世界全体で人員を約3.4%削減しました。この措置は、業務の合理化、競争力の強化及び資産運用市場における当社の地歩の強化に向けたコスト削減の取り組みの結果でした。当社は、2011年に税引前リストラクチャリング費用約32百万ドル(税引後22百万ドル)を計上しました。この費用は、退職金及び関連する再就職斡旋費用24百万ドル、並びに従前に付与した株式に基づく報酬制度の報奨に係る加速償却に関連する費用8百万ドルから成っていました。

次表は、連結財政状態計算書のその他の負債に含まれる、当社のリストラクチャリング負債の推移を示しています。

(単位：百万ドル)	
2010年12月31日現在の負債(1)	2
追加	32
現金支払額	(8)
株式に基づく報奨の加速償却	(8)
2011年12月31日現在の負債	18
現金支払額	(17)
2012年12月31日現在の負債	1
その他の調整	(1)
2013年12月31日現在の負債	-

(1) 2009年に計上された22百万ドルの税引前リストラクチャリング費用に関連する2010年12月31日現在の負債の額。

## 注記21 法人所得税

2013年、2012年及び2011年の法人所得税費用の構成要素は以下の通りです。

(単位：百万ドル)	2013年	2012年	2011年
当期法人所得税費用：			
連邦	869	856	693
州及び地方	39	49	54
外国	307	186	186
正味当期法人所得税費用合計	1,215	1,091	933
繰延法人所得税費用(ベネフィット)：			
連邦	(68)	4	52
州及び地方	13	13	(112)
外国	(138)	(78)	(77)
正味繰延法人所得税費用(ベネフィット)合計	(193)	(61)	(137)
法人所得税費用合計	1,022	1,030	796

法人所得税費用は、非支配持分に帰属する当期純利益(損失)控除後の税引前利益に含まれる以下の構成要素に基づいていました。

(単位:百万ドル)	2013年	2012年	2011年
国内	2,814	2,690	2,397
外国	1,140	798	736
合計	3,954	3,488	3,133

外国の税引前利益には、英国、ルクセンブルグ、カナダ及びオランダなど、その法定税率が米国連邦法定税率である35%よりも低い国が含まれています。

適用される35%の連邦法人税率で算定した予想連邦法人所得税費用に対する法人所得税費用の調整は以下の通りです。

(単位:百万ドル)	2013年	%	2012年	%	2011年	%
法定税率で算定した法人所得税費用	1,383	35%	1,221	35%	1,097	35%
以下の項目による法人所得税費用の増加(減少):						
州税及び地方税(連邦ベネフィット控除後)	39	1	49	2	59	2
外国税、州税及び地方税の税率変更による繰延税金への影響額	(69)	(2)	(50)	(2)	(188)	(6)
外国税の税率の影響額	(329)	(8)	(221)	(5)	(197)	(6)
その他	(2)	—	31	—	25	—
法人所得税費用	1,022	26%	1,030	30%	796	25%

繰延税金は、資産又は負債の税務基準額と連結財務諸表における報告金額との一時差異の効果に対して計上されます。これらの一時差異により、将来の年度において課税対象又は損金算入可能となる金額が発生します。

繰延税金資産及び負債の構成要素は以下の通りです。

(単位：百万ドル)	12月31日現在	
	2013年	2012年
繰延税金資産：		
報酬及び給付	345	355
未実現投資損失	99	71
繰越欠損金	42	81
外国繰越税額控除	28	-
その他	290	222
繰延税金資産総額	804	729
控除：繰延税金に係る評価性引当額	(48)	(95)
評価性引当額控除後の繰延税金資産	756	634
繰延税金負債：		
のれん及び取得した耐用年数を確定できない無形資産	5,594	5,656
取得した耐用年数を確定できる無形資産	110	158
その他	133	109
繰延税金負債総額	5,837	5,923
繰延税金（負債）純額	(5,081)	(5,289)

繰延税金資産及び負債は、同一の課税管轄地域に関連する場合には純額で計上されます。2013年12月31日現在、当社は、連結財政状態計算書において繰延税金資産（その他の資産として）及び繰延税金負債をそれぞれ4百万ドル及び5,085百万ドル計上しました。2012年12月31日現在、当社は、連結財政状態計算書において繰延税金資産（その他の資産として）及び繰延税金負債をそれぞれ4百万ドル及び5,293百万ドル計上しました。

2013年には、英国で制定された税法及び国内の州税法の変更により、一部の繰延税金負債の再評価に関連する69百万ドルの非現金ベネフィット純額が発生しました。2012年には主に、英国で制定された税法、並びに当社の組織構成の変化に起因する州税及び地方税の税効果により、一部の繰延税金負債の再評価に関連する50百万ドルの非現金ベネフィット純額が発生しました。

当社は、入手可能な証拠の評価に基づく、繰延税金資産が実現する可能性の方が高いという当社の結論を反映して、2013年及び2012年12月31日現在、未実現投資損失に関連するそれぞれ約99百万ドル及び71百万ドルの繰延税金資産を有していました。米国連邦税上の実現したキャピタル・ロスは、3年間の繰戻し及び5年間の繰越しが可能であり、連邦税上の実現したキャピタル・ゲインと相殺することが認められています。当社は、未実現損失が回復するまでの十分な期間にわたり特定の固定利付証券を保有し、未実現キャピタル・ロスを相殺するのに十分な将来のキャピタル・ゲインを生み出すことを見込んでいます。

2013年及び2012年12月31日現在、当社は、それぞれ935百万ドル及び842百万ドルの州税上の繰越欠損金を利用可能でしたが、これは2017年から失効し始めます。2013年12月31日及び2012年12月31日現在、当社は、それぞれ109百万ドル及び152百万ドルの外国の繰越欠損金を有していましたが、このうち11百万ドルは2017年から失効し始め、それ以外は無期限に繰り越されます。2013年12月31日現在、当社は、法人所得税の目的上、28百万ドルの外国の繰越税額控除を有していましたが、これは2023年に失効し始めます。

2013年及び2012年12月31日現在、当社は、繰延税金資産に対する評価性引当額としてそれぞれ48百万ドル及び95百万ドルを連結財政状態計算書に計上していましたが、評価性引当額の前年比の減少は主に、繰越欠損金の実現及び特定の外国の繰延税金資産に関連していましたが、これは2023年に失効し始めます。

ケロス取引に関連して計上されたのれんは、当期において、税務上損金算入可能なのれんにより実現した税金ベネフィットの金額分だけ減額されました。さらなる説明については注記9「のれん」を参照してください。

当期法人所得税は、同一の課税管轄地域に関連する場合、連結財政状態計算書において純額で計上されています。2013年12月31日現在、当社は、それぞれ89百万ドル及び168百万ドルの当期末収法人所得税及び未払法人所得税を、それぞれその他の資産並びに支払債務及び未払費用に計上していましたが、2012年12月31日現在、当社は、それぞれ102百万ドル及び121百万ドルの当期末収法人所得税及び未払法人所得税を、それぞれその他の資産並びに支払債務及び未払費用に計上していましたが、これは2023年に失効し始めます。

当社は、基本的に恒久的に継続する在外子会社への投資の税務基準額に対する財務報告の超過額に対して繰延税金を計上していません。2013年及び2012年12月31日現在の当該超過額は、合計でそれぞれ3,074百万ドル及び2,125百万ドルでした。当該超過額に対する追加的な繰延税金については、仮定に基づく計算に関連する複雑性により実行不可能であるためその算定を行っていません。

次の調整表は未認識税金ベネフィット総額の合計を表示しています。

(単位：百万ドル)	12月31日終了年度		
	2013年	2012年	2011年
1月1日現在の残高	404	349	307
過年度の税務ポジションに係る増加	11	4	22
過年度の税務ポジションに係る減少	(5)	(1)	(1)
当年度に関連する税務ポジションに基づく増加	67	69	46
時効の成立	—	—	—
決済	(12)	(29)	(25)
取得において引き受けたポジション	2	12	—
12月31日現在の残高	467	404	349

2013年、2012年及び2011年12月31日現在の未認識税金ベネフィットの残高には、認識されていたら実効税率に影響したであろう税金ベネフィットが、それぞれ304百万ドル、250百万ドル及び226百万ドル含まれていました。

当社は、法人所得税費用の構成要素として法人所得税の事項に関連する利息及び加算金を認識しています。上記の未認識税金ベネフィットに関連して、当社は2013年において(1)百万ドルの利息及び加算金を未払計上し、2013年12月31日現在で、利息及び加算金に係る負債を合計68百万ドル認識しました。当社は2012年において3百万ドルの利息及び加算金を未払計上し、2012年12月31日現在で、利息及び加算金に係る負債を合計69百万ドル認識しました。当社は2011年において10百万ドルの利息及び加算金を未払計上し、2011年12月31日現在で、利息及び加算金に係る負債を合計66百万ドルを認識しました。修正後株式買付契約に基づき、当社は、パークレイズから50百万ドル、及びグッゲンハイムから6百万ドルの未認識税金ベネフィットについて補償を受けました。

ブラックロックは、米国の連邦法人税、州及び地方法人税、並びに複数の課税管轄地域における外国法人税の課税対象となっています。米国連邦法人税については2007年より後の課税年度の税務調査が完了していません。IRSは、2008年及び2009年の調査を実施中で、この件は合同税務委員会の承認を受けなければなりません。BGIグループの2007年から2009年12月1日までの課税年度はIRSの調査を受けています。IRSは調査を実施中で、この件は合同税務委員会の承認を受けなければなりません。

当社は現在、複数の州及び地方の課税管轄地域で調査を受けています。主要な州及び地方法人税の税務調査は、2009年から2010年の課税年度に対するカリフォルニア州の調査、2009年から2011年の課税年度に対するニューヨーク州及びニューヨーク市の調査、及び2007年から2009年の課税年度に対するニュージャージー州の調査です。州及び地方法人税の調査は2007年より前の年度を対象としていません。ブラックロックの連結財務諸表に重要な影響を及ぼす評価につながる州及び地方法人税の調査はないと予想されます。

英国歳入関税庁(以下「HMRC」といいます)は、ブラックロックの様々な英国子会社の2009年から2011年の課税年度について英国法人税の調査を開始しました。連結財務諸表に対するその影響は未確定であるものの、重要な影響を及ぼすことはないと予想されます。

2013年12月31日現在、税務当局の調査の終了又は時効の成立に伴い、今後12ヶ月以内に未認識税金ベネフィットの総額が変動する合理的な可能性があります。経営者は、不確実な税務ポジションに係る既存の負債が、今後12ヶ月以内に約110百万ドルから135百万ドル減少する可能性があるから見積っています。

## 注記22 1株当たり利益

次表は、自己株式方式に基づく、2013年の基本的及び希薄化後EPSの計算を示しています。

(単位：百万ドル、ただし1株当たりのデータを除きます)	2013年
ブラックロックに帰属する当期純利益	2,932
基本的加重平均社外流通株式数	170,185,870株
非参加型RSU及びストック・オプションの希薄化効果	3,643,032株
希薄化後加重平均社外流通株式数合計	173,828,902株
基本的1株当たり利益	17.23ドル
希薄化後1株当たり利益	16.87ドル

次表は、2クラス方式に基づく、2012年及び2011年の基本的及び希薄化後EPSの計算を示しています。

(単位：百万ドル、ただし1株当たりのデータを除きます)	2012年	2011年
ブラックロックに帰属する当期純利益	2,458	2,337
控除：		
普通株式に分配された配当	1,059	1,004
参加型RSUに分配された配当	1	10
ブラックロックに帰属する未分配の当期純利益	1,398	1,323
普通株式に配分される未分配の当期純利益の比率(1)	99.9%	99.1%
普通株式に配分される未分配の当期純利益	1,396	1,311
加算：		
普通株式配当	1,059	1,004
普通株式に帰属する当期純利益	2,455	2,315
基本的加重平均社外流通株式数	174,961,018株	184,265,367株
非参加型RSU及びストック・オプションの希薄化効果	3,056,661株	2,826,292株
転換社債の希薄化効果	-	24,751株
希薄化後加重平均社外流通株式数合計	178,017,679株	187,116,410株
基本的1株当たり利益	14.03ドル	12.56ドル
希薄化後1株当たり利益	13.79ドル	12.37ドル

(1) 普通株主への配分は、普通株式及び参加型証券（特定の配当に対する失効しない権利を含む権利未確定のRSUに対応します）の合計に基づいていました。2012年及び2011年における社外流通参加型証券の平均数は、それぞれ0.2百万株及び1.8百万株でした。

2012年及び2011年について、それぞれ449口及び5,125口のRSUが希薄化後EPSの計算から除外されました。これは、これらを含めた場合に逆希薄化効果が生じるためです。2013年について、逆希薄化効果のあるRSUは存在しませんでした。また、2013年、2012年及び2011年については、逆希薄化効果のあるストック・オプションは存在しませんでした。

## 注記23 セグメント情報

次表は、2013年、2012年及び2011年における投資顧問、管理報酬、有価証券貸付収益及びパフォーマンス報酬、ブラックロック・ソリューションズ及びアドバイザー収益、販売報酬並びにその他の収益を示しています。

(単位：百万ドル)	2013年	2012年	2011年
株式	4,816	4,334	4,447
債券	1,996	1,900	1,659
マルチアセット	1,063	972	914
オルタナティブ投資	1,104	968	864
キャッシュ・マネジメント	321	361	383
投資顧問、管理報酬、有価証券貸付収益 及びパフォーマンス報酬合計	9,300	8,535	8,267
ブラックロック・ソリューションズ及びアドバイザー	577	518	510
販売報酬	73	71	100
その他の収益	230	213	204
収益合計	10,180	9,337	9,081

次表は、2013年、2012年及び2011年における収益合計の地域別内訳を示しています。これらの金額は、法人を基準として集計されており、顧客が居住する地域を必ずしも反映していません。

(単位：百万ドル)	2013年	2012年	2011年
収益			
米州	6,829	6,429	6,064
欧州	2,832	2,460	2,517
アジア・パシフィック	519	448	500
収益合計	10,180	9,337	9,081

次表は、2013年、2012年及び2011年12月31日現在の、のれん及び有形固定資産を含む長期性資産の地域別内訳を示しています。これらの金額は、法人を基準として集計されており、当該資産が物理的に所在する地域を必ずしも反映していません。

(単位：百万ドル)	2013年	2012年	2011年
長期性資産			
米州	13,204	13,238	13,133
欧州	214	166	123
アジア・パシフィック	87	63	73
長期性資産合計	13,505	13,467	13,329

米州は主に米国、カナダ、ブラジル、チリ及びメキシコから成り、欧州は主に英国から成ります。アジア・パシフィックは日本、オーストラリア、シンガポール、香港、台湾、韓国、インド、マレーシア及び中国から成りません。

注記24 抜粋四半期財務データ(未監査)

(単位：百万ドル、ただし1株当たりのデータを除きます)

2013年	第1四半期	第2四半期(1)	第3四半期(2)	第4四半期
収益	2,449	2,482	2,472	2,777
営業利益	909	849	966	1,133
当期純利益	666	706	729	850
ブラックロックに帰属する当期純利益	632	729	730	841
ブラックロック・インクの普通株主に 帰属する1株当たり利益				
基本的	3.69ドル	4.27ドル	4.30ドル	4.98ドル
希薄化後	3.62ドル	4.19ドル	4.21ドル	4.86ドル
加重平均社外流通普通株式数：				
基本的	171,301,800株	170,648,731株	169,811,633株	169,010,606株
希薄化後	174,561,132株	173,873,583株	173,371,508株	172,999,529株
1株当たり配当宣言額	1.68ドル	1.68ドル	1.68ドル	1.68ドル
普通株式の1株当たり株価：				
高値	258.70ドル	291.69ドル	286.62ドル	316.47ドル
安値	212.77ドル	245.30ドル	255.26ドル	262.75ドル
終値	256.88ドル	256.85ドル	270.62ドル	316.47ドル

(単位:百万ドル、ただし1株当たりのデータを除きます)

2012年	第1四半期	第2四半期	第3四半期(3)	第4四半期(4)
収益	2,249	2,229	2,320	2,539
営業利益	815	829	875	1,005
当期純利益	575	560	655	650
ブラックロックに帰属する当期純利益	572	554	642	690
ブラックロック・インクの普通株主に 帰属する1株当たり利益				
基本的	3.19ドル	3.13ドル	3.72ドル	4.02ドル
希薄化後	3.14ドル	3.08ドル	3.65ドル	3.93ドル
加重平均社外流通普通株式数:				
基本的	179,022,840株	177,010,239株	172,359,141株	171,518,278株
希薄化後	181,917,864株	179,590,702株	175,450,532株	175,176,037株
1株当たり配当宣言額	1.50ドル	1.50ドル	1.50ドル	1.50ドル
普通株式の1株当たり株価:				
高値	205.60ドル	206.57ドル	183.00ドル	209.29ドル
安値	179.13ドル	163.37ドル	164.06ドル	177.17ドル
終値	204.90ドル	169.82ドル	178.30ドル	206.71ドル

- (1) 当社は2013年度第2四半期に、ペニーマックのIPOに関連して、持分法適用投資の帳簿価額に係る39百万ドルの非現金の営業外税引前利得を計上しました。慈善寄付に関連して、当社は、124百万ドルの費用及び拠出された投資に係る80百万ドルの非現金の営業外税引前利得を計上しました。さらなる情報については、注記11「その他の資産」を参照してください。また、2013年度第2四半期には、慈善寄付に関連して認識された約57百万ドルの税金ベネフィット、及び主に繰越欠損金の実現による約29百万ドルの税金ベネフィットが含まれていました。
- (2) 2013年度第3四半期には、英国で制定された税法並びに国内の州及び地方の法人税法の変更の影響を含む、一部の繰延税金負債の再評価に主に関連する64百万ドルの非現金税金ベネフィット純額が含まれていました。
- (3) 2012年度第3四半期には、英国で制定された税法、並びに当社の組織構成の変更に起因する州法人税及び地方法人税の税効果を含む、一部の繰延税金負債の再評価に関連する30百万ドルの非現金税金ベネフィット純額が含まれていました。
- (4) 2012年度第4四半期には、当社の特定のSTIFに対する拠出に関連する30百万ドルの一時的な税引前費用、及び主に一部の繰延税金負債の再評価に関連する20百万ドルの非現金税金ベネフィットが含まれていました。

#### 注記25 後発事象

**配当の承認。**2014年1月15日に取締役会は、2014年3月7日現在の登録株主に対して、ブラックロックの四半期配当1.93ドルを2014年3月24日に支払うことを承認しました。

**その他。**当社は、追加的な後発事象の検討を行い、見越計上又は追加的な開示を必要とする追加的な後発事象は発生していないと判断しました。

[前へ](#)

## (3)【管理会社の未監査財務情報】(参考情報)

以下に記載する管理会社の日本語の選択的財務情報は、本書において参考として開示するためにBFAによって作成されたものです。したがって、以下の選択的財務情報は、監査を受けていません。

下記選択的財務情報は、米ドルで作成され表示されていますが、以下の選択的財務情報は、財務諸表等規則第134条の規定に基づき、円換算額を併記しています。日本円への換算に適用した為替相場は、株式会社三菱東京UFJ銀行が米ドルの対円直物電信為替売買相場の仲値として、2014年7月31日に顧客に提示した1米ドル=102.85円です。

## BFAの未監査選択的財務情報

	2012年12月31日 <sup>(1)</sup>		2013年12月31日	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
総資産	10,958	1,127,030	11,272	1,159,325
総負債	2,994	307,933	3,224	331,588
総株主資本	7,964	819,097	8,048	827,737
	2012年12月31日		2013年12月31日	
売上高	1,663	171,040	1,601	164,663
営業利益	464	47,722	1,126	115,809
純利益	295	30,341	719	73,949

(1) 2012年において、のれんおよび無形資産は、BTCの組織再編にともない、同社からBFAに戻されました。

#### 4【利害関係人との取引制限】

**利益相反** BFAは、特定の事業体と利益相反または利益相反の疑いを生じさせる関係にあります。かかる事業体はBFAの関連会社であり、それには、ブラックロック・インクおよびピーエヌシー・フィナンシャル・サービス・グループ・インク(PNC Financial Services Group, Inc.)、かつ各社の関連会社、取締役、パートナー、受託者、経営陣、役員および従業員が含まれます(以下本項目において、総称して「関連会社」といいます。)

BFAおよび関連会社の自身の口座およびそれらが運用する他の口座の管理またはそれらに対する利益における、BFAおよび関連会社の活動は、本ファンドおよびその受益者に不利益を及ぼしうる利益相反の可能性にあります。BFAおよび関連会社は、本ファンドの投資プログラムと類似の投資プログラムを追従しうる他のファンドおよび投資一任口座に対して投資運用サービスを提供します。BFAおよび関連会社は全世界で広範囲の金融サービスおよび資産運用活動に従事しており、通常の業務過程で、それらの利益またはそれらの顧客の利益が本ファンドの利益と相反しうる活動に従事する可能性があります。BFAまたは1もしくは複数の関連会社は、投資家、投資銀行家、リサーチ・プロバイダー、投資マネージャー、金融業者、引受人、アドバイザー、マーケット・メイカー、トレーダー、プライム・ブローカー、レンダー、代理人または行為主体として行為し、または行為する可能性があり、かつ、本ファンドが直接または間接に投資することがある有価証券、通貨およびその他の商品について他の直接および間接の利益を有しています。このように、本ファンドは、BFAまたは関連会社が投資銀行サービスまたはその他のサービスを提供しようとする事業体と複数の取引関係を有し、当該事業体に投資し、当該事業体と取引を行い、当該事業体に関して決議を行い、または当該事業体からサービスを受ける可能性があります。

BFAまたは1もしくは複数の関連会社は、本ファンドの投資目的と類似する投資目的を有する、および/または本ファンドと同じ種類の有価証券、通貨およびその他の商品(1940年法において認められる限りで、他のオープンエンド型およびクローズドエンド型投資運用会社(本ファンドおよびBFAの関連会社である投資会社を含みます。))により発行された有価証券を含みます。)の取引に従事および競合する、自己勘定売買および口座やファンドの助言に従事する可能性があります。BFAおよびかかる関連会社の取引活動は、直接または間接に本ファンドによって保有されているポジションを参照することなく行われるため、BFAまたは関連会社は、特定の有価証券について本ファンドのポジションに不利となるポジションを有する結果になる可能性があります。

いかなる関連会社も、本ファンドと投資機会、投資アイデアまたは投資戦略を共有する義務はありません。それゆえ、関連会社は、適切な投資機会について本ファンドと競合する可能性があります。このことといくつかの他の要因により、本ファンドの投資活動の結果は関連会社および関連会社に運用される他の口座のそれとは異なる可能性があります。本ファンドは、1または複数の関連会社およびその他の口座が投資一任口座またはその他の口座での取引について利益を達成している期間中、損失を被る可能性があります。反対の結果もまたありえます。

本ファンドは、随時、BFAまたは関連会社の顧客との利益が相反する取引を行う可能性があります。さらに、関連会社から助言を受ける顧客によって行われる取引は本ファンドに不利な影響を及ぼす可能性があります。1または複数の関連会社から助言を受ける顧客またはBFAによる取引は、本ファンドの価値、価格または投資戦略を弱めるまたはそれらに不利益を生じさせる結果となる可能性があります。

本ファンドの活動は、1または複数の関連会社に適用される規制上の制限および/または当該制限に従うべく策定される内部方針によって制限される可能性があります。さらに、本ファンドは、関連会社が投資銀行業の関係を築いたもしくは築こうとしている会社、または関連会社が著しい負債もしくは株式投資もしくはその他の持分を有している会社の有価証券に投資する可能性があります。本ファンドはまた、関連会社がリサーチ・カバレッジを提供しているまたは将来提供しうる会社の有価証券に投資する可能性もあります。関連会社は、本ファンドを推奨するまたは本ファンドともしくは本ファンドのために取引を行うディストリビューター、コンサルタントまたはその他の者と取引関係にあり、およびこれらの者からもしくはこれらの者にサービスもしくは商品を購入し、販売または売却し、ならびに当該サービスについて報酬を受ける可能性があります。本ファンドはまた、本ファンドのポートフォリオ投資取引に関連して、関連会社にブローカレッジおよびその他の支払いを行うことがあります。

本受託者会で承認された有価証券貸与プログラムに従い、本ファンドは、本ファンドが当該有価証券貸与プログラムに参加する限りにおいて、BFAの関連会社に本ファンドのための有価証券貸与エージェントとして行為するよう依頼しました。当該サービスについて、かかる貸与エージェントは本ファンドから報酬を受領することができます。それには、貸付有価証券の担保として受領する本ファンドの現金投資から得られる収益に基づく報酬も含まれています。BFAは、現金担保の再投資に係る運用について報酬を受け取ることができます。さらに、1または複数の関連会社は、本ファンドが当該有価証券貸与プログラムに基づいてそのポートフォリオ有価証券を貸し付けうる事業体となる可能性があります。

BFAまたは関連会社の活動は、本ファンドおよびその受益者に不利益を及ぼしうるその他の利益相反を生じさせる可能性があります。BFAは、このような潜在的な利益相反に対処すべく設定された方針および手続きを導入しました。詳細情報については、本ファンドの英文目論見書補完書面をご参照ください。

## 5 【その他】

### (1) 定款の変更

カリフォルニア会社法セクション902に従い、BFAの取締役会および株主により承認された場合、定款は変更される可能性があります。

### (2) 事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

### (3) 出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

### (4) 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

2013年1月18日、テネシー中部地区連邦地方裁判所において、レイバラーズ・ローカル265年金ファンドおよびブラマーズ・アンド・パイプフィッターズ・ローカルNo.572年金ファンドにより、BFA、BTC、ならびに本受託者会およびiシェアーズ・インクの取締役会の現メンバー(以下総称して「被告」といいます。)に対して訴訟が提起されました。訴訟原因は、特に、1940年法のセクション36(a)および36(b)違反です。訴状は、本トラストおよびiシェアーズ・インク、ならびに以下の8ファンドを代理した代表訴訟であると主張しています。iシェアーズ ラッセル・中型株 ETF、iシェアーズ MSCI EAFE ETF、iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF、iシェアーズ ラッセル2000 グロース ETF、iシェアーズ ラッセル2000 バリュエーター ETF、iシェアーズ・コア S&P 中型株 ETF、iシェアーズ・コア S&P 小型株 ETF、およびiシェアーズ 米国不動産 ETF(以下本項目において、総称して「対象ファンド」といいます。)。訴状は、特に、BFAおよびBTCの、対象ファンドに対する証券貸付サービスの提供に関連して過大な手数料を課すことによる同法上の受託者義務違反、それぞれの被告の、当該手数料の取り決めの承認による同法上の受託者義務違反、および証券貸付契約の、同法セクション47(b)に基づく強制執行不能を主張しています。原告は、差し止めによる救済、証券貸付契約の取消し、および金額を特定しない金銭的損害賠償を求めています。被告は主張には根拠がないと考えており、訴訟において当該申立てに対して自身の弁護を積極的に行う予定です。2013年3月11日、被告は訴えを却下するよう申し立てました。2013年8月28日、裁判所は当該訴えを却下しました。原告による訴状修正の申立期限は2013年9月17日でした。原告は申立期限の延長を申請し、裁判所は原告の要求に対して2013年10月17日まで30日間の延長を認めました。原告はかかる期限までに原告の訴状を修正しませんでした。2013年10月24日、裁判所は当該請求を棄却しました。2013年11月8日、原告は控訴を申し立てました。2014年2月13日、原告は、第6巡回区合衆国連邦控訴裁判所に控訴理由書を提出しました。2014年3月17日、被告は答弁書を提出しました。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(アドミニストレーター、カストディアンおよび名義書換代理人)

#### 資本金の額

ステート・ストリートの資本は2014年6月30日現在で29,931千米ドル(3,078,403千円)です。

#### 事業の内容

ステート・ストリートは、世界中のミューチュアル・ファンド、集団投資ファンドおよびその他の投資プール、企業および公的退職金制度、保険会社、財団および基金へのサービスを専門とするマサチューセッツ信託会社として組織されたカストディアン銀行です。ステート・ストリートは、iシェアーズ・ファンドに対してファンド会計、ファンド管理、カストディおよびその他のサービスを提供します。

- (2) ブラックロック・インベストメント・エルエルシー(ディストリビューター)

#### 資本金の額

BRILの構成員の資本は2014年7月31日現在で49,436,531米ドル(5,084,547,213円)です。

#### 事業の内容

BRILは、ミューチュアル・ファンド、ETFおよびルール529プランのための引受人/ディストリビューターです。BRILはプライベート・ファンドのためのプレースメント・エージェントを務めることもあり、また、企業の買収・合併活動に従事することもあります。BRILは、デラウェア州法に基づいて設立された有限責任会社です。BRILは、1934年法に基づくブローカー・ディーラーとしてSECに登録されており、FINRAの会員です。BRILはまた、ブラックロック・インクの間接的完全子会社でもあります。

## 2【関係業務の概要】

**アドミニストレーター、カストディアンおよび名義書換代理人** ステート・ストリートは、マスター・サービス契約およびサービス付属契約に基づき、本ファンドのアドミニストレーター、カストディアンおよび名義書換代理人を務めます。ステート・ストリートの本社は、マサチューセッツ州02210、ボストン、アイアン・ストリート1（1 Iron Street, Boston, MA 02210）です。本トラストとのファンド管理および会計サービスに関するサービス付属契約に従い、ステート・ストリートは、本トラストおよび本ファンドの維持および運営のため、必要な事務、法律、税務会計および財務レポートサービスを提供します。さらに、ステート・ストリートは、かかるサービスを提供するのに必要なオフィス・スペース、設備、人員および施設を利用可能としています。本トラストとのカストディ・サービスに関するサービス付属契約に従い、ステート・ストリートは、別口座にて、本トラストおよび本ファンドの現金、有価証券およびその他の資産を管理し、必要な全ての口座および記録を保管し、ならびにその他のサービスを提供します。ステート・ストリートは、本トラストの指示に従って、ステート・ストリートが保有する有価証券を交付し、および本トラストが本ファンドのために購入する有価証券について支払いを行います。ステート・ストリートは、本ファンドの投資のために、米国外の特定の外国カストディアンまたは外国カストディ・マネージャーを任命する権限があります。本トラストとの名義書換代理サービスに関するサービス付属契約に従い、ステート・ストリートは、本ファンドの承認済および発行済受益証券の名義書換代理人ならびに本トラストの分配金支払代理人として行為します。かかるサービスの報酬として、ステート・ストリートは、一定の自己負担費、取引手数料および毎日発生しBFAによりその運用報酬から毎月支払われる資産ベース料金を受領します。

**ディストリビューター** ディストリビューターの本社は、ニュージャージー州08540、プリンストン、ユニバーシティ・スクエア・ドライブ1です。本ファンドの英文目論見書および上記の「クリエーション・ユニットの設定および償還」のセクションに記載されているように、受益証券は、ディストリビューターまたはその代理人を通して、クリエーション・ユニットでのみ、継続的に販売されます。クリエーション・ユニット未満の数量での本ファンドの受益証券は、一般的にディストリビューターまたはその代理人によって販売されません。ディストリビューターまたはその代理人は、本ファンドの英文目論見書および要求があれば本ファンドの英文目論見書補完書面をクリエーション・ユニットの購入者に交付し、ならびにディストリビューターまたはその代理人への注文記録およびディストリビューターまたはその代理人によって交付された受領確認記録を保管します。ディストリビューターは、1934年法に基づき登録されたブローカー・ディーラーであり、FINRAのメンバーです。

## 3【資本関係】

該当事項はありません。

## 第3【投資信託制度の概要】

### 1. デラウェア州における投資信託の概要

デラウェア籍法定トラストは、デラウェア州法第12編第38章を準拠法とします。第38章の規定の要旨については、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (4)ファンドに係る法制度の概要」をご参照ください。トラストを設立するには、基本証書を締結し、デラウェア州州務長官に信託約款を提出します。デラウェア籍法定トラストは米国の登録された投資運用会社に共通の企業形態です。

### 2. デラウェア籍法定トラストとしてデラウェア州において設立されたミューチュアル・ファンドの制度について

デラウェア籍法定トラストは、法人、パートナーシップと同様、最も広い意味での企業組織です。デラウェア籍法定トラストは株式(受益証券)を発行することができ、自由に譲渡することができます。また株主(受益証券所持者)はトラストの収益から配当を受領することができます。各組織の経営と所有は分離しています。法定トラストを統括する文書に別途規定されている場合を除き、デラウェア籍法定トラストの事業および実務は、かかるトラストの受託者に運営されるか、またはかかる受託者の指導下におかれます。デラウェア籍法定トラスト法第3806項をご参照ください。

また、登録された投資会社(ミューチュアル・ファンド)として、デラウェア籍法定トラストは、1940年法およびその他の関連する連邦法および州法により規律されます。デラウェア籍法定トラストが登録されたミューチュアル・ファンドとして機能する限りにおいて、トラストの受益者は連邦証券法に基づく権利および保護を享受します。連邦法は、SECに提出されるファンド登録届出書内容についての虚偽および誤解を与える記載または重要な事実の脱漏を禁じています。更に、各種証券法は、ミューチュアル・ファンドの募集、販売および広告に関して同様の禁止規定を設けています。

#### (1) デラウェア籍法定トラストの設定

デラウェア籍法定トラストは基本証書(以下「契約および信託宣言」といいます。)およびデラウェア籍法定トラスト法第3810項に基づくトラスト証書の提出により設立されます。契約および信託宣言に定める規定に従い、信託財産を受託者に移転し、受託者は利益の為にトラストを管理・運営し、受益者の保有する受益証券は、自由に譲渡することができます。

契約および信託宣言の中には、トラストの名称、目的、受託者の報酬、権限および責任、受益者総会、受益者の権利、配当金支払い、買戻し、トラストの存続期間・終了、準拠法等に関する規定がおかれるのが一般的です。

ミューチュアル・ファンドとして登録するには1933年法および1940年法に基づき登録届出書をSECに提出しなければなりません。

#### (2) 受益証券の発行

投資信託の受益証券を発行するためには投資信託は英文目論見書を作成しなければなりません。英文目論見書には当該投資信託および受益証券に関する開示事項を記述しなければならず、即ち、受益証券販売手数料、過去10年間(または投資信託運用期間中)の投資信託の経理状況、目的、投資方針、投資制限、受益証券の販売価格、受益証券の販売・買戻しに関する手続、受益証券の所有に伴う配当、課税に関する情報、投資信託の運用およびそれに伴う費用、投資信託の受益証券の内容その他受益証券の購入希望者への提供が望ましい事項が含まれます。

受益証券の発行に係る法令は、連邦証券法、各州のブルー・スカイ・ロー、1986年内国歳入法等です。

受益証券の発行には投資信託が有効な登録届出書を提出済であることを要します。投資信託の発行した各受益証券は他の全ての発行済受益証券と同一の議決権を有します。

### (3) ミューチュアル・ファンドの管理および運営

ミューチュアル・ファンドの管理および運営は通常、投資顧問会社との間に投資顧問契約を締結することにより行われます。投資顧問会社となるためには、1940年米国投資顧問業者法の下で投資顧問業者としての登録を行っていると共に当該投資信託の受託者会および取締役会の承諾を受けていることを要件とします。投資顧問会社は、投資顧問契約に基づき信託資産の管理・運営に関し、監督官庁および受益証券所有者に対する諸々の開示を行います。

投資顧問会社に対しては投資信託の純資産価格に応じて大抵算出される投資業報酬が支払われます。投資顧問会社は通常、投資信託との間に投資信託資産の投資・再投資に関して投資顧問契約を締結します。当該投資および再投資は、投資信託の英文目論見書その他の規制文書に定める投資目的や投資制限に従います。

#### (イ) 資産評価

投資信託の保管会社は受益証券1口当たりの純資産価格を決定します。米国の主要紙はNASDAQ、NYSEおよび情報提供者よりこの価格を入手し毎日掲載します。投資信託の純資産価額は、資産総額から負債総額を差引いて算出します。受益証券1口当たりの純資産価格は、純資産総額を計算時点における発行済受益証券の総口数で除したものです。

#### (ロ) 受益証券の販売、買戻しおよび保管

受益証券の販売は、投資信託の元引受業者との契約に基づき証券業者が行います。投資信託が採択した販売計画に従い、投資信託は元引受業者に販売手数料を支払います。受益証券1口当たりの販売価格は、投資信託が注文を受けた後、最初に計算される1口当たり純資産価格に、必要に応じ、所定の販売手数料を加えたものです。なお、販売価格については英文目論見書に記載されています。

受益証券の買戻しも投資信託の元引受業者を通じて行われ、受益証券1口を単位とし、買戻価格は投資信託が買戻し注文と券面が発行されている場合には当該券面を受領した後、最初に計算される1口当たり純資産価格とします。なお、一定のSECの規則に基づき、投資信託は一定の期間買戻し請求に応じないことができます。元引受業者は買戻しについて手数料を請求することができます。

#### 受益証券の保管

投資家は投資信託の名義書換代行会社が運営ブック・エントリー方式で保有する受益証券を購入することができます。受益証券の券面は受益者の請求ある場合にのみ発行されます。なお、名義書換代行会社は、受益者に対し、受益者の口座明細書を発行します。受益証券の券面が発行された場合は、原則として、当該券面は受益者の責任において保管がなされます。

#### (ハ) 開示制度の概要

受益者に対する開示：1940年法の規定により、投資信託は受益者に対して財務情報を含む運営に関する年次有価証券報告書および半期報告書を送付します。

SECに対する開示：1940年法の規定に基づき、投資信託は年次有価証券報告書および半期報告書により「ファンド」の財務状況および営業活動の詳細を報告します。

#### (4) 受益者の権利およびその行使手続

受益者が受益権を投資信託に対して直接行使するには、受益証券名義人として投資信託に登録されていなければなりません。受益者の権利として代表的なものは議決権ですが、それ以外にも、配当金請求権、残余財産分配請求権、会計帳簿等閲覧請求権、受益証券譲渡権、その他登録届出書(英文目論見書の記載を含みます。)に関する権利などです。

##### 議決権

受益者は、各受益証券に基づき議決権を有し、トラスト、内規およびあらゆる適用ある法律によるファンドの告知のもとに受益者が議決する資格を与えられたいかなる事項に限り、端数持分に応じた議決権を有します。議決権は受益者総会において行使するものとしますが、当該事項に関して議決権を有する発行済受益証券の過半数を保有する受益者の書面による承認があれば総会を開催することなく行使することができます。総会は、受託者または付属定款で指定された者が招集し、投資信託の本店または受託者の指定する場所において開催します。

総会の定足数として法令または規則において別途定める場合を除き、議決権付発行済受益証券の50%以上を保有する受益者が出席することを要し(委任状によるものを含みます。)、法令、信託約款または付属定款に別段の定めがない限り、出席した議決権付発行済受益証券の過半数(委任状によるものを含みます。)をもって決議を行います。

##### 買戻請求権

受益者は何時でも投資信託に対し、受益証券を純資産価格で買戻すことを請求する権利を有します。ただし、投資信託は1940年法に基づくSECの規則により、一定の期間、買戻し請求に応じないことができます。

##### 分配金請求権

受益者は受益証券1口当たり一定の分配金を受領する権利を有します。分配金支払の為の基準日が定められ、支払は、通常、基準日の月または翌月に支払いが実施されます。

##### 残余財産分配請求権

受益者は、償還によりその保有する受益証券の口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有します。

##### 会計帳簿等閲覧請求権

受益者は、信託宣言閲覧権、裁判所の決定に応じた会計帳簿閲覧権および受益者総会の議事録の閲覧権を有します。

##### 受益証券を譲渡する権利

受益証券は譲渡制限はなく、自由に譲渡することができます。

##### 登録届出書に関する権利

1933年法により、登録届出書に重要な事項に関する虚偽の記載または記載すべきもしくは誤解を生ぜしめないための重要な事実の脱漏がある場合、証券の取得者は、当該登録届出書に署名した者、その提出時の発行体の受託者(または同様の地位にあった者)、その作成に関与した者、当該証券の引受人に対し訴訟提起をする権利を有します。

## (5) 関係会社その他

## 管理会社

投資顧問契約に定める条件ならびに投資信託の投資目的および投資制限の下で、投資信託資産の管理・運営を業とする会社です。管理会社は1940年投資顧問業者法の下で投資顧問業者として登録し、かつ受託者会、取締役会、受益者総会の承認を得た者でなければなりません。

## 投資顧問会社

通常は投資管理会社であり、多くの場合投資信託の発起人または設定者です。投資顧問会社の業務は投資管理会社と同様であり、投資顧問契約に定める資産投資の管理および一般管理、事務、記帳、会計等の業務に従事します。

## ディストリビューター

常にではありませんが通常、投資顧問会社との関連を有することが多くあります。引受・販売会社はSECにブローカー/ディーラーとして登録するとともに、FINRAの会員でなければなりません。

## アドミニストレーター、カストディアンおよび名義書換代理人

投資信託は通常、銀行を保管受託銀行に指定し、受益証券その他の資産を保管させます。銀行が保管受託銀行となるには、合計50万米ドル以上の資本、剰余金、利益を有し、また米国の国法証券取引所の会員であることを要するか、または米国の国法証券取引所の設立にかかる中央証券保管機関(Depository Trust Clearing Corporation)もしくは米国証券協会の登録会員であることを要します。

## (6) 準拠法および監督官庁

## (イ) デラウェア籍法定トラストとして設定されたミューチュアル・ファンドの設立、運営等に関する準拠法

デラウェア籍法定トラストは、デラウェア州法により設立され、その規制を受けます。ミューチュアル・ファンドとしての運営については1940年法、同法の下における諸規則の全面的な規制を受けており、さらに受益証券の販売に関して、1933年法、1934年法および各州のブルー・スカイ・ロー(米国の各州の証券法)ならびにこれらに係る諸規則の規制を受けます。さらに、デラウェア籍法定トラストおよびその受託者は、裁判例を通じて確立したコモン・ローの原則の適用を受けることがあります。

準拠法の主な内容は以下の通りです。

デラウェア籍法定トラスト法(デラウェア州法第12編第38章以下参照(デラウェア籍法定トラストの取扱い))

1988年1月1日以降、デラウェア州ではデラウェア籍法定トラストを明確に承認した法定トラスト法を採用しています。法定トラスト法の主要な目的は、コモン・ローの近代化、およびデラウェア州法の体系化により商業活動におけるトラストの利用に関して確実性をもたらすことです。

法定トラスト法は法定トラストの信託契約に対して、あらゆる適切な、受託者および受益者の権利義務の設定を許可しています。法定トラストに関連する文字どおり全ての事象に関して、受託者および受益者の議決権ならびに全ての該当クラスまたはシリーズは、拡大、制限または削減することができます。かかる融通性は、義務的条項に制限されることの多い、非主流的な商業組織およびコモン・ロー・トラストに対して有利となります。

法定トラスト法の下では、デラウェア籍法定トラストの受益者は、デラウェア州企業の株主と同様の個人的責任の限定を受けます。信託約款に別途の規定がない限り、法定トラストは、当該法定トラストの責務を負わない受託者に運営され、またはかかる受託者の指導下におかれます。法定トラスト法は、受益者の最低1名がデラウェア州に居住していることを規定しています。ただし、登録された投資会社であるかまたは将来的に登録された投資会社となるトラストについてはこの規定の適用は除外されます。受益者の義務は信託約款に規定されます。さらに信託約款は、かかる信託約款が規定する権利、権限および義務を有して当該法定トラストを運営する役員、従業員またはその他の人物の任命を規定することもできます。

法定トラストの運営に責任を有する受託者またはその他の人物が、当該法定トラストまたは受益者に関連して有する義務(信用上の義務も含みます。)および責務に関しては、かかる人物の責任は信託契約により拡大または縮小することができます。加えてかかる人物は、その誠意のもと、信託契約の条項への責務は有しません。

#### デラウェア州コモン・ロー

コモン・ローは米国各州の裁判所の判例によって形成された不文法の体系です。デラウェア州裁判所によりなされた判断を通じて形成された一定の法理論は、デラウェア籍法定トラストおよびかかるトラストの受託者に適用されます。

#### 1940年法

1940年法は、( )投資会社の財務内容およびその基本方針の開示、( )SECに対する登録届出書の提出、( )SECおよび受益者に対する特定の報告書の提出および交付を要求し、投資会社が業務の性格その他の基本方針を受益者の承認なく変更することを一般的に禁止し、また信託資産の保管およびより職務的な投資信託の業務および運営に関する規則を含んでいます。

#### 1933年法

1933年法は、証券の販売に関する規制を定めています。同法は、登録届出書(英文目論見書を含みます。)により、公衆に対して証券の募集を行う会社に対し、当該会社および当該証券についての情報の開示を要求しています。1933年法は詐欺的な記載または行為を違法としています。

#### 1934年法

1934年法は、流通市場での受益証券の売買および委任状勧誘資料の使用について規制しています。また、同法は、公開会社のSECおよび株主に対する定期的な報告を求めています。さらに、同法は企業内部情報の不当な利用その他の詐欺的行為の規制、証券市場の監視、証券ブローカーおよび証券業者に関する広範な規制を行っています。

#### 1986年内国歳入法

同法は、投資会社の課税措置を定める規定があります。

## (ロ) 監督官庁の概要

登録投資会社として運営されるデラウェア籍法定トラストは、SECおよび米国諸州の証券監督当局の監督に服します。

## SEC

## )登録(1940年法 第8条(a)および(b))

投資会社は登録通知を提出して登録をしなければなりません。投資信託は、受益証券を公衆に販売するために、登録届出書をSECに提出し、その届出書が効力を生じていなければなりません。登録届出書は様式N-1Aに従い、同様式、1933年法および同法規則で定める事項を記載しなければなりません。SECは登録届出書を審査し、登録届出書様式N-1Aの記載要件に適合しない場合は補正命令を発したまたは効力停止処分に付することができます。登録届出書様式N-1AのA項の記載はそれぞれ英文目論見書(パートA)、追加情報報告書(パートB)および別紙(パートC)を構成します。

## )登録投資会社の登録の停止または取消し(1940年法 第8条(e))

投資会社が登録届出書または報告書の提出を怠った場合に、もしくは完全に虚偽の記載がある場合は、SECの命令により登録会社としての登録資格を停止または取り消されることがあります。

## )受託者および役員に対する監督(1940年法 第9条(b))

SECは受託者や役員が故意に連邦証券法に違反する行為を行った時は、その在職を禁止することができます。

## )事業活動の監督(1940年法 複数条)

SECは、証券の分配金支払い、買戻し、関係会社との取引、投資顧問との関係、他の投資会社の保有、資本構成、優先証券の発行、貸借、資産の管理、信用保険等の投資会社による事業活動を総合的に規制しています。

## )定期報告書(1940年法 第30条)

SECは、年次報告書等の提出を要求しています。また、かかる報告書の内容に関する規制を制定し、監督権限を行使しています。

## 州の証券監督当局

## )免許制に関する規定

ブローカー、ディーラー、証券販売外務員および投資顧問に対し州の免許の取得、または少なくとも州機関における登録がほとんどの州において必要とされています。

## )証券の登録に関する規定

50州の各州において、合法的に受益証券を販売または募集する前に、SECに受益証券を登録し、受益証券の有効性を通知しなければなりません。

## )詐欺的行為の防止に関する規定

一般的に、ブルー・スカイ・ローは、証券販売に関する詐欺的行為に関し罰金刑および/もしくは自由刑の課せられる起訴、差止命令、供託金支払命令、免許または登録の一時停止または取消、私法上の損害賠償責任等の制裁に関し規定しています。

## (7) 解散、終了その他

## (イ) 解散および終了

デラウェア籍法定トラスト法の下では、法定トラストの解散および終了には契約および信託宣言が適用されます。契約および信託宣言ならびに適用される証券法の条項に従い、トラストを解散または終了するには、トラストの受託者会および取締役会の承認、受益証券所有者への通知ならびにSECに対する関係書面の提出を要することがあります。トラストを清算するには受益証券所有者に投資信託の全資産を分配することを要します。

## (ロ) 信託約款の修正

法定トラストの契約および信託宣言への変更は、契約および信託宣言ならびに適用される証券法の規定が適用され、適用される契約および信託宣言ならびに証券法の条項に従い、受託者会の決議または書面による承認により修正されますが、受益証券所有者の利益を害するおそれがあるか、または1940年法により要求される特定の事項については、発行済受益証券の過半数決議による承認に従います。

## (8) デラウェア籍法定トラストに対する課税

投資信託は、内国歳入法セクション851に定める要件に合致すればRICとして適格となります。ファンドが全ての純投資収益および純課税キャピタル・ゲイン(もしあれば)を毎年投資家に分配していれば、連邦所得税の対象から免除されます。投資信託が投資家に支払う利益からの配当金および短期純収益からの分配金は通常の収入として課税対象となります。また、投資家が受領する長期純収益金からの分配金は、保有期間にかかわらず長期のキャピタル・ゲインとして課税対象となります。

## 第4【参考情報】

当計算期間において、以下の金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を関東財務局に提出しております。

有価証券届出書

平成25年11月13日に関東財務局長に提出

## 第5【その他】

該当事項はありません。

（訳文）

独立登録会計事務所の監査報告書

iシェアーズ・トラストの受益者および受託者会各位

私どもの意見では、添付の資産負債計算書(要約および投資明細表を含みます)、ならびに関連する損益計算書、純資産変動計算書および財務ハイライトは、全ての重要な点において、2013年3月31日現在のiシェアーズ ラッセル トップ 200 インデックス・ファンド、iシェアーズ ラッセル トップ 200 グロース・インデックス・ファンド、iシェアーズ ラッセル トップ 200 バリュール・インデックス・ファンド、iシェアーズ ラッセル 1000 インデックス・ファンド、iシェアーズ ラッセル 1000 グロース・インデックス・ファンド、iシェアーズ ラッセル 1000 バリュール・インデックス・ファンド、iシェアーズ ラッセル 2000 インデックス・ファンド<sup>(1)</sup>、iシェアーズ ラッセル 2000 グロース・インデックス・ファンドおよびiシェアーズ ラッセル 2000 バリュール・インデックス・ファンド(以下「ファンド」)の財政状態、ならびに同日に終了した会計年度におけるそれぞれの経営成績、同日に終了した2年間の各会計年度におけるそれぞれの純資産の変動および表示される各期間のそれぞれの財務ハイライトを、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して、適正に表示しているものと認めます。これらの財務書類および財務ハイライト(以下「財務書類」)の作成は、ファンドのマネジメントに責任があります。私どもの責任は、私どもの実施した監査に基づいて、これらの財務書類についての意見を表明することです。私どもは、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に準拠して、これらの財務書類の監査を実施しました。この基準は、私どもに、財務書類に重要な虚偽の表示がないか否かについて合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求します。監査には、財務書類の金額および開示を裏付ける根拠の試査による検証、適用された会計原則およびマネジメントが行った重要な見積りの検討、ならびに財務書類全般の表示に関する評価が含まれます。私どもは、上述の監査(カストディアン、名義書換代理人およびブローカーに対する2013年3月31日現在の書面による有価証券の確認を含みます。)が、私どもの意見に対する合理的な基礎を提供しているものと確信しています。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー  
カリフォルニア州サンフランシスコ  
2013年5月22日

注(1) iシェアーズ ラッセル 2000 インデックス・ファンド(iShares Russell 2000 Index Fund)は、本国における年次報告書公表後に名称変更され、現在の名称はiシェアーズ ラッセル 2000 ETF(iShares Russell 2000 ETF)です。

iシェアーズ・トラストは各ファンドによって構成されているため、上記の監査報告書はiシェアーズ・トラストおよび各ファンドの財務書類を監査対象としています。ファンドの原文の財務書類には、現在構成する全てのファンドの情報が掲載されていますが、日本文の財務書類には日本で販売されたファンドの情報のみが掲載されています(ただし、「財務書類に対する注記」を除きます。 )。

[次へ](#)

# Report of Independent Registered Public Accounting Firm

To the Shareholders and Board of Trustees of  
iShares Trust:

In our opinion, the accompanying statements of assets and liabilities, including the summaries and schedules of investments, and the related statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights present fairly, in all material respects, the financial position of the iShares Russell Top 200 Index Fund, iShares Russell Top 200 Growth Index Fund, iShares Russell Top 200 Value Index Fund, iShares Russell 1000 Index Fund, iShares Russell 1000 Growth Index Fund, iShares Russell 1000 Value Index Fund, iShares Russell 2000 Index Fund, iShares Russell 2000 Growth Index Fund, and iShares Russell 2000 Value Index Fund (the “Funds”), at March 31, 2013, the results of each of their operations for the year then ended, the changes in each of their net assets for each of the two years in the period then ended and their financial highlights for each of the periods presented, in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America. These financial statements and financial highlights (hereafter referred to as “financial statements”) are the responsibility of the Funds’ management; our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audits. We conducted our audits of these financial statements in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, and evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits, which included confirmation of securities at March 31, 2013 by correspondence with the custodian, transfer agent and brokers, provide a reasonable basis for our opinion.

PricewaterhouseCoopers LLP  
San Francisco, California  
May 22, 2013

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出会社が別途保管しています。

[次へ](#)

ブラックロック・インクの前期財務諸表に対する監査報告書は、当期財務諸表に対する監査報告書をご参照  
ください。

[前へ](#)

( 訳文 )

## 独立登録会計事務所の監査報告書

iシェアーズ・トラストの受益者および受託者会各位

私どもの意見では、添付の資産負債計算書(要約および投資明細表を含みます)、ならびに関連する損益計算書、純資産変動計算書および財務ハイライトは、全ての重要な点において、2014年3月31日現在のiシェアーズ ラッセル トップ 200 ETF、iシェアーズ ラッセル トップ 200 グロース ETF、iシェアーズ ラッセル トップ 200 バリュール ETF、iシェアーズ ラッセル 1000 ETF、iシェアーズ ラッセル 1000 グロース ETF、iシェアーズ ラッセル 1000 バリュール ETF、iシェアーズ ラッセル 2000 ETF、iシェアーズ ラッセル2000 グロース ETFおよびiシェアーズ ラッセル 2000 バリュール ETF(以下「ファンド」)の財政状態、ならびに表示される各期間のそれぞれの経営成績、純資産の変動および財務ハイライトを、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して、適正に表示しているものと認めます。これらの財務書類および財務ハイライト(以下「財務書類」)の作成は、ファンドのマネジメントに責任があります。私どもの責任は、私どもの実施した監査に基づいて、これらの財務書類についての意見を表明することです。私どもは、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に準拠して、これらの財務書類の監査を実施しました。この基準は、私どもに、財務書類に重要な虚偽の表示がないか否かについて合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求します。監査には、財務書類の金額および開示を裏付ける根拠の試査による検証、適用された会計原則およびマネジメントが行った重要な見積もりの検討、ならびに財務書類全般の表示に関する評価が含まれます。私どもは、上述の監査(カストディアン、名義書換代理人およびブローカーに対する2014年3月31日現在の書面による有価証券の確認を含みます。)が、私どもの意見に対する合理的な基礎を提供しているものと確信しています。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

カリフォルニア州サンフランシスコ

2014年5月22日

iシェアーズ・トラストは各ファンドによって構成されているため、上記の監査報告書はiシェアーズ・トラストおよび各ファンドの財務書類を監査対象としています。ファンドの原文の財務書類には、現在構成する全てのファンドの情報が掲載されていますが、日本文の財務書類には日本で販売されたファンドの情報のみが掲載されています(ただし、「財務書類に対する注記」を除きます。)

[次へ](#)

# Report of Independent Registered Public Accounting Firm

To the Shareholders and Board of Trustees of  
iShares Trust:

In our opinion, the accompanying statements of assets and liabilities, including the summaries and schedules of investments, and the related statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights present fairly, in all material respects, the financial position of iShares Russell Top 200 ETF, iShares Russell Top 200 Growth ETF, iShares Russell Top 200 Value ETF, iShares Russell 1000 ETF, iShares Russell 1000 Growth ETF, iShares Russell 1000 Value ETF, iShares Russell 2000 ETF, iShares Russell 2000 Growth ETF and iShares Russell 2000 Value ETF (the “Funds”) at March 31, 2014, the results of each of their operations, the changes in each of their net assets and their financial highlights for each of the periods presented, in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America. These financial statements and financial highlights (hereafter referred to as “financial statements”) are the responsibility of the Funds’ management; our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audits. We conducted our audits of these financial statements in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, and evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits, which included confirmation of securities at March 31, 2014 by correspondence with the custodian, transfer agent and brokers, provide a reasonable basis for our opinion.

PricewaterhouseCoopers LLP  
San Francisco, California  
May 22, 2014

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出会社が別途保管しています。

[次へ](#)

## 独立登録公認会計事務所の報告書

ブラックロック・インクの取締役会及び株主各位：

私たちは、添付のブラックロック・インク及びその子会社（以下「会社」といいます）の2013年及び2012年12月31日現在の連結財政状態計算書、並びに2013年12月31日をもって終了した期間における各3事業年度の関連する連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行いました。これらの財務諸表の作成責任は会社の経営者にあります。私たちの責任は、私たちの監査に基づいてこれらの財務諸表に対する意見を表明することにあります。

私たちは、公開企業会計監視委員会（米国）の基準に準拠して監査を行いました。これらの基準は、私たちが、財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し監査を実施することを求めています。監査は、財務諸表の金額及び開示を裏付ける証拠を試査に基づいて検証することを含んでいます。また、監査には使用された会計原則及び経営者によって行われた重要な見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を評価することが含まれます。私たちは、監査が私たちの意見のための合理的な基礎を提供すると判断しています。

私たちの意見では、上記の連結財務諸表が、アメリカ合衆国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、2013年及び2012年12月31日現在のブラックロック・インク及びその子会社の財政状態、並びに2013年12月31日をもって終了した期間における各3事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローをすべての重要な点において適正に表示しています。

私たちはまた、公開企業会計監視委員会（米国）の基準に準拠して、トレッドウェイ委員会組織委員会によって公表された「内部統制 - 統合的枠組み（1992年版）」において確立された基準に基づいて、2013年12月31日現在における会社の財務報告に係る内部統制の監査を行い、私たちの2014年2月28日付報告書は、会社の財務報告に係る内部統制について無限定適正意見を表明しました。

(署名)

デロイト・アンド・トウシュ LLP  
ニューヨーク州ニューヨーク  
2014年2月28日

[前へ](#)

[次へ](#)

## REPORT OF INDEPENDENT REGISTERED PUBLIC ACCOUNTING FIRM

To the Board of Directors and Stockholders of BlackRock, Inc.:

We have audited the accompanying consolidated statements of financial condition of BlackRock, Inc. and subsidiaries (the "Company") as of December 31, 2013 and 2012, and the related consolidated statements of income, comprehensive income, changes in equity, and cash flows for each of the three years in the period ended December 31, 2013. These financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, such consolidated financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of BlackRock, Inc. and subsidiaries at December 31, 2013 and 2012, and the results of their operations and their cash flows for each of the three years in the period ended December 31, 2013, in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America.

We have also audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States), the Company's internal control over financial reporting as of December 31, 2013, based on criteria established in *Internal Control – Integrated Framework (1992)* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission and our report dated February 28, 2014 expressed an unqualified opinion on the Company's internal control over financial reporting.

/s/ Deloitte & Touche LLP

New York, New York  
February 28, 2014

[前へ](#)